

平成 24 年度  
川崎市包括外部監査の結果報告書

廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る

事務の執行について

平成 25 年 1 月 25 日

川崎市包括外部監査人

公認会計士 川口 明浩

## 目 次

	頁
<b>第1 外部監査の概要</b> . . . . .	<b>1</b>
1. 外部監査の種類 . . . . .	1
2. 選定した特定の事件（テーマ） . . . . .	1
3. 事件を選定した理由 . . . . .	1
4. 外部監査の方法 . . . . .	3
5. 外部監査の実施期間 . . . . .	5
6. 外部監査の補助者 . . . . .	5
<b>第2 廃棄物対策及びリサイクルの推進に関する概要</b> . . . . .	<b>6</b>
1. 廃棄物対策の概要について . . . . .	6
（1）廃棄物対策の歩みについて . . . . .	6
（2）ごみ収集・運搬施設（5 収集事業所）について . . . . .	7
（3）廃棄物中継（1 か所）・ごみ焼却施設（4 か所）について . . . . .	9
（4）鉄道輸送について . . . . .	11
（5）埋立処分施設（1 か所）について . . . . .	12
（6）し尿・浄化槽施設（2 か所）について . . . . .	14
（7）仮設トイレの整備状況について . . . . .	15
（8）公衆トイレについて . . . . .	16
2. リサイクル推進の概要について . . . . .	17
（1）リサイクル推進の歩みについて . . . . .	17
（2）資源化処理施設（5 か所）について . . . . .	17
3. 余熱利用市民施設（2 か所）の概要について . . . . .	18
（1）堤根余熱利用市民施設（ヨネッティー堤根）について . . . . .	18
（2）王禅寺余熱利用市民施設（ヨネッティー王禅寺）について . . . . .	19
4. 普及啓発施設の概要について . . . . .	20
（1）橘リサイクルコミュニティセンターについて . . . . .	20
（2）かわさきエコ暮らし未来館について . . . . .	21
5. 廃棄物指導業務の概要について . . . . .	21
6. 組織機構の概要について . . . . .	22
7. 予算・決算の概要について . . . . .	23
（1）環境費（廃棄物関係）の推移について . . . . .	23
（2）原価計算情報について . . . . .	24
8. 一般廃棄物処理計画について . . . . .	25

<b>第3 外部監査の結果</b>	<b>27</b>
<b>I 外部監査の総括</b>	<b>27</b>
1. 今年度の外部監査の実施及びその結果の特徴について	27
2. 環境局の経営努力について	29
(1) 現場視察等で把握された経営努力事例について	29
(2) 廃棄物対策事業のこれまでの改革について	30
<b>II 廃棄物対策に係る監査結果について</b>	<b>32</b>
<b>II-1. ごみ収集・運搬業務及び廃棄物中継業務について</b>	<b>32</b>
1. 生活環境事業所における普通ごみ等の収集・運搬業務等について	32
(1) 収集計画について	32
(2) 人件費管理及び職場環境の改善について	53
(3) 普通ごみ及び空き缶・ペットボトルの直営収集作業の効率性について	60
(4) 各生活環境事業所における「生活環境推進係」の業務について	63
(5) ごみ収集車等の整備及び管理について	66
2. し尿収集処理業務及び浄化槽清掃等維持管理業務について	71
(1) し尿収集処理業務及び浄化槽清掃等維持管理業務について	71
(2) 浄化槽清掃等業務のあり方について	76
3. 中継輸送業務について	83
4. 鉄道輸送業務について	94
<b>II-2. 処理センターにおけるごみ焼却等業務について</b>	<b>100</b>
1. 王禅寺処理センターの建設整備について	100
2. 焼却処理施設の維持管理について	109
3. 旧王禅寺処理センターの財産管理のあり方について	112
4. 処理センターにおける行政財産の貸付について	114
5. 処理センターにおける消耗品及び材料品の管理について	118
6. 土地借り上げ契約について	124
7. 汚染負荷量賦課金について	126
8. 人件費の管理について	128
9. 設備運転管理業務のあり方（業務委託化）について	134
10. 余熱利用市民施設に係る指定管理業務の管理状況について	144
11. 事業用薬剤購入及び使用状況について	165
12. 化学防護服・耐候性大型土嚢袋の管理について	169
13. ボイラ等管理業務委託について	172
<b>II-3. 埋立処分業務について</b>	<b>174</b>
1. 海面埋立業務委託について	174
2. 浸出液処理施設業務委託について	184

3.	浮島埋立事業所における排水処理施設直営実施について	187
II-4.	廃棄物指導業務について	190
1.	廃棄物指導業務について	190
II-5.	物品管理について	197
1.	物品管理について	197
II-6.	リース物件等の事務処理について	214
1.	監視カメラ及び車両等事業用備品のリース事務について	214
2.	車両の購入から納品までの事務処理について	224
3.	災害時対策車両の確保方針について	226
II-7.	収入未済（債権）管理について	228
1.	廃棄物等処理手数料の徴収・管理について	228
2.	火災ごみの撤去・運搬費用等請求に伴う収入未済（債権）管理について	238
<b>III</b>	<b>リサイクル推進に係る監査結果について</b>	<b>243</b>
III-1.	資源物のリサイクル推進について	243
1.	資源物及び粗大ごみの収集・運搬及び処理業務委託等について	243
2.	減量化施策について	269
3.	集団回収業務（報償金と奨励金のあり方等）について	286
III-2.	リサイクル推進に係る指定管理業務について	293
1.	橋リサイクルコミュニティセンターの管理状況について	293
2.	リサイクルビレッジ堤根の管理状況について	298
III-3.	粗大ごみの収集業務について	302
1.	粗大ごみ処理券の管理状況について	302
<b>第4</b>	<b>利害関係について</b>	<b>311</b>

## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

#### （1）外部監査対象

廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について

#### （2）外部監査対象期間

自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日

但し、必要があると判断した場合には、平成22年度以前に遡り、また、平成24年度予算の執行状況についても対象とした。

### 3. 事件を選定した理由

川崎市における廃棄物対策事業は、環境局が所管する事業であり、川崎市民の日常生活等に伴って排出される廃棄物及び資源物の収集・運搬、処理及び処分並びに廃棄物処理業者の許可・指導等を行い、併せて、これらの行政コストを削減し、また、環境への負荷を低減させるために、廃棄物の発生・排出抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の推進に挑戦している事業である（「かわさきチャレンジ・3R」（平成17年度から平成27年度まで）等）。

廃棄物等の処理のためには、多くの人員・車両等の機材、処理・処分施設が稼働しなければならない。例えば、廃棄物等の収集・運搬部門では、南部生活環境事業所等5か所の生活環境事業所が、廃棄物中継施設としては加瀬クリーンセンターが、焼却施設としては浮島処理センター等4か所の処理センターが、そして、埋立処分施設としては浮島第2期廃棄物埋立処分場が現在稼働している。また、資源物の処理施設としては、南部リサイクルセンター等5か所の処理施設が稼働している。

このように廃棄物対策事業は、収集・運搬職員等の労働集約的な行政と諸処理施設等の施設・設備集約的な行政の典型例のひとつであり、毎年度少なからざる予算が投入されている。例えば、平成23年度環境費予算額は約224億円であり、一般会計総

予算額に占める割合は約 3.6%であった。当該割合の過去の推移も、施設整備・建設を大きく実施した年度を除けば、概ね 3%前後から 4%台で推移している。それらの予算のうち、施設整備・建設費を除けば、人件費や施設・設備運営管理経費が大きな割合を占めている。このように廃棄物対策事業には経常的に大きな予算が投入されており、川崎市における重要な行政分野のひとつと考えられる。

また、処理センター等の施設整備・建設にかかる経費も施設の老朽化に伴い計画的に予算化し執行されなければならない。そして、施設整備・建設に伴う市債（環境債）残高及び利払費用等にも留意する必要がある（平成 23 年度末現在高見込額：約 339 億円（一般会計全体の 3.4%）、平成 22 年度利子負担約 3.3 億円）。環境局では現在ごみ処理施設の整備方針を策定し、年間ごみ焼却量 37 万トンという将来の目標管理やストックマネジメントに基づく施設の長寿命化により、平成 27 年度から 3 処理センター体制を目指している。その中で、経費節減効果（約 720 億円/40 年間）及び環境負荷低減効果（CO<sub>2</sub>削減量約 36,300t-CO<sub>2</sub>/年）を見込んでいる。このような計画的整備計画やその効果測定等が、合理的で効果的であるためには、廃棄物の発生・排出抑制等の推計の合理性及び処理計画と実績推移との関係を精査する必要がある。

一方、廃棄物対策事業が現在直面している課題については、まず、短期的には資源物を含めた総排出量が依然として高水準であるため、発生・排出抑制策を効果的に実施しなければならないという課題がある。「かわさきチャレンジ・3R」では、平成 15 年度を基準にして平成 27 年度までに、市民 1 人・1 日当たりごみ排出量を 180g 減量し、1,128g を目標値としている。同じく資源化量は、平成 27 年度までに資源化率を 35%とし、20 万トンの資源化量を目標としている。焼却量の削減目標は 13 万トン削減し、平成 27 年度で 37 万トンとしている。そのうち、市民 1 人・1 日当たりごみ排出量については、既に平成 20 年度で目標値を達成し、平成 22 年度では 1,041g/人・日とさらに減少しているため、現在、新たな目標値を策定中である。このようなごみ排出量や焼却量等の目標値の相互の有機的関連性についても検証の必要性があるものとする。また、長期的な課題としては、浮島廃棄物埋立処分場が平成 60 年度に満杯となり、その後、市内に新たな埋立処分場を確保することは困難な状況であるということである。

このように、川崎市民の日常生活等に伴って発生し排出される廃棄物及びリサイクル等の対策は、地球環境にやさしい持続可能な循環型社会の構築に向けた重要な行政施策であり、財務的にも重要な事業であるため、廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行に対して、外部監査を実施することは意義が大きいものと判断し、特定の事件として選定するものである。

## 4. 外部監査の方法

### (1) 監査の視点

廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る財務に関する事務の執行についての主な監査の視点は次のとおりである。

- ① 廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る財務に関する事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に従い処理されているかどうかについて
- ② 廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る財務に関する事務の執行が、経済性・効率性及び有効性を考慮して実施されているかどうかについて
- ③ 廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る財務に関する事務の執行が、その行政目的である廃棄物の排出抑制及び資源物の発生抑制、再利用及び再使用を達成するために、社会に対して効果的に働きかけているかどうかについて

### (2) 主な監査手続等

特定の事件に対する監査手続としては、外部監査の本旨である財務監査を実施するために、廃棄物対策及びリサイクル推進事業に係る事務の執行に対して、合规性（法令及び条例等への準拠性）監査を実施した。併せて、当該事務の執行が経済性・効率性及び有効性の視点から改善の余地はないか等について検証した。具体的には次のとおりである。

まず、廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る財務に関する事務の執行を監査するために、監査対象の各担当課に対して、予算・決算の状況及び各種計画等の策定・実施状況について説明を受け、必要と考えられる資料（一般廃棄物処理基本計画等に係る資料、時間外勤務手当及び特殊勤務手当等人件費関連資料、物品管理関連資料、業務委託及び工事請負契約等に係る資料並びに一般廃棄物等に係る原価計算関連資料等）を依頼し、これらの資料の閲覧・分析の過程で質問等の監査手続を行った。

次に、廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る全ての施設等（17 か所）を視察し、管理体制及び事業執行状況等について、関連資料により説明を受け、質問を行い、内部統制の状況及び事務執行状況を実地で把握した。

また、一般廃棄物及び資源物の収集・運搬業務を計画、実施及び評価の各側面について検証するために、当該業務の過程で収集されるデータ等を活用し、集計・分析して、各生活環境事業所の特性分析及び課題分析を実施し、併せて目標管理の方向性等を提案した。

### (3) 監査の結果

監査の結果については、「第3外部監査の結果」(27頁以降)に記載しているとおりにある。その中で記載した指摘事項及び付随する意見は、基本的に環境局に対する指摘事項等である。しかし、環境局が執行する事務は、川崎市の市長部局に共通するルールに基づき実施されるものであり、指摘事項等の中には、そのルールに対する準拠性に係る指摘事項等だけではなく、ルールのあり方そのものに対する意見等も含まれている。そのような項目として次のような項目であった。

- ① 指定管理業務の管理状況について(147～165頁)  
例えば、事業別実績報告と予算・決算分析等による業務評価等
- ② 貸与被服の在庫管理について(200～204頁)  
例えば、各生活環境事業所に事実上保管されている貸与被服の管理の規則上の位置づけ等
- ③ 消耗品出納簿への登載について(204～205頁)  
例えば、局独自に購入している被服の消耗品出納簿への登載義務と現在実施している受払管理の位置づけ等
- ④ 廃棄物車両の売却の手法について(222～223頁)  
例えば、不用品に組み替えた廃棄物車両を環境局で売却し、局の特定財源とする手法等
- ⑤ 廃棄物処理施設の建設に伴う事業者選定、入札及び契約手法について(102～109頁)  
例えば、処理センターの建替え時に実施している技術評価等の段階でコスト面を含めたVE(バリュー・エンジニアリング：最少のコストで必要な機能を確保する組織的努力)手法の導入等
- ⑥ 勤怠管理について(86～89頁)  
例えば、加瀬クリーンセンターにおける早朝出勤の取扱いについて、地方公務員法及び川崎市職員服務規程等に規定される職員の服務の基本基準等に基づく職務専念義務等の確認事項の徹底

### (4) 監査対象

#### ① 監査対象項目

廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行を監査対象とした。



## ② 監査対象部局

環境局（特定の事件に係る所管部門）

## ③ 監査対応総括部門

環境局総務部庶務課（外部監査対象局における総括部門）

監査事務局行政監査課（外部監査実施過程における総括部門<sup>注</sup>）

総務局行財政改革室（外部監査制度総括部門）

注：外部監査人の監査の事務への協力（地方自治法第 252 条の 33）

## 5. 外部監査の実施期間

自 平成 24 年 6 月 21 日 至 平成 25 年 1 月 24 日

## 6. 外部監査の補助者

後藤 貞明（公認会計士）

須田 徹（弁護士）

氏家美千代（公認会計士）

久保 睦江（公認会計士）

古屋 尚樹（公認会計士）

山田 英裕（公認会計士）

井之下 健（公認会計士）

松原 創（公認会計士）

豊田 泰士（弁護士）

松井麻里奈（弁護士）

## 第2 廃棄物対策及びリサイクルの推進に関する概要

### 1. 廃棄物対策の概要について

#### (1) 廃棄物対策の歩みについて

市の廃棄物処理事業は、明治33年4月施行の「汚物掃除法」が旧川崎町他に適用されたことに始まり、当初は民間の塵芥業者等が処理を行った。大正13年7月、市制施行時に庶務課衛生係が発足。昭和13年、民間業者からごみの営業権を、同25年にはし尿の営業権を全て接收し、市の直営事業として、収集運搬、処理処分を行ってきた。

昭和の中期以降は総合的な環境衛生対策と位置づけ、いち早く機械式のごみ収集車両を導入する他、南北に細長い地形から4つのごみ焼却施設を配置し、生ごみの毎日収集や可燃物の全量焼却体制を全国に先駆けて確立する等、近代的な処理システムの構築に努めてきた。昭和60年からの5年間は、好調な経済動向及び生活様式の多様化から、ごみ量が毎年5%を超える勢いで増加した。また、地球環境問題への関心が高まり、使い捨て文化や大量廃棄社会への反省から、ごみの減量とリサイクルの推進が大きな社会的要請のひとつとなった。

市では、平成2年6月に「ごみ非常事態」を宣言して、市民、事業者の方々にごみの減量化・資源化の推進への協力を積極的に働きかけるとともに、平成4年には、廃棄物条例を、資源循環型社会の構築を目指した条例へと全面改正した。平成12年には、事業系ごみの減量化・資源化の促進に向け、廃棄物処理手数料の改定、事業系ごみ指定袋、廃棄物管理票の導入等を柱とする廃棄物条例を改正するとともに、一般廃棄物収集運搬業の許可を導入した。さらに、平成16年4月には、事業系ごみの市収集を廃止し、事業者自らが市の処理施設へ持ち込むか、許可業者に収集を委託する方式に変更した。平成17年4月には、これまでのリサイクルを中心とした流れから3R（リデュース（発生・排出抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））を基本とした取組へと転換を図るべく、「川崎市一般廃棄物処理基本計画（かわさきチャレンジ・3R）」を改定した。平成19年4月には、収集の効率化や分別収集の拡充に向け、普通ごみを週4回収集から週3回収集に変更した。

平成23年3月には、ミックスペーパー分別収集を全市で実施し、プラスチック製容器包装分別収集を南部地域（川崎区・幸区・中原区）において開始した。また、産業廃棄物についても、3R及び適正処理の推進に向けた取組を進めている。

平成24年8月には、基本計画の最終期にあたる平成25年度から平成27年度までの行動計画を改定した。この計画では、53の具体的施策を設定し、新たに4つの施策をとりわけ優先順位の高い最重点施策として位置付けた。

## (2) ごみ収集・運搬施設（5 収集事業所）について

市では、次のような廃棄物の収集・運搬を行っている。

### ① 普通ごみの収集

- i 容器による収集、ii 透明・半透明袋による収集、iii コンテナによる収集
- iv 事業系ごみ：許可業者収集、排出事業者による市の処理施設搬入

【1 人 1 日ごみ排出量】

(単位：g)

年 度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
一般家庭	846	849	715	707	701	673	654	638	626	614
全 体	1,125	1,123	1,044	1,008	1,001	954	900	872	848	850

### ② 粗大ごみの収集

粗大ごみの受付は、平成 16 年 4 月からの有料化を契機に粗大ごみ受付センターへの一括申込方法に変更し、平成 20 年 4 月からは民間事業者へ委託している。

### ③ 空き缶の収集

昭和 52 年 10 月から川崎区の約 10,000 世帯で空き缶の実験収集を開始し、平成 3 年度末にはほぼ市全域を収集対象地域とし、平成 10 年末からは全市で収集している。また、ペットボトルの収集開始にあわせ、透明・半透明袋によるペットボトルとの一括収集を行っている。

### ④ 空き瓶の収集

平成 3 年 3 月から試行し、平成 11 年 10 月には市内全域での収集を実施した。平成 23 年 4 月からは、高津区、宮前区、多摩区及び麻生区の収集運搬業務を、また、平成 24 年 4 月からは川崎区、幸区及び中原区の収集運搬業務を民間事業者へ委託した。

### ⑤ 小物金属の収集

平成 9 年 2 月から分別収集を開始した。平成 16 年度から粗大ごみの収集日に収集をしている。平成 22 年 4 月から収集運搬業務を民間事業者へ委託した。

### ⑥ 使用済み乾電池の収集

昭和 59 年 10 月から月 1 回（第 3 水曜日）使用済み乾電池の分別収集を開始した。その後、昭和 63 年 4 月から毎週水曜日とし、現在は資源物収集日に収集している。

### ⑦ ペットボトルの収集

平成 11 年 2 月から「資源物の日」の対象品目として、川崎区、幸区及び中原区において分別収集を開始した。また、高津区、宮前区、多摩区、麻生区については、平成 15 年 9 月から分別収集を実施している。透明・半透明袋による空き缶との一括収集を行っている。

### ⑧ 道路ごみの収集

駅前広場・歩道等に設置してある公衆用くず入れのごみ収集及び駅前喫煙所の清掃等を道路ごみ収集車により実施している。

### ⑨ 古紙収集

地域住民組織団体等による資源集団回収。資源集団回収の補完的な業務とし

て、ごみ集積所に排出された古紙類の回収を平成4年7月から実施している。

⑩ ミックスペーパーの収集

平成18年11月から川崎区・幸区の一部地域において、古紙（新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック等）以外の紙ごみをミックスペーパーとして分別収集するモデル事業を開始し、平成19年4月からは収集運搬業務を民間事業者へ委託している。平成20年4月からはモデル事業対象地域を全区の一部地域の約10万世帯へと拡大し、平成23年3月からは市内全域において分別収集を実施している。

⑪ プラスチック製容器包装の収集

平成23年3月に川崎区、幸区及び中原区において、民間事業者への委託により分別収集を開始している。

⑫ 家庭系ごみの「ふれあい収集」

平成12年4月から、普通ごみ、資源物及び粗大ごみを自ら一定の場所まで持ち出すことのできない高齢者・障がい者の方々の申請に基づき、対象者の玄関先などから直接収集を実施している。

【ごみ処理量の推移】

(単位：t)

種別		年度									
		14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
家庭系ごみ	普通ごみ	356,409	355,396	307,754	308,166	308,769	301,468	296,254	293,313	289,213	270,732
	粗大ごみ	13,796	19,035	8,817	9,502	9,584	9,560	8,145	8,076	8,608	9,188
	空き缶	8,069	8,306	7,383	7,204	6,904	7,890	7,543	7,420	7,327	7,312
	空き瓶	11,582	11,859	11,057	10,894	10,926	10,966	11,013	10,930	10,969	11,577
	ペットボトル	1,503	2,485	3,707	3,691	4,149	4,662	4,586	4,655	4,872	5,167
	古紙	528	420	402	480	469	92	118	116	106	98
	ミックスペーパー	—	—	—	—	注1 25	269	1,157	1,172	1,865	10,618
	プラスチック製容器包装	—	—	—	—	—	—	—	—	注2 269	3,896
	小物金属	3,610	4,246	1,462	2,344	2,306	2,314	2,637	2,553	2,329	2,635
	使用済み乾電池	266	290	230	243	233	255	249	247	272	295
事業系ごみ	大口扱	13,491	12,367	注3 0	0	0	0	0	0	0	0
	自己搬入	115,653	116,036	155,688	145,026	146,213	139,885	124,281	119,721	115,832	122,901
道路清掃		1,216	1,187	1,022	661	700	727	638	586	515	441
合計		526,123	531,627	497,522	488,211	490,278	478,088	456,621	448,789	442,177	444,860

注1：平成18年度からモデル事業開始（平成18年度：約4,200世帯、平成19年度：約15,200世帯、平成20・21年度：約100,000世帯にて実施）、注2：平成23年3月から南部地区（川崎・幸・中原）でプラスチック製容器包装の分別収集を開始、注3：平成16年4月から事業系ごみの市収集を廃止

ごみの収集の拠点は次のとおり 5 か所の生活環境事業所である。

名 称	所 在 地	所管区域	処理量等	
			処 理 世 帯 数	78,200 世帯
南部生活環境事業所	川崎区塩浜 4-11-9	川崎区の一部	〃 人 口	168,200 人
			収 集 量	136t/日
川崎生活環境事業所	川崎区堤根 52	川崎区の一部・幸区	処 理 世 帯 数	102,800 世帯
			〃 人 口	213,000 人
			収 集 量	154t/日
中原生活環境事業所	中原区中丸子 155-1	中原区	処 理 世 帯 数	119,700 世帯
			〃 人 口	237,200 人
			収 集 量	159t/日
宮前生活環境事業所	宮前区宮崎 172	高津区・宮前区	処 理 世 帯 数	197,800 世帯
			〃 人 口	443,100 人
			収 集 量	353t/日
多摩生活環境事業所	多摩区柘形 1-14-1	多摩区・麻生区	処 理 世 帯 数	176,800 世帯
			〃 人 口	387,300 人
			収 集 量	298t/日

### (3) 廃棄物中継 (1 か所)・ごみ焼却施設 (4 か所) について

平成 24 年 4 月現在、市が有しているごみ焼却施設及び中継処理施設は次のとおりである。

#### 【ごみ焼却施設の設備概要】

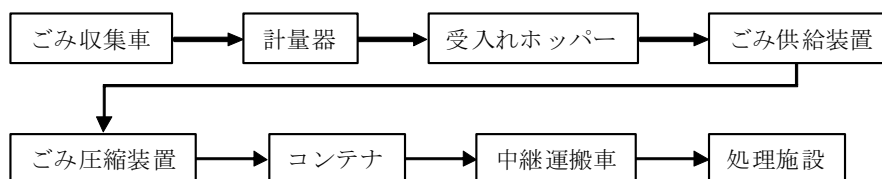
施設名 区分	浮島処理センター	堤根処理センター (生活環境事業所と併用)	橘処理センター	王禅寺処理センター
所 在 地	川崎市川崎区浮島町 509-1	川崎市川崎区堤根 52	川崎市高津区新作 1-20-1	川崎市麻生区王禅寺 1285
電 話 番 号	044(287)9600	044(541)2047	044(865)0013	044(966)6135
着 工 ・ 竣 工 年 月	(着工)平成 3 年 12 月 (竣工)平成 7 年 9 月	(着工)昭和 51 年 3 月 (竣工)昭和 54 年 3 月	(着工)昭和 46 年 6 月 (竣工)昭和 49 年 11 月	(着工)平成 19 年 12 月 (竣工)平成 24 年 3 月
敷 地 面 積	59,532.74m <sup>2</sup>	30,329.40m <sup>2</sup>	25,945.59m <sup>2</sup>	54,738.36m <sup>2</sup>
建 築 延 面 積	42,129.45m <sup>2</sup>	13,475.61m <sup>2</sup>	16,136.70m <sup>2</sup>	13,392.07m <sup>2</sup>
公 称 処 理 能 力	900t/24h	600t/24h	600t/24h	450t/24h

施 設 の 内 容	型 式	NKKフェルント式全連続燃焼炉	三菱マルチン式全連続燃焼炉	三菱マルチン式全連続燃焼炉	HPCC型ストーカ焼却炉
	基 数	(300t/24h)3基	(300t/24h)2基	(200t/24h)3基	(150t/24h)3基
	通 風	強制通風	強制通風	強制通風	強制通風
	煙 突	(高さ) (頂上口径) 47.5m 1.3m×3	(高さ) (頂上口径) 86.7m 2.0m	(高さ) (頂上口径) 100m 1.9m	(高さ) (頂上口径) 100m 0.94m×3
	集 じん 備	ろ過式集じん器	電気集じん器 洗煙塔(自立円筒形スプレー式)	ろ過式集じん器	ろ過式集じん器
	ご み ピ ッ ト	鉄筋コンクリート製角型ピット (容量 2,400t)	鉄筋コンクリート製U型ピット (容量 1,200t)	鉄筋コンクリート製U型ピット (容量 1,200t)	鉄筋コンクリート製U型ピット (容量 3,000t)
	灰 ピ ッ ト	鉄筋コンクリート製角型ピット (容量 780m <sup>3</sup> )	鉄筋コンクリート製U型ピット (容量 800m <sup>3</sup> )	鉄筋コンクリート製U型ピット (容量 800m <sup>3</sup> )	鉄筋コンクリート製U型ピット (容量 360m <sup>3</sup> ) (主灰容量 225 m <sup>3</sup> ) (飛灰容量 78 m <sup>3</sup> )
	ク レ ーン	給じんクレーン 25m <sup>3</sup> 2基 灰クレーン 3.5m <sup>3</sup> 1基 (非常用) 1.5m <sup>3</sup> 1基	給じんクレーン 6m <sup>3</sup> 2基 灰クレーン 2m <sup>3</sup> 1基	給じんクレーン 6m <sup>3</sup> 2基 灰クレーン 2m <sup>3</sup> 1基	給じんクレーン10.0m <sup>3</sup> 2基 灰クレーン 2.0m <sup>3</sup> 1基
	助 燃 装 置	先混合形ガスバーナ (都市ガス使用) 1炉1基	ガスバーナ 1炉2基 (都市ガス使用)	ガスバーナ 1炉2基 (都市ガス使用)	ガスバーナ 1炉1基 (都市ガス使用)
	排 水 処 理 設 備	活性汚泥処理,化学処理 (処理水再利用)	化学処理,凝集沈殿脱水処理	活性汚泥処理,化学処理	活性汚泥処理,化学処理 (処理水再利用)
	余 熱 利 用 設 備	発電設備出力 12,500kw (余剰電力を売電) 各室暖房、浴場給湯、 洗濯工場	発電設備出力 2,000kw 各室暖房、浴場給湯、 余熱利用施設(温水プール,老人 休養施設)へ蒸気・電気を供給	発電設備出力 2,200kw (余剰電力を売電) 各室暖房、浴場給湯、 市民プラザ(温水プールほか館 内熱源)へ蒸気を供給	発電設備出力 7,500kw (余剰電力を売電) 浴場給湯、洗濯工場、 余熱利用施設(温水プール,老 人休養施設)へ蒸気を供給
	附 帯 設 備	ごみ計量機、エアカーテン、洗 車場、塩化水素除去装置、窒素 酸化物除去装置、飛灰安定化装 置、白煙防止装置、生活環境学 習室	ごみ計量機、エアカーテン、塩化 水素除去装置、窒素酸化物除去装 置、飛灰安定化装置、白煙防止装 置、減温塔、活性炭注入装置	ごみ計量機、エアカーテン、塩 化水素除去装置、窒素酸化物除 去装置、飛灰安定化装置、減温 塔	ごみ計量機、エアカーテン、洗 車場、塩化水素除去装置、窒素 酸化物除去装置、飛灰安定化装 置、エコノマイザ、白煙防止装 置
総 事 業 費	本体工事費 } 39,761,090 千円 建築工事費 } 用地費 } 事務費等 } 計 40,727,090 千円	} 9,388,905 千円 1,175,806 千円 288,010 千円 10,852,721 千円	} 3,559,730 千円 55,900 千円 3,615,630 千円	} 14,087,820 千円 125,608 千円 14,213,428 千円	

【中継処理施設（コンパクト・コンテナ方式中継輸送）の概要】

加瀬クリーンセンターのごみ圧縮機及びコンパクト・コンテナを用い、中型ごみ収集車約3台分のごみを1台の大型コンテナ車に圧縮・積替え、浮島処理センター等に輸送している。

- i 処理方式 圧縮（コンパクト・コンテナ式）
- ii 処理能力 最大処理能力 300t/日（5h）
- iii 計画台数 搬入ごみ収集車両 約120台/日、搬出中継車両 約33台/日
- iv 処理工程



- v 保有中継機材 大型中継車（アームロール式） 16 車（車検対策車含む）  
コンテナ（17.042m<sup>3</sup>） 28 台

vi 平成 23 年度搬入搬出実績

搬 入		搬 出	
38,605 台	59,876,250kg	7,115 台	54,971,610kg

【平成 23 年度発電・売電実績】

（単位：kwh）

発電施設名	自家発電量	買電量	売電量
浮島処理センター	39,222,300	2,481,696	20,863,368
堤根処理センター	7,392,050	4,136,816	—
橘処理センター	16,400,929	723,432	4,134,564
王禅寺処理センター	9,185,840	6,197,585	7,023,024

（４）鉄道輸送について

廃棄物の鉄道輸送事業は、従来の自動車のみによる輸送を一部代替する方法として、J R 貨物線及び神奈川臨海鉄道を活用し、一般廃棄物を鉄道で輸送するというシステムを全国で初めて導入したものである。

i 輸送廃棄物

- (a) 普通ごみ： 橘処理センター搬入分の一部（計画最大量 110t／日）  
 (b) 焼却灰： 橘処理センター及び王禅寺処理センターの全量  
 (c) 空き缶： 宮前生活環境事業所管内の一部  
多摩生活環境事業所管内の一部  
 (d) 空き瓶： 宮前生活環境事業所管内の一部  
 (e) ペットボトル： 宮前生活環境事業所管内の一部  
多摩生活環境事業所管内の一部  
 (f) ミックスペーパー： 宮前生活環境事業所管内の全量  
多摩生活環境事業所管内の全量

ii 鉄道輸送区間

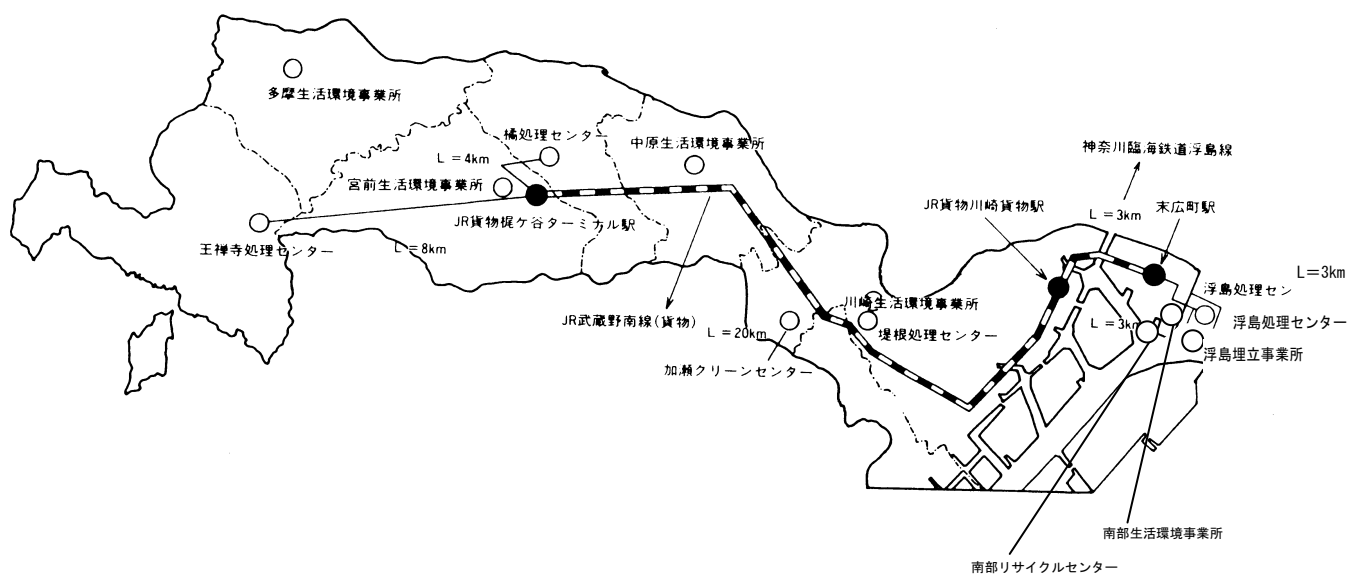
- (a) 普通ごみ、焼却灰  
J R 貨物梶ヶ谷貨物ターミナル駅→J R 貨物川崎貨物駅（塩浜）  
→神奈川臨海鉄道浮島線末広町駅  
 (b) 空き瓶、空き缶・ペットボトル、ミックスペーパー  
J R 貨物梶ヶ谷貨物ターミナル駅→J R 貨物川崎貨物駅（塩浜）

iii 資源物積替え施設（全国通運(株)所有・管理運営）

所在地 川崎市宮前区梶ヶ谷 1035 J R 貨物梶ヶ谷貨物ターミナル駅構内  
 敷地面積 2,907 m<sup>2</sup>  
 処理能力 空き缶積替え 専用コンテナ（12ft） 20 個／日  
 空き瓶積替え J R コンテナ（12ft） 20 個／日  
 施設構造 鉄骨造 2 階建（一部鉄筋コンクリート）

iv 平成 23 年度鉄道輸送実績

区 分	平成 23 年度実績		平成 24 年度計画	
	運搬量 (t)	コンテナ数 (個)	運搬量 (t)	コンテナ数 (個)
普 通 ご み	21,921	3,851	26,890	4,791
焼 却 灰	21,689	2,744	20,945	2,702
空 缶 ・ ペ ッ ト ボ ト ル	1,225	1,860	1,372	1,933
空 き 瓶	3,377	1,588	3,129	1,476
ミックスペーパー	4,995	2,260	6,917	3,160



(5) 埋立処分施設 (1 か所) について

市内 4 ヲ所の処理センターで焼却された普通ごみなどの焼却灰及び下水道施設や水道施設から発生する燃え殻、汚泥等の都市施設廃棄物は、市内唯一の公共最終処分場である浮島廃棄物埋立処分場で埋立処分を行っている。

【埋立処分施設】

施 設 名	浮島 1 期廃棄物埋立処分地 (埋立終了 : 平成 18 年 3 月)	
所 在 地	川崎市川崎区浮島町 507-1	
面 積	124,000m <sup>2</sup>	
埋 立 容 量	1,493,700m <sup>3</sup>	
埋立開始年月	昭和 58 年 5 月	
水 処 理 施 設	浮島 1 期廃棄物埋立処分地浸出液処理施設	竣工年月 : 平成 18 年 3 月
工 事 費	1,944,600 千円	
排 水 処 理	240m <sup>3</sup> /日 (凝集沈殿処理 + 生物処理 + 高度処理 + 汚泥処理)	
集 排 水 方 法	竪型保有水等集排水井戸方式	
建物延床面積	610.41 m <sup>2</sup>	



施設名	浮島2期廃棄物埋立処分場		
所在地	川崎市川崎区浮島町 523-1 先		
面積	168,600m <sup>2</sup>		
埋立容量	2,673,500m <sup>3</sup>		
埋立開始年月	平成12年4月		
名称	しゃ水工建設工事	埋立処分施設建設工事	竣工年月：平成11年3月
工事費	2,399,250千円	942,900千円	
排水処理施設	浮島埋立事業所（川崎市川崎区浮島町 523-1）		
埋立事業所 建物延床面積	1,113.94m <sup>2</sup>		
名称	その1工事 （第1凝集沈殿処理）	その2工事 （生物処理、第2凝集沈殿処理、砂ろ過処理）	
工事費	2,520,000千円	1,215,000千円	
竣工	平成11年3月	平成19年3月	
排水処理能力	1,100m <sup>3</sup> /24h		

埋立が終了している浮島1期廃棄物埋立処分地の上部に「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略」のひとつとして、本市と東京電力の共同事業による日本最大級の太陽光発電所が、平成23年8月から浮島太陽光発電所として発電を開始した（平成24年11月までの発電量12399.6千kwh）。また、東京電力が所有している扇島については、扇島太陽光発電所として平成23年12月から開始した（平成24年11月までの発電量14,499.8千kwh）。

【太陽光発電設備（東京電力株式会社が建設、運営・管理）】

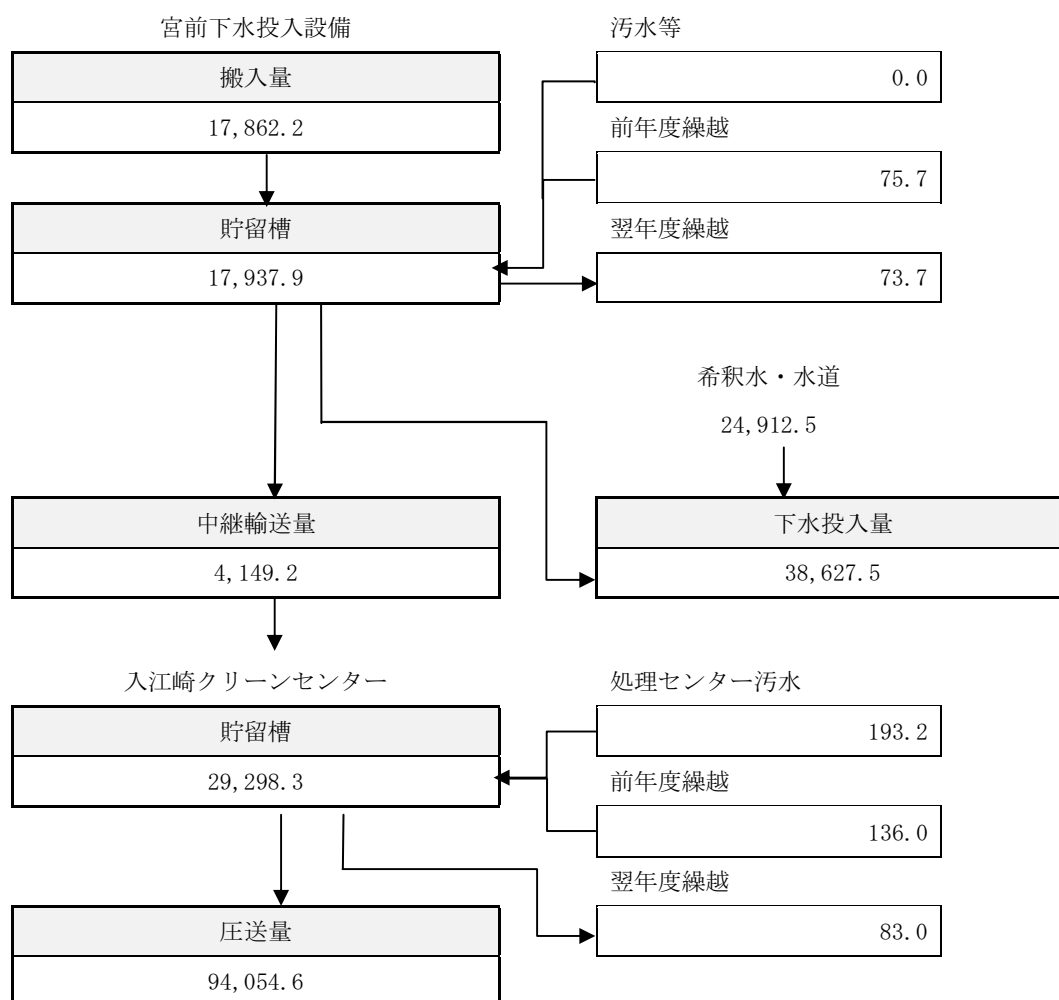
発電所名	浮島太陽光発電所	扇島太陽光発電所
所在地	川崎市川崎区浮島町	川崎市川崎区扇島
敷地面積	約11ヘクタール（川崎市所有地）	約23ヘクタール（東京電力株所有地）
最大出力	約7,000kW	約13,000kW
発電電力量 （年間推定）	約740万kWh （一般家庭約2,100軒分）	約1,370万kWh （一般家庭約3,800軒分）
CO2排出削減量 （年間推定）	約3,100トン （一般家庭約600軒分）	約5,800トン （一般家庭約1,100軒分）

(6) し尿・浄化槽施設(2か所)について

平成23年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理実績は次のとおりである。

注：南部生活環境事業所と宮前生活環境事業所の合算値である。(単位：kℓ)

し尿	一般くみとり	9,418.4	5,627.48
	常設収集		1,476.45
	仮設くみとり		2,314.47
汚泥	清掃	33,263.7	20,259.70
	汚泥処理		13,004.00
合計			42,682.1



## ① し尿処理事業について

市のし尿処理作業は、昭和 10 年に始まり、昭和 14 年 10 月に業者の営業権の一部を接収以来、業者の営業権の接収を徐々に拡大し、昭和 25 年 7 月に全市直営になり現在に至っている。

平成 24 年度は、し尿収集業務に小型し尿車 8 車を配置し、収集方法については、1 地区を 1 車の責任で行う固定方式と 1 地区を集団で行う集団片押し方式で、1 ヶ月 2 回の計画収集を行い、収集したし尿は、南部地区については、入江崎クリーンセンターへ、北部地区については、し尿中継輸送・下水投入施設（宮前生活環境事業所内、以下宮前）に、それぞれ運搬している。北部地区については、し尿中継輸送・下水投入施設（宮前）に、大型し尿運搬車 1 車を配置し、入江崎クリーンセンターへ、し尿中継輸送作業を行っている。運搬されたし尿は夾雑物を除去し、下水二次処理水及び上水を使用して希釈した後、下水投入及び下水処理施設に圧送している。

## ② 浄化槽施設について

市では、平成 23 年度末の下水道人口普及率概ね 99%と公共下水道の整備が進んでいるが、今後とも下水道の整備が見込まれない臨海部や、わずかに残った下水道の未整備地区に未だ 5 千基以上の浄化槽が設置されており、今後も若干の新設が見込まれている。

## (7) 仮設トイレの整備状況について

災害用トイレの整備にかかる近年の購入状況や備蓄数は次のとおりである。

【災害用トイレの購入実績（平成 21 年度から平成 23 年度）】

年 度	購入数	金額	備 考
平成 21 年度	91 基	16,838 (千円)	
平成 22 年度	84 基	16,623 (千円)	
平成 23 年度	50 基	8,925 (千円)	平成 23 年度合計 450 基 80,766 (千円)
4 月補正予算	300 基	53,403 (千円)	
6 月補正予算	100 基	18,438 (千円)	

【災害用トイレの備蓄数（平成20年度から平成23年度）】

年 度	購入数	備蓄数	備 考
平成20年度		2,653基	
平成21年度	91基	2,744基	
平成22年度	84基	2,623基	福島県いわき市（100基支援）
			宮城県多賀城市（100基支援）
			消防庁（5基支援）
平成23年度	450基	2,973基	岩手県陸前高田市（100基支援）

【避難所における災害用トイレの備蓄状況（平成21年度から平成23年度）】

年 度	避難所数	避難所配置済み数
平成21年度	174箇所	104箇所
平成22年度		104箇所
平成23年度		142箇所
平成24年度（11月現在）		157か所（3か所は改築中）

（8）公衆トイレについて

市は、駅前等の公衆トイレ14か所について維持管理をしており、原則毎日2回の清掃を行っている。公衆トイレの所在及び施設規模等は次のとおりである。

名 称	所 在 地	建設年月	構 造	内 容
小島新田駅前公衆トイレ	川崎区田町2-13	S 57. 6	ブロック造 平屋建	男：大1、小3 女：2
大師駅前公衆トイレ	川崎区大師駅前1-18	S 36. 3	ブロック造 平屋建	男：大1、小3 女：2
川崎駅前東口公衆トイレ	川崎区駅前本町26	H 22. 3	鉄骨造 平屋建	男：大2、小2 女：2、 身障者用洋式2
川崎駅前西口公衆トイレ	幸区堀川町72	H 20. 12	ブロック造 平屋建	男：大2、小3 女：3、子供用小1 身障者用洋式1
武蔵小杉駅前公衆トイレ	中原区小杉町1-492	S 59. 3	鉄筋コンクリート造 平屋建	男：大2、小4 女：3、子供用小1 身障者用洋式1
新丸子駅前公衆トイレ	中原区新丸子766	H 7. 3	鉄筋コンクリート造 平屋建	男：大2、小4 女：2、子供用小1 身障者用洋式1
宮前平駅前公衆トイレ	宮前区宮前平1-11	H 12. 3	鉄筋コンクリート造 平屋建	男：大1（身障者兼用） 小：2 女：2（身障者兼用1）

登戸公衆トイレ	多摩区登戸 3508	S 60. 3	軽量鉄骨造 平屋建	男：大1、小2 女：2
上河原公衆トイレ	多摩区布田 35	H 22. 3	軽量鉄骨造 平屋建	男：大1、小1 女：1 身障者用洋式1
武蔵新城駅前公衆トイレ	中原区上新城 2-1	H 6. 9	鉄筋コンクリート造 平屋建	男：大1、小3 女：3、子供用小1 身障者用洋式1
武蔵中原駅前公衆トイレ	中原区上小田中 5-2	H 8. 11	鉄筋コンクリート造 平屋建	男：大1、小3 女：2、子供用小1 身障者用洋式1
溝口駅前広場公衆トイレ	高津区溝口 1-2	H 9. 9	鉄筋コンクリート造 地上2階建	男：大2、小6 女：4 身障者用洋式2
溝口駅南口公衆トイレ	高津区溝口 2丁目 320-6	H 21. 12	鉄筋コンクリート造 平屋建	男：大1、小3 女：2 身障者用洋式1
新百合ヶ丘駅前公衆トイレ	麻生区上麻生 1-21	H 13. 4	鉄筋コンクリート造 平屋建	男：大2、小4 女：3、子供用小1 身障者用洋式1

## 2. リサイクル推進の概要について

### (1) リサイクル推進の歩みについて

市では、使い捨て文化や大量廃棄社会への反省から市民・企業のリサイクル意識の高まりが生じたことにより、平成2年6月に「ごみ非常事態」を宣言し、市民、事業者の方々にごみの減量化・資源化の推進への協力を積極的に働きかけるようになったことは、前述のとおりである。特に、平成17年4月には、「川崎市一般廃棄物処理基本計画（かわさきチャレンジ・3R）」を改定し、地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指して諸施策を展開している。平成24年8月には、基本計画の最終期にあたる平成25年度から平成27年度までの行動計画を改定した。

### (2) 資源化処理施設（5か所）について

現在5か所の資源化処理施設を有しており、各施設の概要は次のとおりである。

#### 【南部リサイクルセンター】

処 理 対 象 物	空き缶（アルミ缶、スチール缶）	空き瓶	ペットボトル
所 在 地	川崎市川崎区夜光 3-1-3		
処 理 能 力	28t/日（4t/h）	45t/日（9t/h）	7t/日（1t/h）
総 事 業 費	1,362,690千円		
竣 工 年 月	平成10年3月		

**【堤根処理センター資源化処理施設】**

処 理 対 象 物	空き缶（アルミ缶、スチール缶）	空き瓶	ペットボトル
所 在 地	川崎市幸区柳町 74-5	川崎市川崎区堤根 52	川崎市幸区柳町 74-5
処 理 能 力	15t/日（3t/h）	20t/日（4t/h）	1.5t/日（0.3t/h）
総 事 業 費	279,851 千円	207,112 千円	75,390 千円
竣 工 年 月	平成 4 年 3 月	平成 8 年 3 月	平成 11 年 2 月

**【浮島処理センター粗大ごみ処理施設】**

処 理 対 象 物	可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、小物金属		
所 在 地	川崎市川崎区浮島町 509-1		
処 理 能 力	50t/日（10t/h）【可燃性 25t/日（5t/h）、不燃性 25t/日（5t/h）】		
処 理 方 式	剪断方式、回転方式		
総 事 業 費	3,082,790 千円	竣 工 年 月	平成 7 年 9 月

**【橘処理センター粗大ごみ処理施設】**

処 理 対 象 物	可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、小物金属		
所 在 地	川崎市高津区新作 1-20-1		
処 理 能 力	50t/日（10t/h）【可燃性 25t/日（5t/h）、不燃性 25t/日（5t/h）】		
処 理 方 式	剪断方式、回転方式		
総 事 業 費	966,950 千円	竣 工 年 月	昭和 63 年 2 月

**【浮島処理センター資源化処理施設】**

処 理 対 象 物	ミックスペーパー	プラスチック製容器包装
所 在 地	川崎市川崎区浮島町 509-1	
処 理 能 力	70t/日（7t/h）	55t/日（5.5t/h）
総 事 業 費	1,575,000 千円	
竣 工 年 月	平成 23 年 2 月	

**3. 余熱利用市民施設（2 か所）の概要について**

**（1）堤根余熱利用市民施設（ヨネッティー堤根）について**

ヨネッティー堤根は、堤根処理センターの余熱利用施設であり、指定管理者制度を導入している。施設の概要は次のとおりである。

所在地	川崎市川崎区堤根 73-1
着工・竣工 年 月	(着工) 昭和 56 年 3 月 (竣工) 昭和 57 年 3 月
敷地面積	堤根処理センター敷地内 5,958.63m <sup>2</sup>
建築面積	1,626.88m <sup>2</sup> (温水プール等 1,383.46m <sup>2</sup> 、老人休養施設 243.42m <sup>2</sup> )
施設の内容	1. 温水プール 一般用プール・25m×6 コース、深さ 1.1～1.3m 幼児用プール1面 深さ 0.2～0.4m ロッカー室、シャワー、高温室、洗眼及び腰洗場、救護室、監視室、 事務室、ロビー、ギャラリー、温度標示盤等 2. 老人休養施設 大広間 (舞台付 28 畳)、浴室、和室、ロビー
建設費	406,144 千円 (温水プール：305,180 千円、老人休養施設：70,850 千円、その他 30,144 千円)

## (2) 王禅寺余熱利用市民施設 (ヨネッティー王禅寺) について

ヨネッティー王禅寺は、王禅寺処理センターの余熱利用施設であり、指定管理者制度を導入している。施設の概要は次のとおりである。

所在地	川崎市麻生区王禅寺 1321 番地
着工・竣工年月	(着工) 昭和 62 年 12 月 (竣工) 平成 2 年 3 月
敷地面積	王禅寺処理センター敷地内 9,924.14m <sup>2</sup>
建築面積	3,224.57m <sup>2</sup>
建物延面積	9,856.64m <sup>2</sup>
構造・規模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階地上4階
施設の内容	B 1 F 駐車場 (116 台収容) 1 F ○温水プール ・競泳プール/25m 5 コース (深さ 1.1～1.2m) ・流水プール/幅 3.6m 外周 130m (深さ 1m) ・幼児プール/22m <sup>2</sup> (深さ 0.3～0.35m) ・スライダープール/39m <sup>2</sup> (深さ 0.65m) ・採暖浴槽・採暖室・シャワー室・更衣室 2 F ○レクリエーションルーム 129m <sup>2</sup> ○トレーニングルーム 276m <sup>2</sup> ○ロッカー室・サウナ・浴室等

	3 F ○老人休養施設 ・大広間 105m <sup>2</sup> ・浴室・屋上庭園・図書コーナー・玄関・ロビー ・事務室 4 F ○大会議室 60人用 ○第4会議室 10人用 ○第1会議室 12人用 ○ギャラリー 98m <sup>2</sup> ○第2会議室 12人用 ・レストラン ○第3会議室 12人用 王禅寺市民広場 ・敷地面積 10,363.93m (工事に伴い平成19年7月から閉鎖)
総事業費	工事費 3,455,193千円 用地費 83,904千円 事務費等 161,246千円 計 3,700,343千円

#### 4. 普及啓発施設の概要について

##### (1) 橋リサイクルコミュニティセンターについて

施設名	橋リサイクルコミュニティセンター				
所在地	川崎市高津区新作 1-20-3 橋処理センター内				
着工・竣工 年 月	(着工)	平成5年3月			
	(竣工)	平成5年10月			
建築面積	417.61m <sup>2</sup>				
建物延面積	960.80m <sup>2</sup>				
構造・規模	鉄骨ALC造 3階				
施設の内容	1 F	・ストックコーナー	150m <sup>2</sup>	・修理コーナー	29m <sup>2</sup>
		・実践コーナー	42m <sup>2</sup>		
	2 F	・学習室	47m <sup>2</sup>	・第2会議室	89m <sup>2</sup>
		・第1会議室	42m <sup>2</sup>		
	3 F	・展示コーナー	130m <sup>2</sup>	・事務室	
		・情報コーナー	39m <sup>2</sup>		
建設費	320,402千円				



## (2) かわさきエコ暮らし未来館について

所在地	川崎区浮島町 509-1 浮島処理センター内
施設規模	3階建、延床面積約 2,100 m <sup>2</sup>
開館時間	9:00～16:30(入場は 16:00 まで)
休館日	毎週月曜日(月曜が祝日の場合は、翌日に休館)
入場料	無料
学習できるテーマ	○地球温暖化問題 ○再生可能エネルギー ○資源循環

## 5. 廃棄物指導業務の概要について

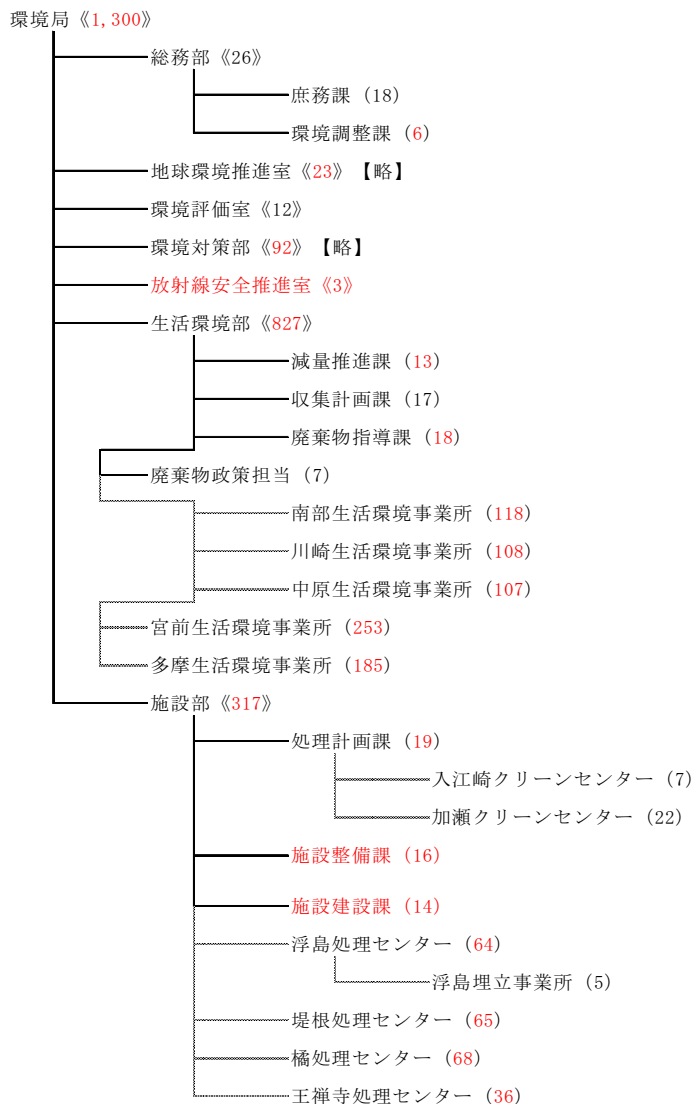
業務	業務の内容
産業廃棄物指導業務	産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対し、許認可に伴う審査や監視・指導の業務を行うほか、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「使用済自動車の再資源化等に関する法律」「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」などにかかる制度の周知徹底や指導を行っている。
事業系一般廃棄物指導業務	事業系一般廃棄物の市収集を原則廃止しており、排出量にかかわらず、すべての事業系一般廃棄物は、許可業者による収集又は処理センターへの自己搬入する必要がある。市は、排出事業者に対し、事業系一般廃棄物の排出抑制、再利用及び再生利用並びに適正処理に関する指導を行っている。
産業廃棄物処理業許可業務	廃棄物処理法の規定により、市内で産業廃棄物の処理を業として行おうとする者からの申請に基づき、書類審査、立入検査等による許可業務を行っている。
産業廃棄物処理施設設置許可業務	産業廃棄物処理施設の設置をしようとする者からの申請に基づき、技術上の基準及び設置者の能力等の基準に適合し、周辺地域の生活環境の保全に支障がないと認められる場合に、産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可を行っている。
産業廃棄物に係る報告の徴収業務	産業廃棄物の多量排出事業者（前年度の産業廃棄物発生量が 1,000 トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上）から「産業廃棄物処理計画」を、前年度にこの「産業廃棄物処理計画」を作成・提出した事業者から「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を徴収する業務などを行っている。
立入検査等指導	産業廃棄物の不適正な処理は、生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあり、これらの不適正な処理を未然に防止し、法令に基づく適正な処

	理・処分を行わせるため、排出事業者及び処理業者に対して定期的に立入検査等を実施し、試料を採取して分析試験を行うなど監視指導の徹底を図っている。
その他	<p>「第5次川崎市産業廃棄物処理指導計画（平成23年度～平成27年度5ヵ年計画）」に基づく数値目標の達成を目指し、以下に掲げる項目の推進を図っている</p> <p>ア. 3R（発生抑制・再使用・再生利用）の推進</p> <p>イ. 適正処理の推進</p> <p>ウ. 地球温暖化対策の推進</p>

## 6. 組織機構の概要について

### 【環境局機構図（廃棄物対策及びリサイクルの推進に関する部分）】

平成24年4月1日現在



## 7. 予算・決算の概要について

### (1) 環境費（廃棄物関係）の推移について

市の一般会計総予算額と環境費（廃棄物関係）の推移は次のとおりである。

年度	一般会計総予算額	指数	環境費予算額	指数	一般会計に占める 環境費の割合
2	425,577,012 千円	100	16,676,941 千円	100	3.9%
3	448,079,439 千円	105	20,089,357 千円	120	4.5%
4	461,386,449 千円	108	20,601,451 千円	124	4.5%
5	490,157,098 千円	115	31,348,614 千円	188	6.4%
6	505,676,182 千円	119	36,934,248 千円	221	7.3%
7	506,386,816 千円	119	23,468,781 千円	141	4.6%
8	517,983,397 千円	122	18,580,938 千円	111	3.6%
9	522,085,688 千円	123	18,758,696 千円	112	3.6%
10	510,494,153 千円	120	23,983,605 千円	144	4.7%
11	509,081,955 千円	120	17,488,083 千円	105	3.4%
12	509,705,187 千円	120	20,000,001 千円	120	3.9%
13	538,164,076 千円	126	20,504,128 千円	123	3.8%
14	527,274,473 千円	124	18,124,434 千円	109	3.4%
15	548,530,666 千円	129	15,823,480 千円	95	2.9%
16	520,957,698 千円	122	15,963,263 千円	96	3.1%
17	510,596,872 千円	120	17,616,637 千円	106	3.5%
18	545,603,538 千円	128	17,742,348 千円	106	3.3%
19	552,393,553 千円	130	16,899,492 千円	101	3.1%
20	609,463,595 千円	143	15,955,243 千円	96	2.6%
21	581,677,625 千円	137	18,677,140 千円	112	3.2%
22	611,671,776 千円	144	24,281,208 千円	146	4.0%
23	618,022,387 千円	145	22,398,328 千円	134	3.6%
24	595,632,267 千円	140	15,660,835 千円	94	2.6%

## (2) 原価計算情報について

平成 22 年度の生活環境事業決算原価は次のとおりである。

### 【ごみ関係の原価状況】

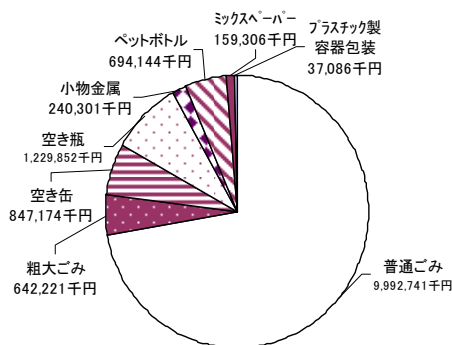
区 分	収集・運搬に係る経費 (千円)	処理・処分に係る経費 (千円)	管理に係る経費 (千円)	経費合計 (千円)	処理量 (t)	1 t あたりの経費 (円)	
合 計	8,090,347	5,267,500	484,977	13,842,824	325,452	42,534	
内 訳	普通ごみ収集	5,221,018	4,459,148	312,575	9,992,741	289,213	34,551
	粗大ごみ収集	321,502	254,388	66,330	642,221	8,608	74,607
	空き缶分別収集	765,876	48,895	32,403	847,174	7,327	115,624
	空き瓶分別収集	1,016,812	175,324	37,716	1,229,852	10,969	112,121
	小物金属収集	169,735	62,826	7,739	240,301	2,329	103,178
	ペットボトル収集	493,864	178,068	22,212	694,144	4,872	142,476
	ミックスパー収集	83,248	71,190	4,868	159,306	1,865	85,419
	プラスチック製容器包装収集	18,292	17,661	1,133	37,086	269	137,866

注 1：ここに示す経費の合計には、環境局の経費（環境費）以外に総務局の経費（総務費、職員手当・賞与等）を含み、ごみ収集車両の購入や処理施設の建設等に係る経費については、単年度ではなく複数年に渡る支出として計算（減価償却）を行っている。

注 2：合計行については四捨五入の関係で一致しない。

注 3：分別収集の拡大に伴い、平成 22 年度よりこれまでの算出方法を踏まえつつ、一般廃棄物会計基準（平成 19 年 6 月 環境省）に基づく書類作成支援ツールを用いて算出している。

注 4：ミックスパー収集経費については、モデル実施期間を含む。



### 【し尿関係の原価状況】

区 分	収集・運搬に係る経費 (千円)	処理・処分に係る経費 (千円)	管理に係る経費 (千円)	経費合計 (千円)	処理量(kl)	1kl あたりの経費 (円)
し尿収集	237,062	21,540	9,247	267,850	10,068	26,604
浄化槽清掃	357,572	76,342	15,516	449,430	32,754	13,721

し尿収集に係る経費

・1年間の経費：717,280千円、・1klあたりの経費：16,750円、・1世帯あたりの経費：117,432円、

・し尿収集世帯数：6,108世帯（平成22年10月1日現在）

注：ごみ関係と合わせ、平成22年度より算出方法を一部見直している。



(ウ) 使用済み乾電池 (単位: トン, %)											
施設	一般廃棄物処理基本計画量		実績量	計画差異		基本計画対実績差異		所管課計画対実績差異		差異理由等	
	A	B		C	B-A	B/A	C-A	C/A	C-B		C/B
民間資源化施設(業務委託)	256	251	251	△ 5	-2.1%	△ 5	-2.1%	0	0.0%		
(エ) ミックスペーパー (単位: トン, %)											
施設 (公称能力)	一般廃棄物処理基本計画量		実績量	計画差異		基本計画対実績差異		所管課計画対実績差異		差異理由等	
	A	B		C	B-A	B/A	C-A	C/A	C-B		C/B
浮島処理センター資源化処理施設(70t/10h)	15,716	15,716	10,489	0	0.0%	△ 5,227	-33.3%	△ 5,227	-33.3%	計画量より収集量が少なかったため	
(オ) プラスチック製容器包装 (単位: トン, %)											
施設 (公称能力)	一般廃棄物処理基本計画量		実績量	計画差異		基本計画対実績差異		所管課計画対実績差異		差異理由等	
	A	B		C	B-A	B/A	C-A	C/A	C-B		C/B
浮島処理センター資源化処理施設(55t/10h)	5,810	5,810	3,706	0	0.0%	△ 2,104	-36.2%	△ 2,104	-36.2%	計画量が収集量より少なかったため	
エ. 動物死体処理 (単位: 個, %)											
施設 (公称能力)	一般廃棄物処理基本計画量		実績量	計画差異		基本計画対実績差異		所管課計画対実績差異		差異理由等	
	A	B		C	B-A	B/A	C-A	C/A	C-B		C/B
浮島処理センター動物死体処理施設(130kg/3h×20")	5,520	5,520	5,278	0	0.0%	△ 242	-4.4%	△ 242	-4.4%		
④ 最終処分計画 (単位: トン, %)											
施設	種別等	一般廃棄物処理基本計画量		実績量	計画差異		基本計画対実績差異		所管課計画対実績差異		差異理由等
		A	B		C	B-A	B/A	C-A	C/A	C-B	
浮島廃棄物埋立処分場(2期地区)	都市施設廃棄物: 一般廃棄物	59,125	59,125	47,712	0	0.0%	△ 11,413	-19.3%	△ 11,413	-19.3%	ゴミ収集量の減量及び燃灰保管のため。
	都市施設廃棄物: 産業廃棄物	2,425	2,425	1,918	0	0.0%	△ 507	-20.9%	△ 507	-20.9%	上水処理(入江浄水センター)の燃灰保管のため。
	一般廃棄物	371	371	286	0	0.0%	△ 85	-22.9%	△ 85	-22.9%	計画量と搬入量が少量のため、資源が不足するため。
	産業廃棄物	349	349	440	0	0.0%	91	26.1%	91	26.1%	計画より多量収集で、最終計画に反映できていないため、集積等の影響により変化するため。
	合計	62,270	62,270	50,356	0	0.0%	△ 11,914	-19.1%	△ 11,914	-19.1%	

### 第3 外部監査の結果

#### I 外部監査の総括

##### 1. 今年度の外部監査の実施及びその結果の特徴について

今年度の包括外部監査では、昨年度の監査対象局であった上下水道局と同様、日々の市民生活になくってはならない生活インフラに係る事業を川崎市全域で展開している環境局の事業（廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行）を監査対象とした。包括外部監査結果報告書の提出に当たり、以下では監査内容の総括を行い、その特徴を述べることにする。

包括外部監査は、財務監査の機能強化のために平成11年度から地方自治法改正により実施されているが、公認会計士及び弁護士等の専門職業に従事する者が外部の第三者として包括外部監査人となり、行政が執行している財務事務等について合規性の視点から監査を行うことを本旨とするものである。したがって、今年度も監査対象局の事務事業が、川崎市の条例、規則及び要綱等に従って執行されているかどうかについて細部に亘り監査してきた。併せて、環境局の財務事務等の執行が、川崎市民の福祉の増進に寄与しているかどうか、最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか及び環境局という行政組織やその運営が合理的・効果的に機能しているかどうかについても、意を用いて監査を実施してきた。また、自助、共助、公助の視点から行政活動等の見直しが求められている昨今、公共性の高い行政活動として環境局の実施する事業を公平性の視点や倫理性の視点でも検証した。さらに、事業を実施している環境局の各部・課、出先機関等の職員の事務執行等のスキルについても、監査の実施と併せて、観察し、評価した。

その結果として、指摘事項及びそれに付随する意見を監査報告書に記載し、それらの一部には厳しい内容の指摘及び意見を記載している。しかし、川崎市環境局の事業に係る規則及び要綱等の諸規定の整備状況や運用の状況について、事務事業の執行等の多くは、合規性の面で問題なかった。また、事務事業の執行等に当たって、経済性・効率性及び有効性の面でも、担当職員の業務改善等に対する意欲やそれぞれの専門性を最大限発揮させようとする事例を少なからず把握することができた。

外部監査に期待される諸機能として、行政における事務事業の執行等が法令等に違反する場合や不当な結果をもたらす場合は、批判的に指摘事項を記載する。しかし、監査報告書に記載したとおり、単なる批判に終わらせるのではなく、問題となった事項の原因を分析し、解決策等を提案している。その原因分析や解決策の提案等により、今後の事務事業の執行・改善・改革に当たり、ひとつの指針として参考にして頂き、より効率的・効果的な環境行政に寄与することを外部監査では強く意識してきた。こ

のような事務事業の改善・改革に寄与する監査の実施は、川崎市の包括外部監査の実施目的や運用に対する役割期待とも合致しているものと認識している。

したがって、川崎市民の福祉の増進という同じ目的のために、今年度は環境局における事務事業の執行等を更により良い方向へと導くことを強く意識した監査内容となっているが、その中で、可能な限り具体的な指摘や改善意見を監査報告書に記載し、併せて様々な改善技術を監査対象部門及びその職員へ提供してきたところに、今年度の外部監査の特徴があるものと考えている<sup>注</sup>。

また、昨年度の外部監査の実施と同様、過去に実施された外部監査の内容やそれに対する措置状況についても、十分に検討し、問題があると考える事項については、過去の監査内容の如何にかかわらず、監査人としての専門性に基づき意見を述べている。

注：監査実施過程でのヒヤリングの中でも、業務改善の手法等について詳細に説明しているが、具体的な分析・改善ツール等を提供しているものは、次の項目である。

- ① 「Ⅱ-1 1. 生活環境事業所における普通ごみ等の収集・運搬業務等について」
  - i 事業所評価ツールとしての生産性・効率性等の指標、分析手法等
  - ii 個別の事業に焦点を当てた原価計算の手法  
(なお、廃棄物処理原価計算は従来から詳細な算定手法に基づき効果的に実施されている。)
- ② 「Ⅱ-2 1. 王禅寺処理センターの建設整備について」
  - i 総合評価落札方式の参考事例
  - ii 「廃棄物処理施設建設工事費等の入札・契約の手引き」環境省
  - iii 処理能力1トン当たり建設金額の分析手法：「平成12年（行ウ）第185号損害賠償等（住民訴訟）請求事件平成19年3月20日東京地方裁判所判決」
- ③ 「Ⅱ-2 10. 余熱利用市民施設に係る指定管理業務の管理状況について」
  - i 指定管理業務の予算・決算のあり方
  - ii 事業別予算執行管理のツール
  - iii 利用料金制度導入事業における指定管理料の算定手法等
- ④ 「Ⅱ-6 1. 監視カメラ及び車両等事業用備品のリース事務について」
  - i 割引現在価値の算定ツール
- ⑤ 「Ⅱ-7 1. 廃棄物等処理手数料の徴収・管理について」
  - i 長期滞納債権の催告方法の見直し手法
- ⑥ 「Ⅲ-2 1. 橘リサイクルコミュニティセンターの管理状況について」
  - i マーケティング的手法による指定管理業務の改善手法



## 2. 環境局の経営努力について

### (1) 現場視察等で把握された経営努力事例について

環境局の事業は市民生活に不可欠なインフラ事業としての性格を持ち、市民生活や産業活動等を「動脈産業」とすれば、廃棄物の処理及びリサイクル等資源化施策の事業は、その「動脈産業」を下支えする「静脈産業」として、その重要性に光を当てなければならない事業である。外部監査の実施の中で、全ての生活環境事業所及び処理センター等の現場視察を行ったが、猛暑の中、ごみの収集・運搬を行う技能職・業務職の職員やごみ中継施設、鉄道輸送施設、焼却処理施設及び海面埋立施設等での技術職、事務職及び業務委託先の職員の献身的な事業実施状況を目の当たりにし、また、ヒヤリング等を行うなどの中でも、公務員としての環境局職員等の廃棄物対策事業への真摯な姿勢を把握することができた。ごみ処理施設及び資源化施設の処理プラントの老朽化に対する対処状況を現場視察で把握した際にも、業務委託先の事業者との連絡や業務指示の状況から判断すると、日常的な施設及び設備に対する状況把握がISO14001（国際標準化機構による環境マネジメントシステム（EMS））シリーズの施設管理の継続的品質管理基準等に基づき行われていることも認識することができた。

また、生活環境事業所では、空き缶・ペットボトル排出袋の中に、業務委託で収集・運搬業務を実施している空き瓶類が混入している状況に対して、収集職員が次の収集コースへ先回りして、空き缶・ペットボトル排出袋の中から、空き瓶等の混入物を選び分ける前捌き作業を実施していることも把握した。本来、市民の適正排出が徹底しているのであれば、このような生活環境事業所での前捌き作業を行う頻度は少なくなり、収集・運搬作業の効率性が向上し、資源化施設の作業にも支障をきたすことが少なくなるものであるが、現在の状況に対して、可能な限りの人的資源を投入している事例でもあった。

さらに、生活環境事業所の生活環境推進係の業務の一環として、管内の小学校を訪問し、出前ごみスクールを実施しているが（平成17年度から開始）、ごみの適正排出と3R（リデュース（発生・排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の意識の普及に係を挙げて取り組んでいる事例を複数視察した。小学校4年生の児童を対象とした環境局職員による環境教育は、実際のごみの分別学習やスケルトン車（ごみ収集車の側面を透明のカバーに改造した車）による積み込み作業の実演など児童の興味を誘い、記憶に残る内容であると感じられた。この環境教育は毎年繰り返され、この環境教育を受けた児童はやがて中学生、高校生及び大学生となって、家族や地域社会の中で社会人としての生活のルールの中に、ごみや資源物の適正排出の仕方を位置付けることが期待されるものであり、社会へのインパ

クトを狙った重要な行政活動のひとつである。

## (2) 廃棄物対策事業のこれまでの改革について

環境局は歴代局長を中心にその職員等による企画立案により、これまでも様々な組織改正や廃棄物対策事業の改革を行い、ごみの適正排出や発生抑制等の施策を推進してきた。

すなわち、直近では、平成 17 年 4 月に「かわさきチャレンジ・3R（川崎市一般廃棄物処理基本計画）」を策定して、「地球環境にやさしい持続可能な循環型のまち」を目指す取り組みを始めた。また、同年 4 月には、前回の生活排水処理（し尿・浄化槽）計画（平成 5 年度～平成 22 年度）で「組織の統合等を検討」と示していたとおり、し尿・浄化槽業務のセンター化（宮前・南部生活環境事業所への統合）を成し遂げ、さらに、環境教育の一環として、「出前ごみスクール」や「ふれあい出張講座」を開始している。

平成 18 年 11 月には、普通ごみの中に混入しているミックスペーパーのモデル収集を開始し（川崎市・幸区の約 4,200 世帯で実施）、以後段階的に拡大して、平成 23 年 3 月には全市へ拡大し、普通ごみの減量化と紙類等の資源化を行ってきた。

直營業務から業務委託の推進の直近の歴史を見ると、平成 20 年 4 月には粗大ごみ収集・運搬業務の民間委託、平成 21 年 4 月には粗大ごみ処理業務の民間委託、平成 22 年度には小物金属収集運搬業務の民間委託、平成 23 年 4 月及び平成 24 年 4 月には空き瓶収集・運搬業務の民間委託の段階実施が実施された。このような業務の民間委託という環境局の身を切る努力の実践に伴い、市担当課等の職員が当該業務を直接実施する側から、業務実施事業者のモニタリング及びそれに基づく指導を実施する側へと業務内容が変化していた。実際にモニタリング表及びその結果集計表等を閲覧すると、直営作業から委託業務へと移行しても収集・運搬作業の質を確保する行政活動が機能していることも確認できた。

平成 23 年 10 月には「今後のごみ処理施設の整備方針」を策定し、現在の 4 つの処理センターを平成 27 年度には 3 処理センター体制にすることにより、老朽化した処理センターの建替えを計画し、ごみ排出量抑制等の予測に処理施設面でも対応する姿勢が認められる。

平成 17 年 4 月に策定された「かわさきチャレンジ・3R（川崎市一般廃棄物処理基本計画）」行動計画の改訂が、平成 21 年 4 月及び平成 24 年 8 月に行われた。平成 20 年秋に生じた米国発世界金融危機が実態経済にも悪影響を及ぼし、事業活動等の停滞を招いた。従来からの事業系一般廃棄物の抑制施策と併せて、このような外的要因による事業活動等の停滞により、事業系一般廃棄物の排出抑制の目標は達成することができた。一方で、家庭系一般廃棄物の排出抑制の目標については、

達成されていない。これに対する対策としては、プラスチック製容器包装の分別収集が、平成 23 年 3 月から川崎区、幸区及び中原区で開始されたが、平成 25 年度中に、北部 4 区についても当該分別収集を拡大する方針がある。また、普通ごみの週 3 回収集を週 2 回収集へと変更する方針が示されている。このように、環境局は局を挙げてごみの発生・排出抑制に向け、市民への周知とその理解が得られるよう努力をしていることについて監査期間中にも把握することができた。

このような施策は、「地球環境にやさしい持続可能な循環型のまち」を目指す取り組みとして、市民の福祉の増進に大きく貢献するものと考え、外部監査の実施の中でも、その目的達成のため最少の経費で最大の効果が得られるような仕組みづくり等の提案を行っている。

以上のような視点に立ち、外部監査を実施し、指摘事項や意見を述べていることをこの外部監査結果報告書の記載内容の中で汲み取っていただきたい。環境局としても、これまでも実施してきた組織や人員の見直しを関連部局と協力をとりながら更に断行し、直営事業及び委託業務等の改革をさらに推し進めることを外部監査人及び補助者一同、願うものである。

## II 廃棄物対策に係る監査結果について

### II-1. ごみ収集・運搬業務及び廃棄物中継業務について

#### 1. 生活環境事業所における普通ごみ等の収集・運搬業務等について

##### (1) 収集計画について

##### ① 概要

一般廃棄物の収集・運搬業務に関し、川崎市環境局（以下、「局」という。）が直営で行っている主たる廃棄物収集業務は、普通ごみの収集、空き缶・ペットボトルの収集、道路清掃である（平成24年度監査時点）。これらの収集・運搬業務は、市内5か所に設置された生活環境事業所（南部生活環境事業所、川崎生活環境事業所、中原生活環境事業所、宮前生活環境事業所、多摩生活環境事業所）を拠点とし、収集体制を構築している。各生活環境事業所の基礎データは次の表のとおりである。

項目	単位	南部生活環境事業所 (以下、南部)	川崎生活環境事業所 (以下、川崎)	中原生活環境事業所 (以下、中原)	宮前生活環境事業所 (以下、宮前)	多摩生活環境事業所 (以下、多摩)	計
所在地		川崎区塩浜	川崎区堤根	中原区中丸子	宮前区宮崎	多摩区枳形	
所管区域 (収集エリア)		川崎区南部	川崎区北部幸区	中原区	高津区宮前区	多摩区麻生区	
搬入先		浮島処理センター、堤根処理センター	浮島処理センター、堤根処理センター、加瀬クリーンセンター	堤根処理センター、加瀬クリーンセンター	橋処理センター、王禅寺処理センター、加瀬クリーンセンター	橋処理センター、王禅寺処理センター	
平均処理世帯数	世帯	76,484	101,296	117,174	195,943	175,890	666,787
平均処理人口	人	164,561	209,105	232,528	438,587	383,836	1,428,615
収集量(種類別)							
普通ごみ	t/年	33,293	37,987	38,762	86,899	73,791	270,732
空き缶		917	1,042	1,165	2,406	1,782	7,312
ペットボトル		667	798	859	1,629	1,214	5,167
びん ※		1,381	1,580	1,906	—	—	4,867
直営ごみ収集量計		36,258	41,407	42,692	90,934	76,787	288,078
集積所数							
普通ごみ	箇所	7,147	5,588	6,524	11,786	9,601	40,646
空き缶・ペット		4,101	4,129	6,524	10,832	7,626	33,212
計		11,248	9,717	13,048	22,618	17,227	73,858
ごみ収集車数	台	31	37	37	60	53	218
総人員		132	121	121	249	180	803
し尿除く総人員	人	111	121	121	212	180	745
うち障害対象者(課長以上除く)		109	119	119	209	177	733
収集員							
自動車運転手(ごみ)	人	40	47	49	78	68	282
生活環境作業員(ごみ)		46	49	49	91	77	312
直営ごみ収集職員計		86	96	98	169	145	594

注1：データは平成23年度決算ベースである。

注2：空きびん収集・運搬業務は、宮前、多摩生活環境事業所管内（北部4区）が平成23年度から、また南部、川崎、中原生活環境事業所管内（南部3区）は平成24年度から外部委託化された。

上記のうち平均処理人口及び収集量の規模が大きい宮前生活環境事業所及び多摩生活環境事業所の所長は部長級、その他の生活環境事業所の所長は課長級が任じられる。その他、生活環境事業所の主な定性的特徴については、次の表のとおりである。

事業所	定性的特徴
南部生活環境事業所	門前町である大師地区を中心に、密集した住宅群の中に工場が点在する、戦前からの古い住宅地が広がる。古い住宅地内では、集積所が細かく設置されており、戸別収集に近い実態となっている。一方、沿岸部は臨海工業地区で、人口密度が低い。浮島処理センター、浮島埋立事業所を管内に含む。また、し尿収集・運搬及び浄化槽の清掃業務等も行っている。
川崎生活環境事業所	所管区域は狭いが、管内に JR 川崎駅、京急川崎駅周辺の繁華街、中心商業地区が含まれる。外国人労働者人口も多く、消費目的の非住民が多数往来するため、不法投棄等の発生頻度が高い。堤根処理センター及び加瀬クリーンセンターを管内に含む。
中原生活環境事業所	武蔵小杉駅を中心とした川崎駅周辺に次ぐ商業地区及び住宅街で、東西に長い川崎市のほぼ中央に位置する。5 つの生活環境事業所の中では規模的にも特徴的にも平均的な性質を有する。
宮前生活環境事業所	戦後～高度成長期に開けた新興住宅地で、5 つの生活環境事業所で最大の収集量と職員数を擁する。多摩生活環境事業所のエリアほどではないが、土地の起伏が多い。JR 貨物梶ヶ谷貨物ターミナル駅及び橘処理センターを管内に含む。また、し尿収集・運搬及び浄化槽の清掃業務等も行っている。
多摩生活環境事業所	宮前地区よりもさらに新しく開けた新興住宅地で、5 つの生活環境事業所のうちで所管区域が最も広く、飛び地を有するため、収集運搬の移動距離が長い。また土地の起伏が非常に激しい。王禅寺処理センターを管内に含む。

## ア 市全体の収集計画について

廃棄物の収集に係る全般的な計画に関する事項及び生活環境事業所間の調整を伴う事項に関する決定は、収集計画課が行っている。予算編成、組織編成のベースになるのは、ごみ収集車基準作業検討委員会で検討され、平成 19 年度より導入された「基準作業」の考え方である。「基準作業」とは、小型ごみ収集車（積載量 2t）、中型ごみ収集車（積載量約 2.2t）ごとに、1 台当たり積載量、1 日当たり台数（1 日当たりの収集回数）、1 日当たり収集量、乗車人員の各基準を、川崎市独自に設定したものである。生活環境事業所ごとに予測されるごみ発生量に対して、当該「基準作業」を代入することで必要となる人員、ごみ収集車数が計算されることになる。具体的な基準作業数値は下表のとおりである。なお、空き缶・ペットボトル収集車の基準作業につき、多摩だけ異なる基準値を設けているのは、処理場までの搬入距離が長いことを考慮したためである。

### <普通ごみ収集車の基準作業>

車種	積載量 (kg/台)	台数 (台/日)	収集量 (kg/日)	乗車人員 (人)
小型ごみ車	1,500	5	7,500	2
中型ごみ車	2,100	5	10,500	3

### <空き缶・ペットボトル収集車の基準作業>

車種	積載量 (kg/台)	台数 (台/日)	収集量 (kg/日)	乗車人員 (人)
小型ごみ車	340	3	1,020	2
中型ごみ車(多摩以外)	510	3	1,530	3
中型ごみ車(多摩)	690	2	1,380	3

また、収集日は月～土の週 6 日であるのに対し、職員の勤務日数は週 5 日となるため、交代で週 1 日ずつ週休日を取る体制をとっている。週休のパターンにより職員を 6 つの組に分け、組ごとに出勤日、週休日を定めている。収集計画課では、年度計画を作成する際に組別週休表を作成し、生活環境事業所はこの組別週休表に従って、シフト作成、職員の組分けを行っている。平成 23 年 12 月の組別週休表は次のとおりである。

<組別週休表（平成24年12月のみ抜粋。実物は4月～3月の1年分。）>

12月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	1組		休			休				休				休			休
	2組		休				休			休					休		休
	3組		休					休		休						休	休
	4組		休	休						休	休	休					休
	5組	休	休	休							休		休				休
6組		休		休						休			休				休

日	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	休日
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	日
1組					休		休						休	休	休	1
2組						休	休	休						休		0
3組	休						休		休					休		1
4組		休					休			休				休		1
5組			休				休				休			休		1
6組				休			休					休		休		1

イ 生活環境事業所ごとの日常の収集計画について

収集業務の遂行に当たり、班分け、運転手及び作業員の割り振り、収集チーム編成等、日常の収集計画については、各生活環境事業所に一任されており、編成に当たっての考え方は必ずしも統一されていないが、以下のように概ね類似した体制をとっている。

すなわち、収集チームは数個の班に分割される。班の分け方は、普通ごみについては収集エリア毎に数個に分割し、資源物（空き缶・ペットボトル）については、1つの班として独立している。道路清掃についても小規模ながら1つの班として扱っている。

日ごとの作業編成は、ごみ収集担当の係長以下の事務職員を中心に、作業編成表と呼ばれる表により行われる。作業編成表の原紙（次頁参照）は、組ごとの週休者情報をあらかじめ織り込んだ形で、1組～6組まで6パターン用意されている。（作業編成表3組→3組の職員が週休のシフト）

原紙上では、収集車張り付きの運転手、作業員のほか、特定の車両に張り付かない週休休暇補充要員（表では「週休要員・フリー」と表示されている部分）など、基本的な役割別に収集運搬作業の班編成が定められている。この作業編成表の中で、使用する車両も具体的に割り当てられている。

しかし、週休に加えて、有給休暇、病欠、他の公務への従事等により、当日収集作業に従事できない職員の実態は日によって異なる。また、車両についても、故障や車検対応等で割り当てられた車が稼働できない日がある。そのため、毎日の作業編成では、週休休暇補充要員を経験等に応じて適切に割り当てる、ないし予備車を収集量に合わせて割り当てる等、経験を踏まえて弾力的に編成

を決定することが必要となっている。

作業編成表は、局標準のものではなく、生活環境事業所ごとに全く異なる様式を採用しており、それぞれ独自に改良を重ねている。また、シフト編成上の人員過不足の対応等の方針も生活環境事業所ごとに異なり、独自色が強い。

作業編成表の基本的な内容及び作成方法は、以下のとおりである。

<作業編成表（モデル）>

≪ i 作業編成前の状態 ≫

作業編成表		平成23年度12月1日(木)		第2組		担当	係長	課長	所長
週休要員・フリー									
班	車両番号	運転手名	作業員名		運転手	作業員			
第1班	中型 1234	AAAA	ああああ	いいいい	TTTT	みみみみ			
	中型 2234	BBBB	うううう	ええええ	UUUU	むむむむ			
	中型 3234	CCCC	おおおお	かかかか	VVVV	めめめめ			
	中型 4234	DDDD	きききき	くくくく		もももも			
	中型 5234	EEEE	けけけけ	ここここ		やややや			
	小型 6234	FFFF	ささささ			ゆゆゆゆ			
第2班	小型 7234	GGGG	しししし						
	中型 2001	HHHH	すすすす	せせせせ	WWWW	よよよよ			
	中型 2045	IIII	そそそそ	たたたた	XXXX	らららら			
	中型 3129	JJJJ	ちちちち	つつつつ		りりりり			
	中型 598	KKKK	てててて	とととと		るるるる			
	小型 2211	LLLL	なななな						
第3班 (資源物)	小型 9163	MMMM	にににに						
	中型 45	NNNN	ぬぬぬぬ	ねねねね	YYYY	れれれれ			
	中型 498	OOOO	のののの	はははは	ZZZZ	ろろろろ			
	中型 512	PPPP	ひひひひ	ふふふふ		わわわわ			
	中型 6980	QQQQ	へへへへ						
	中型 6981	RRRR	ほほほほ						
小型 3231	SSSS	まままま							

中型	365	車両		運転手	作業員	合計	
中型	799			定数	26	44	70
中型	820			週休	4	8	12
中型	4658			休暇			
小型	2451			病欠			
小型	9137			半休			
				出勤者			

注1：年初に職員の組分け、班分けが確定すると、1組から6組まで6パターンのベース編成表（＝毎日の作業編成の元となる原紙）が決定する。

注2：網掛けは、週休者を表す。



≪ ii 作業編成の概要 ≫

休暇者、病欠者（当日連絡の場合もある。）の情報を書き込み、ごみ収集車張り付きの週休者、休暇者の代わりに週休休暇補充要員を割り当てる。また、車検中の定数車がある場合、予備車を割り当てる。

最終的に週休休暇補充要員（フリー要員）も含めた全職員が何れかのシフトにもれなく割り当てることで完了する。なお、基準作業に基づき、中型に3人、小型に2人張り付くように設定するが、場合によってはすべての中型車に3人割り当てることができないケースもある。

以上の情報が手書きで記入され、作業編成が完了する。完成した作業編成



表は、担当課長の事前チェックを経て、最終的には所長承認が行われる。



《作業編成後の状態》

作業編成表		平成23年度12月1日(木)		第2組		担当 課長	係長	課長	所長
						<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> </div>			
班	車種	車両番号	運転手名	作業員名		週休要員・フリー			
第1班	中型	1234	AAAA	ああああ	いいいい	むむむむ	みみみみ	みみみみ	みみみみ
	中型	2234	BBBB	うううう	ええええ	ひひひひ	もももも	もももも	もももも
	中型	3234	CCCC	TTTT	おおおお	かかかか	めめめめ	めめめめ	めめめめ
	中型	4234	777	DDDD	UUUU	きききき	くくくく	もももも	もももも
	中型	5234		EEEE	けけけけ	VVVV	ここここ	やややや	やややや
	小型	6234		FFFF	ささささ	みみみみ		ゆゆゆゆ	ゆゆゆゆ
第2班	小型	7234	GGGG	しししし					
	中型	2001	HHHH	すすすす	せせせせ		よよよよ	よよよよ	よよよよ
	中型	2045	IIII	WWW	たたたた		らららら	らららら	らららら
	中型	3129	JJJJ		ちちちち	よよよよ		りりりり	りりりり
	中型	598	KKKK		そそそそ	つつつつ		るるるる	るるるる
	小型	2211	LLLL	ZZZZ	てててて	どとどと	るるるる		
第3班 (資源物)	小型	9163	MMMM	なになに	らららら				
	中型	45	NNNN	ぬぬぬぬ	りりりり	わわわわ	ねねねね	ねねねね	ねねねね
	中型	498	OOOO	のののの	はははは		ろろろろ	ろろろろ	ろろろろ
	中型	512	PPPP	ひひひひ	ふふふふ		わわわわ	わわわわ	わわわわ
	中型	6980	QQQQ	^^^^	^^^		わわわわ		
	中型	6981	RRRR		ほほほほ	れれれれ			
小型	3231	SSSS		まままま					

中型	365
中型	799
中型	820
中型	4658
小型	2451
小型	9137

車両	
4234	車検中

運転手	作業員	合計	
定数	26	44	70
週休	4	8	12
休暇	2	4	6
病欠	1	1	1
半休			0
出勤者	20	31	51

注1：筆文字は、手書きによる記入を意味する。  
 注2：網掛けは、週休者、濃い網掛けは有給休暇者、太枠は長期病欠者を意味する。

② 手 続

収集計画、作業編成について、法令及び条例等並びに作業基準等に基づいて当該事務の執行がなされているかどうか及び収集計画策定に当たり効率的かつ効果的な方法が採用されているかどうかを検証するため、次のような監査手続を実施した。

- i 収集体制全般に係る事項について、収集計画課から説明を受けるとともに、必要な質問を行った。
- ii 各生活環境事業所に往査し、収集計画及び作業編成にかかる事務執行につき作成された記録及び資料等の提出を求め、担当課から提出を受けた資料等の閲覧・分析に基づき、必要な質問を行った。
- iii 特に、平成23年12月及び平成24年2月の作業編成表を査閲し、収集計画、作業編成の状況を把握した。
- iv 上記の情報の他、生活環境事業所別・車両別の収集量データ、燃料費デー

タ等、収集業務に関する平成 23 年度の実績値を入手し、独自に数式化及び集計を実施し、その結果について、必要な分析及び検証を行った。

### ③ 結果

上記の手続の結果として、次のとおり意見を述べることとする。

#### ア 収集計画策定における「基準作業」と実質基準の活用について（意見）

現在、収集計画の基礎となっている基準は、平成 19 年度より採用している「基準作業」の考え方であるが（①概要、ア. 参照）、当該基準作業の数値は、全生活環境事業所に亘って一律に適用されている形式的な基準といえることができる。

監査の過程で、各生活環境事業所に赴き、作業編成の現状や実際の収集作業の状況（収集コースの現状や収集・運搬時間、処理センター等への搬入回数等の現状）を所長、副所長及び収集係や生活環境推進係の職員から、質問等により聴取し、また、集積所における収集作業の現場を視察して、各生活環境事業所の状況を把握した。その現場での監査実施の結果として心証を得られたことは、現在の収集計画等策定の基本である基準作業という、車両の積載能力に対応した人員の張付け基準だけでは、収集計画及びそれに基づく作業編成の策定上、各生活環境事業所の作業環境の主要な特徴をすべて汲み取ったことにはなれないということであった。

このことは、基準作業という形式基準を否定するものではない。しかし、基準作業という形式的基準以外にも、生活環境事業所の所管する地域の様々な特徴を反映した収集計画等が策定されるべきであるということを経験意見として主張するものである。

一般的に言えば、一旦、決定された基準はその内容を順守することが求められるのは組織の内部統制上、当然のことであるが、その基準の内容について、経営環境の激変に伴う見直しは必要である。また、そもそも、その基準策定段階で重要な考慮事項が、理由の如何を問わず、捨象されていた場合には、基準の見直しとは別に、新たに、収集計画等の策定上、重要な実質的要素を加味した判断基準を認識し、基準として追加確立することが求められるものとする。

この項では、基準作業という形式基準以外の様々な実質的な基準を吟味し、収集計画等の策定上、加味すべき重要な考慮要件として提案するものである。そうすることで、生活環境事業所ごとに異なる作業環境をよりよく収集計画等に反映させることが可能になるものとするからである。

また、ここで提案する実質基準は、収集計画の策定の際の実質的な考慮要件

として活用することが期待されるだけでなく、各生活環境事業所における廃棄物等の収集業務全般に亘り、事業所評価の視点で、体系的な評価指標にもなり得るものと考えられる。現在、各生活環境事業所の統計データとしては、作業の安全管理面で、車両事故等発生件数の月次・年間データが、また、労務管理上の面では、職員の公務災害や通勤災害等の状況が、事業所ごとに集計され、本庁各担当部門で管理されている。そして、当該安全管理や労務管理という重要な管理項目の目的で、指導用や公表用に活用されている。視察の過程では、各生活環境事業所や各処理センターの責任者である所長等が、これらのデータを示して管理運営状況の一端を説明している。

しかし、各生活環境事業所等における収集作業等の所掌業務の遂行状況について、体系的にその業務実績（インプットとアウトプット等）を説明したり、その実績を評価したりすることができる指標が見当たらないのが現状である。正確に言えば、各生活環境事業所等における作業実績データや作業コスト・データが様々な活用目的を明確に認識して、集計され分析されて、収集計画策定のためや各生活環境事業所等の実績説明・評価のために、活かされているとは決して言えない状況であるということである。

一般的に、生活環境事業所は、市民から排出される普通ごみや資源物の収集運搬等を行う業務職や技能職の職場であるというイメージが強いが、実際には、ごみや資源物の適正排出及び減量化・再資源化等のために、地域の住民や町会などの団体に対して、具体的に働きかけ、効率的、効果的に環境局の政策目的を推進するために地域の住民を誘導する活動が求められている職場でもある。このような職務を全体として、効率的、効果的に実施するためには、収集作業等のノウハウが必要になり、また、適正排出や減量化・再資源化等のためには環境行政に関する様々な知識が要求され、地域の住民を誘導する能力等も必要とされる。

これらの様々な政策目的を持った活動の実態をよりよく表す統計データが整備され、集計・分析され、生活環境事業所等の評価にも活用されることが期待されるものと考えられる。

ここでは収集作業等に限定して述べるが、現状では、収集計画課において、生活環境事業年報に掲載するような生活環境事業所の業務実績を個別に集計し、取りまとめを行ってはいるが、業務実績の評価に基づいて収集計画へフィードバックする仕組みや業務実績に係る事後的な評価分析が組織的にルールとして行われる仕組みが確立していない。

したがって、収集計画等の策定の際には、形式的な基準作業を所与としつつも、各生活環境事業所の作業環境や作業の実態を反映するため、これから述べる実質基準を加味して、業務実施体制等を見直しすることができるモニタリン

グ・評価体制を構築することを要望する。

## イ 実質基準の採用の具体的提案について（意見）

前項で意見を述べたとおり、生活環境事業所の実績を横断的に評価分析し改善につなげることができるよう、分析方法を整備し、内部努力によって達成できるような経営指標の目標管理を実施することが必要である。その具体的方法は単一ではなく、様々な方法が考えられる。

ここで、一般廃棄物処理基本計画上の目標指標とされ、公表されている「1人1日ごみ排出量」の目標値を達成するため、具体的な行政活動に即した指標を内在化させるように、当該式を展開する方法を一例として提案する。

以下の展開方法によると、単に、外部向けの指標ではなく、内部的な環境行政の努力が目で見えるような、細分化された経営指標となる。最終的には、このような細分化された指標に基づき、各生活環境事業所の努力を促し、本庁部門としても目標達成の努力が目に見えるように管理していくことで、効率的で効果的な環境行政の推進につながるものと期待される。

なお、一般廃棄物処理基本計画では、当初1人1日ごみ排出量の目標を平成27年までに1,128gとしていたが、当該目標は平成22年に1,041gとなり達成済みとなった。そのため、平成24年8月に一般廃棄物処理基本計画の行動計画が改定され、平成22年度の1,041gからさらに53.0（ごみゼロ）gを減量し、平成27年度に988gとすることを目標としている。この目標指標には、事業系ごみや資源化物も含まれるため、ここでの分析上の数値とは整合しない。したがって、もう一段階、対象となる目標指標を細分化して、直営ごみベースの目標指標を設定することが必要である。さらに、生活環境事業所ごとに目標値を設定して、事業所ごとの目標管理を行うことが有効であると考える。

そこで、生活環境事業所ごとに次のような下記目標値を設定することとする。1人1日ごみ排出量に年間日数を乗じると、市民1人当たり年間ごみ排出量が算定できる。

$\text{1人1日ごみ排出量} = \frac{\text{ごみ排出量}}{\text{処理人口}} \div 365$	<a>
$\text{市民1人当たり年間ごみ排出量} = \text{1人1日ごみ排出量} \times 365$	<b>

<a>式を<b>式に代入すると同時に、排出量と収集量を近似値と見做し、生活

環境事業所単位での集計を前提とした項目に置き換える等、生活環境事業所の直営ごみ収集の視点から、項目をより具体的させると以下ようになる。

$$\frac{\text{(所管区域内) 住民1人当たり年間ごみ排出量}}{\text{(所管区域内) 直営ごみ収集量}} = \frac{\text{(所管区域内) 直営ごみ収集量}}{\text{(所管区域内) 処理人口}} \quad \langle c \rangle$$

さらに、 $\langle c \rangle$ 式を以下のように分解する。以下、特に断りがない限り生活環境事業所の直営ごみに関する部分の数値となるが、数式展開上、「所管区域内」等の詳細な呼称を省略する。

$$\frac{\text{収集量}}{\text{処理人口}} = \frac{\text{収集量}}{\text{収集車両数}} \times \frac{\text{収集車両数}}{\text{技能・業務職員数}} \times \frac{\text{技能・業務職員数}}{\text{収集距離}} \times \frac{\text{収集距離}}{\text{収集車のべ稼働日数}} \times \frac{\text{収集車のべ稼働日数}}{\text{燃料費}} \times \frac{\text{燃料費}}{\text{事業所別コスト}} \times \frac{\text{事業所別コスト}}{\text{処理人口}} \quad \langle d \rangle$$

ここで、分解した式の各項目の意味を説明すると、以下のとおりである。

(i) 第1項 車両生産性指標 (単位: t/台)

$$\frac{\text{直営ごみ収集量}}{\text{収集車両数}} \rightarrow \text{車両生産性指標}$$

収集車両1台当たりごみ収集・運搬量の各生活環境事業所比較。車両生産性を表し、当該数値が大きいほど、車両がより効率的に利用されており、車両の生産性が高いことを意味する。ただし、車両の生産性を過度に高めると、車両に不具合が発生する確率が高まり、車両修繕費やタイヤ交換費用の車両整備費等のコストが高まるため、この指標値の評価の際には、車両整備費の推移も観察しなければならない。

(ii) 第2項 「基準作業」基準・労働集約度指標 (単位: 人/台)

$$\frac{\text{収集係 技能・業務職員数}}{\text{収集車両数}} \rightarrow \frac{\text{収集車両数}}{\text{収集係 技能・業務職員数}} \rightarrow \frac{\text{「基準作業」基準}}{\text{労働集約度指標}}$$

収集車両1台当たり乗車人数の各生活環境事業所比較。労働集約度を表し、現在「基準作業」として設定されている基準である。車両、職員という両変数のバランスを表し、収集車両数を分子にした場合、数値が高いほ

ど労働集約的であり、数値が低いほど資本集約的である。

なお、収集車両数として、分母を全車両数で計算すると、予備車の余裕度合いを含めた数値が算出され、一方、分母を定数車の車両数で計算すると、基準作業の基準からの乖離度の実績が把握でき、各生活環境事業所が使用する収集車両の車種を反映した数値の特徴を観察することができる。

(iii) 第3項 職員効率性指標 (単位: km/人)

$$\frac{\text{収集係技能・業務職員数}}{\text{収集距離}} \rightarrow \frac{\text{収集距離}}{\text{収集係技能・業務職員数}} \rightarrow \text{職員効率性指標}$$

運転・収集職員1人当たり収集距離数の各生活環境事業所比較。職員効率性を表し、収集距離を分子にした場合、当該数値が短いほど収集効率が高いことを表す。この指標で各生活環境事業所の数値を比較する場合、単独では必ずしも確定的な評価をすることはできない。条件として、職員1人当たりのごみ量が同一かまたは多かった場合という条件付きで、この指標の数値が短ければ、当該事務所の収集作業はより効率的であるということが言える。したがって、後述する8番目の指標である「(viii) 直営ごみ収集員等1人当たりごみ収集・運搬量」(職員生産性指標)の数値とともに、判断をすることが求められる。

(iv) 第4項 車両効率性指標 (数量ベース) (単位: km/台)

$$\frac{\text{収集距離}}{\text{収集車の稼働日数}} \rightarrow \text{車両効率性指標 (数量ベース)}$$

収集車両1日1台当たり収集距離の各生活環境事業所比較。数量ベースの車両効率性を表し、当該数値が小さいほど車両での収集効率が良いことを表す。逆に、当該数値が高い場合、車両稼働率が高いことも考えられる。なお、前者の場合は、第1番目の指標である「(i) 収集車両1台当たりごみ収集・運搬量」(車両生産性指標)の数値と併せて、各事業所比較を行う必要がある。

(v) 第5項 車両効率性指標 (コストベース) (単位: 円/日)

$$\frac{\text{収集車の稼働日数}}{\text{燃料費}} \rightarrow \frac{\text{燃料費}}{\text{収集車の稼働日数}} \rightarrow \text{車両効率性指標 (コストベース)}$$

収集車両1日1台当たり燃料費の各生活環境事業所比較。コストベース

での車両効率性を表し、燃料費を分子にした場合、当該数値が小さいほど燃料効率が良いことを表す。この指標比較における各事業所の数値の差異の原因は、収集車両1日1台当たり収集距離（4番目の指標である「車両効率性指標（数量ベース）」）から影響を受けるものと考えられる。その4番目の指標である収集車両1日1台当たり収集距離がほぼ同じであった時の差異は、技能職である運転手の運転技術の差異が反映する場合も考えられる。例えば、収集車両の走行の際に燃費を悪くする急発進等を繰り返すことがないような運転を心がけるかどうかにも、この指標の数値は影響するものと考えられる。少なくとも、この収集車両1日1台当たり燃料費が改善するためには、常に安全運転を目指すよう、運転手への指導が求められることになる。関連指標として、11番目の指標である「収集距離1キロ当たりの燃料費」を参照のこと。

(vi) 第6項 燃料費割合（単位：％）

燃料費	→	燃料費割合
事業所別コスト		

所別コスト総額に占める燃料費の割合の各生活環境事業所比較。当該数値が小さいほど燃料費割合が低いことを表す。事業別コストについては、一般廃棄物原価計算または一般社団法人全国都市清掃会議が従来から示している原価計算によって算定される。ここでは、各生活環境事業所における収集運搬作業という業務または活動に注目し、その業務を遂行するために直接必要なコスト（収集運搬職員の人件費や車両関係費等）を代替的に「事業所別コスト」として把握した。事業所別コストに占める燃料費の重要性が各生活環境事業所によって相違する場合、それぞれの所属におけるコスト（分母）の相違やコスト構造の相違を分析することにより、労働集約的なコスト構造であるか、または資本（車両設備等）集約的なコスト構造であるかという、コスト面からの特徴を把握することも可能である。例えば、コスト項目の中でもより重要な規模を有するコスト項目の削減目標を設定し、ベンチマークすることも考えられる。

(vii) 第7項 住民1人当たり収集コスト（円/人）

事業所別コスト	→	住民1人当たり 収集コスト
処理人口		

各生活環境事業所管内住民1人当たり業務コストの各生活環境事業所

比較。当該数値が小さいほど、住民1人ベースで見て、収集作業が効率的に実施されていることを表す。現在、普通ごみ等の収集運搬業務に要する費用は、市民税等の一般財源により賄われているが、その負担は、基本的には分母である処理人口で表される住民ひとり1人の税負担である。住民1人当たりの事業所別コストを削減することを各生活環境事業所の評価のひとつとして設定すると、当該収集運搬作業の費用に対する拠出者1人当たりに対応して、各事業所のコスト構造の一つひとつについて、削減の工夫がなされることとなり、より分かりやすい指標によって、各生活環境事業所の業務改善が進められることが考えられる。

以下、上記のような展開式で直接表示することができなかつた指標で、事業所ごとの目標管理にとって有効であると考えられる指標を例示することとする。

(viii) 第1項×第2項 職員生産性指標 (t/人)

直営ごみ収集量	→	職員生産性指標
$\frac{\text{直営ごみ収集量}}{\text{収集係技能・業務職員数}}$		

直営ごみ収集員等1人当たりごみ収集・運搬量の各生活環境事業所比較。職員の生産性を表し、当該数値が大きいほど職員の処理量、生産性が高いことを表している。現在の廃棄物行政においては、ごみ収集作業の従来からの目標である地域社会における衛生環境の推進とともに、廃棄物の発生抑制や再資源化等が求められていることを考えると、この指標の逆数である収集されたごみ1トン当たりの職員数という、職員数ベースでの収集作業の効率性の指標を考えることもできる。各生活環境事業所におけるこの指標の比較では、作業の余裕度のひとつの指標と位置付けることもできる。

(ix) 第1項×第2項×第3項 収集ルート効率性指標 (t/km)

直営ごみ収集量	→	収集ルート 効率性指標
$\frac{\text{直営ごみ収集量}}{\text{収集距離}}$		

収集距離1km当たりごみ収集・運搬量の各生活環境事業所比較。収集ルートの効率性を表し、当該数値が小さいほど、短い距離でごみを収集できていることを表す指標であり、すなわち、収集ルートが効率的であるかどうかを判断することもできる指標である。また、収集ルート効率性指標を、燃料費によって以下の2指標に分解できる。



(x) トン当たり燃費 (円/t)

直営ごみ収集量	→	燃料費	→	トン当たり燃費
燃料費		直営ごみ収集量		

収集量 1 トン当たりの燃料費。コース距離を短くできればトン当たり燃料費は上昇する。

(xi) キロ当たり燃費 (円/km)

燃料費	→	キロあたり燃費
収集距離		
燃料費	×	燃料消費量
燃料消費量		収集距離

収集距離 1 キロ当たりの燃料費。消費量 (ℓ: リッター) 情報も併せて管理することで、燃費管理を行うことができる。

運送業にとっては大変重要な管理指標であり、運転手の技術により条件が同じであっても低減することが可能である。一方、コース距離が短くなると、同一距離内での停車の頻度、加速の頻度が高まるため、通常、キロ当たり燃費は低下する。関連指標として、5 番目の指標である「収集車両 1 日 1 台当たり燃料費」を参照のこと。

以上の数値を、生活環境事業所ごとに集計し、継続的にモニタリング(観察・評価)を行うことで、それぞれの生活環境事業所別の特徴を分析し、評価することが可能となる。現在は、各生活環境事業所の体系的な評価の視点が欠けていると考えられるが、事業コストや業務実績を加味した評価のツールとして、活用することを要望するものである。

ウ 実質基準を採用した分析例と指標化について (意見)

イで説明した内容の分析を、平成 23 年度数値に基づき実施した。まず、当該分析を実施するにあたって必要となる情報は次のとおりである。

	単位	南部	川崎	中原	宮前	多摩	合計
直営ごみ収集量	t	36,258	41,407	42,692	90,934	76,787	288,078
収集車両数	台	31	37	37	60	53	218
定数車台数	台	24	29	30	50	43	176
予備車台数	台	7	8	7	10	10	42
予備車割合	%	23	22	19	17	19	19
収集係技能・業務職員数		86	96	98	169	145	594
自動車運転手	人	40	47	49	78	68	282
生活環境作業員		46	49	49	91	77	312
収集係技能・業務職員数 (週休調整後)注A	人	72	80	82	141	121	496
収集距離 (平成22年度)注B	km	449,810	454,271	494,790	841,805	1,065,563	3,306,239
平均処理人口	人	164,561	209,105	232,528	438,587	383,836	1,428,615
燃料費	円	18,773,874	17,531,054	19,532,082	37,807,283	39,781,510	133,425,803
事業所別コスト 注C	千円	730,875	827,233	817,410	1,458,638	1,231,786	5,065,942
年間稼働日数	日	312	312	312	312	312	312
のべ処理人口	人	51,342,876	65,240,604	72,548,580	136,839,144	119,756,676	445,727,880
のべ収集車両数	台	9,672	11,544	11,544	18,720	16,536	68,016
のべ収集車稼働日数 注D	台	7,488	9,048	9,360	15,600	13,416	54,912

注：A 収集係技能・業務職員数（週休調整後）は、収集係技能・業務職員数を 5/6 で乗じた数値。  
 B 上表中のデータは平成 23 年度実績であるが、収集距離のみ平成 22 年度実績である。  
 C 事業所別コストは、監査人の実施した原価計算結果を利用した。  
 D のべ収集車稼働日数は、「定数車数×年間稼働日数」で簡便的に計算した。正確には、年末年始数日間の繁忙期は定数車自体を増やすため、厳密には上記より数十日程度増加する。

以上の数値を前提に、イで示した経営指標に該当する各項目を計算し分析を行った。その結果は次の表のとおりである。

区分	式	単位	南部	川崎	中原	宮前	多摩	市平均
1人1日 ごみ排出量	直営ごみ収集量 ／ 処理人口÷365	g	603.65	542.52	503.01	568.04	548.09	552.46
住民1人当たり 年間ごみ排出 量	直営ごみ収集量 ／ 処理人口	g	220,332	198,021	183,600	207,334	200,052	201,648

i 車両生産性 指標	直営ごみ収集量 ／ 収集車両数	t/台	1,169.61	1,119.11	1,153.84	1,515.57	1,448.81	1,321.46
	直営ごみ収集量 ／ 収集車両数(定数車)	t/台	1,510.75	1,427.83	1,423.07	1,818.68	1,785.74	1,636.81
ii 労働集約度 指標 (基準作業)	収集係技能・業務職員数 ／ 収集車両数	人/台	2.77	2.59	2.65	2.82	2.74	2.72
	技能・業務職員数(週休 調整後)／ 収集車両数(定数車)	人/台	2.99	2.76	2.72	2.82	2.81	2.81
iii 職員効率性 指標	収集距離 ／ 技能・業務職員数	km/人	5,230.35	4,731.99	5,048.88	4,981.09	7,348.71	5,566.06
iv 車両効率性 指標(数量)	収集距離 ／ 収集車の稼働日数	km/日	46.51	39.35	42.86	44.97	64.44	48.61
v 車両効率性 指標(コスト)	燃料費 ／ 収集車の稼働日数	円/日	1,941.05	1,518.63	1,691.97	2,019.62	2,405.75	1,961.68
vi 燃料費割合	燃料費 ／ 事業所別コスト合計	%	2.569%	2.119%	2.390%	2.592%	3.230%	2.634%
vii 住民1人当 たり所要コスト	事業所別コスト合計 ／ 処理人口	円/人	4,441.37	3,956.08	3,515.33	3,325.77	3,209.15	3,546.05
viii 職員生産性 指標	直営ごみ収集量 ／ 技能・業務職員数	t/人	421.60	431.32	435.63	538.07	529.57	484.98
ix 収集ルート 効率性	収集距離 ／ 直営ごみ収集量	km/t	12.41	10.97	11.59	9.26	13.88	11.48
x 燃費(トン当 たり)	燃料費 ／ 直営ごみ収集量	円/t	517.79	423.38	457.51	415.77	518.08	463.16
xi 燃費(キロ当 たり)	燃料費 ／ 収集距離	円/km	41.74	38.59	39.48	44.91	37.33	40.36

注：代入したデータは平成23年度実績である。ただし、収集距離のみ平成22年度実績を代入した。

まず、一般廃棄物処理基本計画上の行動目標である1人1日ごみ排出量は、中原生活環境事業所が最も小さい503.01g、南部生活環境事業所が603.65gと、おおよそ2割の乖離が存在する。環境局は、現在、ごみ及び資源物の分別排出の徹底を推進しており、来年度には週3回の普通ごみの収集日を週2回へ

と変更する施策を打ち出している。それらの施策により、ごみの発生抑制が更に加速することが期待されているが、各生活環境事業所の管内から排出される市民1人・1日当たりのごみ量が、他の生活環境事業所の当該原単位当たりごみ量と比較した時に、より少ないものであるかどうかを指標化することは、今後、係ごとにどのような業務に重点を置いて、日々の業務を実施することが求められるかのヒントを与えるものとする。更に、各生活環境事業所は、自らの原単位当たりごみ量について、前年度比較をすることでも、活動実績の総合的な評価をすることが可能となる。この市民1人・1日当たりごみ量という発生抑制のための総合的な指標を、相対的にも、また、年度推移的にもさらに改善し、より良い業績を達成するためには、イで述べた展開式の各項目について、実績に基づき、評価されなければならない。その分析・評価結果としては次のとおりである。

(i)の1台当たり年間収集量(車両生産性)は、宮前生活環境事業所が高く川崎生活環境事業所が低い。宮前生活環境事業所は相対的に少ない車で大量のごみを回収しているのに対し、川崎生活環境事業所は同じごみ量を回収するのに車両台数が多くかかっている。ただし、定数車ベースで見ると中原生活環境事業所の生産性がより低い結果となっている。

(ii)の基準作業についても分母を全車両にするか定数車にするかで結果が異なる。宮前生活環境事業所は、分母を定数車にした場合は平均レベルの基準作業であるのに対し、分母を全車にした時の基準作業が5事業所中最も高く、予備車数が相対的に少ないことがわかる。

(iii)の1人当たり移動距離(職員効率性)では、飛び地等があり、収集エリアが広大な多摩生活環境事業所の数値が大きい。(iv)及び(v)の車両効率性の数値についても、同様に多摩生活環境事業所の効率性が他の生活環境事業所と比べると悪く、多摩の地域性が表れている。

(vi)の燃料費割合は、他のコストの影響もあるため一概に判断できないが、所管区域が最も狭い川崎生活環境事業所が最も低く、所管区域の最も広い多摩生活環境事業所が高くなっている。

(vii)の住民1人当たりコストは、多摩生活環境事業所が最小となっており、南部生活環境事業所が最大となっている。生活環境事業所の規模が大きいほど、コスト面では効率的であることを示していると考えられる。ただし、当該コスト指標の数値が最小である事業所が、コスト総額の規模が最大の宮前生活環境事業所ではなく、地理的に非効率な要因があると推測される多摩生活環境事業所であるのは、様々な原因が考えられる。その主要な原因は、多摩生活環境事業所において、コスト面では、燃料費や車両修繕費の規模が全事業所の約3割を占めていること(前者は39,781千円:全体の29.8%、後者は12,314千円:

全体の 33.5%)、また、車両効率性の面では、収集距離が 1,065,563 km と最長であることなどによる。

(viii) の職員生産性の面では、宮前生活環境事業所、多摩生活環境事業所が高く、エリアの規模及び事業所規模の面から効率的であることがわかる。

(ix) の収集ルート効率性の面では、新興地区で、かつ、多摩地区ほど起伏が激しくない宮前生活環境事業所がもっとも良好であるという結果になった。ここでも多摩生活環境事業所の効率性は低い結果となっている。

しかし、(x) トン当たり燃費については、集積所数が多く戸別収集に近い南部生活環境事業所が最も悪くなっている。

逆に、(xi) キロ当たり燃費については、移動距離の長い多摩生活環境事業所が、起伏に富んだ地形であるにもかかわらず最も良い結果となっている。

以上の分析結果から、各生活環境事業所の数値に基づく特徴を把握することができ、それらの特徴に基づき、各生活環境事業所の課題や目指すべき内部努力の目標等が明確となる。このような内容を踏まえて、収集計画課などの本庁部門と各生活環境事業所は、自らの特徴（いわゆる「強み」と「弱み」等）を定性的にも（概要掲載：33 頁）、定量的にも把握し、内部の業務改善に寄与するデータとして、活用されることを要望する。

【南部生活環境事業所の特徴評価と改善の視点】

区 分	特徴と改善目標等
定量データに基づく特徴（強み及び弱み）と評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 最大の特徴は、1 人 1 日当たりごみ排出量（603.65kg/人・日）が一番多い。平成 23 年度で普通ごみ分別排出指導（81 回）及び不適正排出指導（1,255 回）等は特徴的に多いが、出前ごみスクール開催（14 回）は少ない。</li> <li>ii 基準作業による人員数は最も多い。（2.99 人/台）</li> <li>iii したがって、職員生産性（421.60t/人）は悪い。</li> <li>iv 住民 1 人当たり所要コスト（4,441.37 円/人）・燃費（517.79 円/t）についても、集積所数の多さ等により悪い。</li> </ul>
改善の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 1 人 1 日当たりごみ排出量の削減のためのあらゆる施策を職員へ強く指示する。特に生活環境推進係を中心に、活動目標を列挙して、戦略的・戦術的にも効果的な排出抑制を模索すべきである。廃棄物減量指導員や区廃棄物減量指導員連絡協議会と連携を強化する。</li> <li>ii 収集作業等から適正排出・減量指導業務への人員のシフトを検討する。また、車両燃料費等のコスト削減運動を運転手等とともに実施する。</li> </ul>

【川崎生活環境事業所の特徴評価と改善の視点】

区 分	特徴と改善目標等
定量データに基づく特徴（強み及び弱み）と評価	<p>i 1人1日当たりごみ排出量の削減は進んでいる（542.52kg/人・日）。最大の特徴は、車両効率性：数量ベース（39.35 km/台・日）やコストベース（1,518.63 円/台・日）、燃費（38.59 円/km）等は良い数値である。また、職員効率性（4,731.99 km/人）も良い。</p> <p>ii 基準作業による人員数は少ない。</p> <p>iii しかし、車両生産性（1,119.11t/台）は悪い。</p>
改善の視点	<p>i 車両台数の見直しを行う必要がある。特に予備車両の見直しが必要である。定数車両 29 台、予備車両台数 8 台で予備車割合（22%）が比較的高い。</p> <p>ii 車両関係費用のうち車両リース料と減価償却費の合計額及び車両修繕費が、中原に比べても高い。コスト削減を行うべきである。</p> <p>iii 1人1日当たりごみ排出量を更に削減し、また、不適正排出指導等を更に強化するためにも、生活環境推進係を中心に、活動目標を列挙して、効果的な排出抑制等を目指すべきである。特に出前ごみスクールやふれあい出張講座の開催回数が少ない。</p> <p>iv 廃棄物減量指導員や区廃棄物減量指導員連絡協議会と連携を強化する。</p>

【中原生活環境事業所の特徴評価と改善の視点】

区 分	特徴と改善目標等
定量データに基づく特徴（強み及び弱み）と評価	<p>i 最大の特徴は、1人1日当たりごみ排出量（503.01kg/人・日）が一番少ないことである。平成 23 年度で普通ごみ分別排出指導（41 回）及び不適正排出指導（614 回）等は特に多くない。しかし、出前ごみスクール開催（29 回）やふれあい出張講座（23 回）は活発である。</p> <p>ii 基準作業による人員数は最も少ない。（2.72 人/台）</p> <p>iii 上記を除けば、当事業所の各指標の数値は、5つの事業所の平均値か若干良いという実績である。</p>
改善の視点	<p>i 車両台数の見直しを行う必要があり、特に、定数車両の見直しが必要である。</p> <p>ii 1人1日当たりごみ排出量を更に削減し、また、不適正排出指導等を更に強化するためにも、生活環境推進係を中心に、活動目標を列挙して、効果的な排出抑制等を目指すべきである。</p> <p>iii 廃棄物減量指導員や区廃棄物減量指導員連絡協議会と連携を強化する。</p>

【宮前生活環境事業所の特徴評価と改善の視点】

区 分	特徴と改善目標等
定量データに基づく特徴（強み及び弱み）と評価	<p>i 1人1日当たりごみ排出量の削減には課題がある(568.04kg/人・日)。</p> <p>ii 最大の特徴は、車両生産性(1,818.68t/台)、職員生産性(538.07t/人)、収集量当たり燃費(415.77円/t)が一番良いことである。しかし、1km当たり燃費が一番悪い(44.91円/km)。</p> <p>iii 基準作業による人員数は平均レベル。</p>
改善の視点	<p>i 1人1日当たりごみ排出量の削減を重点的に目指すべきである。あらゆる施策を職員へ強く指示する。特に生活環境推進係を中心に、活動目標を列挙して、戦略的・戦術的にも効果的な排出抑制を模索すべきである。廃棄物減量指導員や区廃棄物減量指導員連絡協議会と連携を強化する。</p> <p>ii 車両や職員の面の生産性は一番良いが、逆に、生産性の数値を少し落としとしても、1人1日当たりごみ排出量の削減のために、収集作業等から適正排出・減量指導業務への人員のシフトを検討することも考えらえる。</p> <p>iii また、車両燃料費等のコスト削減運動を運転手等とともに実施する。</p>

【多摩生活環境事業所の特徴評価と改善の視点】

区 分	特徴と改善目標等
定量データに基づく特徴（強み及び弱み）と評価	<p>i 1人1日当たりごみ排出量の削減には課題がある(548.09kg/人・日)。</p> <p>ii 最大の特徴は、住民1人当たり所要コストが一番低いことである(3,209.15円/人)。</p> <p>iii 基準作業による人員数は平均レベル。</p> <p>iv 車両生産性は平均以上であるが、職員効率性及び車両効率性は一番悪い。</p> <p>v 収集ルート効率性(13.88km/t)は地域性等を反映して一番悪いが、1km当たり燃費(37.33円/km)が一番良い。</p>
改善の視点	<p>i 1人1日当たりごみ排出量の削減を重点的に目指すべきである。あらゆる施策を職員へ強く指示する。特に生活環境推進係を中心に、活動目標を列挙して、戦略的・戦術的にも効果的な排出抑制を模索すべきである。廃棄物減量指導員や区廃棄物減量指導員連絡協議会と連携を強化する。</p>

	<p>ii 収集距離数は 1,065,563 km であり、全事業所の約 32% であることもあり、作業の効率性が悪い。収集ルートの特徴として、飛び地や狭隘で直線ではないルート等の弱みがあり、対策が検討されるべきである。</p> <p>iii 収集距離当たり燃費が良いのは、運転手の運転技術が寄与しているとしたら、上記収集ルートの悪条件に対応する熟練の運転手の配置に今後も留意する必要がある。</p> <p>iv 燃料費や車両修繕費は当事業所にとって重要なコストであるため、経費削減の努力対象として、ベンチマークを行う必要がある。</p>
--	---

## エ 作業編成方針の標準化及び作業編成表の効率化について（意見）

現在、作業編成表は、各生活環境事業所にて独自のフォームを採用実施している。各作業編成表は、長年の経験に基づき改善を重ねており、それぞれ非常に使いやすいものとなっているが、全庁的なモニタリングの視点からは、不統一であることで横断的な比較がしにくい問題がある。

本来、従業員間の公平性や事業所間の公平性について、客観的な視点から判断するためには、例えば収集計画課等の本庁部署が作業編成の実態についても定期的にレビュー（検査・改善指導等）することが必要である。しかし、現在はこのようなレビューを実施していない。仮に、実施するとしても現状では単純比較がしにくい状況にある。

作業編成表を統一し（少なくとも表示項目だけでも）、比較しやすい環境を整えることを要望する。将来的には作業編成表の内容をデータ化し、分析が行えるようにすることも視野に入れて整備を進めるよう要望する。

このことに限らず、現状、各生活環境事業所の経営体制は、本庁各部署の視点からの財務的、事業経営的側面でのモニタリング、評価体制が整備されていない結果、業務編成方針、業務シフト体制及び勤怠状況、物品管理、車両管理等、全般的に独自性が強いものとなっている。独自性が強いことで、地域特性を事業所経営に適切に反映できる可能性が高いため、独自性が強いこと自体に問題があるわけではない。一定の独自性を認めるからこそ、収集計画課や本庁各部署において、各生活環境事業所の実態を客観的に判断、評価することが求められる。問題点を把握した場合にはその問題の本質が、生活環境事業所特定の問題なのか、組織全体にかかわる問題なのかを判断し、生活環境事業所へ改善を求めるか、局全体に対して改善提案、必要に応じて予算編成への反映を行っていくことが求められる。



## オ 適切なモニタリングの実施について（意見）

収集計画課または他の本庁部署が、生活環境事業所の業務実施に対して、適切なモニタリングを実施するためには、職務分掌上、特に配慮を要するものと考えられる。生活環境部長の所掌事務として、生活環境事業所に対するモニタリング及び評価を行う権限を明確化し、当該権限の所管課として、収集計画課等を指定することも考えられる。収集計画課の所掌事務として各生活環境事業所の業務実施に対するモニタリング等の実施を明記することで、円滑な評価業務が実施されることを要望する。

### （２）人件費管理及び職場環境の改善について

#### ① 概要

収集運搬業務及び生活環境事業所での業務全般について、歳出総額のうち、人件費は大きな割合を占めており、環境局の業務の中でも特に労働集約的な部門である。そのため、人件費の質的向上もさることながら、職員の福利厚生を含めた職場環境に関する質の向上が、業務の質に対して非常に重要な影響を及ぼすことに留意する必要がある。生活環境事業所における人件費、勤怠情報、労務関係のデータは以下のとおりである。

	単位	南部	川崎	中原	宮前	多摩	合計または平均
総人員	人	132	121	121	249	180	803
し尿除く総人員	人	111	121	121	212	180	745
うち残業対象者(課長以上除く)	人	109	119	119	209	177	733
残業時間							
技能職員	h	7,352	7,634	7,558	12,137	9,932	44,613
業務職員	h	7,298	6,299	6,671	13,903	10,935	45,106
事務職員他	h	3,003	2,844	2,129	5,095	4,168	17,239
計	h	17,653	16,777	16,358	31,135	25,035	106,958
1人当たり平均残業時間	h/人	162	141	137	149	141	146
年休平均消化日数							
庶務係	日	17	17	13	15	12	14
生活環境推進係	日	20	19	16	15	18	17
安全衛生担当	日	29	10	9	10	12	14
収集係	日	20	19	20	19	20	20
し尿・浄化槽係	日	21	該当なし	該当なし	18	該当なし	19
出勤率							
平成23年12月	%	89.88%	87.82%	90.86%	89.43%	90.17%	89.66%
平成24年2月	%	86.81%	84.92%	87.33%	86.99%	86.26%	86.51%
公務災害件数							
平成23年	件	2	1	2	8	0	13
平成22年	件	4	2	1	12	0	19
平成21年	件	1	5	1	4	5	16
平成20年	件	3	1	3	3	2	12

注：データは平成23年度のものである。1人当たり平均残業時間は、環境局より入手したデータの残業時間数を残業対象者数で除して算定した。出勤率は、各生活環境事業所の作業編成表を基に監査人が集計した。職員定数から週休人数を差し引いた数を分母とし、そこから有休、病欠、半休（2分の1換算）を差し引いた数を分子として算定した。

上記のとおり、1人当たり平均残業時間は、南部生活環境事業所が162時間と最も長く、中原生活環境事業所が137時間と最も短い。中原生活環境事業所では、庶務係、生活環境推進係、安全衛生担当の年休平均消化日数が他の生活環境事業所と比較すると低い。一般的に、追加的な業務の遂行に対応する方法としては、事務遂行の生産性を向上させない限り、残業を行うことで対応するか、または、年次有給休暇の取得を控えることにより対応するかなどが考えられる。

公務災害日数については、職員数の規模等にも影響を受けるが、多摩生活環境事業所の少なさが際立つ反面、宮前生活環境事業所が多くなっている。

## ② 手 続

生活環境事業所における勤怠状況を把握し、法令及び条例等に従った勤怠管理が行われているかどうか等を検証するため、次のような監査手続を実施した。

- i 時間外勤務及び年次有給休暇取得状況等の人件費関係データを入手し、分析的手続を実施するとともに必要な質問を行った。
- ii 執務現場を視察し、職場環境の改善に関する具体的な実施事項についてヒヤリングを行った。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘すべき事項は検出されなかった。ただし、次のとおり、意見を述べることとする。

### ア 普通ごみ収集業務の時間分析及び標準作業類型化の必要性について（意 見）

現在、普通ごみの収集運搬作業の時間配分について、正式な記録が存在せず、収集業務の標準がない。今後、民間事業者による業務の実施との比較検討も踏まえて、より厳しい外部環境の変化が予測されることもあり、さらなる業務改善を行うことが求められる。そのため、収集作業を要素ごとに細分化し、時間数を把握し、それぞれの業務・活動ごとに、時間分析と評価を行うことを要望する。そのことにより、個別の業務・活動内容ごとに、付加価値の創出に対してどの程度、貢献したかについて、吟味することができるようになる。

以下、参考事例として中原生活環境事業所、多摩生活環境事業所で実施したヒヤリングに基づき、モデル的に類型化した時間分析等の結果について述べる  
こととする。

### 【収集業務の時間分析及び類型化の事例】

#### ≪収集運搬作業の時間分析（中原生活環境事業所）≫

平均的な作業実態から判断すると、普通ごみが2日間分排出される月・火の  
収集コースと1日分が排出される水以降のコースとに分けて、次のように平均  
作業として類型化することができる。

#### (ア) 月・火コースの平均作業時間等

午前中作業と午後作業とに分けて、午前は、2コース作業、午後は、3コ  
ース作業で実施している。1コース当たりの作業時間は次のとおりである。

- i. 収集時間：30分～50分、平均40分程度
- ii. 収集後、収集作業員（業務職）は収集車両に同乗し、運転手（技能職）  
とともに、現在の普通ごみ搬入先である堤根処理センターに搬入する。堤  
根処理センターへの搬入から次の第2回目のコースまでの所要時間は、平  
均的に30分程度である。
- iii. 午前中第2回目の収集コースでの収集時間は、上記アと同様である。第  
2回目の収集後、堤根処理センターに搬入し、昼休みをとるため、中原生  
活環境事業所に戻ってくる。
- iv. 午後の作業については、3つの収集コースで収集作業を実施するが、そ  
れぞれの所要時間は、i及びiiの内容と同様である。
- v. 生活環境事業所から収集現場までの距離はそれぞれのコースによって相  
違いますが、生活環境事業所を中心として、中原生活環境事業所が管轄する  
収集範囲の直線距離の2分の1が平均的距離であり、その距離までの走行  
時間が出庫から現場までの時間数である。
- vi. 最終搬入の際に堤根処理センターから中原生活環境事業所に戻ってくる  
距離は確定している。その所要時間が最終コース終了時点の事業所までの  
所要時間である。

#### (イ) 水曜日以降のコースの平均作業時間等

午前作業と午後作業とに分けて、午前は、2コース作業、午後は、2コ  
ース作業で実施している。1コース当たりの作業時間は次のとおりである。

- i. 収集時間：30分～50分、平均40分程度
- ii. 収集後、収集作業員（業務職）は収集車両に同乗し、運転手（技能職）  
とともに、現在の普通ごみ搬入先である堤根処理センターに搬入する。堤  
根処理センターへの搬入から次の第2回目のコースまでの所要時間は、平

均的に 30 分程度である。

- iii. 午前中第 2 回目の収集コースでの収集時間は、上記アと同様である。第 2 回目の収集後、堤根処理センターに搬入し、昼休みをとるため、中原生活環境事業所に戻ってくる。
- iv. 午後の作業については、2 つの収集コースで収集作業を実施するが、それぞれの所要時間は、i 及び ii の内容と同様である。
- v. 生活環境事業所から収集現場までの距離はそれぞれのコースによって相違するが、生活環境事業所を中心として、中原生活環境事業所が管轄する収集範囲の直線距離の 2 分の 1 が平均的距離であり、その距離までの走行時間が出庫から現場までの時間数である。
- vi. 最終搬入の際に堤根処理センターから中原生活環境事業所に帰ってくる距離は確定している。その所要時間が最終コース終了時点の事業所までの所要時間である。

#### 《収集運搬準備作業の時間分析（多摩生活環境事業所）》

- i. 始業 8 時からの作業編成打ち合わせで当日の作業編成が各職員に告げられ、前日の編成会議等で決められた指示事項等を確認し共有する。8 時 10 分から安全朝礼、8 時 15 分に班別ミーティングを各 5 分程度行い、8 時 20 分頃より運行前車両点検が行われる。その後ストレッチ体操、タッチアンドコールを経て、8 時 40 分に一斉に出庫する。
- ii. 生活環境事業所へ帰ってから、10 分程度洗車を行い、入浴（洗身）を行った後、日報記入を行い退所する。また、班長及び作業編成担当により翌日の編成会議が行われる。

#### 《収集運搬作業に関する時間分析および集計》

以上のヒヤリング内容より、平均作業を作業要素ごとに分解整理し、時系列で表示すると以下のようになる。

開始時刻	終了時刻	所要時間	JOBコード	業務内容
8:00	8:05	0:05	201	作業編成確認
8:05	8:10	0:05	202	車両点検
8:10	8:15	0:05	203	安全朝礼
8:15	8:20	0:05	204	班別ミーティング
8:20	8:30	0:10	202	車両点検
8:30	8:35	0:05	205	ストレッチ体操
8:35	8:40	0:05	206	タッチアンドコール
8:40	8:45	0:05	207	出庫
8:45	8:55	0:10	101	移動(無積載)
8:55	9:45	0:50	102	収集
9:45	9:55	0:10	103	移動(積載)
9:55	10:05	0:10	104	処理センター搬入
10:05	10:15	0:10	101	移動(無積載)
10:15	11:05	0:50	102	収集
11:05	11:15	0:10	103	移動(積載)
11:15	11:25	0:10	104	処理センター搬入
11:25	11:35	0:10	101	移動(無積載)
11:35	11:40	0:05	208	下車
11:40	12:00	0:20	301	諸準備(手待)
12:00	12:45			昼食
12:45	12:50	0:05	207	出庫
12:50	13:00	0:10	101	移動(無積載)
13:00	13:40	0:40	102	収集
13:40	13:50	0:10	103	移動(積載)
13:50	14:00	0:10	104	処理センター搬入
14:00	14:10	0:10	101	移動(無積載)
14:10	14:40	0:30	102	収集
14:40	14:50	0:10	103	移動(積載)
14:50	15:00	0:10	104	処理センター搬入
15:00	15:10	0:10	101	移動(無積載)
15:10	15:40	0:30	102	収集
15:40	15:50	0:10	103	移動(積載)
15:50	16:00	0:10	104	処理センター搬入
16:00	16:10	0:10	101	移動(無積載)
16:10	16:15	0:05	208	下車
16:15	16:25	0:10	209	収集車清掃
16:25	16:40	0:15	211	入浴
16:40	16:45	0:05	210	終業処理、日報記入

注：上記の開始時刻、終了時刻及び所要時間は、監査意見説明のためにモデル的に集計したものであり、ヒヤリングに基づいて作成している。集計の正確性を保証するものではない。また、上記のJOBコードは監査人が任意に付番したものである。

また、以上の内容を作業要素ごとに集計したものが次の表である。

JOBコード	業務内容	集計
102	収集	3:20:00
101	移動(無積載)	1:10:00
103	移動(積載)	0:50:00
104	処理センター搬入	0:50:00
202	車両点検	0:15:00
211	入浴	0:15:00
207	出庫	0:10:00
208	下車	0:10:00
209	収集車清掃	0:10:00
203	安全朝礼	0:05:00
204	班別ミーティング	0:05:00
205	ストレッチ体操	0:05:00
206	タッチアンドコール	0:05:00
201	作業編成確認	0:05:00
210	終業処理、日報記入	0:05:00
301	諸準備(手待)	0:20:00
<b>総計</b>		<b>8:00:00</b>

より厳密に分析を行うためには、運転手と作業員で作業要素の構成及び各要素についての評価を分けるべきである。たとえば、移動時間は、運転手にとっては直接作業を実施している時間となるが、同乗する作業員にとっては手待時間と捉えることもできる。場合によっては、処理場への往復時間を利用して作業員を別作業に従事させることも考えられる。例えば、次のコースの収集作業の前捌きとして、排出されたごみが正しく分別されているかどうかを集積所ごとに確認するなどの業務が考えられるが、このような前捌きは、集積所で出されたごみを短時間に適正な排出かどうかについて判断し、素早く収集作業を終わらせる行為を、更に質的に高めるものとする。

当該要素ごとに市民サービスに与える付加価値の程度を検討していき、付加価値の低い要素については時間数を圧縮し、付加価値の高い要素の時間的割合を高めるよう改善努力を継続することが必要である。

## イ 人件費入力方法の統一の必要性について（意見）

南部生活環境事業所、宮前生活環境事業所、多摩生活環境事業所の3拠点について、残業申請実績データを入手し、比較したところ、一般的な残業申請の分単位について、事業所間で明らかに異なる結果が見られた。

南部生活環境事業所では、原則的に10分以上の残業について申請が行われるとともに、10分単位での申請が主流となっているのに加え、一部15分単位での申請が行われている。宮前生活環境事業所では原則的に15分単位での残業が主流となっているが、一部5分単位での申請も見られる。これに対し、多摩生活環境事業所では5分単位の申請が徹底されている。3事業所に関して、60分以内の時間外労働に関するのべ申請数を比較すると、下表のようになる。

南部		宮前		多摩	
残業時間	申請数	残業時間	申請数	残業時間	申請数
0:05:00	0	0:05:00	47	0:05:00	1409
0:10:00	921	0:10:00	48	0:10:00	1397
0:15:00	155	0:15:00	757	0:15:00	1159
0:20:00	789	0:20:00	33	0:20:00	461
0:25:00	0	0:25:00	34	0:25:00	261
0:30:00	876	0:30:00	1203	0:30:00	250
0:35:00	1	0:35:00	46	0:35:00	57
0:40:00	261	0:40:00	6	0:40:00	26
0:45:00	154	0:45:00	658	0:45:00	197
0:50:00	198	0:50:00	20	0:50:00	20
0:55:00	0	0:55:00	11	0:55:00	0
1:00:00	1105	1:00:00	776	1:00:00	414

南部生活環境事業所および宮前生活環境事業所においても、多摩生活環境事業所に匹敵する短時間残業の実績が発生していると推測されるが、当該職員は

その分の残業代を受け取っていないものと推測される。このように、残業申請ルールの不統一により、生活環境事業所職員間の公平性に差異が生じており、実態調査を行う必要がある。

したがって、時間外勤務の報告については、統一した報告ルールを定めるとともに、労務管理部門等の統括部署で定期的にモニタリングを実施することを要望する。

#### ウ 職場環境改善に関する所属横断的会議体の必要性について（意見）

更衣室のレイアウト、更衣室ロッカーの貸与、親睦会やサークル活動に対する支援体制等、事務事業そのものと直接かかわりのない職場環境の整備や改善は、各所長の判断によるところが大きい。5生活環境事業所は、し尿に関する部分を除きほぼ同一内容の業務を行い、類似した経営環境に直面しているにもかかわらず、異なる対応が行われるケースが散見された。以下に述べる更衣室の余剰ロッカーに関する取扱いが特徴的である。

各生活環境事業所も、職員数は最大定員時より概ね半減しており、それによって貸与ロッカーの余剰が生じている。これについて、以下のように複数の対応事例が確認された。

- i 1人2棚を割り当て、それ以外の余剰ロッカーに施錠し、余剰ロッカーを勝手に利用できないようにしている。（多摩生活環境事業所）
- ii 余剰が生じた分、1人2棚を割り当てており、その方針を浸透させている途中である。（中原生活環境事業所）
- iii 余剰が生じたロッカーを売却処分し、更衣室の空いたスペースに土足禁止の高床を設置し、休憩所として利用している。（宮前生活環境事業所）

施設及び設備の有効利用の観点からは、iの方法は非効率である。iiについては、事実上1人3棚の使用事例も見受けられるが、1人2棚の方法の徹底が適切な方法であるかどうかの判断が必要である。iiiの対応方法については、遊休設備の処分と収入の確保が少額であってもなされており、しかも職場の労働環境の改善にもつながっている事例として評価されるべきものと考えられる。

職員にとっては、更衣室の利用人数が減った結果、ゆとりを持って空き設備等を事実上快適に利用していたところ、このような状況が解消されることへの不満が生じる可能性もあった。実際に一部の職員からは不満の声があったという。しかし、他の職員からの職場環境の改善の声もあり、施設の有効利用により、職員の福利厚生に資する場所の提供を実現したという事例であった。

以上のような事例から判断すると、職員の意見調整を行い、職員利便性の最

大化を図ることで、職場環境が改善し、作業効率が向上することが期待される。しかし、各生活環境事業所を跨いで、横断的な情報が入りにくい現場では、現状肯定、改革への抵抗感が過度に高まり、本来実施すべき改革・改善が実現できない恐れがある。

適切な改革・改善を行いうる風土づくりは各事業所の経営を行う上で重要である。そして、適切な改革・改善を適時に実施しながら、試行錯誤を繰り返してより良い業務実施に寄与するためには、各職場での改革に関する情報交換を図ることが求められる。このような業務改革・改善に関する情報の流通のためにも、各生活環境事業所の庶務係を中心に構成される職場環境に関する横断的会議体（職場環境改善会議等）を設置することを要望する。

本会議体においては、その他下記のような議題が検討されることが期待される。

- i 詰所の席を指定、自由、グループごとの指定いずれにするかの検討
- ii 共用スペースにおける私物または共用物の占有
- iii 親睦会に関する取扱い
- iv 洗濯から戻った作業着の返還・受取に関するルール
- v 不要となった公有財産、備品等の有効活用
- vi その他業務全般における改善提案 等

### （3）普通ごみ及び空き缶・ペットボトルの直営収集作業の効率性について

#### ① 概要

局が直営で業務を行っているのは、普通ごみの収集、空き缶・ペットボトルの収集、道路清掃であるが、対象外のごみ及び資源物が集積所に排出されていた場合、不適正排出として、各生活環境事業所では、以下の対応を実施している。

ア 原則→不適正排出シールの貼付

イ 例外→古紙については、可能な範囲で収集を行っている。

また、分別不徹底が多い地区については（空き瓶が、空き缶・ペットボトルの排出袋に混入している事例など）、収集前の前捌きを行うケースもある。

#### ② 手続

直営の収集業務の現場を把握し、法令及び条例等に基づいて当該事務の執行がなされているかどうかを検証するため、各生活環境事業所の収集係に対するヒヤ



リングを行うとともに、収集作業に同行し、普通ごみの回収作業を視察した。

### ③ 結果

上記の手の続の結果、指摘すべき事項は検出されなかつた。ただし、次のとおり、意見を述べることにする。

#### ア 古紙回収について（意見）

普通ごみ収集に際して、集積所にイレギュラーに排出される古紙をパッカー車の横に取り付けられた犬猫収集用バケツトや助手席に入れて収集している。川崎市のルール上、古紙（新聞紙・雑誌・ダンボール）は町内会・自治会、PTA等の実施する資源集団回収に出すことが推奨されている。しかし、分類上は普通ごみに含まれており、古紙を普通ごみとして出すことを明確に禁止とはしていない。そのため、排出量自体は少ないものの、普通ごみ集積所に排出されれば回収を行っている。しかし、資源性があることから他の普通ごみとは別途の取り扱いを行っており、作業効率に問題がある。

生活環境推進係と廃棄物減量指導員による適正排出の指導が徹底されることを要望する。

#### イ 引越ごみの混入の事例について（意見）

普通ごみ等の直営収集に際して、引越予定の家庭から排出された普通ごみと併せて、小物金属類や粗大ごみが多数排出されるケースがあつた。普通ごみの収集作業効率に大きな支障をきたしており、監査人が視察した収集箇所（写真参照）では、1か所の集積所における作業時間が10分を超えていた。



（上段左）（上段右・上）（上段右・下）：同一の集積所において、引越ごみが多数混入していた。具体的には、空気清浄器、巨大なたらい、ストーブ等の粗大ごみ、並びに、鍋、やかん及び食器類等の小物金属が混入していた。

（左）：不適正排出の警告シール

引越し情報の収集と不適正排出のリスク情報が適切に収集・把握されて、不適正排出のリスクが高いという兆候が事前に判断された場合には、生活環境推進係の職員が、事前に適時に対応する体制を整備することが重要である。生活環境推進係と廃棄物減量指導員等による適正排出の指導も徹底されるよう要望する。

## ウ 空き缶・ペットボトル収集作業の前捌きとしての作業について（意見）

空き缶・ペットボトル収集において、空き瓶を混入させて集積所に排出する事例が多く存在する。そのため、例えば中原生活環境事業所は、収集係の職員が収集前の袋の内容をチェックし、中に入っている空き瓶を取り除く作業を行っており、作業効率に問題がある。

したがって、生活環境推進係と廃棄物減量指導員等による適正排出の指導を徹底されるよう要望する。

### （４）各生活環境事業所における「生活環境推進係」の業務について

#### ① 概要

ごみ収集及び減量に関する普及啓発活動を行う部署として、生活環境推進係が、各生活環境事業所に設置されている。生活環境推進係の主な事業内容は、

(i)ごみ減量・リサイクルや一般廃棄物処理計画の普及啓発、(ii)小学4年生を対象とした出前ごみスクール、町内会・自治会を対象としたふれあい出張講座等の環境教育・環境学習の開催、(iii)廃棄物減量指導員（住民組織団体からの推薦を受け、廃棄物行政に関し市と市民のパイプ的な役割を担う市民）との連絡調整、(iv)ごみ排出方法の指導や不適正排出指導、(v)資源集団回収等リサイクルの推進に関する業務等であり、その他対策全般の多岐にわたる業務を担当している。市民向けの業務実施の具体的な実績は以下のとおりである。

	単位	南部	川崎	中原	宮前	多摩	合計
出前ごみスクール開催	回	14	21	29	29	26	119
ふれあい出張講座開催	回	17	12	23	16	16	84
普通ごみ広報物配布	部	89,408	34,328	61,914	107,122	73,838	366,610
普通ごみ分別排出指導	件	81	35	41	32	50	239
ミックスプラ容器分別収集 広報物配布	部	24,783	31,658	14,938	18,177	88,591	178,147
ミックスプラ容器分別収集 分別排出指導	件	23	17	9	418	2,810	3,277
資源集団回収広報物配布	部	152	1	627	937	10,115	11,832
集積所新設廃止 広報物 配布	部	4,032	545	3,704	3,978	2,761	15,020
集積所の新設分散廃止等	件	296	433	187	313	297	1,526
不適正排出指導	件	1,255	1,234	614	4,437	425	7,965
人員構成							
自動車運転手(推進)	人	4	3	3	4	4	18
生活環境作業員(推進)	人	4	4	5	10	10	33
計	—	8	7	8	14	14	51

## ② 手 続

生活環境推進係の業務につき法令及び条例等及び所掌事務に従った業務を適時適切に実施しているかどうか、実施方法や内容が有効かつ効率的であるかどうかを検証するため、各生活環境事業所に往査し、生活環境推進業務記録票等生活環境推進係の業務につき作成された記録及び資料等の提出を求め、担当課から提出を受けた資料等に基づき、必要な質問を行った。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘すべき事項は検出されなかった。なお、次のとおり、意見を述べることとする。

### ア 生活環境推進係の業務機能強化の必要性について（意 見）

各生活環境事業所や集積所を視察して得た具体的な事実やごみ収集に関するデータ等を検証した結果、生活環境推進係の業務の範囲やその業務に対する役割期待は、ごみや資源物の適正排出や発生抑制等の達成のために、無限であり、現在の人員体制で効率よく効果的にこのような目的を追求しようとしているが、十分な成果達成のためには限界があるものと考えられる。

まず、生活環境推進係の業務とは何かという定義については、上記概要の中でも事業内容として示したとおり、多岐にわたっている。これらの業務の定義と目的について明確に意義付けし、各生活環境推進係の職員に周知徹底する必要がある。監査の過程で視察した出前ごみスクールでの職員の行動や小学生への話しかけの内容等から、その実施目的については十分に認識しているように感じられたが、各生活環境事業所に共通のテキストが存在しないのが現状である。

次に、生活環境推進係の業務の意義や目的を達成するための手段として、概要に記載した業務が実施されていると考えられるが、それぞれの業務の実施が、ごみ及び資源物の適正排出や排出抑制等に、どのような直接的、間接的影響を及ぼすものであるのかに関する体系的な羅針盤（例えば、戦略マップなど）が必要である。様々な業務の羅列を整理して、環境局が現在推し進めている政策課題（例えば、週2日収集への転換とその減量化を目指した目的など）を達成するために、最適な手段は何かを一目でわかるように図式化した戦略的ツールが求められる。

また、このような業務の効率的で効果的な遂行のためには、その業務を実施する人材としての生活環境推進係の職員が育成されなければならない。業務マニュアルの統一的な作成はもちろんであるが、事業所での現場研修や専門研修などのプログラムを、現在の研修体系に付加して構築することが必要である。生活環境推進係の職員は、廃棄物減量指導員や区廃棄物減量指導員協議会などとの協働を目指すことや町会組織、減量化のための市民グループや学生組織などと、接触する機会が予想され、その交渉能力、行政目的への誘導能力が、涵養されなければ、日々の業務の中で、適正排出や排出抑制などの目的は達成されるものではない。

更に、生活環境推進係の業務の結果として、目的を達成するための様々な業務の実績を集計し、それらの業務が社会に与える効果を評価する際の有用なデータとする必要がある。次の項で述べるが、現在、各生活環境推進係の業務時間のインプットはなされているが、そのアウトプットとしてのデータが集計されたり、業務実施効果との関係で評価活動に活用されたりしていないのが現状である。

したがって、生活環境推進係の業務の質と量を拡大するためにも、その職員の人材育成を体系的に実施し、適正排出と排出抑制等の目的のもとで、係の業務をより戦略的に実施されるよう要望する。

## イ 生活環境推進業務のデータ化の必要性について（意見）

生活環境推進係の業務の報告は生活環境推進業務日報で行われている。日中は手書き用の日報に随時記録し、帰所後、エクセル様式のフォームに転記している。記録について二度手間を要するものの、本記録票は作業を細分化し時間研究を行うためには大変優れた様式であり、データ記録として活用度が非常に高く、評価できるものである。

しかし、これらのインプットデータの出力・年間集計・業務ごとの分析・評価などが実施されていない。アで述べた生活環境推進係の業務の重要性を具体的な業務実績データにより、評価・分析することは、戦略的な目標管理及び目的達成のための最適な手段の評価などのためにも、欠かせない業務である。

今後、生活環境推進係の業務の内容精査及び改善等に役立てるためにも、全生活環境事業所につき、推進業務実績のデータ化を行うことを要望する。生活環境推進係の業務の分析は、中長期的には、ごみ量が減少し、収集業務等の縮小などが予想されるが、その際の人材の適正配置を図る手段としても、業務の実績をデータ化することが不可欠である。

(5) ごみ収集車等の整備及び管理について

① 概 要

廃棄物収集運搬業務の拠点である生活環境事業所では、生活環境事業所ごとにごみ収集車等を保有し、それらの整備及び管理を行っている。

ごみ収集車の場合、日常の車両点検は、収集係のごみ収集車乗務者（以下、「運転手」という。）が行う運行前整備点検によって毎日行われる。運行前整備点検は運行前整備点検表を利用し、運転手により、すべてのチェック項目が達成され問題がないことを確認の上、収集業務へと出庫する。

一方、各生活環境事業所の庶務係に、車両整備及び管理業務を担当する専門職員（以下、「整備担当」という。）が配属されている。整備担当は、表示灯等の交換、自前による修理が可能な軽微な故障の場合、自ら整備作業を行う。一方、車検他定期点検や自前による修理が不可能な場合は、外部業者へ取り次ぎ、定期的に連絡を取り合う。整備担当の整備履歴は車両整備日報に記載される。

車両管理に関する生活環境事業所ごとのデータは以下のとおりである。

項目	単位	南部	川崎	中原	宮前	多摩	計
車両整備担当者数	人	2	2	2	2.75	2	10.75
全車両数		49	46	45	93	67	300
ごみ車両定数車		22	28	27	51	44	172
ごみ車両予備車		8	10	9	14	14	55
し尿車両定数車	台	7	0	0	13	0	20
し尿車両予備車		3	0	0	6	0	9
その他定数車		7	6	7	7	7	34
その他予備車		2	2	2	2	2	10
整備担当1人当たり 車両台数	台/人	24.5	23.0	22.5	33.8	33.5	21.8

注：宮前生活環境事業所の非常勤職員（勤務時間は 5.75h）については、正職員（勤務時間 7.75h）換算を行い、0.75名として計算した。

整備担当者数は、宮前生活環境事業所は正職員 2 名、非常勤職員 1 名で、その他の生活環境事業所は正職員 2 名である。また、各生活環境事業所には、ごみ収集車の他、し尿車両（バキュームカー）、その他の車両が配備されている。上記数値に基づき、整備担当 1 人当たり車両台数を算出すると、車両数が最大の宮前生活環境事業所（33.8 台/1 人）と最小の中原生活環境事業所（22.5 台/1 人）では約 1.5 倍の差が生じている。

## ② 手 続

ごみ収集車等の管理に関して、法令及び条例等に基づいて事務執行がなされているか及び有効かつ効率的に行われているかどうかを検証するため、各生活環境事業所へ往査し、整備担当及び乗務者へヒヤリングを行うとともに、平成 23 年 12 月分、平成 24 年 2 月分の運行前点検整備表及び車両管理日報をサンプル入手し、内容を確認した。また、各生活環境事業所の車両整備棟に往査し、実際の車両整備現場の視察を実施した。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり指摘事項及び意見を述べることにする。

### ア 運行前点検整備表のチェック方法について（意 見）

運行前点検整備は、道路運送車両法第 47 条関係のチェック及び架装関係のチェックの合計 49 項目について、出発前の約 10 分間を利用して実施され、チェック結果が運行前点検整備表に記録される。様式上、各項目の良否欄に、良の場合には「チェック：✓」（以下、「良の記号」という。）、否の場合には「バツ：×」（以下、「否の記号」という。）が付されることとされている。しかし査閲した限りでは、すべての生活環境事業所において、否の記号が付された運行前点検整備表は一切見られなかった。この件につき、担当者に質問したところ、各生活環境事業所とも、実際の点検整備の時点では、否の項目が散見されるが、否の項目が検出された場合、否の記号を付す前に、その場で対処して良の状態にしてから、良の記号を付して運行前点検を完了させて出庫するか、復旧に時間を要する場合は予備車を用意し、当該予備車につき整備点検を行うということである。結果として、残されている整備点検表には、否の記号が付された状態で保存されることは皆無となっている。

運行前点検整備の実施状況についてヒヤリングを行ったところ、運行前点検作業そのものは適切に行われ、不備が検出される頻度も一定以上あり、運行前の点検整備業務そのものには業務の実態があり、有効であることについて、一定の心証が得られた。

しかし、有効であることを表す客観的な証拠が残っていないため、資料保存の意義及び点検整備業務の実効性の点から問題がある。

今後普通ごみ収集業務についても、分別が徹底されることにより、ごみ量が

減少していくことが予想される。それに伴い、作業等の人員及び車両の減少が見込まれるが、車両整備業務の再雇用化だけではなく、委託化の方向性を検討することが必要となってくる。その際に、車両の点検・整備業務を細分化し、それぞれの業務の付加価値を把握し、評価することが必要となる。

しかし、現在の運行前点検整備業務に係る記録の実態では、かかる運行前点検整備の実質的な付加価値を全く把握することができず、運行前点検整備が必要であることを客観的に示す証拠が存在しない状況である。

したがって、運行前点検整備表の記載に当たっては、以下のルールを徹底し有効な情報が得られるよう要望する。

- i 運行前点検整備表上、問題があった項目については、一旦、否の記号を付した上で、改善された場合には良の記号を併記し、現行様式の右下に設けられた「異常箇所の処理」欄に顛末を簡便に記載する。
- ii 否の項目を改善せずに出動を見合わせ、予備車を出動させた場合、当初の定数車の運行前点検整備表上は、否の記号を付した上で、改善ができずに予備車を充当したことを「異常箇所の処理」欄に記載し、保管する。一方、予備車につき、再度、運行前点検整備表を記入し、保管する。
- iii その場で改善できなかった運行前整備点検表の一部の項目については、改善後、その旨を「異常箇所の処理」欄に記載し、適切に対応が行われ、完了したことを記録として残しておく。
- iv 定期的なチェックの際には、整備担当が日々の車両整備の記録として記載する車両整備日報と照合し、車両整備業務が適切に行われていることを確かめる。

## イ 車両整備日報の全般的な記載不備について（指 摘）

庶務係の整備担当は、1日の車両整備の内容を車両整備日報にとりまとめている。しかし、整備内容の網羅性、記載すべき項目の記載水準が、下記に列挙するように、生活環境事業所間で、また、その担当者間で一定ではない。

- i 担当者への質問の結果、車両整備内容すべてを記載しているわけではなく、軽微な整備の場合には記載がない。
- ii 所要時間数の記載欄を設定している日報が使用されている事業所と設定していない日報が使用されている事業所とが存在する。また、記載欄がある場合でも所要時間数の記載が網羅的でなく、記載単位も、分単位であったり、30分単位であったり不統一である。
- iii 日によっては、整備業務の内容が全く記載されていない日も存在する。



- iv 全車のローテーション点検を実施し、記録している生活環境事業所（中原）と記載していない生活環境事業所があるなど、実施業務等の記載内容にばらつきが見られる。

車両整備日報は、車両整備の記録及び整備の履歴及び実施頻度を把握するための重要な資料であるが、記載に不備が多く、また、記載ルールに曖昧な部分があり、資料保存の意義及び実効性の点からだけでなく、車両整備日報という業務の記録だけを見た場合、車両整備業務そのものに対する業務量の適切性に疑念が生じるため、改善を要する。

したがって、車両整備日報の記載にあたっては、以下のルールを参考にして、整備担当の業務の意義及びその有効性並びに事務量の適切性を評価することができるように、記載内容及び記載方法等の改善を徹底されたい。

- i 実施した整備は、整備の軽重を問わず車両整備日報に記載する。
- ii すべての作業につき、時間数を記載する。外注による修理については、時間数を記載せず、外注の旨を記載するとともに、外注先との打ち合わせ等に要した時間数及び内容を記載する。
- iii 実質的に車両整備以外の業務に従事した場合には、当該作業内容及び時間数を記入し、時間数合計が必ず執務時間と一致するよう、業務内容等を明確にする。

#### ウ 車両整備及び管理業務の標準作業の構築について（意見）

車両整備及び管理業務の性質上、業務分量を平均的に保つことが難しいため、一定の手待時間が実際には生ぜざるを得ない。したがって、手待時間があることを即時問題視することは適切ではなく、手待時間の割合が適正な割合から大きく乖離していないかどうかという観点で検討することが重要である。車両管理業務について、手待時間も含めた作業要素ごとに細分化し、時間数を把握（時間研究）することを要望する。このことについては、（２）アの意見を参照されたい（54～58頁）。

#### エ 車両整備及び管理業務のセンター化の可能性について（意見）

整備担当者の業務の対象となる車両数は、各生活環境事業所の業務規模等により、異なるが、各生活環境事業所における車両整備担当1人当たり車両台数に大きな相違が生じている。たとえば、中原生活環境事業所の数値は22.5台/

人であるのに対して、宮前生活環境事業所の数値は、33.8 台/人であり、中原生活環境事業所の 1.5 倍の生産性が求められている可能性がある。

業務量に対応した人員配置が必要であるところ、5つの生活環境事業所それぞれに整備担当職員を配備する利便性に対して、このような業務の生産性指標の乖離を課題であるとするならば、解決策のひとつとして、隣接する生活環境事業所ごとに、業務を実施する場所を集約することも考えられる。このような車両整備業務のセンター化は、ごみ量の減少に伴って避けて通れない課題であると考えられるため、検討を要望する。

#### オ 車検対策車両及び災害対策車両について（意見）

概要に記載したとおり、各生活環境事業所では定数車の他、車検対策及び災害対策のために予備的な車両を保有している。たとえば、中原生活環境事業所では平成 24 年 9 月現在、予備的な車両の内訳として、車検対策車（いわゆる予備車）6 台、災害対策車 4 台を確保している。ただし、災害対策車両については、空き瓶収集車のリース終了に伴い、4 台から 1 台に減少させる予定ということである。実際に災害が発生した際の想定に基づき、予備的な車両の適正で妥当な水準を理論的一意的に算定することは難しい面もあるが、地域防災計画の見直し作業等の中で、全庁的に、災害の想定規模に対応して、一定のルールに基づいた整合性のある災害対策を検討することが求められているものと考えられる。

したがって、車検対策車及び災害対策車ともに、適正な保有水準のあり方を全庁的な方針のもとで環境局としても主体的に検討し、激甚災害等が発生した時に現場での必要車両数をどのようにして確保するかについて、直営での保有と民間事業者との連携等による対応手段を具体化していくよう要望する。

#### カ 廃タイヤ運搬委託及び再生委託業務について（意見）

廃タイヤ処分業務委託、廃タイヤ運搬委託業務及び架装部年次点検業務については、結果としていずれも、数十万円未満の金額の少額契約であるにもかかわらず、契約単位が細分化されており、契約ごとに請書等を含めた資料一式が作成されている。これに対しては、契約や業務遂行の効率性の観点から、単価契約への変更を検討されるよう要望する。

## 2. し尿収集処理業務及び浄化槽清掃等維持管理業務について

### (1) し尿収集処理業務及び浄化槽清掃等維持管理業務について

#### ① 概要

し尿収集処理及び浄化槽清掃等維持管理業務は、平成 16 年度まで各生活環境事業所で実施していたが、平成 17 年 4 月からは、南部生活環境事業所と宮前生活環境事業所へ統合された。

南部生活環境事業所と宮前生活環境事業所におけるし尿収集処理業務については、次のような業務内容で実施されている。

#### ア. し尿収集業務について

し尿収集業務は、小型し尿車（8 車）により、1 地区を 1 車の責任で行う固定方式と 1 地区を集団で行う集団片押し方式で、1 か月に 2 回の収集計画を策定して行っている。収集したし尿は、南部地区については入江崎クリーンセンターへ、また、北部地区については、宮前生活環境事業所内に設置されているし尿中継輸送・下水投入施設へそれぞれ搬入している。このし尿中継輸送・下水投入施設には、大型し尿運搬車を 1 台配置し、入江崎クリーンセンターへし尿中継輸送作業を行っている。

#### イ. し尿処理業務について

このように宮前生活環境事業所と入江崎クリーンセンターに運搬されたし尿は、夾雑物を除去し、下水二次処理水及び上水を使用して希釈したのち、下水道への投入及び下水処理施設（入江崎水処理センター）への圧送を行っている。

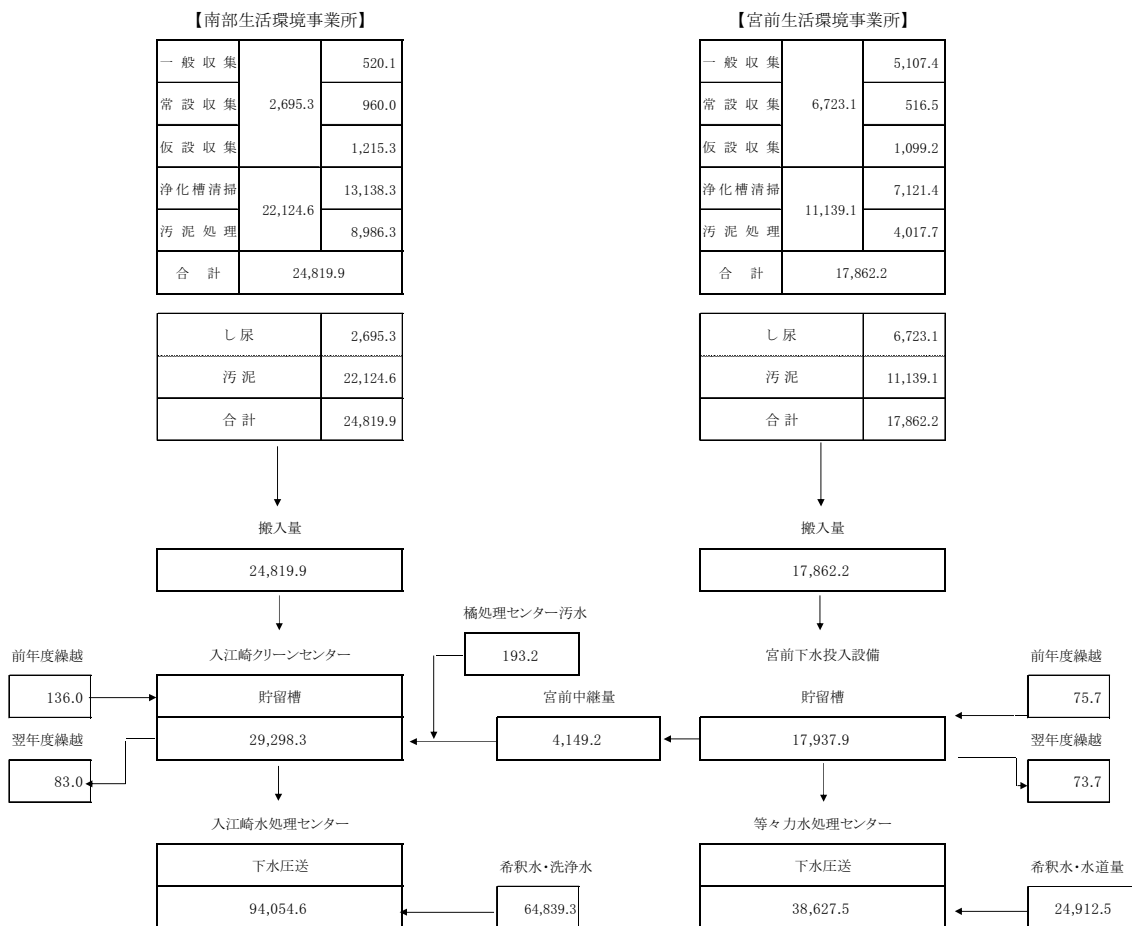
また、生活環境事業所における浄化槽清掃等維持管理業務については、次のような業務内容で実施されている。

すなわち、南部生活環境事業所と宮前生活環境事業所において、浄化槽を設置している市民からの申し込み制により、浄化槽の清掃業務を実施している。平成 23 年度では、清掃対象基数が 5,555 基で汚泥引抜延べ件数は約 800 件であり、清掃車は 11 車を配置して対応している。収集した汚泥は、入江崎クリーンセンター及び宮前生活環境事業所のし尿中継輸送・下水投入施設に搬入され、全量が上下水道局下水処理施設へ搬送され処理されている。

平成 23 年度におけるし尿収集処理及び浄化槽清掃等維持管理業務の実績は

次の実績フローに示すとおりである（『平成24年度版事業年報』掲載データより。）。

（単位：kℓ）



入江崎クリーンセンター（「入江崎」と表示）及び宮前下水投入設備におけるし尿、浄化槽清掃及び汚泥の処理量は、次の表に示すとおりである。（単位：kℓ）

稼動日数	243	日	入江崎	宮前	合計	前年度
年間			29,298.3	13,715.0	43,013.3	43,368.6
1月平均量			2,441.5	1,142.9	3,584.4	3,614.1
1日平均量			120.6	56.4	177.0	174.2

## ② 手続

し尿収集処理及び浄化槽清掃等維持管理業務に係る関連資料を閲覧・分析し、必要な質問を行った。また、南部生活環境事業所及び宮前生活環境事業所におけ

る事業の実施状況を視察した。

### ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、意見を述べることとする。

#### ア. 生活排水処理基本計画の作成失念について（意 見）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）（第6条第1項）及び川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（第6条第1項）に基づき、一般廃棄物の処理に関する計画（以下、「一般廃棄物処理計画」という。）を策定し、遅滞なく公表（告示）することとなっている。この規定に基づき環境局は、毎年度、一般廃棄物処理計画を策定し、公表している。当然、法律上の概念として、一般廃棄物の中には、し尿等も含まれる（廃掃法第2条第1項、第2項）。

一方、一般廃棄物処理計画の基本計画として、「川崎市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定している。現在の基本計画は、平成17年度から平成27年度までの10年間であるが、この基本計画には、し尿及び浄化槽の生活排水処理計画が含まれていない。その理由は、環境局によると、次のとおりである。

「現基本計画策定に当たり、資源循環型社会に向けごみの排出削減や資源化率の向上、焼却ごみの削減等に傾注し策定作業を行ったことから、生活排水処理基本計画についての策定が漏れてしまった」ということである。

前回の基本計画では、生活排水処理（し尿・浄化槽）計画が含まれており、その対象期間は、平成5年度から平成22年度までとされている。

そのうち、「し尿収集運搬計画」の中で「中・長期では、計画収集の見直しを図るとともに・・・組織の統合等を検討」することが明記されており、実際にも環境局は、この基本計画に基づいて、平成17年度にし尿・浄化槽業務のセンター化を実現している。長期的な視点での基本計画の存在はこのように重要なものである。したがって、次期の基本計画の改訂に合わせて、(2)で述べるような重要な政策判断についても十分に検討して、し尿・浄化槽業務の中・長期計画を策定するよう要望する。

#### イ. 宮前生活環境事業所の作業場所の確保について（意 見）

し尿・浄化槽の業務に携わる職員は、南部生活環境事業所及び宮前生活環境

事業所において、同様に、一定期間のローテーションにより担当職員が決定され変更される仕組みである。しかし、現場視察の結果、南部生活環境事業所と比較しても、一般的に良好な事務所における作業環境とは何かという視点から考えても、宮前生活環境事業所の作業環境を改善する必要性が高い。具体的には、し尿・浄化槽業務を行っている職員が事業所において、翌日等の作業計画を策定する際に、事業所の半地下部分の駐車場スペースを恒常的に使用していることである。現場視察の際に、所長に確認したところ、心情的にも、具体的な行動でも、作業環境の改善に向けて取り組んできたということであった。当該事業所は、「Ⅱ-1. ごみ収集・運搬業務及び廃棄物中継業務について」の 1. (2) の「ウ 職場環境改善に関する所属横断的会議体の必要性について」(59～60 頁) で述べているとおり、余剰ロッカーの有償売却と空きスペースの休憩所利用という改革・改善を行ってきた。し尿・浄化槽業務職員の作業環境の改善にも期待するものである。

#### ウ. 入江崎クリーンセンターの業務について（意見）

入江崎クリーンセンターは、昭和51年12月に竣工したし尿投入施設である。処理能力は日量 500 kℓであり、処理方式としては下水処理場への生し尿の圧送である。現在の処理実績量については、平成23年度で年間 25,066.1 kℓ、日量 103.2 kℓであった。このような処理実績と処理能力の乖離からもわかるとおり、し尿・浄化槽汚泥の処理施設として、必要な施設であるが、稼働率は低く、それに伴い、職員数も減少している。

現在の職員数は、所長を含めて8名であり、ピーク時から半分程度にまで職員数が減少している。し尿・浄化槽汚泥の処理量が多く、職員数も現在より多かった時代には、技術職員が、専用のポンプ等の設備を自ら解体して整備する保守管理を行っていたということである。このようにして、直営職員だけで施設のプラントの維持管理がなされていたが、現在の設備についても、昭和51年12月竣工以来のポンプ及びブローア等が整然として機能し使用されており、当時の職員による維持補修の成果が現在も続いているものと考えられる。

職員数が減少したことにより、以前と比較すると様々な業務を1人の職員が行うことを求められる職場になっている。例えば、当該施設の比較的広い敷地（17,468.80 m<sup>2</sup>）に発生する雑草の除草作業は夏場の作業として継続して実施しなければならない作業であり、時間も費やされるということであった。このような複数の業務実施に伴い、ポンプの解体整備等の業務を実施することがほとんどなくなり、職員間での技術の伝承が大きな課題となっている。

一方、当該施設は、し尿及び浄化槽汚泥の受け入れ施設として、周辺企業の

浄化槽汚泥も受け入れている。し尿及び浄化槽汚泥処理は、企業活動の継続にとって必要不可欠な業務として、企業活動を陰で支えるいわゆる静脈産業のひとつである。また、現在は浄化槽汚泥の受け入れが多くなってきているが、歴史的には一般家庭のし尿及び浄化槽汚泥の受け入れ施設として、市民生活や企業活動を支えてきた経緯がある。

このような歴史的な経緯を踏まえ、また、当該施設・設備の維持管理という職員間の技術の伝承等を重要であるとする立場から、次のような提案を述べることにする。

まず、入江崎クリーンセンターの事業活動において、市民生活及び企業活動を支えてきたインフラ資産としての歴史的な価値及び現在でも企業活動を支援している公的な機能を見つめ直し、その歴史的な価値等を前提とした諸設備の整備状況や建物及び庭園等の景観を広く市民及び関連する企業へ周知することが、市民及び企業の環境行政に対する理解及び協力を促進するものとする。そのように位置付けることができる場合、次のような企画を推進し、併せてその効果として職員間における専門技術の伝承のための業務時間の創出につながることに意義があるものとする。

すなわち、企画としては、入江崎クリーンセンターの歴史的な価値及び現在の事業活動を広く市民及び企業に周知することで、市民生活及び企業活動のインフラ施設に関心を持っていただき、環境行政への理解と協力を促進することを目的とする。その周知の方法としては、当該施設を熟知する職員を中心として、企画・広報部門等により、当該施設の見学事業を夏場中心に企画する。その内容は、施設内部の見学を行い、し尿・浄化槽処理の専門設備に関する説明により当該施設の歴史的・社会的意義の理解に導く。また、たとえば浄化槽汚泥の発生源である周辺企業の浄化槽設備等や隣接する最終処分施設である下水処理施設も併せて見学することができれば、し尿・浄化槽汚泥処理の全体像が理解できることとなる。

そして、このようなツアーの中で、入江崎クリーンセンターの玄関前の庭園を中心とした敷地の除草作業を体験することを組み込み、そうすることで、し尿・浄化槽処理の全体の業務の流れに市民が参加する意識を現場で高め、環境行政に対する理解を深めていただくような企画を策定することである。これにより、当該施設の職員の業務時間の中により多く処理技術伝承のための業務時間を確保することができるという効果も期待できる。

当施設の正面玄関前に設置されている植栽等構造物周辺は、確かに夏場の除草作業に時間を費やすほどの規模であり、そのような除草作業時間は、し尿・浄化槽業務にとって、施設維持管理上必要な業務ではあるが、直接的な業務ではない。少ない職員での管理運営の中でも、従来実施していたプラントの維持

管理業務の技術を継承するために、様々な企画により、市民・企業の参加を促し、本来業務の改善及び専門技術の研鑽及びその伝承に従事する時間をより多く確保できることを要望する。このような企画の策定においては、実施目的とその達成手段について、投入される労力及び作業時間などのコストを十分に勘案し、実施効果を測定・評価することが重要である。

## (2) 浄化槽清掃等業務のあり方について

### ① 概要

南部生活環境事業所及び宮前生活環境事業所（以下、それぞれ「南部」、「宮前」という。）における浄化槽清掃等業務では、浄化槽の清掃業務及び汚泥の処理業務を行っている。平成23年度における当該業務の実績は次のとおりであった。

【平成23年度浄化槽清掃等業務実績】 (単位：kℓ)

稼動日数	243	日	南 部	宮 前	合 計	前 年 度
浄化槽清掃等	浄化槽清掃		13,138.3	7,121.4	20,259.7	19,865.8
	汚泥処理		8,986.3	4,017.7	13,004.0	12,888.1
	小 計		22,124.6	11,139.1	33,263.7	32,753.9
	1月平均量		1,843.7	928.3	2,772.0	2,729.5
	1日平均量		91.0	45.8	136.9	131.5

これらの業務を実施するに当たり、南部及び宮前の人員体制について、現状では次のような割合で人員が配置されている。なお、便宜的にし尿収集事業についても併せて掲載することとする。

【し尿及び浄化槽関係事業実施職員事務配分状況】

区 分	南部生活環境事業所	宮前生活環境事業所	合 計
庶務関係事務	1.85	0	1.85
し尿収集事業	8.99	22.04	31.03
総括	0.20	0.20	0.40
庶務関係事務	0.15	1.60	1.75
廃棄物収集及び運搬	7.00	19.00	26.00
公衆トイレ清掃	1.49	0.94	2.43
関係機関との連絡調整	0.15	0.30	0.45
浄化槽関係事業	13.65	22.44	36.09
総括	0.20	0.20	0.40
庶務関係事務	0.15	1.20	1.35
廃棄物収集及び運搬	13.00	19.00	32.00
浄化槽の審査及び指導	0.15	1.64	1.79
関係機関との連絡調整	0.15	0.40	0.55
合 計	24.49	44.48	68.97

注：出典は環境局における「事務配分表」である。また、人員に端数が生じるのは、細分化した業務に従事する各職員の従事割合を集計したためである。



この表からもわかるとおり、浄化槽清掃等業務に従事している職員は、両事業所合計で、約 36 名である。

また、浄化槽関係車両は、次の表のとおり、両事業所の合計で 11 台である（平成 24 年 3 月現在）。

【平成 23 年度浄化槽関係車両数】 (単位：台)

区 分	南部生活環境事業所	宮前生活環境事業所	合 計	前年度
小型浄化槽車		3	3	3
中型浄化槽車	3	3	6	6
大型浄化槽車	2		2	2
合 計	5	6	11	11

## ② 手 続

南部及び宮前で集約して実施されている浄化槽清掃等業務に関連する資料を閲覧・分析し、必要な質問を実施した。また、両事業所を視察し、当該業務の実施状況を視察した。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特になかった。なお、次のとおり、意見を述べることとする。

### ア. 浄化槽清掃等業務の民間移譲について（意 見）

南部及び宮前で集約して実施されている浄化槽清掃等業務については、原則として市に処理責任はあるが、他の地方公共団体のほとんどが許可制度を導入している状況であり、必ずしも公的機関が直営で実施する必要性が高い業務ではないと考えられる。そうであるならば、民間企業の事業活動に当該業務を委ねることにより、公的部門の一般財源を当該業務以外に配分することができ、また、民間事業者の活動の振興にも寄与するものであり、めぐり巡って地方公共団体の税収及び手数料収入の増加にも寄与することができるものとする。一方では、当該業務を民間事業者で行うことにより手数料の負担の割合に変化が生じる可能性が高いが、他方では、社会的な資源配分（税収等の配分）の最適化が図られるものと考えられ、そうすることが社会全体の便益の増加にもつながるものと考えられるため、歴史的経緯や法的位置づけ、業務実施コストなど以下の視点を勘案し、当該事業について許可制度の導入のための必要な措置

を段階的に講じられるよう要望する。以下では、浄化槽清掃等業務の民間移譲を考える際の視点を示し、各々について検討することとする。

### 【浄化槽清掃等業務の民間移譲を考える際の視点】

- i 歴史的経緯、ii 法的位置づけ、iii 災害対応、iv 他都市の状況、
- v 業務実施コスト及び収入、vi 事業者の対応状況

#### (ア) 歴史的な経緯について

し尿収集・処理及び浄化槽関連の事業は、歴史的には各地方公共団体の実情を反映して、現在まで、事業実施主体が大きく変遷している。その中でも、川崎市の場合は、昭和 14 年に市営でし尿の処理業務を開始した。昭和 16 年には、し尿清掃業者の営業権の大半を接收し、昭和 25 年には、残りの営業権のすべてを接收し、完全な市直営とした。ちなみに、川崎市のし尿収集事業の中でも先駆的であったことは、し尿車の機械化にいち早く着手したことで（昭和 24・25 年）、その実用化も昭和 26 年に達成した（大型・小型真空車の実用化）。東京都のし尿汲み取り作業の機械化が昭和 29 年であったことから（小型吸上車 5 台導入）、川崎市はそれよりも 3 年早く機械化を達成したこととなる。

川崎市内のし尿清掃業者の営業権を戦後間もなくすべて接收した時期に、東京都は、し尿の汲み取り自体を町会単位、都直営、し尿利用組合、農民による汲み取りなどの形で実施していたことと比べて<sup>注1</sup>、川崎市のし尿収集事業については、一元的な管理に向かっていたとも考えられる。この時期、し尿は貴重な肥料であったため、し尿の争奪があるほどだったが、昭和 23 年ごろからの化学肥料の増産により、し尿の需要も減少し始めた。しかし、人口増加に伴い、し尿の排出量が著しく増加し、処理費用も嵩んできたため、当該業務の機械化等が必要になったものと考えられる。

昭和 29 年制定の清掃法により（明治 33 年制定の汚物清掃法の全部改正）、清掃事業を自治体の固有事務と位置付け、単なる汚物の処理から、「予防衛生及び環境衛生上の見地から衛生的な処理方法を要求」し、国・都道府県の責務、自治体の義務及び住民の協力義務を明確化し、し尿浄化槽等の維持管理につき、環境衛生上必要な規制を行うこと、環境衛生指導員を設定すること等が定められた<sup>注2</sup>。昭和 30 年代に入ると、下水道未普及地区で浄化槽の設置家庭が徐々に増えてきたが、他の自治体の場合、し尿浄化槽の検査、点検、清掃等を行う事業者を汚物取扱業者として条例等により許可制とし、業務の質的管理を行った（旧清掃法第 15 条）。一方、川崎市の場合、し尿収集・処

理作業及び浄化槽関連事業については、直営実施を現在まで続けている。

注1：『東京都清掃事業百年史』（東京都）132頁、注2：同138頁

### （イ）法的位置づけについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律が、清掃法の全部改正により、制定された（昭和45年12月25日法律第137号）。その中で、一般廃棄物の収集・運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならないと規定している（同法第7条第1項）。当該許可は、ごみ及びし尿等の一般廃棄物の種類ごとに定めなければならないが、自治体によっては条例上規定を設定して、許可制度を採用し、運用している自治体が多いということである。

### （ウ）災害対応について

激甚災害に該当するなどの自然災害が発生した場合、川崎市の場合も地域防災計画に則って、対応することとなるものとする。現在の計画は『川崎市災害廃棄物等処理実施計画』（平成23年2月環境局）に規定されており、その中の災害時におけるし尿等収集計画では、川崎市直下の地震によるし尿収集対象人口：4,785人、避難人口：414,720人、断水災害用トイレ：61,267戸が想定され（冬18時発生を想定）、し尿等収集量についても、し尿収集対象人口：6,268人、避難人口：543,283人、災害対策用トイレ：80,260戸と推定されている（地震発生から0.5か月間）。これらのし尿等収集の必要性に対して、収集車両の体制としては、全ての収集車両で対応するという計画となっている。

車 両 (平成22年4月1日現在)	積載量	台数 (台)		
		定数	対策車	合 計
小型し尿車・浄化槽車	1.8 m <sup>3</sup>	11	3	14
中型浄化槽車	3.1 m <sup>3</sup>	6	4	10
大型し尿運搬車	9.2 m <sup>3</sup>	1	1	2
大型浄化槽車	6.8 m <sup>3</sup>	2	1	3
合 計		20	9	29

激甚災害になるような自然災害が発生した時に、対応する車両の台数が不足する場合は、し尿車及び浄化槽車を保有する近隣都市への支援要請や民間事業者との事前の協力体制を確立することが求められるものであるが、浄化槽清掃等業務の民間への事業移譲を行う場合、そのための車両が民間事業者

にも保有されることを意味するものである。

## (エ) 他都市の状況について

浄化槽清掃等事業について、市直営で実施している政令指定都市は、それぞれの歴史的経緯によって相違するが、川崎市と相模原市であった。その他の政令指定都市は、当該業務を許可制度により、民間事業者を実施させているものと考えられる（例えば、横浜市の例等）。

また、国や地方公共団体が実施すべき事業については、自助、共助及び公助の概念のうちどの範囲に含まれるかによって判断すべきものと考えられる。その判断は、時代ごとの社会経済情勢によっても異なるものと考えられるが、公共サービスの公共性の度合いや他の市民との公平性、また、異なる業務実施主体を想定する場合の実施コスト比較などの効率性等を勘案して、総合的に判断すべき政策選択であると考ええる。

## (オ) 業務実施コスト及び収入について

当該浄化槽清掃等事業の実施コストは、平成 23 年度時点で、次のとおりであった。

### i 原価計算に基づく業務実施原価について

#### 【浄化槽清掃関係原価】

(単位：千円、kl、円/kl)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
浄化槽清掃					
収集・運搬	447,686	445,049	411,020	384,660	357,572
処理・処分	126,907	118,363	105,438	146,515	76,342
管理経費	-	-	-	-	15,516
合計	574,593	563,412	516,458	531,175	449,430
処理量	33,144.0	33,225.7	33,349.8	32,487.5	32,754
1kl当たりの経費	17,336	16,957	15,486	16,350	13,721

注：ごみ関係と併せ、平成22年度より算出方法を一部見直している。

また、浄化槽関連手数料の収入額の年度推移は次のとおりであった。

#### 【浄化槽関連手数料の内訳年度推移】

(単位：円)

名称	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
浄化槽関連手数料	70,978,200	66,890,400	65,181,200	65,001,000	65,517,600
浄化槽等清掃手数料	51,244,100	49,258,300	48,174,900	46,081,600	46,386,000
汚泥処理手数料	17,686,100	17,408,100	16,718,300	18,695,400	18,939,600
浄化槽保守点検業者登録手数料	2,048,000	224,000	288,000	224,000	192,000

平成 22 年度における浄化槽清掃等事業の原価は、約 4 億 4,943 万円であった。また、当該事業に関連する手数料額は、平成 22 年度で約 6,500 万

円であった。したがって、正味の原価は、約 3 億 8,443 万円であり、コスト的にも重要な規模の事業である。

## ii 直接経費のうち人件費だけを集計した場合の業務実施原価について

次の表に示すとおり、直接人件費だけでも約 2 億 4,849 万円であり、やはり重要な規模の事業ということができる。

【浄化槽関係事業実施人件費集計表】 (単位：円)

生活環境事業所名	南部	宮前	合計
給料	59,651,984	77,337,278	136,989,263
扶養手当	3,054,244	3,725,015	6,779,259
地域手当	7,524,747	9,727,475	17,252,223
住居手当	1,318,919	1,382,163	2,701,082
通勤手当	1,684,016	2,049,484	3,733,501
時間外勤務手当	2,850,398	1,649,531	4,499,929
特殊勤務手当	2,282,377	3,149,255	5,431,632
その他の手当	286,877	671,148	958,024
期末手当	15,216,711	19,671,117	34,887,828
勤勉手当	7,389,440	9,577,123	16,966,563
共済費	7,969,957	10,325,394	18,295,350
人件費合計	109,229,671	139,264,983	248,494,654

## (カ) 事業者の対応状況について

川崎市内で現在、浄化槽清掃等業務に従事している事業者は、環境局以外存在しない。しかし、川崎市の場合、浄化槽保守点検業は登録制度により、浄化槽の保守点検業務に関する事業者が存在する（現在、86 業者）。その業者の中には、浄化槽車を保有する事業者も存在する。したがって、局が当該業務を移譲する相手方としては、現在でも全く存在しないわけではない。

以上のように、浄化槽清掃等業務の民間移譲を考える際の視点を具体的に考慮するときに、現在、局が実施している当該業務が、必然的に局でなければできないものでもない。また、民間事業者に業務を移譲する際にも他の政令指定都市のように許可制度を導入すれば、業務実施の質を確保することも可能であると考える。

## イ. 浄化槽清掃等業務の従事職員の再配置について（意見）

上記のとおり、浄化槽清掃等業務が民間へ移譲されることを前提に考えた場合、現在当該業務に従事している職員については、各生活環境事業所等、全体

で人員配置を決定されるものと認識する。このことに関連して、今回の監査において、環境局が現在直面している廃棄物行政の主要な課題を解決し、施策を推進するためにはより重要な施策に貴重な人材を集中させることが重要であるものと考えに至った。各生活環境事業所におけるより重要な業務とは何か、また、現在環境局が直面している課題とは何かを考えたとき、ごみ及び資源物の適正排出の推進、廃棄物の排出抑制等 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）達成のための施策の推進、廃棄物等処理・処分施設の更新工事の推進等が、現在、環境局が総力を挙げて取り組んでいる課題であると認識する。

このような課題を解決する現場の人材のひとつとして、各生活環境事業所の生活環境推進係の人材が、環境局の貴重な経営資源として、量的にも質的にも充実が求められるものと考え。この意見に関連する意見は、既に、「Ⅱ-1. ごみ収集・運搬業務及び廃棄物中継業務について」の 1. (4) の「ア 生活環境推進係の業務機能強化の必要性について」で述べている（64～65 頁）。

したがって、浄化槽清掃等業務について許可制度を導入する方向へ検討を進める際には、環境局のより重要な施策及び業務に対して、人材を中心とした限られた経営資源の重点配分を考慮されるよう要望する。

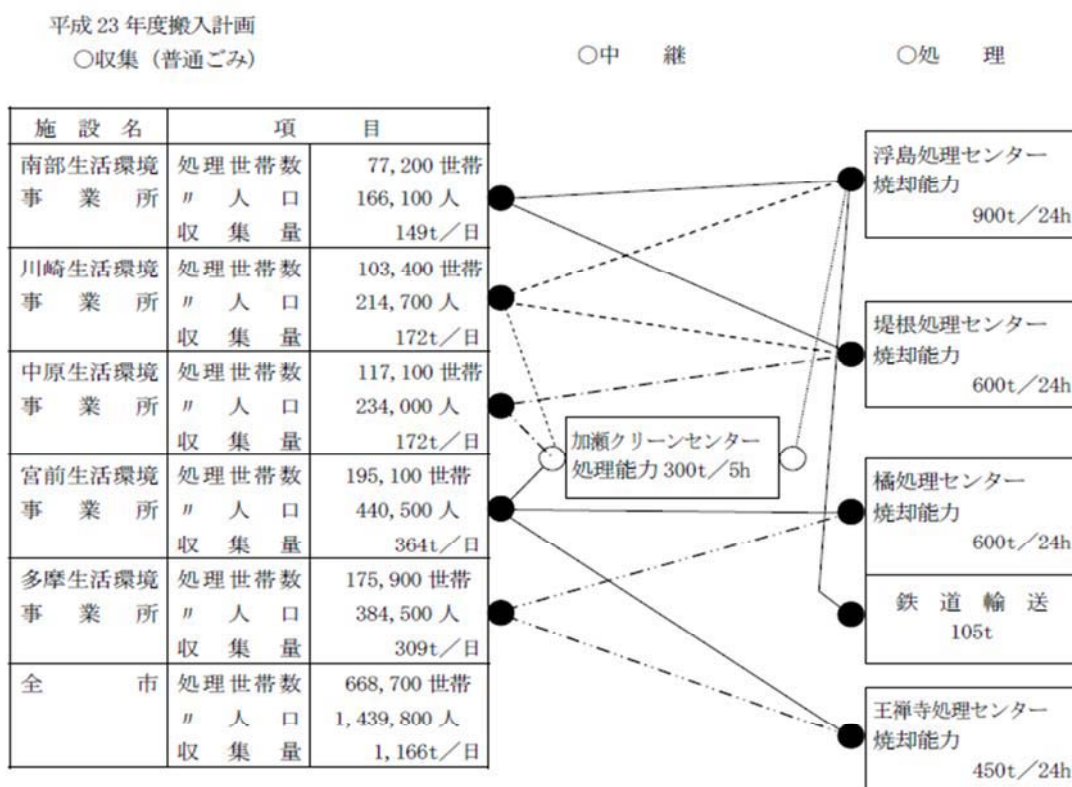
### 3. 中継輸送業務について

#### (1) 概 要

##### ① 業務の概要

従来、川崎市環境局では、収集した廃棄物は直接、処理センターに搬送するシステムでごみの運搬業務を行ってきたが、近年の交通事情や川崎市の地理的条件等から、川崎市の南部の浮島地区にある処理センターの稼働に合わせて、安全かつ効率的な運搬体系を構築するため、川崎市の南北の中ほどに位置する加瀬クリーンセンターに中継輸送基地を建設した（平成7年3月）。

したがって、現在では、宮前生活環境事業所、中原生活環境事業所及び川崎生活環境事業所で収集した普通ごみの一部について、加瀬クリーンセンターに設置したごみ圧縮機及びコンパクト・コンテナを用いて、中型ごみ収集車約3台分のごみを1台の大型コンテナ車に圧縮・積替え、浮島処理センター等に輸送している。



加瀬クリーンセンターにおけるごみ圧縮の処理工程は、概ね次のとおりである。

ごみ収集車 ⇒ 計量器 ⇒ 受入れホッパ ⇒ ごみ供給装置 ⇒ ごみ圧縮装置  
 ⇒ コンテナ中継運搬車 ⇒ 処理施設

【ごみ圧縮処理工程概要図】



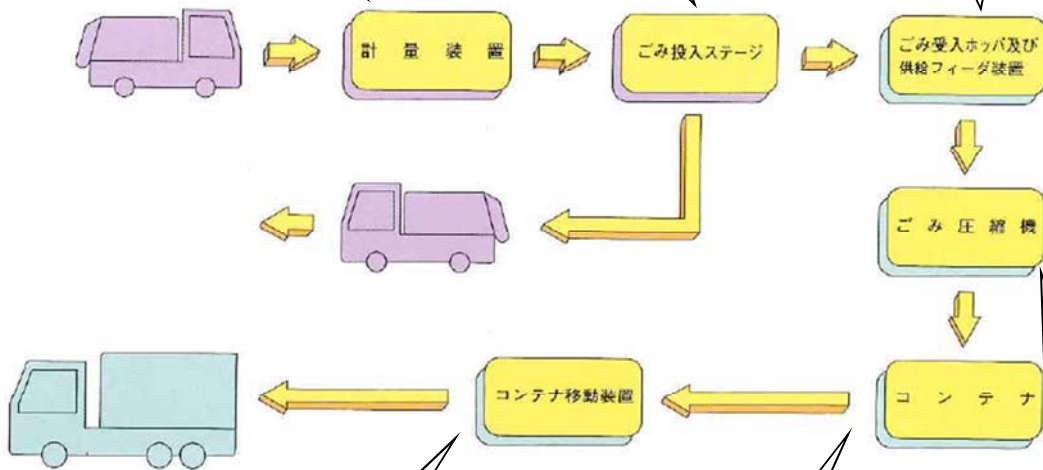
計量装置の上に収集車が乗ると重量が計測され、中央制御室のコンピューターにデータが転送される。



ごみ投入ステージ。加瀬クリーンセンターの作業員が立ち会う。



受入ホッパの内部。受入ホッパは下にある圧縮装置につながっており、投入されたごみは圧縮装置に送られる。




圧縮されたごみを内包するコンテナは移動装置に押されて、アームロール車へ搭載。



コンテナ：ホッパから投入されたごみが圧縮装置で圧縮され、コンテナに押し出される。



ごみ圧縮装置。



## ② 人員及び施設の概要

### 【加瀬クリーンセンター】

職員の状況	係長級所長 1 名を含む 22 名
所在地	川崎市幸区南加瀬 4 丁目 40 番 23 号
敷地面積	約 7,780.82 m <sup>2</sup>
着工・竣工	着工：平成 5 年 9 月、竣工：平成 7 年 3 月
総事業費	2,885,588 千円（事務費を含む。）
処理能力	300t/5h（1 日）
建築構造	鉄筋コンクリート、一部鉄骨造
面積	建築面積：約 2,000 m <sup>2</sup> 、延床面積：約 5,712.74 m <sup>2</sup>

### 【加瀬クリーンセンターの正面外観】



加瀬クリーンセンターには、中継処理施設の他、旧し尿処理施設がある。旧し尿処理施設は、中継処理施設が竣工した平成 7 年 3 月以降は事業の用に供しておらず、現在では、し尿処理等は行われていない。



← ↑ し尿処理施設の外観

## ③ 平成 23 年度委託業務

加瀬クリーンセンタープラント機器点検整備業務委託（22,050,000 円）を含む 15 件の業務委託（31,242,120 円）を執行している。

## (2) 手 続

加瀬クリーンセンターの事業に関連する業務委託等の契約書、仕様書及び設計書等、業務関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（現場視察、閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 人件費の管理について

#### ア. 時間外勤務に係る統制について（指摘・意見）

川崎市の出退勤管理においては、ＩＣカード等による入退庁時間の記録は行われていないことから、個々の職員の退庁時間を客観的かつ正確に捕捉することは難しい状況がある。このような市全体の制度を前提として、管理職（処理計画課長）が職員に対して超過勤務命令を行って、実際に超過勤務が実施された場合に、正確な残業時間の報告が行われているかどうかに関しては、超過勤務命令者等による適時、適切なモニタリングなどの統制活動が重要である。また、超過勤務を命ぜられた職員個人の職務上のモラルについても、厳しくその残業時間の報告の正確性が求められるものである。

加瀬クリーンセンターにおいては、職員の時間外勤務の実績把握を以下のとおり行っている旨、所長へのヒヤリングにより確認した。

- i 加瀬クリーンセンターでは所長が最終退出者となることが多いため、通常は所長が時間外勤務申請と実際の退庁時間に差異がないかその場で確認している。
- ii 所長の不在時や所長より退庁時間が遅くなった時は、勤務日の翌日に本人から所長へ口頭で退庁時間等を報告している。
- iii 警備会社から月例報告書を受け取った後、所長が時間外勤務申請の申請時間と警備報告書の警備開始時間を比較し、大きな差異がないか確認している。

これに対して、残業時間申請と警備記録をサンプル抽出し、照合した結果、残業終了時間と事務所退出時間との大きな乖離が以下の表のとおり散見された。

日付	残業申請書			警備報告書	勤務終了時刻と警備開始送信時刻との差異
	勤務終了時刻	最終勤務者	業務内容	警備開始送信時刻	
4/1	20:45	職員 B	年度切り替えに伴う事務処理	20:25	+10分
4/4	21:15	職員 B	年度切り替えに伴う事務処理	20:56	+19分
4/11	21:15	職員 B	年度切り替えに伴う事務処理	20:52	+23分
4/28	20:15	職員 A	センター運営に関する事務処理	19:11	+64分
4/29	17:00	所長他職員 14名	ごみ中継輸送又はごみ受入、施設の維持管理に係る業務	18:00	△60分
6/2	18:30	職員 C	ごみ中継輸送月報作成業務	19:32	△62分
8/23	19:45	職員 A	施設維持管理業務	18:45	+60分
10/5	19:30	職員 C	プラント設備工事及び業務委託立会い	18:37	+53分
10/14	20:30	職員 C	プラント設備工事及び業務委託立会い	19:32	+58分
12/21	17:15	職員 D	ごみ中継輸送又はごみ受入、施設の維持管理に係る業務	18:29	△74分
1/23	20:15	職員 A	施設の維持管理業務	21:51	△96分
1/24	19:15	職員 A	施設の維持管理業務	20:27	△72分
1/25	18:15	職員 C	委託業務に係る資料作成	20:13	△118分
1/26	18:15	職員 A	施設の維持管理業務	20:08	△113分
2/19	11:15	職員 2名	自家用電気工作物年次点検立会い	12:45	△90分
3/30	N/A	N/A	N/A	21:46	不明

注1：この表の「最終勤務者」とは、時間外勤務申請を提出した職員の中で、最も遅い勤務終了時刻を申告した職員である。しかし、以下、本文の i 及び ii で記載した理由により、この最終勤務者と警備システムを稼働させた最終退庁者が異なる日がある。

注2：「N/A」の記載は、該当がないことを意味する。

上記の表で示した「勤務終了時刻」と「警備開始送信時刻」との乖離の分析の結果、残業申請書の勤務終了時刻が機械警備の警備開始時刻より遅い理由及び残業申請書の勤務終了時刻が機械警備の警備開始時刻より早い理由について、次のとおり、指摘及び意見を述べることとする。

#### i 残業申請書の勤務終了時刻が機械警備の警備開始時刻より遅い理由について

警備開始時刻は、管理棟4階の事務室を施錠して警備システムを稼働させた時刻（＝事務室の防犯監視及び所内各所の火災異常監視を開始した時刻）であり、

勤務終了時刻とは一致しないということである。また、警備システム開始後に防犯監視していない場所（事務室以外）の施錠確認や機械設備の点検巡視などを行ってから退庁した場合、警備開始時刻より勤務終了時刻が遅くなるということである。

しかし、退庁時の巡視及び施錠管理事務としては、事務室以外の施錠確認や機械設備の点検巡視などを行ってから、事務室に戻ってきて、荷物を持って事務室を出て、事務室を施錠して帰宅する点検事務の流れが基本であるものと考えられる。なぜなら、事務室施錠後に他の施設等の巡視及び施錠管理を行っている際に、問題が発生した場合には、庁舎管理事務の基本的な場所である事務室での対応（関連機関への電話連絡等を含む。）が予定されるべきだからである。

現在の退庁時の巡視及び施錠管理事務の流れでは、機械警備セット後に時間外勤務を行った場合、それを事後的に客観的に裏付けられる証拠が存在しないため、残業申請時間を実際の勤務時間よりも多く申請していないことを証明することは困難であり、適正な出退勤管理の面、退庁時の巡視及び施錠管理事務及び超過勤務命令の実施の合理的な確認の面でも、改善の余地があるものとする。

したがって、加瀬クリーンセンターの所長が職員の時間外勤務管理を適切に行っていることを証明できるようにするため、また、所長帰宅後に残業している職員による残業時間の水増し申請を牽制するため、機械警備セット後の長時間の時間外勤務を認めるべきではない。業務上やむを得ず、事務室施錠後に残業する必要がある場合であっても、必ず最後（帰宅直前）に事務所の機械警備をセットするようにルール化することを検討されたい。

## ii 残業申請書の勤務終了時刻が機械警備の警備開始時刻より早い理由について

職員が現場での作業中に付着した汚れや汗等を落とすため、勤務時間終了後に洗身してから警備システムを稼働させて退庁する場合、勤務終了時刻は警備開始時刻より早くなるということである。

しかし、定時の間に洗身できなかったことについて合理的な理由が認められる限りにおいて、洗身時間は時間外勤務の対象になるものと考えられる。現状においては、定時の間に洗身すれば洗身時間は執務時間を構成することとの均衡が図られておらず、洗身時間の取扱いについては再考の余地があるものと考えられる。

## イ. 事務処理に係る残業時間の削減策について（意見）

現在、加瀬クリーンセンターの事務職員は 1 名であるが、年度末前後は事務作業が多くなるため、事務職員の作業時間が増加し、残業対応せざるを得ない状況で

あるということである。このような季節的超過勤務の必要性については、加瀬クリーンセンターの現場責任者として、処理計画課の課長と話し合い、事務職員の繁忙期に、他の職員を一時的に事務作業に回せないかどうかを検討する必要性を検討すべきである。組織内における人員配分及び業務配分を柔軟に組み替えることにより、職員の残業時間を極力減らすように努めることを要望する。

#### ウ. 始業時間前の出勤の合理性及びルール化の検討について（指 摘）

警備報告書を閲覧したところ、ほぼ毎日、6時30分から7時の間に警備が解除されていることが確認された。始業時間は8時30分であるため、毎日のように始業時間の2時間程度前に出勤している職員が存在することになる。

所長への質問により確認したところ、早朝に行う恒常的な業務はなく、職務命令に基づく早朝出勤ではないということである。

業務ではないため、時間外勤務申請は出しておらず、出勤時刻から始業時刻までの時間について時間外手当が支給されてはいない。確かに、作業前の体調管理（安全帯相当の時間）や段取り時間等が現場作業では必要であり、そのための合理的な時間が現在も始業時間後の一定時間確保されている。しかし、職務命令がない状況で、始業時間前2時間もの間、結果として、光熱水が費消され、庁舎が事実上使用されていることに対して、このような出退勤の現状を見直す必要がある。

地方公務員は、勤務時間が定められ、超過勤務の必要がある場合は管理職から超過勤務命令が原則として事前に発せられ、その時間内では、職務に専念する義務があり、また、信用を失墜する行為等が厳に戒められている（地方公務員法、川崎市職員服務規程、川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び川崎市職員の勤務時間等に関する規程等）。また、事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるよう求められている（地方自治法等）。早朝出勤を自らの職務に直接関係して自己研鑽等のために自主的に実施している事例は一般に見聞きするところである。しかし、事業所等を管理する者にとって、一般に1時間以上も早く出勤する職員の時間費消の内容を精査・検討することなく、放置することは厳に慎むべきである。

所長としては、始業前早期出勤者に対して、電気の使用を必要最低限にするよう指示しているということであった。しかし、始業時間2時間前の事実上の出勤について、適正な庁舎管理の必要性や効率的で合理的な業務の準備時間のあり方の面からも、十分に職員面談のうえで現状を改善する必要がある。

したがって、効率的で経済的な作業の実施という視点で、加瀬クリーンセンターの業務を見直す視点から、作業準備のための段取り時間として認められる合理的な時間を定め、それを超える現在の早朝出勤実態は見直されたい。

## ② 加瀬クリーンセンター旧し尿処理施設の財産管理について

### ア. 行政財産から普通財産への組み替え及び廃棄手続の必要性について（指 摘）

旧し尿処理施設は平成 7 年 3 月以降、事業の用に供されていないため、遊休状態となっており、し尿処理は行われていない。現在は災害用仮設トイレの保管場所として使用されており、また、災害時・緊急時のし尿の一時受入先として存続していることを理由に用途廃止を行っていない。これは、「川崎市災害廃棄物等処理実施計画」（平成 23 年 2 月環境局）において、災害時には加瀬クリーンセンターを含め、し尿処理施設に存在する貯留槽を最大限活用することが基本方針として定められていることを根拠としている。

しかし、この旧し尿処理施設に係る行政財産の工作物台帳には、現在使用されておらず、かつ、緊急時のし尿受入にあたっても使用の見込みのない設備が、少なからず記載されていることを、監査の過程で確認することができた。次の表に示すとおり、26 の工作物が該当し、その取得価額は約 5 億 59 百万円で、評価替後の帳簿価額は約 81 百万円である（準工作物を合せると、取得価額は約 7 億 12 百万円であり、帳簿価額は約 1 億 7 百万円である。）。

このような旧し尿処理施設の一部の設備等については、事業の用に供されていないこと、また、今後も再度使用の見込みがないことが明確であるため、今後使用の見込みのない遊休設備については用途廃止し普通財産へ組み替える処理をされたい。なお、建物については、上記のとおり、災害時、緊急時の仮設トイレの保管場所やし尿の一時受入先としての貯留槽の建屋として使用される見込みであるため、用途廃止の対象にはならないものと考えられる。したがって、ここでの指摘事項は、決算書のひとつである「財産に関する調書」の記載事項に係る公有財産の廃止には関係していない。

【今後使用する見込みのない工作物】

番号	工作物種目	工作物名称	工作物構造	数量	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	取得年月日
0004	衛生清掃設備	アルカリ・次亜洗浄塔	F R P	1.00	15,296	2,901	H3/03/30
0011	衛生清掃設備	スクリープレス	鉄製	1.00	11,967	1,211	S50/03/31
0012	衛生清掃設備	ダクト	鉄製	1.00	50,298	9,543	H3/03/30
0014	衛生清掃設備	ドラムスクリーン	鉄製	1.00	11,113	1,123	S50/03/31
0015	衛生清掃設備	バキューム車エンジン排気収集口	鉄製	10.00	12,098	2,294	H3/03/30
0016	衛生清掃設備	バキューム車排気フード	鉄製	10.00	10,708	2,031	H3/03/30
0017	衛生清掃設備	ホッパー	鉄製	1.00	12,727	1,194	S59/08/31
0021	衛生清掃設備	吸着塔	F R P	1.00	60,629	11,504	H3/03/30
0030	衛生清掃設備	酸洗浄塔	F R P	1.00	15,296	2,901	H3/03/30
0042	衛生清掃設備	大型バキューム車排気収集口	鉄製	5.00	8,928	1,693	H3/03/30
0045	衛生清掃設備	脱臭装置基礎	コンクリート	1.00	10,523	1,995	H3/03/15
0046	衛生清掃設備	脱水機	鉄製	1.00	70,022	6,574	S59/08/31
0050	衛生清掃設備	低濃度臭気除塵フィルター	F R P	1.00	14,739	2,796	H3/03/30
0051	衛生清掃設備	低濃度脱臭ファン	F R P	1.00	7,787	1,476	H3/03/30
0060	衛生清掃設備	熱交換器	鉄製	1.00	19,422	1,823	S59/08/31
0062	衛生清掃設備	燃焼炉	鉄製	1.00	40,209	3,774	S59/08/31
0069	衛生清掃設備	粉碎ポンプ	鉄製	1.00	13,648	1,280	S59/08/31
0077	観測設備	電磁流量計	鉄製	1.00	8,121	1,539	H3/03/30
0078	観測設備	風量計	鉄製	1.00	6,091	1,154	H3/03/30
0082	給排水設備	給排水管	鉄製	1.00	24,122	2,684	S59/10/15
0092	電気設備	運転操作装置	鉄製	1.00	68,742	7,652	S59/09/29
0097	電気設備	受変電装置	鉄製	1.00	37,949	4,224	S59/09/29
0099	電気設備	脱臭装置制御盤	鉄製	1.00	8,565	2,385	H3/03/30
0100	電気設備	中央監視盤	鉄製	1.00	7,772	2,165	H3/03/30
0101	電気設備	低濃度ファン制御盤	鉄製	1.00	5,709	1,589	H3/03/30
0103	電気設備	排ガス処理制御盤	鉄製	1.00	6,028	1,678	H3/03/30
合計				48	558,509	81,183	

出典：公有財産台帳（工作物）

【今後使用見込みのない準工作物】

種目	内容	数量	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)
衛生清掃設備	ベルトコンベアー、ポンプ、ファン、 電動弁等	70.00	118,531	16,557
換気設備	空調装置	1.00	5,024	567
観測設備	P H計、次亜塩素濃度計	4.00	5,725	1,477
貯槽設備	苛性ソーダ貯槽、次亜塩素酸ソーダ注 入ポンプ、中和槽	3.00	8,218	2,120
電気設備	高圧動力盤、幹線分岐盤、コンプレッ サー等	7.00	16,116	4,753
合計		85.00	153,614	25,474

出典：公有財産台帳（準工作物）をもとに監査人が集計した。

また、調査の結果、以下の準工作物1件についてはすでに存在しないことが確認された。これについては、速やかに廃棄処理されたい（川崎市財産規則第6条及び

第 18 条)。

【現物が存在しないため廃棄処理すべき準工作物】

番号	工作物種目	工作物名称	工作物 構造	数量	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	取得年月日
0085	貯槽設備	酸貯槽	F R P	1.00	1,154	297	H3/03/30

出典：公有財産台帳（準工作物）

参考として、次に関連条文を抜粋し掲載する。

【川崎市財産規則（以下、条項の一部抜粋）】

（公有財産管理上の注意義務）

**第 18 条** 部局長は、その所管に属する公有財産の管理に当たっては、適宜現況調査を行うとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- （1） 公有財産の使用目的及び使用状況の適否
- （2） 公有財産の維持保全上、不完全な点の有無
- （3） 電気、ガス及び給排水の施設の整備状況
- （5） その他公有財産管理上必要な事項

（財政局長に協議すべき場合等）

**第 6 条** 部局長は、次に掲げる場合においては、これを財政局長に協議するものとする。

- （2） 普通財産を処分しようとするとき。
- （6） 行政財産の用途を変更し、又は廃止しようとするとき。

イ．災害時の貯留槽活用に向けた対応について（意見）

旧し尿処理施設は平成 7 年 3 月以降、事業の用に供していない状況であり、し尿処理は行われていない。また、遊休状態となって以降、専門的な業者による点検等は行われていないということである。（ヒヤリングの結果では、加瀬クリーンセンターの職員による月 2 回のパトロールの際に、目視による点検が行われているのみである。）

環境局としては、「川崎市災害廃棄物等処理実施計画」（平成 23 年 2 月環境局）において、災害時には加瀬クリーンセンターを含め、し尿処理施設に存在する貯留槽を最大限活用することを基本方針として定めている。また、災害が発生してからし尿の受入先を確保することは非常に困難であり、予め災害時・緊急時のし尿の一時受入先を確保しておくことは非常に重要であることから、加瀬クリーンセンターの旧し尿処理施設の存在意義は大きいものであることは十分に理解できる。

したがって、実際に災害が発生した際に、緊急時のし尿の一時受入先として十分に機能するかどうかについて、確認する必要があるが、環境局としては、専門的な業者による定期的なメンテナンスを行っておらず、15 年以上もの間、市職員によ



る目視の点検しか行っていない。これでは、実際に災害が発生した際に、緊急時のし尿一時受入先として機能するかどうか疑念を持たざるを得ない。

災害時及び緊急時のし尿の一時受入先として重要であると認識されているのであるから、定期的に、貯留槽の中の清掃を行うことや投入口のグリース塗をしておくこと等、緊急時のための維持管理は必要である。また、被災後の段取りスケジュールをマニュアル化しておくことも要望する。

以上要するに、地震等の激甚災害の緊急時であっても、貯留槽を適時適切に使用することができるように日ごろからの備えを怠らないよう要望する。

#### ウ. 旧し尿処理施設の耐震リスクの評価について（意見）

建物自体の耐震性についても、昭和 59 年の建築であり、昭和 56 年の新耐震基準以降に建設された建物であることをもって耐震性に問題がないと環境局は考えている。確かに、過去の比較的大規模な地震から判断する限りでは、当該基準の有効性は高いものと考えられている。たとえば、震度 7 が観測された 1995 年の阪神大震災（マグニチュード 7.3）や 2011 年の東日本大震災（マグニチュード 9.0）において、新耐震基準で設計された（1981 年以降に着工された）建物で、このような建物内部にいた人が避難する間もなく、建物が崩壊したというケースはほとんど報告されていない。

しかし、築 30 年程度が経過しており、特段の修繕が行われていないことから建物の老朽化が相当程度進んでいることが考えられるため、大規模災害時に建物自体が即時に倒壊することはないとしても、建物内部が一部損壊するリスクは否定できないものと考えられる。したがって、公共建築物の中で、事実上事業の用に供していない建物やその設備であっても、耐震診断等の範囲に含める必要性を十分に検討し、一旦、激甚災害等が発生した際に、施設の設置管理の責任の面で、十分にその責任の遂行について説明ができるような日頃からの耐震対策を実施するよう、要望する。

## 4. 鉄道輸送業務について

### (1) 概要

#### ① 鉄道輸送業務の概要

市内から排出されるごみを4処理センターでバランスよく処理するため、平成7年10月から鉄道による廃棄物の輸送を実施している。このような鉄道輸送事業は、従来のごみ収集車のみによる輸送を一部代替する方法として、JR貨物線及び神奈川臨海鉄道を活用し、一般廃棄物を鉄道で輸送するというシステムを全国で初めて導入したものである。これにより、交通事情の悪化に伴う運搬効率の低下を改善し、円滑なごみ処理事業の推進を図ることができるとともに、自動車の排気ガス等を抑制することにより環境負荷の削減に寄与している。

北部地区から発生する普通ごみ、粗大ごみの一部及び焼却灰を、JR貨物梶ヶ谷貨物ターミナル駅から神奈川臨海鉄道浮島線末広町駅まで鉄道で輸送し、末広町駅から浮島処理センター及び浮島埋立事業所までの区間を、JR等の車両により運搬して処理を行っている。なお、粗大ごみの鉄道輸送については、平成23年3月で終了している。また、分別収集の拡大に伴い、平成10年12月から空き瓶、平成11年4月から空き缶、平成15年9月からペットボトル、平成20年4月からミックスペーパーの輸送を開始し、JR貨物川崎貨物駅まで鉄道で輸送後、各処理施設に運搬し、資源化処理を行っている。さらに、平成25年秋に始まる北部4区（麻生、多摩、宮前、高津）のプラスチック製容器包装の分別収集についても、鉄道輸送が予定されている。

鉄道により輸送される廃棄物及び資源化物について種類及び輸送経路をまとめると以下のとおりである。

廃棄物及び資源化物の種類		鉄道輸送経路
普通ごみ	橘処理センター搬入分の一部（計画最大量110t/日）	JR貨物梶ヶ谷貨物ターミナル駅 → JR貨物川崎貨物駅（塩浜） → 神奈川臨海鉄道浮島線末広町駅
焼却灰	橘処理センター及び王禅寺処理センターの全量	
空き缶	宮前生活環境事業所管内の一部及び多摩生活環境事業所管内の一部	JR貨物梶ヶ谷貨物ターミナル駅 → JR貨物川崎貨物駅（塩浜）
空き瓶	宮前生活環境事業所管内の一部	
ペットボトル	宮前生活環境事業所管内の一部及び多摩生活環境事業所管内の一部	

ミックスペーパー	宮前生活環境事業所管内の全量及び 多摩生活環境事業所管内の全量（平成 23年3月から）	
----------	---	--

なお、鉄道輸送業務については、積替処理業務も含めて、JR 貨物グループのZ 株式会社に委託している。鉄道輸送量及び業務委託料の過去5年間の実績は以下のとおりである。

		単位	19	20	21	22	23
普通ごみ	コンテナ数	個	4,533	4,445	4,456	4,275	3,851
	輸送量	t	26,867.07	26,639.09	25,479.11	23,996.87	21,921.33
粗大ごみ	コンテナ数	個	2,750	2,396	2,210	2,185	
	輸送量	t	2,122.28	1,598.48	1,509.96	1,582.56	
焼却灰	コンテナ数	個	3,209	3,574	3,438	3,443	2,744
	輸送量	t	23,085.76	26,777.99	26,203.07	26,428.28	21,689.17
空き缶・ ペットボトル	コンテナ数	個	2,226	2,124	2,021	1,759	1,860
	輸送量	t	1,389.08	1,410.95	1,301.33	1,182.47	1,225.40
空き瓶	コンテナ数	個	1,619	1,457	1,475	1,473	1,588
	輸送量	t	3,005.77	3,136.58	3,125.33	3,112.36	3,377.05
ミックス ペーパー	コンテナ数	個		250	231	383	2,260
	輸送量	t		474.65	471.92	791.67	4,994.58
委託料		円	399,135,126	432,522,348	437,644,792	438,416,673	426,067,370

## ② 施設の概要

### 【資源物積替え施設（Z株式会社所有・管理運営）】

所在地	川崎市宮前区梶ヶ谷 1035 JR貨物梶ヶ谷貨物ターミナル駅構内
敷地面積	2,907 m <sup>2</sup>
処理能力	空き缶積替え 専用コンテナ（12ft） 20 個/日 空き瓶積替え JRコンテナ（12ft） 20 個/日
施設構造	鉄骨造2階建（一部鉄筋コンクリート）



←積替施設外観



資源物鉄道輸送用コンテナ：  
コンテナの上部に資源物投入ホッパ（黒い部分）が確認できるが、その上のフロアが投入口になっている。



ミックスペーパーをコンテナに積み替えている様子。



資源物積替え施設の周辺環境：  
JR貨物梶ヶ谷貨物ターミナル駅外観。

### ③ 人員体制

鉄道輸送業務は積替業務も含めてすべて外注しており、市の職員は通常、現場にはいない。なお、平成 23 年度の廃棄物等の鉄道輸送、資源物の積替え及び運搬業務委託に係る設計書によると、積替え施設における人員体制は、現場責任者 1 名、フォークリフト作業員 3 名、作業員 3 名、コンテナ移送 1 名となっている。

## (2) 手 続

当該鉄道輸送業務に係る契約書、仕様書及び設計書等、業務関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（現場視察、閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘する事項はなかった。なお、次のとおり意見を述べることとする。

### ① 積算根拠の検証について（意 見）

廃棄物等の鉄道輸送、資源物の積替え及び運搬業務委託の委託料については、鉄道輸送費、資源物積替え及び運搬関係経費より構成されている。平成 23 年度の契約単価表は以下のとおりである。

#### 【積算根拠：契約単価表】

1. 鉄道輸送費（1 コンテナあたり）		
(1) 一般ごみ	積載	13,400 円
	回送	3,600 円
(2) 焼却灰	積載	13,400 円
	回送	3,600 円
(3) 空き缶	積載	6,200 円
	回送	2,500 円
(4) 空き瓶	積載	6,900 円
	回送	3,900 円
(5) ミックスペーパー	積載	6,200 円
	回送	2,500 円
2. 資源物積替え及び運搬関係経費		

(1)運搬費 (1 コンテナあたり)		
ア 空き缶運搬	積載	8,000 円
イ 空き瓶運搬	積載	8,000 円
	回送	8,000 円
ウ ミックスペーパー	積算	8,000 円
(2)積替え経費		
ア 現場責任者	平日 1 人あたり	21,900 円
	土休日 1 人あたり	26,200 円
イ フォークリフト作業員	平日 1 人あたり	13,000 円
	土休日 1 人あたり	15,600 円
ウ 作業員	平日 1 人あたり	11,600 円
	土休日 1 人あたり	14,000 円
エ コンテナ移送料	平日 1 日あたり	36,000 円
	土休日 1 日あたり	43,200 円
オ フォークリフト維持管理費	1 月あたり	500,700 円
カ 管理費		(ア+イ+ウ) ×3%
(3)積替施設等維持管理経費		
ア 施設維持管理費	1 月あたり	9,365,958 円
イ コンテナ使用料	1 月あたり	882,200 円
ウ コンテナ洗淨費	1 月あたり	108,000 円

出典：平成 23 年度廃棄物等の鉄道輸送、資源物の積替え及び運搬業務委託に係る委託契約書別紙

コンテナの鉄道輸送費及び積替運搬費については、契約相手方の料金表に基づいて積算されており、当該料金表金額の妥当性について市として独自の検証は行われていない。また、契約単価の決定にあたっては、先方との協議により値引きが適用されているが、協議の議事録が存在せず、毎年度どのような協議が行われているのか、値引額がどのように決定されたのか、値引額の妥当性及び正当性について、事後的には、客観的に裏付ける資料がなかった。なお、平成 23 年度のコンテナ輸送に係る契約単価は過年度の契約単価と同額であった。

委託業務についても、最少のコストで最大の効果を挙げられるよう努力することが必要であり（地方自治法第 2 条第 14 項）、市職員はそのような努力を行っていることを行政責任として市民等に説明することができるレベルまで、事務の執行の質を高める必要がある。当初設定された契約内容及び設計金額等について、諸般の状況が変化していないことを理由に、過年度に設定された条件と同額で安易に毎年度の契約内容を妥結することは、行政の説明責任の面で、改善の余地がある。行政

サービスの適正なコスト管理の面でも、経済的・効率的で、効果的な契約内容を常に追求することが求められていることを前提に、契約相手方に対するコスト管理上、または原価低減の努力の上で必要な契約内容及び積算根拠の詳細データを依頼し、時価との比較や積算根拠の合理性をヒヤリング及び理論的な設計手法等の情報の入手により、毎年度、十分に検証することを要望する。

なお、契約単価決定にあたって、契約相手方と実施した協議については議事録を残し、契約内容等の合理性の説明資料としても保管しておくことを要望する。

また、平成 25 年秋よりプラスチック製容器包装ごみの鉄道輸送を開始することにより搬送量が増加することが考えられるが、それに伴って契約単価をより安くするよう粘り強い交渉を行うことを要望する。

一方、積替経費については、先方に積算根拠を確認し、金額の妥当性を検討しているという心証は得られた。今後とも毎年、先方から提出される単価の積算根拠について詳細に検討を行い、費用削減できる項目については積極的に減額交渉することを要望する。

なお、今後減額交渉の材料になり得ると考えられる項目について、以下のとおり、述べることとする。

#### **ア. 施設維持管理費：現行月額 9,365,958 円**

梶ヶ谷の積替施設の建設費及び本事業終了時の原状回復費見込額を 15 年に分割して維持管理費に含めている。したがって、15 年経過後は、これらの費用は減額されるべきである。同施設は平成 11 年から使用を開始していることから、平成 27 年からは維持管理費を相当程度減額できるものと考えられる。

そもそも、積替え施設の中には 15 年の耐用年数に該当しない建物等がある場合、当該施設の構造に応じた法定耐用年数に基づく減価償却費を計上することも検証するべきである。

#### **イ. コンテナ使用料：現行月額 882,200 円**

コンテナ製作に係る費用（7 年で償還）及び維持費用（固定資産税、保険料、修繕費、定期検査料及び管理費）により算出されているが、コンテナ製作費用については 7 年後にはゼロになることから、各コンテナの製作時からの経過期間を注視する必要がある。

#### **ウ. コンテナ移送料：現行 1 日当たり平日 36,000 円、土休日 43,200 円**

コンテナ移送料の内容は梶ヶ谷の積替施設において、資源物コンテナを貨物列車積載場所まで搬送する専用トラックに係る費用並びに運転手等の費用である。一部運転手の人件費が含まれてはいるものの、コンテナ移送料の全額について平日と土休日の料金を区分する合理的な理由に乏しい。コンテナ移送料が積算対象としている業務の内訳をさらに分析して、土休日の料金を平日の料金に合わせることも含めて、交渉するよう要望する。

## II-2. 処理センターにおけるごみ焼却等業務について

### 1. 王禅寺処理センターの建設整備について

#### (1) 概要

ごみ焼却処理施設（以下、「焼却処理施設」という。）は廃棄物処理行政の根幹をなす施設であり、廃棄物資源化への意識が高まりつつある昨今においてもその重要性は変わっていない。

市は、南北に細長い地形に焼却処理施設をバランス良く配置することを意図して、平成 24 年度現在、浮島・堤根・橘・王禅寺の 4 処理施設を有している。各処理施設の概要は以下のとおりである。

	王禅寺 処理センター	橘 処理センター	堤根 処理センター	浮島 処理センター
所在地	麻生区王禅寺 1285	高津区新作 1-20-1	川崎区堤根 52	川崎区浮島町 509-1
竣工年月	平成 24 年 3 月	昭和 49 年 11 月	昭和 54 年 3 月	平成 7 年 9 月
公称処理能力	450t/24h	600t/24h	600t/24h	900t/24h
形式	HPCC 型ストーカ 焼却炉	三菱マルチン式 全連続燃焼炉	三菱マルチン式 全連続燃焼炉	NKK フェルント式 全連続燃焼炉
年間処理 実績 (H23)	57,585t (注)	98,199 t	75,144 t	145,527 t

注：平成 23 年度まで稼働していた旧施設にかかる実績を含んでいる。



図 1 処理センター 位置図



王禅寺処理センターは旧施設の老朽化に伴い、平成 24 年 3 月 30 日に新処理センターとして竣工しており、「仮称リサイクルパークあさお」建設事業の一環として、粗大ごみ処理施設やリサイクル施設の建設とあわせて整備されたものである。

旧処理施設の老朽化に伴い、今後適正な処理能力の維持が難しくなっていることから、北部地域の処理体制を構築し、本市のごみ処理事業を円滑に行うことを目的として平成 13 年 3 月に「仮称リサイクルパークあさお施設整備計画書」（以下、「計画書」という。）がまとめられた。この段階では、ごみ焼却施設の新設に当たって、焼却灰及び飛灰の溶融固化施設等を設置しなければ国庫補助の対象施設として取り扱われなかったことから、新施設において焼却灰を溶融スラグ化することを前提としていた。同計画書によると、ごみ処理計画上、既存施設を新処理施設の竣工まで稼働させておく必要があることから、既存施設の南側に新施設を建設し、既存施設については解体撤去の後に資源化処理施設を建設することを盛り込んでいる。新施設の公称能力は既存施設と同じ 450 t / 日とすることを前提としているものの、施設刷新により実焼却能力は回復することを想定していた。

その後、平成 13 年 11 月以降、「川崎市仮称リサイクルパークあさお建設事業に関するごみ焼却方式選定委員会」が設置された。当該委員会で中間的に取りまとめられた「ごみ焼却方式選定中間とりまとめ報告書」（以下、「中間報告」という。）が平成 14 年 12 月に公表され、ガス化溶融方式のうち分離方式（キルン式や流動床式）が優れているとの総括がなされた。

他方、ストーカ式焼却炉のみを推奨する市民団体と行政の間で平成 15 年 5 月に「ごみ焼却方式選定に関する市民団体と行政の検討会」を設置し、検討を重ねたものの、ガス化溶融炉の安全性・信頼性に対する見解の隔たりを埋めることができなかった。また、平成 15 年 12 月に、環境省から補助対象事業について、「最終処分場の残余容量が、概ね 15 年以上確保されている場合」には、溶融固化設備が付帯されなくても例外として国庫補助対象として認められることが示された。

このような状況を踏まえて再開された選定委員会においては、中間報告において支持されたガス化溶融方式（分離方式）に加えて、従来方式であるストーカ式も評価対象に加えられた。しかし、ガス化溶融方式（分離方式）またはストーカ式のいずれかを選択することは、最終処分場の延命化や焼却灰の資源化等、市の循環型社会の構築に関わる政策的な要因を含んでいることを理由として、平成 16 年 10 月に公表された「ごみ焼却方式選定報告書」においては各方式に対する優劣評価は示されなかった。

その後、市は最終処分場の残余年数に 20 年以上あり（平成 60 年度満杯の予定）、より効率的・効果的な資源化方策を調査・検討するだけの時間的猶予が与えられ

ていることから、経済性を重視して従来方式であるストーカ式焼却炉を選定し、平成 17 年 7 月にあらためて「仮称リサイクルパークあさお施設整備計画書」を策定した。

以上の経緯を経て、平成 19 年度に一般競争入札に付され、平成 24 年 3 月 30 日を完成期限とした工事請負契約が締結された。

## (2) 手 続

焼却処理施設の整備にかかる事務の執行状況を把握し、法令及び条例等に基づいて当該事務の執行がなされているかどうかを検証し、次のような監査手続を実施した。

- i 関連する法令及び条例等を査閲し、担当課等から説明を受けるとともに、必要な質問を行った。
- ii 法令及び条例等が要求する事務執行について、法令及び条例等にしていることを示す記録及び資料等の提出を求め、担当課等から提出を受けた資料等に基づき、必要な質問を行った。
- iii 担当課等から提出を受けた資料等に基づき、必要な質問を行った。併せて、提出を受けた資料等に基づき査閲を実施し、計算過程については試査に基づく検討を行った。
- iv 王禅寺処理センターについて視察を行った。
- v その他、分析的な手続を実施した。

## (3) 結 果

上記の手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 予定価格の合理性について（指 摘）

仮称リサイクルパークあさお整備事業ごみ焼却処理施設建設工事（以下、「王禅寺建設工事」という。）は、一般競争入札により A 社が落札をしており、開札の状況はつぎのとおりであった。

業者名	入札金額	予定価格に対する割合（落札率）
A 社	12,770,000 千円	63.9%
B 社	12,920,000 千円	64.6%

C社	13,497,000 千円	67.5%
D社	14,998,500 千円	75.0%

この表に記載されているとおり、予定価格と比較した入札金額の割合は、60%台から70%台であり、次のような基準に示すとおり、低入札価格調査の対象になったものである。すなわち、「川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領」（平成19年当時）によると、対象工事について契約ごとに、低入札価格調査を行う基準となる価格（以下、「調査基準価格」という。）を定めることとしており（第3条第1項）、さらに調査基準価格は予定価格の3分の2を下回らない範囲内で定めることとされている（同条第2項）。

一方、局は、最終的な技術仕様書の作成と予定価格の決定に先立ち、見積仕様書を作成し、複数のプラントメーカーより見積設計図書を取得している。見積設計図書の技術評価については、局とともに委託業者であるY社によりなされ、技術評価の最終段階において徴収した各プラントメーカーの工事費の見積は次表のとおりであった。局は、各プラントメーカーの見積工事費の中から一定の方法により抽出した特定のプラントメーカーの金額を基礎とし、「仮称リサイクルパークあさお整備事業設計要領書」（以下、「要領」という。）に定める方法により見積書の内容を精査したうえで予定価格を決定しているということであった。

## 【各プラントメーカーの工事費見積】

(単位：千円)

費目	A社	B社	C社	D社
直接工事費	22,330,000	21,014,600	23,200,000	22,275,459
機械設備工事	11,619,000	11,118,600	13,455,000	14,506,530
受入供給設備	811,100	558,700	1,120,000	443,000
燃焼設備	1,460,000	2,664,500	3,460,000	4,113,530
燃焼ガス冷却設備	4,591,000	3,417,000	3,255,000	3,906,000
排ガス処理設備	2,108,800	1,550,000	3,410,000	1,413,000
熱回収設備	383,300	453,700	700,000	1,554,000
通風設備	730,000	449,000	480,000	1,234,000
灰出し設備	283,300	352,300	270,000	306,000
飛灰処理設備	696,200	573,000	170,000	947,000
給水設備	81,100	877,000	200,000	28,000
排水処理設備	324,400	93,800	300,000	424,000
雑設備	149,800	129,600	90,000	138,000
電気計装設備工事	4,108,200	2,574,000	4,230,000	3,810,000
電気設備	1,935,500	1,411,000	1,985,000	2,460,000
計装設備	2,172,700	1,163,000	2,245,000	1,350,000
土木建築工事	4,850,400	5,507,000	4,835,000	3,264,040
土木工事	533,500	324,000	290,000	297,300
建築工事	4,316,900	5,183,000	4,545,000	2,966,740
建築付帯設備工事	1,752,400	1,815,000	680,000	694,889
建築機械設備工事	1,105,700	1,262,000	420,000	355,126
建築電気設備工事	646,700	553,000	260,000	339,763
共通仮設費	669,900	630,438	696,000	668,264
現場管理費	1,149,995	1,082,252	1,194,801	1,147,186
一般管理費	2,414,990	2,272,730	2,509,080	2,409,091
合計	26,564,885	25,000,020	27,599,881	26,500,000

しかし、実際の入札段階における各社の入札額は予め見積仕様書により徴した見積工事費の半額程度の水準であり、予定価格を大きく下回るものであった。これに対して、市は、低入札事案として、低入札価格調査委員会による調査をルールに基づいて行っている。財務監査の視点として、そもそも、予定価格及びその基礎となった設計金額が合理的に設計されているのか、設計ルールに従って問題がなかったのかどうかについて検証する必要があると考え、検証を行った経緯と結果は、次のとおりである。

すなわち、担当課によると、①落札金額が大きく下回った要因として、落札した業者がいわゆるゼネコンではなくプラントメーカーであることから、自社製の機器を直接導入できたこと、②統計的な観点から処理量（t）当たりの工事費として適正な水準であると考えたこと等により、予定価格及びその基礎となる設計金額そのものに問題はなかったという見解であった。

要領によると、「性能発注における工事費の積算は、原則として3以上の業者から見積書及び見積設計図書を徴収し、内容を精査した上で工事費を確定する」と記しており、工事内訳書の作成について「見積書の内容を精査し作成する。」と示したうえで、直接工事費及び共通費等の費目ごとに精査の手順を個別具体的に記している。

しかし、結果として市が決定した予定価格及びその基礎としての設計金額の内訳は、各プラントメーカーの見積工事費の中から一定の方法により抽出した特定のプラントメーカーの見積金額を基礎として、一定の査定率を乗じたものと一致している。技術評価書等を閲覧分析した結果、内訳項目ごとに見積工事金額を精査した形跡は見受けられなかった。

前項に掲げた各社の見積工事費は、総額としては約250億円～約276億円と一定の範囲に収斂しているものの、その内訳項目について見てみると、例えば、①燃焼設備が約15億円～約41億円、②建築工事が約30億円～約52億円と業者により大幅に異なっている。このことに鑑みると、本来、局は上記の要領の記載に従い、それぞれの内訳項目について、見積金額の根拠を内訳項目ごとにヒヤリング等により把握し、提出を受けた見積が適正な見積であり設計金額の基礎として活用できるのかどうか、精査すべきであった。しかし、局は、①プラントメーカーより徴収した見積工事費の内訳項目は、各プラントメーカーによって区分が様々であるほか、②機器購入ルートについてはプラントメーカーによる得意不得意があることなどを理由として内訳金額ごとに精査を行っていない。このような予定価格及びその基礎としての設計金額の決定手続は、要領が定める「内容の精査」の趣旨を十分に斟酌したものではないのは明らかである。

結果的に、このような内容の精査の手続を踏まず積算された設計金額に基づく予定価格と落札額には約70億円という大きな乖離が生じたものと考えられる。この約70億円は契約差金として認識されるが、当初予算における希少資源の最適配分という観点からは問題である。したがって、このような乖離が生じた原因を直視し、当該大規模工事における積算過程の精査及び事後評価を実施されたい。また、今後の大型施設等の予定価格の決定に際しては、このような精査及び事後評価の結果を、適正な設計金額の積算業務に十分に活用されることを要望する。

今回のような過大な予算配分事例を今後繰り返さないためにも、本来、相当な注意義務のもと実施すべき見積工事費の精査手続きについて、現段階で入手可能な資料とその分析に基づき、次のとおり改善提案意見を述べることとする。

まず、各プラントメーカーが提出した見積工事費の精査については、実際に採用した設計金額の決定方法ではなく、同一のプラントメーカーであるか否かに拘らず、各工種別に最低金額を基準とする手法を採用すべきである。前者の方法で実際に設計金額を算定した時の基礎的金額は25,000百万円と推定されるが、後者の手法を採用した場合には、17,251百万円である（いずれも消費税等抜きの金額）。後者の手法による金額が、設計金額の基礎として妥当性を有するかどうかについては、各プラントメーカーから該当する工種別の最低見積金額に対応する積算明細を入手し、その積算が他のプラントメーカーにとっても実現可能であるかどうか、汎用的な積算であるかどうか等について検証する手続きが必要である。担当課は各プラントメーカーに対して、同様の機能を保持しながらも原価削減の努力が可能であるかどうかに関する提案を受ける必要がある。このことは、建築工事において、各プラントメーカーに対し、自らの見積工事費に対するVE<sup>注1</sup>活動を求めることを意味する。このような手法は、財務会計システムや国民健康保険システム等の事業系システム構築の際に採用されるRFP（リクエスト・フォー・プロポーザル）の手法では一部の地方公共団体で既に導入されている事例でもある。

注1：「VE」とは、バリュー・エンジニアリングの略称であり、最少のコストで必要な機能を確保する組織的努力である。

なお、環境省が平成18年7月に公表した『廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き』において、複数の予定価格積算手法が紹介されており、また、ほぼ全ての選定過程を最終的には公表する総合評価落札方式が推奨されている<sup>注2</sup>

（第4章 廃棄物処理施設建設工事の予定価格積算手法（12～17頁）、第5章 総合評価落札方式の導入（18～28頁））。該当項目について参照され、また、それらの手法の導入についても、処理センターの建替工事に責任を有する担当課として、十分に検討されたい。

注2：直近の総合評価落札方式の参考事例としては、「大田清掃工場建設工事総合評価の結果について（平成22年6月：東京二十三区清掃一部事務組合）」及び「練馬清掃工場建設工事総合評価の結果について（平成22年12月：東京二十三区清掃一部事務組合）」を参照されたい。

次に、上記のようなミクロ的な積算アプローチともいえる手法に加えて、実際の契約金額に基づく、マクロ的な設計額の検証を決して怠ってはならない。なぜなら、上記の手法は基本的に各プラントメーカーの見積工事金額に基づいた工種

別の最低金額を基礎としており、過去の実際契約金額に基づく積算ではないからである。

過去の実際契約金額の工種別内訳金額の調査（川崎市の過去の同種契約や他団体事例調査等）に基づき算定することができる単位当たり（処理能力や建設面積単位当たりなど）建設金額を、上記の手法により求めた設計金額（案）の検証に活用することが極めて効果的である。仮に、このようなデータを入手できない場合には、環境省で提供する過去の入札状況データを参照することでも、一定の検証が可能である（「平成 13 年度ごみ焼却施設入札状況調査」環境省廃棄物処理技術情報）。このデータによると、平成 13 年度の契約実績に基づく処理量 1 トン当たり建設単価の情報を、焼却炉の形式別、処理能力別に得ることが可能である。しかも、平成 11 年度中または平成 12 年度中に契約した実績との比較も可能である<sup>注3</sup>。このデータにより試算した結果は、次のとおりである。

- i 平成 13 年度処理量 1 トン当たり建設費に基づく契約金額の試算  
30.3 百万円/t×450 トン=13,635 百万円
- ii 平成 11 または 12 年度処理量 1 トン当たり建設費に基づく契約金額の試算  
47.4 百万円/t×450 トン=21,330 百万円

注 3：平成 12 年度に提起された談合訴訟を境として、契約金額（処理能力 1 トン当たり建設金額）が明らかに相違している部分がある（平成 12 年（行ウ）第 185 号損害賠償等（住民訴訟）請求事件 平成 19 年 3 月 20 日東京地方裁判所判決）。以下の建設案件は平成 6 年から平成 10 年の間に実施された契約案件の状況である。

区 分	炉 型	処理能力 (t)	契約金額	建設単価 (千円／t)
隅田清掃工場	ストーカ炉	600	332 億 9,990 万円	53,833
新江東清掃工場	ストーカ炉	1,800	879 億 3,110 万円	48,851
港地区清掃工場	ストーカ炉	900	448 億 500 万円	49,783
中央地区清掃工場	ストーカ炉	600	294 億円	49,000

前述の手法により算定した工種別最低金額に基づく設計金額案は、17,251 百万円であったが、処理量 1 トン当たり建設単価は、40,253 百万円/t となる。これは、平成 11 または 12 年度処理量 1 トン当たり建設費 (47.4 百万円/t) よりも低い、平成 13 年度単価 (30.3 百万円/t) よりもまだ高い。したがって、設計金額を決定するには、平成 13 年度の実際契約金額や直近で実施された契約金額の単価情報<sup>注4</sup>を可能な限り入手して、それらの契約単価等の諸条件を加味し、更に適正な設計金額を作り込む努力が、予算額確定の段階でも求められていることを忘れてはならない。

このような過程を踏まえて初めて、設計金額が確定し、予定価格とすることが可能となる。このような適正な手続きを踏まなければ、予算の確保額に対する合理的な検証が全くできず、説明責任が果たせないというべきである。

注4：大田清掃工場建設工事（平成22年6月23日～平成26年9月30日）の処理能力1トン当たり建設工事費は、31,051百万円であり、また、練馬清掃工場建設工事（平成22年12月22日～平成27年9月30日）の処理能力1トン当たり建設工事費は、39,165百万円であった（但し、価格評価点は2番目の事業者が落札者とされた。）。

## ② 建設工事に係る条件の明示について（意見）

王禅寺処理センター建設工事では、業者すべての入札額が調査基準価格を下回っている状況にあり、落札決定の前にA社の入札に対して実施された低価格調査の経過は次のとおりであった。

日 時	内 容
平成19年10月26日	入札実施・落札保留 低入札価格調査委員会の設置
10月29日	業者への調査票の提出
11月1日	調査票提出期限
11月5日	低入札価格調査委員会の開催
11月6日	低入札価格調査ヒヤリング 低入札価格調査委員会の開催 落札決定の伺い起案、落札決定通知発行、仮契約

低入札価格調査委員会の会議内容（要旨）を査閲したところ、低入札価格調査の中で、そもそもの契約条件について協議している状況が見受けられた。すなわち、落札業者であるA社はプラントメーカーであるため、工事の施工にあたってはゼネコンを下請業者とした下請契約の締結が不可欠となるが、市が行った入札参加資格及び入札説明書の中においては下請業者に係る条件を明示していなかったことから、下請業者の実績の有無や経営事項審査の評点について、契約上はなんら制限を設けることができないという点を協議していた。委員会は、入札業者へのヒヤリングにおいて、確実に施工できる業者を下請に入れるという確認をとるという対応を採っているが、そもそも入札時の条件として下請業者に係る条件を明らかにする必要があるものとする。

処理センターの建替えはこれからも順次行われる見込みであることから、王禅寺処理センターの建設工事にかかる入札条件の教訓（下請業者の実績の有無の確



認等)を踏まえて、今後、処理センターの建替え工事に対する入札を行う際には下請業者の実績評価に係る条件を盛り込み、契約上の文書として施工の担保を確保されることを要望する。

## 2. 焼却処理施設の維持管理について

### (1) 概 要

処理センターのプラントである焼却処理施設等は、地方自治法に規定される公有財産であり、行政財産に分類される(地方自治法第238条以下)。各処理センターの所長は、財産管理主任として、公有財産の管理を適正かつ円滑に行う必要がある(川崎市財産規則第5条第1項)。

市は、限られた財源や資源を効率的・効果的に活用することが大変重要であるという視点に立ち、資産保有量の最適化をめざしながら、限られた資産を都市経営資源として有効に活用していく「PRE(Public Real Estate:公的不動産)戦略」の策定を重要な課題と認識しており、平成23年2月に「川崎版PRE戦略かわさき資産マネジメントプラン 第1期取組期間の実施方針」を公表している。環境局もこの実施方針に従い、公有財産の管理を効率的・効果的に活用することが求められている。

### (2) 手 続

各処理センターにおける焼却処理施設の維持管理に係る事務の執行状況を把握し、法令及び条例等に基づいて当該事務の執行がなされているかどうかを検証し、次のような監査手続を実施した。

- i 関連する法令及び条例等を査閲し、担当課等から説明を受けるとともに、必要な質問を行った。
- ii 法令及び条例等が要求する事務執行について、法令及び条例等にしていることを示す記録及び資料等の提出を求め、担当課等から提出を受けた資料等に基づき、必要な質問を行った。
- iii 担当課等から提出を受けた資料等に基づき、必要な質問を行った。あわせて、提出を受けた資料等に基づき査閲を実施し、計算過程については試査に基づく検討を行った。
- iv 各処理センターについて視察を行った。
- v その他、分析的な手続を実施した。

### (3) 結果

上記の手続を実施した結果、焼却処理施設の維持管理に関する意見を次のとおり述べる。

#### ① 排ガスダクトの腐食について（意見）

堤根処理センターの排ガスを洗浄する洗煙塔に接続する排ガスダクトが部分的に著しく腐食しており、視察を行った際に、腐食部分から少量の排ガスが漏れ出している状況を確認した。



このような排ガスの漏れの原因については、担当課によると次のとおりであった。すなわち、かねてよりダクトの浸食は生じていたが、通常は1炉運転のところ、最近実施した全炉（2炉）運転により、ダクト内蒸気の圧力が通常より高まり、浸食による排ガス漏洩が一気に進行してしまったということであった。

漏洩している排ガスは視察した限りにおいては少量ではあったものの、浄化が完了し煙突から排出する以前の工程において排出されるべき性質のものではない。排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないように措置を行うことは維持管理の技術において当然に要求される事項であり、早急に修繕等の対応を採るべきであることを要望した（なお、本報告書作成の12月時点において、既に修繕を行い、経過観察を行っている旨の回答を得ている。）。

また、施設の基幹的整備の実施時期を示した長期計画は立案されているものの、老朽化に対応した設備部分の具体的な中長期修繕計画は立案されておらず、毎年度の予算立案のなかで優先順位をつけて対応している状況である。しかし、「川崎版PRE戦略 かわさき資産マネジメントプラン 第1期取組期間の実施方針（平成23年2月）」にも言及されているとおり、限られた財源や資源を効率的・効果的に活用するための重要な戦略のひとつとして、予防保全型の維持補修による長寿命化を図ることを明確に謳っている。この実施方針の趣旨からも、現在の対処的な修繕のあり方から予防保全型の維持補修へと転換されることを要望する。そのためにも、各処理センターの技術係による日常点検業務等の本来のあり方を根本的に見直す必要があるものと考えている。

## ② さび水の飛散による住宅等汚損事故について（意見）

平成22年1月、王禅寺処理センター（平成24年3月をもって用途廃止した旧施設）の煙突踊り場部分からさび水が飛散し、周辺の民家に付着する被害が発生した。煙突踊り場部分にある排水口が詰まっており、排水口に流れずに踊り場にたまった雨水が強風で飛散した結果、近隣の横浜市青葉区美しが丘西二丁目エリアの住戸や自動車にさび水が付着したものである。この結果、周辺住民に対して車両及び住宅等の損害賠償の示談金として平成22年度に3,074万円、平成23年度に合計1,247万円を支払うほか、損害保険会社からの保険金を1,000万円受け取っている。

王禅寺処理センターは市の管理する施設であり、所長により、適正かつ円滑に管理されるべき公有財産のひとつ（工作物）である（川崎市財産規則第5条第1項）。旧王禅寺処理センターは老朽化し、建替え中であったことは確かであるが、煙突頂部踊り場という日常的には地上からの目視による確認しかできない箇所ではあっても、当該処理センターは点検範囲や点検方法について委託業者に十分な指示を行う必要があった。また、本件事故の原因である排水溝の閉塞を生じさせた煙突頂部鉄板のさび及び同頂部踊り場の耐火材の劣化等について、全く予見ができなかった事由であるとは必ずしも言えないものと考えている。そのため、市は施設の管理に瑕疵があったことを認め、市の過失割合を10割として賠償を行った。他方、職員に故意または重過失が存在するとまでは言えないため、職員に対する求償は行わなかった。

市は、具体的な再発防止策として事故直後の平成22年1月14日に原因究明調査及び煙突頂部踊り場排水口の閉塞物除去を行い、2月10日から21日の全体炉期間に、さび発生防止の応急措置を施した。また、平成22年度以降は、従来、年1回実施していた煙突の保守点検を年4回に増やして対応するなどの再発防

止策を図った。また、王禅寺処理センターに類似した構造の橋処理センターや堤根処理センターに関しても、年4回の専門業者による点検を実施している。

本件事故に対する直接的な市の負担は、損害賠償の示談金及び示談の過程において生じた弁護士報酬（平成23年度の実績は525千円）や鑑定報酬（平成23年度の実績は272千円）のみであるが、廃棄物処理行政に対する周辺住民の不信感の発生や多数の周辺住民に対する個別の交渉過程において市職員の人件費等、事故に伴い生じた見えざる損失も少なくない。

再び同種の事故を繰り返さないことが肝要であり、そのためにも、再発防止策の継続性についても十分に配慮すると同時に、同処理センターに限らず、廃棄物処理事業を行ううえで施設管理に瑕疵が生じていないか、あらゆるリスク要因を洗い出して総点検されることを要望する。

### 3. 旧王禅寺処理センターの財産管理のあり方について

#### (1) 概 要

公有財産の帳簿管理については、川崎市財産規則で次のように規定している。すなわち、公有財産の所在、数量及び価額等を明確にし、その管理の適正を図るため、公有財産台帳・公有財産集計簿・行政財産使用許可台帳・公有財産貸付台帳を備えること（同規則第44条第1項）。

環境局が整備し、管理している各焼却処理施設についても公有財産であることから、上記に記載した台帳を適正に備え付けることで、その所在、数量及び価額等を明確にすることが求められている。

#### (2) 手 続

公有財産台帳の整備にかかる事務の執行状況を把握し、法令及び条例等に基づいて当該事務の執行がなされているかどうかを検証し、次のような監査手続を実施した。

- i 関連する法令及び条例等を査閲し、担当課等から説明を受けるとともに、必要な質問を行った。
- ii 焼却処理施設にかかる公有財産台帳を査閲するとともに、必要な質問を行った。

### (3) 結果

上記の手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項を述べることとする。

市は、「仮称リサイクルパークあさお」建設事業の一環として新たな王禅寺処理センターを建設し、平成24年4月から事業の用に供している。一方、旧王禅寺処理センターは平成24年3月31日をもって用途廃止の手続が採られている。解体撤去工事には環境調査や付着物除去工事等のプロセスが必要であることから、平成23年11月から平成25年8月までの2年弱を要する見込みとなっており、監査実施時点においては、まだ撤去工事は完了していない。

旧処理センターの用途廃止に伴う監督官庁等への届出は平成24年4月以降になされているものの、廃止年月日は平成24年3月31日と明示されている。したがって、同日現在において用途が廃止され、しかも、新処理センターの竣工により将来再稼働の可能性も認められない施設であることに鑑みると、たとえ撤去が完了していなくとも、いわゆる有姿除却すべき状況にあるものと考えられる。

川崎市財産規則第50条第2項によると「財政局長は、毎年度末において、公有財産の現在高及び現況を明らかにするため、公有財産表を作成しなければならない。」と定められているが、公有財産台帳においては新処理センターの新築による取得が計上される一方、旧処理センターの用途廃止が反映されておらず、平成23年度末現在において新旧2棟の処理センターを抱える状況として記載されている。このような状況は、平成23年度末の公有財産の現況を適切に表示しているとは言い難いものと考ええる。

行政財産の適正な管理に資するためには、用途廃止の決定がなされた施設は速やかに台帳においても用途廃止の処理（普通財産への組み替え）をすべきである。また、処理センターの廃止という公有財産の大きな異動が実際に発生しているにもかかわらず、必要な処理手続を失念することは、財産管理主任（課長等）の責務として、公有財産台帳を注意深く調査することにより、回避されるべきである。

したがって、実際に公有財産の異動が生じた場合には、速やかに公有財産台帳にその変動の実態を記帳し、毎会計年度末にはさらなる注意をもって、公有財産台帳の記載事項の適正性を検証するよう、財産管理の基本を再度確認されたい（同規則第50条第1項等）。

## 4. 処理センターにおける行政財産の貸付について

### (1) 概要

行政財産は、その用途または目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる（地方自治法第 238 条の 4 第 7 項）。

また、不動産等についての目的外使用については平成 19 年 3 月の地方自治法改正によって、行政財産は庁舎等についてその床面積または敷地に余裕がある場合、すなわち、庁舎等の床面積または敷地のうち、当該普通地方公共団体の事務または事業の遂行に関し現に使用され、または使用されることが確実であると見込まれる部分以外の部分がある場合において、当該普通地方公共団体以外の者に当該余裕がある部分を貸し付けるときは、その用途または目的を妨げない限度において、貸し付け、または私権を設定することができることとされた（同法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号、同法施行令第 169 条の 3）。

### (2) 手続

焼却処理施設に関連する行政財産の貸付にかかる事務の執行状況を把握し、法令及び条例等に基づいて当該事務の執行がなされているかどうかを検証し、次のような監査手続を実施した。

- i 関連する法令及び条例等を査閲し、担当課等から説明を受けるとともに、必要な質問を行った。
- ii 法令及び条例等が要求する事務執行について、法令及び条例等にしていることを示す記録及び資料等の提出を求め、担当課から提出を受けた資料等に基づき、必要な質問を行った。
- iii 担当課等から提出を受けた資料等を査閲及び分析した。
- iv 焼却処理施設等の現地視察を行った。

### (3) 結果

上記の手続を実施した結果、次のとおり意見を述べることとする。

#### ① 自動販売機設置場所の貸付料について（意見）

市は、平成 19 年 12 月に「市有財産を有効活用するための基本方針」を策定しており、この中で、市の施設に設置している飲料等自動販売機について、そ

れまでの1年毎の使用許可から複数年にわたる貸付契約へ移行する方針を明らかにした。平成23年度における歳入の状況は次のとおりである。

【平成23年度 自動販売機設置場所一時貸付料収入の状況】

施設名	歳入 (千円)	施設名	歳入 (千円)
浮島処理センター	3,636	南部生活環境事業所	6,297
堤根処理センター	2,406	川崎生活環境事業所	4,686
橘処理センター	2,684	中原生活環境事業所	3,585
王禅寺処理センター	2,450	宮前生活環境事業所	7,035
加瀬クリーンセンター	1,026	多摩生活環境事業所	7,513
入江崎クリーンセンター	337	合 計	41,659

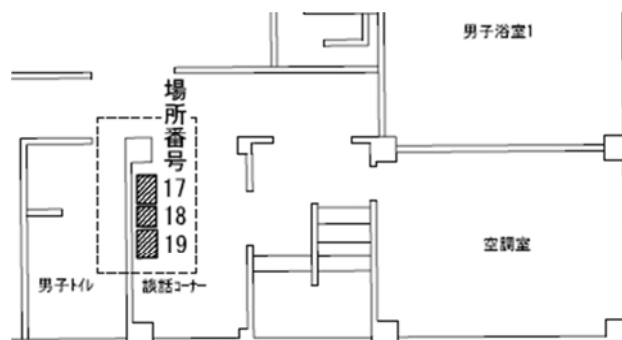
市は、約200か所ある施設内自動販売機設置場所について、施設の特性、設置場所を考慮しながら、採算性の高い物件と低い物件を組合せて局横断的にグルーピングを行い、グルーピングされた単位ごとに一時貸付契約を締結している。その理由として、局単位でグルーピングした場合に、採算性の低い場所を持っている局の物件が不調になってしまう可能性があるため、局横断的にグルーピングすることにより、①契約の不調を防ぎ、全ての一時貸付場所に自動販売機を設置することで、収益を確保する、②同種の施設間で設置できないということがなくなり、市民サービスが向上し、公平性が担保されることを挙げている。また、仮に販売金額に比例する手法を採用した場合、販売金額に応じた貸付料が発生するため、現在、年1回の財産所管課による調定が年2回となり、販売金額を確認し、変動部分の貸付料を約200台分算定する事務が発生することから、当該手法を採用せず、固定的な貸付料が生じる現行のグルーピング制度を採用している。そこで、市有財産（施設内自動販売機設置場所）一時貸付契約書に含まれる個々の物件についてその納入通知額を比較したところ次のような状況が生じていた。

【生活環境事業所における例】

場所 番号	貸付場所	面積 (㎡)	H22 販売本数 (参考情報)	契約者	納入通知額 (平成24年度年額)
17	南部生活環境事業所2階	0.71	2,873本	A社	48,157円
18	南部生活環境事業所2階	0.75	1,170本	A社	24,140円
19	南部生活環境事業所2階	1.18	11,710本	A社	721,256円

施設内自動販売機設置場所の一時貸付は複数の貸付場所をグルーピングした物件番号ごとに行われている。南部生活環境事業所における場所番号17・18・19は、それぞれ別の物件番号に割り振られていることから、別々の一時貸付契

約に含まれているが、一般競争入札による落札者がいずれもA社であったため、すべてA社との契約となっている。貸付場所の配置図は次のとおりとなっている。

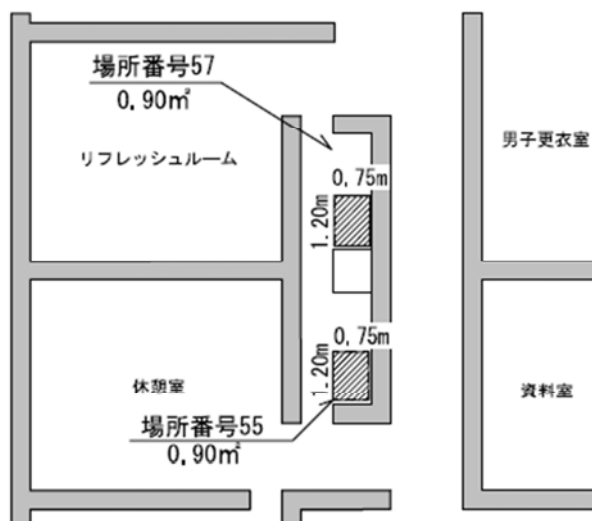


配置図から分かるとおり、場所番号17・18・19は談話コーナーの一角に並列する形で設けられており、面積の大小を除くほかは概ね同一条件下にある貸付場所にあると言って差し支えないものと考えられる。しかし、参考情報として提供されている平成22年度の販売数（本）に著しい差が生じていることから、平成23年12月1日を開始日とした一時貸付契約上、各貸付場所に対応した納入通知額が大幅に異なっている。

【処理センターにおける例】

場所番号	貸付場所	面積 (㎡)	H22 販売本数 (参考情報)	契約者	契約上納入通知額 (平成24年度年額)
55	浮島処理センター4階	0.90	2,967本	B社	46,200円
57	浮島処理センター4階	0.90	8,010本	A社	471,646円

浮島処理センターにおける場所番号55及び57は、それぞれ異なる物件番号に割り振られていることから、別々の一時貸付契約に含まれており、場所番号55についてはB社が、場所番号57についてはA社が契約の相手方となっている。貸付場所の配置図は次のとおりとなっている。





配置図から分かるとおり、場所番号 55 及び 57 は休憩室とリフレッシュルームに隣接して設けられており、構造体を避ける関係上 2～3 メートル離れているものの面積は同一であり、概ね同一条件下にある貸付場所にあると言って差し支えないものと考えられる。しかし、参考情報として提供されている平成 22 年度の販売数（本）に著しい差が生じていることから、平成 23 年 12 月 1 日を開始日とした一時貸付契約上、各貸付場所に対応した納入通知額が大幅に異なっている。

施設内自動販売機設置場所の一時貸付は、貸付場所一つ一つが非常に小さいため、グルーピングされた複数の貸付物件を貸付契約の単位として一般競争入札に付し、落札者と契約を行っている。個々の貸付場所に対する納入通知額は落札価格（総額）を貸付場所ごとに過去の実績や業者見積等に基づいて積算した予定価格によって按分計算して決定されている。しかし、概ね同一条件下にありながらも過年度の販売数（本）が著しく異なることに起因して個々の予定価格や納入通知額が著しく異なっている現状が望ましいとは言えないものと考ええる。

概ね同一条件下にありながらも過年度の販売数（本）が著しく異なる要因は様々な原因があるものと考えられるが、自動販売機設置エリアにて競争原理が働き、特定の自動販売機に販売が集中したことも十分に考えられる。特定の自動販売機に販売が集中する状況については、飲料の商品性・価格戦略や事業者の販売努力等に依るものと考えられ、このような個別の要素を、市の貸付料に反映させるべき仕組みにはなっていない。

より適正な一般競争入札に資するためにも、また、より多くの貸付料収入の確保に資するためにも、次のような手法を考慮することを要望する。

すなわち、先に触れた南部生活環境事業所や浮島処理センターのように、同一のエリアに複数の貸付場所が存在するケースでは、参考情報としての過年度の販売数を個々の貸付場所ごとに示すのみではなく、例えば、場所番号 17 から 19 における平成 22 年度の販売数が 15,753 本というようにエリア全体での販売実績を示すことにより、入札参加者が、より実態に合った提案金額を提示することができるものと考えられる。また、貸付場所ごとの予定価格の積算や納入通知額の決定についても、同一エリアについては全体需要を貸付面積で按分する等の手法を取り入れることにより、各所管局に対して契約金額をより合理的に按分できるものとする。

施設内自動販売機設置場所の貸付は、局横断的にグルーピングされている都合上、財政局資産管理部資産運用課が取りまとめを行っているが、収入の帰属は各所管局であることから、局はより当事者意識をもって貸付料の獲得に努力されることを要望する。

## ② 自動販売機設置場所の活用について（意見）

市有財産の有効活用として、施設内自動販売機設置場所の一時貸し付けに際して少しでも多くの貸付料収入を得る努力をすべきであることは、①で述べたとおりであるが、他方、貸付料収入を得ることだけが市有財産の有効活用ではないと考えられる。

担当課によると、現在、災害対応型やユニバーサルデザインの自動販売機などを貸付条件として設定し、導入している事例があるということであった（災害対応型 23 台、ユニバーサルデザイン 5 台、AED 付 1 台導入済）。緊急時には警報や避難場所など各種必要な情報が公知できるデジタルサイネージ付き自動販売機も登場していることから、緊急時における災害関連情報伝達の多様化のひとつの手段として、今後も、さらに積極的に目的に対応した自動販売機を、適切な場所に適切な数量だけ、設置することができるよう、自動販売機設置場所の有効活用に努められることを要望する。

## 5. 処理センターにおける消耗品及び材料品の管理について

### （1）概要

処理センターにおける焼却処理施設の運営においては、様々な消耗品や材料品が必要となる。使用される消耗品や材料品の中には、薬品や毒・劇物も含まれており、その現物管理及び出納管理が適正になされなければならない。

川崎市物品会計規則第 58 条において物品出納員等は備品出納簿、消耗品出納簿、材料品出納簿及び動物出納簿のうち、必要な帳簿を備えて整理しなければならないこととされており、市は、物品事務を適正かつ効率的に執行するため、平成 15 年度に総合財務会計システムの稼働に伴う物品管理システムを導入し、「物品管理事務の手引き（川崎市会計室）」に従い、管理事務を行っている。したがって、環境局においても、消耗品や材料品等の物品管理を行うに当たっては、当該物品管理システムを通して、「物品管理事務の手引き」に準拠し、事務手続を進めなければならない。

## (2) 手 続

消耗品や材料品の現物管理及び出納管理にかかる事務の執行状況を把握し、法令及び条例等に基づいて当該事務の執行がなされているかどうかを検証し、次のような監査手続を実施した。

- i 関連する規則等を査閲し、担当課等から説明を受けるとともに、必要な質問を行った。
- ii 規則等が要求する事務執行について、規則等にしていることを示す記録及び資料等の提出を求め、担当課等から提出を受けた資料等に基づき、必要な質問を行った。
- iii 担当課等から提出を受けた資料等を査閲及び分析した。
- iv 焼却処理施設内等の消耗品や材料品保管場所について現地視察を行った。

## (3) 結 果

上記の手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 消耗品・材料品出納簿の整備について（指 摘）

物品管理システムより出力された消耗品・材料品出納簿を査閲したところ、受払記録に信頼性が乏しい記録が散見された。

(事例1) 出納簿の受払記録が実態と整合していない事例

消耗品・材料品出納簿		品名 316 食塩		規格 並塩 1袋25kg入		単位 袋	
一般会計		所属 308700 補処理センター		細分類 薬品、毒・劇物類及び危険物類		細々分類 その他	
年月日	摘 要	請 求 者	受 入			払出数量	数量の残数
			数 量	価 格	金 額		
H23. 3. 31	前 日 計						100.00
H23. 6. 21	購入		50.00	1,785.00	89,250.00		150.00
H23. 6. 21	交付	████████				50.00	100.00
H23. 11. 17	購入		50.00	1,785.00	89,250.00		150.00
H23. 11. 17	交付	████████				50.00	100.00
H24. 3. 22	購入		50.00	1,785.00	89,250.00		150.00
H24. 3. 22	交付	████████				50.00	100.00

並塩の受払について、出納簿上は50袋の購入後すぐに交付を行っており、常に100袋の並塩在庫を保有していることとなっているが、市担当課に事実確認

を行ったところ、平成 24 年 3 月 22 日現在での実際残量は 56 袋であるという回答を得た。このような差異が生じる原因は、システム上の消耗品・材料品出納簿において、残数確認を怠っていたことや適正な数値入力をしていなかったためであり、その結果、実際残量と出納簿残量が相違していたという回答を得た。

(事例 2) 出納簿の受払記録に異常が見られる事例

消耗品・材料品出納簿				品名 005 復水処理剤		単位	
一般会計				規格 サビノールM-523		伍	
所 属	308600	環境処理センター	細分類	薬品、毒・劇物類及び危険物類		細々分類	その他
年月日	備 考	請 求 者	受 入			払出数量	数量の残数
			数 量	価 格	金 額		
H23. 3. 31	前 日 計						0.00
H23. 4. 1	交付					10.00	0.00

サビノールM-523（復水処理剤）の受払について、前年度より繰り越された残数がゼロであるにもかかわらず、当年度に交付が行われ、その後の残数もゼロとなっていた。明らかに出納簿に異常が見られるため市担当課に事実確認を行ったところ、以下の回答を得た。すなわち、①サビノールM-523 が出納簿上、重複登録となっており、サビノールM-523 の出納簿が 2 つ併存していたこと、②平成 23 年 4 月 1 日の払出処理は清缶剤キレート B-91P と間違えて行われたものであること、③交付後の残数がゼロとなっている点については、残数をマニュアルにより変更することは出来ないため、その理由は不明であること、という回答であった。

川崎市物品会計規則第 58 条において物品出納員等は備品出納簿・消耗品出納簿・材料品出納簿・動物出納簿のうち必要な帳簿を備えて整理しなければならないこととされているにもかかわらず、その記録状況や出納残高について定期的に確認することを怠っていたことから、かかる状況が生じているものと考えられる。消耗品・材料品出納簿の適切な整備を徹底させる必要があり、日々の受払処理と定期的な残高記録の点検確認について、業務の見直しを行われたい。

② 毒物及び劇物の管理について（指 摘・意 見）

毒劇物の管理については、川崎市環境局 4 処理センター毒物及び劇物管理要領（以下、「要領」という。）に基づき管理が行われている。平成 22 年度に行われた監査委員による定期監査において、「毒劇物については、盗難や紛失を防ぐのに必要な措置を講ずることとされている。しかし、これらの措置を行っていない事例があったので、毒劇物の保管管理を適正に行われたい」旨の指摘

を受けている。また、同じく平成 22 年度の定期監査において、「薬品及び劇薬について総合財務会計システムで受入れをせずに、独自の帳簿に受入れ、出納保管を行っていた」旨の指摘を受けている。局は「薬品及び劇薬等の消耗品の出納管理については局内通知を行って周知徹底し、その後はこの通知に基づき適正に管理」等の措置を講じているところである。

そこで、平成 23 年度の毒劇物の管理について、各処理センターの管理状況を確認したところ、次のとおりであった。

## ア. 毒劇物の現物管理について

毒劇物は施錠管理されると同時に、毒物管理簿や劇物管理簿に出納記入を行い、毒物及び劇物管理簿点検報告書を作成しており、概ね「要領」に従った管理をしている状況が確認できた。しかし、実地調査にて以下の不備を発見した。

### (ア) アンモニア水の現物管理について

橘処理センターの機器分析室において、分析用の劇物等を管理している中で、アンモニア水の管理簿残高と実物残高に相違があった。具体的には、機器分析室で確認したアンモニア水未開封の壺 4 本に対して、帳簿残高が 5 本であったことである。橘処理センターの担当者に確認したところ、次のとおり帳簿残高と納品書の内容に相違があることが分かり、調査した結果、納品書の内容が正しいこととなった。

#### i 帳簿（「劇物管理簿」）残高

2012 年 5 月 24 日購入

納入量 5 本 使用本数「-」 残量（未開封）5 本

#### ii 納品書の記録

平成 24 年 6 月 27 日納品

アンモニア水特級 500ml 4 本×680.00 円=2,720 円

したがって、劇物管理簿の記帳内容を次のとおり記帳ルールに基づいて赤字で修正するよう指導を行った。

#### i 記帳日の修正

誤：「2012 年 5 月 24 日」⇒ 正：「平成 24 年 6 月 27 日」

#### ii 納入量及び残量の修正

誤：「5 本」⇒ 正：「4 本」

上記のような誤りが発生した原因は、劇物管理簿への記入を他の試薬と同時に進めていたため納品日及び本数に錯誤が生じていたということであり、劇物等の受入事務を適正に実施すべきことの認識が薄れていたことが根本的な要因であったと考える。

#### (イ) 薬品の異動について

王禅寺処理センターの機器分析室において、セシウム標準を保管管理していることを確認したが、これは橘処理センターにて購入されたものであり、王禅寺処理センターへの保管換え手続が実地調査時点において未了であることが分かった。

担当者は手続が未了であることを認識しており、遅滞なく必要な手続を行う認識を有していた。しかし、日常業務に追われる中で結果として手続を失念する可能性があることから、薬品の現物の異動に際しては、その都度、速やかに事務処理及び決裁を行い、管理簿上の受払手続を実施されたい。

#### イ. 毒劇物にかかる総合財務会計システムを利用した受払処理について

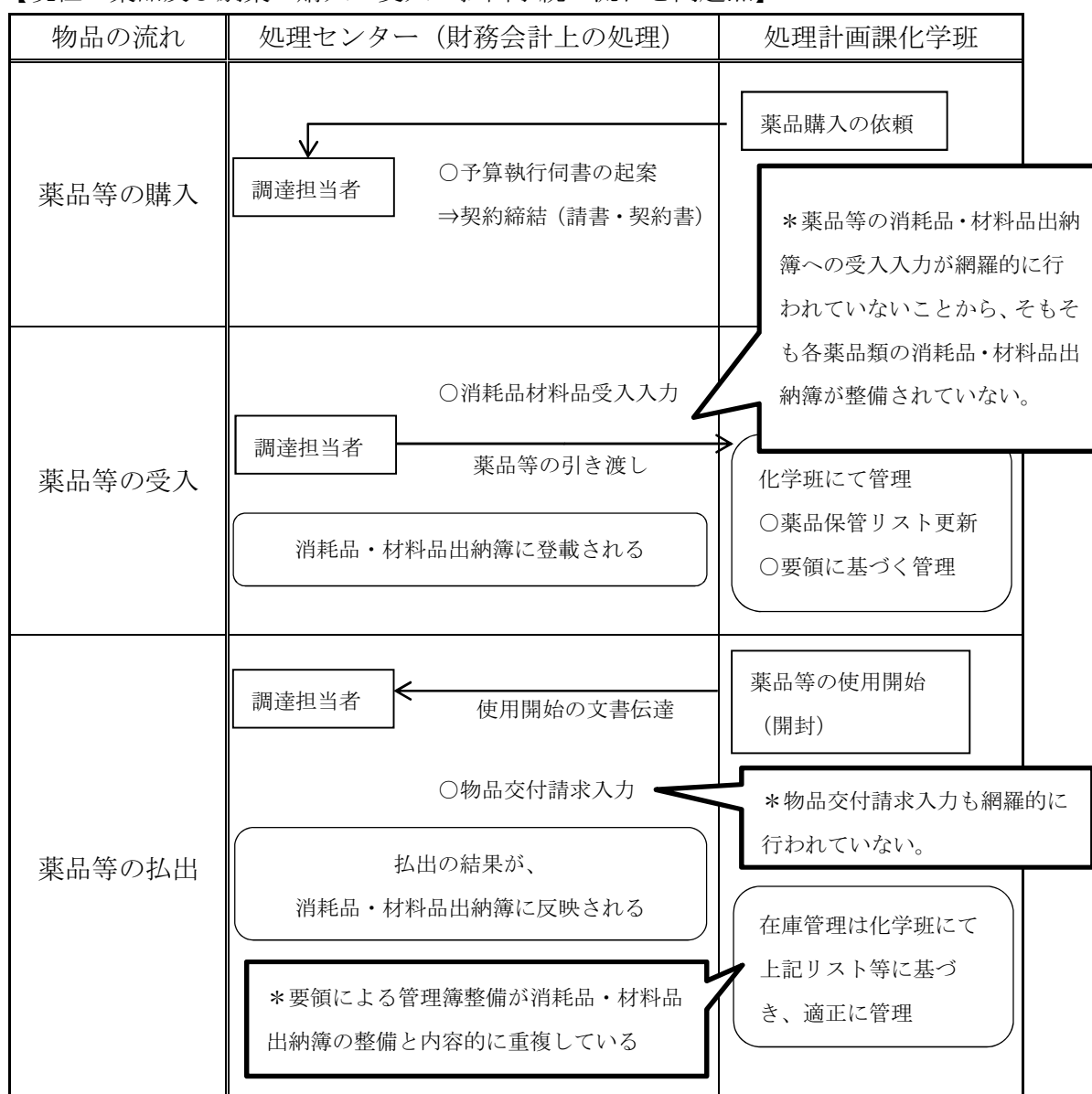
毒物管理簿や劇物管理簿と総合財務会計システム上の出納簿を突合したところ、総合財務会計システムに受入処理がなされていない毒劇物が多数存在し、総合財務会計システムを利用した毒劇物の受払管理は引き続き徹底されていない状況にあることが確かめられた。

川崎市物品会計規則第 58 条において消耗品出納簿を備えて整理することが要求されているが、出納手続や出納への登簿を省略できる物品は同規則第 54 条において限定列挙されており、薬品（毒物や劇物を含む）は省略対象とはなっていない。したがって、同規則第 68 条に基づき総合財務会計システムによって物品の出納保管その他の会計事務を行う必要がある。これについては、定期監査の指摘を受けてもなお、総合財務会計システムによって物品の出納保管が徹底されていない点は早急に改善すべきである。

担当課によると、このような出納保管の不徹底の原因については、次のとおり推測している。すなわち、局内通知の周知が不徹底であったことから、その後に入力した劇物等の出納管理は、総合財務会計システムを利用して行えば足りるという誤解が生じているのではないかということであった。

しかし、根本的な原因としては、物品会計規則に従った総合財務会計システムによる管理と「要領」に従った独自様式による出納管理が、二重管理となっているのではないかと考えられる。ただし、毒物等の残量把握はg等最小単位での把握が要求されるため、現状では紙面による管理も必要とされている。このような中でも、台帳管理及び機能的物理的管理ともに厳格性が要求される劇物等については、現行の規則等に従い、特別の注意をもって管理の徹底を図られることを要望する。併せて、劇物等に要求される受払手続が抱える二重管理等の弊害についても十分に検討し、薬品及び劇薬の購入・受入・払出手続の流れを再構築するよう要望する。

【現在の薬品及び劇薬の購入・受入・払出手続の流れと問題点】



定期点検	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>年度の半期毎（9月・3月）に点検を実施 ⇒点検報告書作成</p> </div>
------	---

## 6. 土地借り上げ契約について

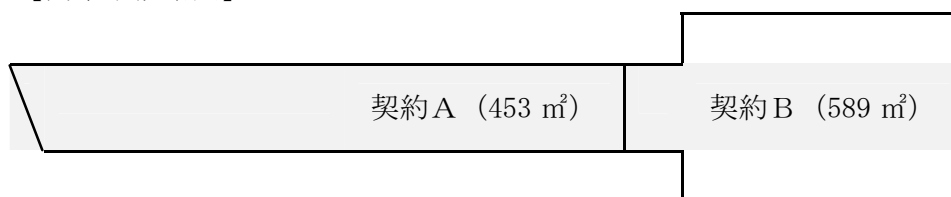
### （1）概 要

堤根処理センターと併設されている余熱利用施設（ヨネッティー堤根）の間には、鉄道会社の高架橋が縦断している。市は、高架下を業務に利用するため、鉄道会社と高架下貸付契約を締結している。高架下貸付契約の概要と地形の概要は以下のとおりである。

#### 【高架下貸付契約書の概要】

	用途	貸付期間	面積	貸付料
契約A	清掃車駐車場	H23. 4. 1～H26. 3. 31	453 m <sup>2</sup>	無償
契約B	空瓶置場敷	H24. 4. 1～H25. 3. 31	589 m <sup>2</sup>	1,354,700 円

#### 【高架下概略図】



注 背景のグレー部分は高架真下を意味する。

### （2）手 続

土地借り上げ契約に係る事務の執行状況を把握し、次のような監査手続を実施した。

- i 土地借り上げ契約にかかる事務の執行状況について担当課から説明を受けるとともに、必要な質問を行った。



- ii 土地借り上げ契約の締結について、規則等にしていることを示す記録及び資料等の提出を求め、担当課から提出を受けた資料等に基づき、必要な質問を行った。
- iii 担当課から提出を受けた資料等を査閲及び分析した。
- iv 現地視察を行った。

### (3) 結果

上記の手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

#### ① 契約Aの用途について（指 摘）

契約Aの土地は、現地視察を行ったところ、収集した乾電池を蓄積するドラム缶等が置かれており、必ずしも純然たる駐車場として利用されているようには見受けられなかった。契約上、あらかじめ鉄道会社の書面による承諾を受けた場合を除き、本件高架下の用途を清掃車駐車場以外の用途及び業種のために使用してはならないと定められている。これに対して当該書面による承諾を鉄道会社から得ておらず、現在の使用実態は、この契約条項に反しているのではないかと考えられる。当該契約に従った利用を徹底するか、または、契約書上の用途について鉄道会社と協議を行い、契約書面と実態との乖離を解消するか、いずれかの解決に努められたい。

#### ② 契約Bの契約文書について（指 摘）

契約Bの土地は、貸付期間が平成24年4月1日から平成25年3月31日の1年間となっている。担当課によると、貸付期間が1年間である理由について、鉄道会社が「平成25年度に契約土地内の高架下の耐震補強工事を計画しており、平成25年度の契約期間が変更となる予定がある」ということであつた。

しかし、同契約の契約書文中には貸付料の改定にかかる定めがあり、「貸付料の改定を平成27年4月1日時点で行う」旨、及び「以降3年ごとに行うもの」とされていることから、契約期間と整合せず、契約書内において矛盾が生じている。担当課によると、貸付料の改定にかかる内容は契約書作成上の単純な誤りであるということであり、契約締結にあたっては記載誤りが生じないよう十分に留意されたい。

### ③ 契約Aと契約Bの貸付料の相違について（意見）

契約Aの土地と契約Bの土地は地続きの土地であるが、契約Aについては特段の貸付料の定めが無く無償にて鉄道会社から借りている一方、契約Bについては有償にて借りていることになる。地続きであるにもかかわらず無償であるか有償であるかの相違が生じている理由について、担当課では把握していないということであった。

片方の契約のみが有償であることから、有償で賃借することの必要性を再検討する余地があるほか、無償契約である契約Aの高架下土地については、廃ドラム缶が並べられている部分もあることから、より有効的な活用を考えられたい。なお、廃ドラム缶の処分についても意思決定を行うよう要望する。



【高架下土地（契約A）の利用状況】

## 7. 汚染負荷量賦課金について

### （1）概要

環境局は、独立行政法人環境再生保全機構（以下、「機構」という。）に対して汚染負荷量賦課金の申告及び納付を行っている。これは、公害によって生じた健康被害の損害を填補することを目的とした「公害健康被害の填補等に関する法律」に基づくものである。平成23年度の前年排出量に対する汚染負荷量賦課金申告額は160万円であった。

## (2) 手 続

汚染負荷量賦課金の申告及び納付にかかる事務の執行状況を把握し、次のような監査手続を実施した。

- i 汚染負荷量賦課金の申告及び納付にかかる事務の執行状況について担当課から説明を受けるとともに、必要な質問を行った。
- ii 「平成 23 年度汚染負荷量賦課金申告の手引」（以下、「手引」という。）を査閲した。
- iii 汚染負荷量賦課金申告書を試査により検算した。

## (3) 結 果

上記の手続を実施した結果、次のとおり、意見を述べることとする。

手引によると、都市ごみに含まれる標準的硫黄分（燃焼性硫黄分）は 0.03%、平均的水分は 60%と示されており、廃棄物等の焼却時の水分が手引に示す平均的水分（%）と異なる場合は、焼却量を補正することを求めている。他方、平成 22 年度における各焼却処理施設のごみ組成分析結果によると、水分割合は 26.81%～42.59%であり、全施設の全測定を平均した結果も 37.15%に過ぎないため、平均的水分 60%と示した手引と大きな乖離が見られた。したがって、汚染負荷量賦課金の申告及び納付にあたっては、ごみ焼却量を補正のうえ計算することが必要となる可能性があることから、担当課に見解を求めた。

【平成 22 年度組成割合集計表】

区 分	乾燥ごみ成分ベース	生ごみ成分換算
水 分	—	37.15%
厨 芥 類	8.52%	5.35%
紙 類	46.83%	29.43%
プラスチック	25.12%	15.79%
ガラス・陶器類	1.74%	1.09%
金 属 類	0.77%	0.48%
草 木 類	5.01%	3.15%
織 維 類	7.53%	4.73%
ゴム・皮革類	1.01%	0.63%
土・石塊類	0.03%	0.02%
そ の 他	3.44%	2.16%
合 計	100.00%	100.00%

担当課によると、ごみ組成分析結果による水分割合は4割程度であるものの、ごみを実際に焼却炉に投入する段階においては、ごみピットでの攪拌作業などにより水分割合はごみ組成分析結果よりも高まっていること、また、これまでごみ焼却量の補正について機構より指摘や指導を受けたことはないということであった。

しかし、廃棄物等の焼却時水分が平均的水分60%と異なるかどうかについて具体的な分析値の提示を受けることはできなかつたため、「平均的水分と異なる場合は、焼却量を補正」すべきと定めた手引に従っているかどうかについて客観的な裏付けに基づく検証はできなかつた。担当課が焼却量の補正は不要であると判断するとしても、実際の分析結果に基づく裏付けが必要であると考えられることから、具体的な検証を行われることを要望する。

## 8. 人件費の管理について

### (1) 概要

「川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例」及び「川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則」に特殊勤務手当の支給についての定めがある。このうち、夜間特殊業務手当については条例第5条、生活環境業務等手当の支給については条例第7条に定めがあり、その具体的な業務及び手当の金額については規則の別表にて以下のとおり定めている。

#### 【施行規則別表より一部抜粋】

生活環境業務等手当	(1)	ア 環境局の生活環境部、施設部又はこれらの部に属する事業所に勤務する職員で、廃棄物等に接触して行う業務に従事したもの（イからキまでに掲げる者を除く。）	従事した日1日につき350円
		イ 生活環境事業所に勤務する職員で廃棄物の収集若しくは運搬の業務、し尿の下水道投入の業務又は廃棄物に接触して行う設備（浄化槽設備を除く。）の維持管理の業務に従事したもの	従事した日1日につき800円
		ウ 生活環境事業所に勤務する職員でし尿に接触して行う浄化槽設備の維持管理の業務に従事したもの（イに掲げる者を除く。）	従事した日1日につき550円
		エ 環境局処理計画課に勤務する職員で廃棄物に接触して行う毒物又は劇物を使用した理化学試験又は検査の業務に従事したもの	従事した日1日につき800円
		オ クリーンセンターに勤務する職員でし尿の下水道投入の業務、ごみの積替え若しくは運搬の業務又は廃棄物に接触して行う設備の維持管理の業務に従事したもの	従事した日1日につき800円
		カ 処理センターに勤務する職員で廃棄物の運搬若しくは焼却の業務、	従事した日1日

		廃棄物に接触して行う設備の維持管理の業務又は資源物の選別処理の業務に従事したもの	につき 800 円
		キ 浮島埋立事業所に勤務する職員で廃棄物等の埋立ての業務又は廃棄物等に接触して行う設備の維持管理の業務に従事したもの	従事した日 1 日 につき 800 円
	(2)	クリーンセンター、処理センター又は浮島埋立事業所に勤務する職員で煙道又は貯留槽の清掃の業務に従事したもの	従事した日 1 日 につき 350 円
	(3)	生活環境事業所、クリーンセンター又は処理センターに勤務する職員で犬等の死体の収容、運搬又は処理の業務に従事したもの	従事した日 1 日 につき 350 円
夜間特殊業務手当	(2)	処理センターに勤務する職員で正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる設備の保守、管理等に関わる緊急の対応の業務に従事したもの	勤務 1 回につき 650 円

平成 23 年度の各処理センターにおける特殊勤務の実施状況はつぎのとおりであった。延人日については処理センターごとの手当総額を手当金額（単価）にて除算し算出した。

【平成 23 年度 処理センターにおける特殊勤務の実施状況】

手当の種類	項目	処理センター名				
		王禅寺	橘	堤根	浮島	総計
078 生活環境 業務等手当（1）カ	延人日	12,564	14,236	12,994	12,845	52,639
	金額 （円）	10,051,200	11,388,800	10,395,200	10,276,000	42,111,200
065 生活環境 業務等手当（2）	延人日	1,634	1,948	1,516	768	5,866
	金額 （円）	571,900	681,800	530,600	268,800	2,053,100
064 生活環境 業務等手当（3）	延人日	226	234	207	701	1,368
	金額 （円）	79,100	81,900	72,450	245,350	478,800
067 夜間特殊 業務手当（2）	延人日	1,079	2,741	2,523	941	7,284
	金額 （円）	701,350	1,781,650	1,639,950	611,650	4,734,600
290 災害応急作業 等派遣手当アA	延人日	143	—	—	—	143
	金額 （円）	50,050	—	—	—	50,050
合計 / 延人日		15,646	19,159	17,240	15,255	67,300
合計 / 金額（円）		11,453,600	13,934,150	12,638,200	11,401,800	49,427,750

## (2) 手 続

特殊勤務手当の支給にかかる事務の執行状況を把握し、次のような監査手続を実施した。

- i 職員別の特殊勤務手当の支給状況を示す資料等の提出を求め、査閲及び分析を行った。
- ii 特殊勤務の具体的な内容を定めた資料等の提出を求めるとともに、担当課への質問を行った。
- iii 特殊勤務手当にかかる条例等について、これまでの見直しの経緯について担当課への質問を行った。

## (3) 結 果

上記の手続を実施した結果、夜間特殊業務手当（２）に係る意見を次のとおり述べることとする。

### ① 夜間特殊業務手当（２）の支給状況について（意 見）

夜間特殊業務手当（２）は「緊急の対応の業務に従事した」ことをもって支給される手当であるが、各処理センターの支給回数にはばらつきが生じているほか、橋処理センターや堤根処理センターの支給回数は特に多くなっている。そこで、「緊急の対応の業務」の判断基準や各処理センター間の均衡性について質問を行ったところ、担当課より以下の見解を得た。すなわち、焼却炉の出口に位置する灰押出装置が施設の老朽化により詰まりやすくなっていることから、炉を安全かつ安定的に操業するためには人手による定期的な除去作業が欠かせないということであった。

「9. 設備運転管理業務のあり方（業務委託化）について」において記載のとおり、橋処理センター及び堤根処理センターは一班8人体制であり、各センターとも年間約30日程度は整備のため稼働していないことを考慮すると、日々ほぼ全員に対して夜間特殊業務手当を支給していることになることから、次の疑問が生じた。すなわち、①当直班のほぼ全ての職員が当該作業に関わるものとされているが、当該作業遂行に当たってはほぼ全員が該当すると判断することが合理的であるかどうか、②当該作業は昼間にも行われており、昼夜問わず行われている当該作業に対する手当が、夜間に限定して支給されている規定（「深

夜において行われる…緊急の対応の業務」）の趣旨に違和感を覚えるものである。

担当課によると、例えば、堤根処理センターにおいて、3時間ごとに20リットル缶で6～8缶程度の灰を除去しており、このような搬出作業は交代しながら係全員で行っているほか、制御室においても監視等の業務を行っており、夜間において灰押出装置に係る作業を係全員で行っているということであった。

夜間特殊業務手当（2）は平成20年に制定された「川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則」によって定められたものであり、平成20年以前は「川崎市職員特殊勤務手当支給規則」において深夜業務手当として定められていた。平成20年の条例制定にあたり、条例施行規則の中で手当の支給範囲を「設備の保守、管理等にかかわる緊急の対応の業務」に従事した職員に限定しており、当時労務課長より発せられた通知によると「設備の保守、管理等にかかわる緊急の対応の業務」とは以下の業務とされている。

- i 設備の不具合に対する現場での原因の確認及び復旧の業務
- ii 風水害等の災害に対する現場での確認及び復旧の業務
- iii 前各号に掲げる業務に伴う制御室における監視または運転の業務

注：「復旧の業務」には、施設内の巡視の際に行うメンテナンスの業務その他これと同等の業務は含まない。

したがって、夜間特殊業務手当（2）の支給自体は、形式的には合規性を有していると思われられる。しかし、「川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則」を制定した平成20年当時において、手当の支給範囲を「設備の保守、管理等にかかわる緊急の対応の業務」に従事した職員に限定するという見直しを行ったことに対して、実際は老朽化した処理センターにおいて毎日緊急の対応が必要であるため、夜間の当直班全員に対して事実上毎日手当が支給されるという実態を考えた場合、見直し当時の支給範囲の限定（夜間業務かつ緊急対応業務に限定）の趣旨が風化しているのではないかと疑われる。

また、労務課長通知における「iii 前各号に掲げる業務に伴う制御室における監視または運転の業務」という定めは、運用によっては支給対象及び範囲を緩和する危険性に陥りやすいものと考えられる。

ここで、参考までに、「平成16年度 包括外部監査の結果報告書」によると、当時の清掃職員に係る特殊勤務手当について、機械を操作することによって行われ、また作業現場自体も劣悪な環境下で実施されているものとは言い難く、危険物等が混在しているごみに直接触れるなどの危険な作業等を実施しているものとは言いえない職種に対する特殊勤務手当の支給について見直しをすべきと

いう指摘がなされている。これに対し、市は、平成18年1月からごみ、汚泥等に直接接触するなど、著しい特殊性が認められる業務に従事した場合に限定して支給するよう改めた経緯があった。

「緊急の対応の業務」を対象とした夜間特殊業務手当（2）についても、平成16年度の包括外部監査による指摘との関係で、上記の内容と同様の状況にあると考えられる。確かに、突発的な事故などに対応する業務など「緊急の対応の業務」が発生した場合、緊急復旧作業等が直接の現場での作業として必要となるが、その直接緊急作業を支える制御室等での監視等の業務についても重要な対応業務である。その場合でも、現場での緊急作業と連携した制御室での業務とは何かについて、より具体的に行動内容をマニュアル化し、緊急時でも現場を支援できる仕組みを構築して職員に徹底することが求められる。したがって、夜間特殊業務手当の支給に当たっては、平成20年に当該手当を規定した趣旨を再度確認し、現場での業務が生じる当直班の全員が支給対象となるような運用については、より厳格な運用に改められるよう要望する。

## ② 夜間特殊業務手当（2）の必要性について（意見）

処理センターにおいて勤務する職員に支給される夜間特殊業務手当について、平成19年度に実施した特殊勤務手当の見直しでは、従前「正規の勤務時間による勤務が深夜において行われる業務に従事する職員」に支給されていた深夜業務手当を廃止し「正規の勤務時間による勤務の全部または一部が深夜において行われる設備の保守、管理等にかかわる緊急の対応業務に従事した職員」に支給される夜間特殊業務手当へ統合する再編成を行って、その適用範囲の縮小化を図り、併せて、支給金額についても、980円から650円に減額してきた経緯がある。

しかし、施設の老朽化による灰押出装置での人手による灰の除去作業は昼夜を問わず行われる業務である。ここで、昼間の作業に対しては生活環境業務等手当のみが支給される一方、夜間の作業に対しては生活環境業務等手当と夜間特殊業務手当の2つの手当が支給されることから、夜間作業に伴うこれら2つの手当の支給の意義及び必要性について検討の余地があるものとする。

担当課によれば、焼却設備保守・管理業務について、昼間における正規の勤務時間中は、複数係（技術係、日直の操作係）で対応しているが、深夜については、その対応を夜間業務従事者（2直の操作係）が緊急対応として、通常業務の他に従事することとなることから、川崎市環境局としては、特殊勤務に対する手当が必要であるという見解であった。



参考までに、近隣の政令指定都市及び東京都を比較団体として廃棄物行政にかかる特殊勤務手当の支給状況について調べたところ、次のとおりであった。

【比較団体における特殊勤務手当の支給状況】

自治体	手当 廃棄物行政に関する特殊勤務手当	深夜または緊急性を理由とした手当
横浜市	環境整備業務手当 ・日額 100 円～260 円	なし
千葉市	不快な業務に従事する職員の特殊勤務手当 ・日額 200 円	なし
さいたま市	清掃業務手当 ・日額 250 円～3,000 円 (破砕機の清掃…1,000 円、 焼却炉の清掃…3,000 円)	変則勤務手当 勤務 1 回：1,000 円
相模原市	清掃業務従事職員の特殊勤務手当 ・日額 400 円または 700 円 ・ごみクレーンまたは灰クレーンの点検または掃除作業に従事したとき 1 回につき 50 円	なし
東京 23 区 清掃一部 事務組合	清掃業務従事職員特殊勤務手当 ・日額 700 円または 1,000 円	変則勤務手当 1 勤務：900 円

上記の表のとおり、各団体において清掃業務手当の支給とは別に深夜における業務を対象とした特殊勤務手当を規定している団体と規定していない団体に分かれている。深夜を理由とした特殊勤務手当を規定していない団体としては、上記の該当団体以外でも、仙台市、静岡市、名古屋市、大阪市、岡山市、北九州市及び熊本市が存在する。川崎市の場合、夜間業務の中でも、緊急対応業務に限定した規定であることが、他の団体と異なる特徴である。

もちろん、職員が行う業務に、危険・不快・不健康・特殊性の強い勤務が含まれる場合に、給与上の特別の考慮として特殊勤務手当を定めること及び定められた規則に従い、当該手当が支給されることを否定するものではない。しかし、現状では、夜間の（日常的に生じている）緊急作業に対して、生活環境業務等手当と夜間特殊業務手当の 2 つの手当を支給することが、手当制度の意義に照らして必要性の高いものであるのかどうか改めて検証されることを要望するものである。

## 9. 設備運転管理業務のあり方（業務委託化）について

### （1）概 要

王禅寺処理センターは、平成 24 年度の新処理センター稼働に伴い、夜間運転監視等業務の委託を開始したことから、市職員による直営業務は昼間の業務のみとなり、一直三班体制に移行している。環境局における処理センターの運転監視等業務は、「川崎市新たな行財政改革プラン～第 4 次改革プラン～」(平成 23 年 3 月)において、民間部門の活用による効率的・効果的な執行体制の構築に向けた取組事項のひとつとして掲げられている「廃棄物処理業務の委託化」の対象である。

当該夜間運転監視等業務委託に当たっては、設備の独自技術及び最新設備の運転ノウハウを有すること及び瑕疵担保期間（引渡しから 3 年）における不具合等に夜間でも速やかに対応でき、安定操業を行うことができることを理由として、当該施設的设计・施工メーカーである A 社との随意契約により実施されている。

### （2）手 続

業務委託に係る事務の執行状況を把握し、次のような監査手続を実施した。

- i 関連する法令及び条例等を査閲し、担当課から説明を受けるとともに、必要な質問を行った。
- ii 法令及び条例等が要求する事務執行について、法令及び条例等にしていることを示す記録及び資料等の提出を求め、担当課から提出を受けた資料等に基づき、必要な質問を行った。
- iii 担当課から提出を受けた資料等を査閲及び分析した。
- iv 王禅寺処理センターの現地視察を行った。

### （3）結 果

上記の手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べる。

#### ① 夜間運転監視等業務の設計見積について（指 摘・意 見）

王禅寺処理センターの夜間運転監視等業務について、市が定めた仕様書によると、日勤業務について原則として統括管理者を常時配置することとされており、統括管理者の業務として以下の業務を列挙している。

- ア 労務管理
- イ 各委員会及び会議、打合せ等への出席
- ウ 報告及び連絡
- エ 教育訓練・研修の実施
- オ 各報告書及び資料等の作成
- カ その他（本業務を円滑かつ適正に実施するために必要とする業務）

担当課によると、統括管理者の業務としてウエイトの高い業務は研修資料の作成及び焼却炉の操業にかかる市との連絡調整が主体であるということであった。具体的に、①研修資料の作成は、履行場所である処理センターが新設の焼却炉であり、炉ごとの特性があるため、夜間業務において安定稼働を確実にすること及び適切な運転操作方法の一元化を図るために必要であること、②運転方法については市職員による運転操作中においても統一されていることが望ましいことから、本業務を適正かつ円滑に実施するため、運転管理方法の伝達等を実施する必要がある、これらの業務を実施しているため、仕様に定める勤務時間に見合う業務内容と判断しているということであった。

しかし、当人はその勤務時間が日勤であることから、夜間運転監視等業務を直接行う者ではなく、いわゆる間接業務に携わる者であるものと考えられる。委託設計書の内訳金額によると、平成 24 年度から平成 26 年度の 3 年間の直接委託費に含まれる統括責任者の金額は 1,729 万円である。他方、委託設計書の内訳金額によると、諸経費の中に現場管理費 5,428 万円が積算されているが、統括管理者は仕様書上、現場管理を担う社員であるため、当該現場管理費と直接委託費で積算されている統括管理者の人件費相当との関連性について検証する必要があるものとする。

この関連性について、担当課によると、統括管理者は安全衛生委員会の設置等、本委託業務遂行上必要である直接業務として判断しており、統括管理者にかかる金額を諸経費内の現場管理費として見なすことは適当でないとの見解を得た。また、業務委託にかかる予定価格は「委託業務執行マニュアル」に基づき設計しており、積算の根拠として全国都市清掃会議「廃棄物処理施設維持管理業務積算要領」によっており、同要領内の業務管理費と技術経費を合算した金額を現場管理費としたということであった。

## ア. 業務管理費の必要性について（意見）

担当課は、業務管理費を「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領」を踏まえて(人件費+直接物品費)×利率により算出しており、その算出金額は2,730万円である。

同要領によると、業務管理費は「業務を実施するうえで、受託者が現場業務を管理運営するために必要な直接業務費以外の費用」と定義されており、代表的な費用として「総合調整費」が最初に例示列挙されている。他方、統括管理者の業務は、前述のとおり仕様書においてア～カとして定められており、統括管理者の業務そのものが総合調整的な色彩が強いことから、直接委託費に含めた統括責任者の人件費と業務管理費とで重複する部分があるものと考えられる。そこで、統括管理者の実質的な性格は業務管理費に属するべき人件費と考えられるが、委託契約の仕様上、直接委託費に含める必要があると言うのであれば、乗ずるべき利率（業務管理費率）について、算定基礎から当該間接人件費を除くなどの特段の考慮が必要であったものとする。また、本委託業務は、夜間の運転監視等業務という業務の初めての委託であることから、委託業務執行マニュアルが求める適正な予定価格の算出のためには、要領に記載されている各利率を機械的に当てはめるのではなく、各利率の適切性について慎重に考慮する必要があるものとする。

今後、同種の委託業務を積算見積する場合には、利用すべき基礎率及び算定基礎の集計範囲に関する合理性を個別具体的に判断するよう要望する。

## イ. 技術経費の積算誤りについて（指摘）

局は、技術経費を人件費×利率により算出しており、その算出金額は2,698万円である。しかし、算定の基礎とするべき人件費の金額に誤りが生じていた。すなわち、本来、算定基礎とすべき金額よりも約2億826万円多い金額を人件費として入力していたため、算定された技術経費及びその技術経費を含んだ業務原価を基礎として算定されている一般管理費が合計で1,249万円過大となっていた。したがって、予定価格（税抜）は同額だけ過大であった。本積算誤りは単純なミスにより生じたものと考えられることから、統制上の問題点の洗い出し等、再発防止のための取り組みを実施された。

【「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領」における各費目の定義】

費目	内容及び算定方法	
業務管理費	内容	業務を実施するうえで、受託者が現場業務を管理運営するために必要な直接業務費以外の費用 ①総合調整費、②福利厚生費、③通信交通費、④安全管理費、⑤業務従事者の労務管理費、⑥現地での交際費、⑦業務委託に直接使用しない光熱水費、⑧その他
	算定	業務管理費＝直接業務費×業務管理費率＋積上げ分 業務管理費率は8%程度とするが、諸般の事情、地域、用途、規模等を考慮して6～10%の範囲内で定める
技術経費	内容	焼却施設の最適な運転方法を検討し、焼却処理等を適切、かつ効率的に行う過程に係わる技術的な経費で、資料の作成、諸手続、資格等の届出、一定の技術水準の確保を目的とした技術者の育成、有資格者の確保、その他技術管理上必要な費用
	算定	技術経費＝（保守点検業務＋運転操作監視業務）×技術経費率 焼却炉最適運転の技術研究に係わる率 10%～20% 焼却設備に必要な有資格者の配置に係わる率 5%を上限値とする

② 夜間業務委託の含意と委託業務の管理について（意見）

夜間委託による受託事業者の技術者配置数は、各班9名×2班と統括責任者1名を合計し19名であり、各班2名～3名は輪番で休暇を取得するため、実際に運転業務にあたる技術者は各班6名～8名となっている。昼間の直営による操作体制は各班7名であることから、委託業者の体制が昼間より手薄となることもあるが、夜間なので点検範囲が日中より狭いこと、クレーン操作については自動運転を原則としていることに起因するということである。

夜間運転委託について、本委託業務の仕様書によると、「業務は、その着手から完了に至るまで、すべて一貫したスタッフにより遂行するものとする。ただし、やむを得ず変更等が必要な場合は、原則として30日前までに申し出、本市の承諾を得た後に有資格証の写しとともに書面で届出するものとし、後任者に業務内容等を十分に引継いだうえ、交替するものとする。」との定めがある。

しかし、受託企業より提出された「玉禅寺処理センター夜間運転監視等業務委託配置技術者一覧」によると、技術者の異動が次のとおり生じていた。

異動日	新規配属	離任	配属中の技術者数	
				うち実務経験 1年未満の者
平成23年11月1日	12名	—	12名	—
平成23年12月1日	1名	—	13名	1名
平成23年12月22日	2名	—	15名	3名
平成24年3月1日	5名	—	20名	3名
平成24年4月1日	3名	—	23名	5名
平成24年5月7日	—	4名	19名	5名

平成23年度中は試運転期間という位置づけであり、夜間運転監視等業務委託の正式な始期は、平成24年4月となっている。しかし、仕様書においてスタッフの変更はやむを得ない場合に限定しているにもかかわらず、平成24年3月に配属された経験豊富な技術者4名が2ヶ月あまりで離任し、実務経験の浅い技術者の割合が相対的に高まっていることは、委託業務を適正かつ誠実に履行する義務の面で問題があり、経験の乏しい技術者に対する教育研修の場として利用されていないか懸念されるところである。

担当課によると、仕様書において「可能な限り地元の雇用促進に配慮すること」を求めており、平成23年度の試運転期間中においては受託企業による採用活動途上であったことから既雇用者を配属させていたものの、新規採用者の調達に応じて順次既雇用者が離任したとのことであった。また、受託企業は「本業務の履行には支障がでない事を約束」する旨の従業者変更届を提出しているほか、次の内容により受託者による業務遂行について確認及び管理監督を行っているということであった。

- i 受託者の運転操作の過失による焼却炉の緊急停止がないことが挙げられ、その確認方法については、日常の引継時の焼却炉の操業状態、引継日誌の内容、各種点検表にて確認している。
- ii 監視・点検結果から保守対応した結果が修理表により報告されるため、その修理表による報告及び日勤等の点検での現場確認等により確認を行っている。
- iii 月末に当該月の業務実施及び安全衛生に関する事項等を含めた受託者からの報告の場を設け、その報告の中で業務履行の確認を行い、日及び月単位にて実施業務等の確認を行っている。

このような運転監視等業務の委託は、環境局でも初めて実施されたばかりであり、今後は、民間部門の活用がさらに拡大するものと推測される。上記のような問題に対して、局は、履行確認をより確実にするため、川崎市環境局と同様の委託業務を行っている他都市において、どのような手法で履行確認を具体的にしているのかに関する調査を行うなどの検討を始めている。しかし、当該業務の受託業者の人員体制に対する評価を、業務の経験年数等も含めて実施しなければ、当該夜間運転監視等業務に本来従事すべき合理的で適正な人員が確定できず、業務委託の人件費の適正な積算もできないことになる。したがって、夜間運転監視等業務を民間委託した趣旨に則り、適正な業務の履行体制について、現在の履行体制を十分に分析・評価することを要望する。また、そのような分析・評価によって、運転委託業務に係る評価手法を構築するよう要望する。

### ③ 人員体制のさらなる適正化について

#### ア. 処理センターの人員の状況（説明）

平成 23 年度（平成 24 年 1 月 1 日）現在の処理センターの人員は次のとおりである。各処理センターの現員はほぼ同じであり、処理能力の大小による有意な差は見られない。各処理センターとも、操作係は 2 直 5 班体制を敷いている。

【平成 24 年 1 月現在の人員体制】

（単位：名）

センター名 職種 職名	浮島				堤根				橘				王禅寺			
	管理係	技術係	ISO・研修	操作係注	管理係	技術係	ISO・研修	操作係注	管理係	技術係	ISO・研修	操作係注	管理係	技術係	ISO・研修	操作係注
管理職等	2	2	1	5	3	2	1	5	3	1	1	5	2	1	1	5
事務職	3	—	—	—	2	—	—	—	3	—	—	—	2	—	—	—
技術職	—	9	—	10	—	7	—	10	—	10	—	10	—	8	—	10
技能職	3	4	—	20	3	7	—	25	1	7	—	25	—	6	—	25
業務職	4	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	2	—	—	—
現員	12	15	1	35	9	16	1	40	8	18	1	40	6	15	1	40
	63				66				67				62			

注：各処理センターとも操作係は 5 班体制である

各処理センターとも、操作係は1班8名体制であるが、浮島処理センターについては比較的新しい処理センターであり、自動運転機能が備わっているため、7名体制となっている。また、浮島処理センターの業務職が多いのは犬猫死体処理に係る業務職2名が配置されているためである。橘処理センターの技術係が18名と他のセンターよりも多い人員体制となっているのは、粗大ごみ処理委託管理（委託業者）業務等による技術職員が配属されているためである。

イ. 王禅寺処理センターの夜間運転監視等業務の委託化による人員変化（説明）

王禅寺処理センターは平成24年4月からの新処理センター稼働に伴い、夜間運転監視等業務の委託を開始したことから、市職員による直営は昼間のみとなり、1直3班体制となっている。委託の開始により生じた王禅寺処理センターにおける人員増減の状況は次のとおりである。

【王禅寺処理センターの人員増減】

（単位：名）

時点 職種 職名	平成23年度 (1月現在)				平成24年度 (4月現在)				増減				平成24年度 夜間委託（参考）	
	管理係	技術係	ISO・研修	操作係 (注1)	管理係	技術係	ISO・研修	操作係 (注2)	管理係	技術係	ISO・研修	操作係	役割	配属者数
管理職等	2	1	1	5	2	2	1	3	—	—	—	△ 2	統括責任者・所長	1 (日勤)
事務職	2	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	班長・副班長	4 (注3)
技術職	—	8	—	10	—	4	—	6	—	△ 4	—	△ 4		
技能職	—	6	—	25	—	2	—	12	—	△ 4	—	△ 13	班員	14 (注3)
業務職	2	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—		
現員	6	15	1	40	6	8	1	21	—	△ 7	—	△ 19	19	
	62				36				△26					

注1：平成23年度の操作係は1班8名の5班体制である。



注2：平成24年度の操作係は1班7名の3班体制である。

注3：日々2班体制であり、各班にて輪番による休暇取得がなされている。

王禅寺処理センターでは夜間委託を開始したことから、操作係が5班から3班に減少しているほか、技術係が15名から8名に大幅減員となっている。現地視察の際に行った質問結果によると、平成23年度までは技術係が施設整備を担ってきたが、平成24年度からは操作係が施設整備を担っているため技術係が大きく減員となっているほか、操作係が従来の2直5班体制から1直3班体制へ変更され、操作係の各班は、運転、施設点検・整備、休暇のローテーションを実施しているということであった。この結果、王禅寺処理センターは平成23年度の延べ人員62名から、平成24年度は委託先も含めて延べ人員55名（市職員36名、委託先配属人員19名）となっており、全体で7名の減員となっている。

また、平成24年度より開始した王禅寺処理センターの夜間運転監視等業務において、実際に運転業務にあたる技術者は、各班6名～8名となっており、このなかには実務経験が1年未満の者が各班1名～3名含まれている。したがって、運転業務にあたる技術者のうち、経験者というべき技術者は各班とも少ないときで4名しかおらず、多いときでも6名である。

【勤務予定表に基づく受託会社のローテーションの状況】

		第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	第7日	第8日
入り	人数	6名	7名	7名	6名	8名	8名	6名	6名
	うち経験者	5名	6名	5名	4名	5名	6名	4名	5名
明け	人数	6名	6名	7名	7名	6名	8名	8名	6名
	うち経験者	5名	4名	6名	5名	4名	5名	6名	4名

注：配属時点での実務経験が1年以上の技術者を経験者として集計した。

注：受託会社が作成した「平成24年11月度 勤務予定表」より、8日ごとに一巡するローテーションの状況を集計した。

ウ. 直営処理センターの人員配置のさらなる適正化の可能性（意見）

王禅寺処理センターは新施設稼働による自動運転機能付加等の事情はあるものの、平成23年度から平成24年度にかけて延べ7名の人員減少となっている。また、委託先の人員には経験の少ない者も含まれていることも考慮すると、経験豊富な者ばかりである市職員によって構成されているこれまでの完全直

営体制と対比して大幅な体制の軽量化が図られている状況にあると理解できる。

川崎市事業所事務分掌規則（以下、「分掌規則」という。）によると、平成22年4月1日改正以前においては、管理係、技術係及び操作第1係～第5係の係ごとに事務分掌が定められていたが、改正後の分掌規則においては処理センターの事務分掌のみが定められており、係ごとの事務分掌は定められなくなった。この改正は、①係ごとに分掌を記載すると、課内の新規業務や業務分担の変更に関して、係間で押付け合いを招く恐れがあるが、係ごとの分掌にしなければ、課レベルでの責任の所在は規則により明確化されている中で、臨機応変に、業務分担を確定することができること、及び、②他の政令指定都市の大半においても、事業所事務分掌規則に係ごとの分掌を記載していないことを理由として実施されたものである。したがって、係ごとの事務分掌は内規等でも定めがなされていないことから、平成23年度から現場である各処理センターにおいて事務分担の協議を行い、担当を決定している状況にある。先に取り上げたとおり、王禅寺処理センターの夜間運転監視等業務の委託の開始に伴って、操作係にも施設点検や整備を分担している事例は、規則による制限を外し弾力的な業務遂行を現場の課長等管理職に委ねた、効果的な事務分担の見直しの賜であると考えられ、規則改正の効果が具体的に発現した事例であるとする。

処理センターの運転監視等業務は、行財政改革プランにおける取組事項のひとつである委託化の対象であり、今後も徐々に他の処理センターへ波及していくことが想定される。しかし、このような委託化へのシフトは職員の退職等の状況を踏まえて、着実に実施されていくものと期待する。しかし、それには一定の年月を要することから、王禅寺処理センターを除いた他の3処理センターにおいても、局による業務委託の検証過程が一巡する中で、現在の直営処理体制における人員配置のあり方を見直すことが求められているものとする。王禅寺処理センターの夜間委託開始に伴う人員体制の変更及び前述した業務実施体制の分析・評価の実施を踏まえて、他の3処理センターにおいても操作係と技術管理の事務分掌のあり方を柔軟に見直し、人員配置のさらなる適正化を目指すよう要望する。

【川崎市事業所事務分掌規則の改正状況】

平成 22 年 4 月 1 日改正前	平成 22 年 4 月 1 日改正後
<p>(事務分掌)</p> <p>第 3 条 事業所の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">. . .</p> <p>処理センター</p> <p>(1) 浮島埋立事業所に関する事。</p> <p>管理係</p> <p>(1) センターの市税外収入に関する事。</p> <p>(2) ごみの受入れ及び焼却灰等の運搬に関する事。</p> <p>(3) 動物の死体の処理に関する事（浮島処理センターに限る。）。</p> <p>(4) 作業用被服等の洗濯に関する事（浮島処理センター及び王禅寺処理センターに限る。）。</p> <p>技術係</p> <p>(1) センターの維持管理に関する事。</p> <p>(2) 焼却設備及び附帯設備の維持管理に関する事。</p> <p>(3) 焼却炉等の運転計画に関する事。</p> <p>(4) 粗大ごみ処理設備及び附帯設備の維持管理に関する事（浮島処理センター及び橘処理センターに限る。）。</p> <p>操作第 1 係</p> <p>操作第 2 係</p> <p>操作第 3 係</p> <p>操作第 4 係</p> <p>操作第 5 係</p> <p>(1) ごみの焼却に関する事。</p> <p>(2) 焼却設備及び附帯設備の保守管理及び運転操作に関する事。</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第 3 条 事業所の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">. . .</p> <p>処理センター</p> <p>(1) センターの市税外収入に関する事。</p> <p>(2) ごみの受入れ及び焼却灰等の運搬に関する事。</p> <p>(3) 動物の死体の処理に関する事（浮島処理センターに限る。）。</p> <p>(4) 作業用被服等の洗濯に関する事（浮島処理センター及び王禅寺処理センターに限る。）。</p> <p>(5) センターの維持管理に関する事。</p> <p>(6) 焼却設備及び附帯設備の維持管理に関する事。</p> <p>(7) 焼却炉等の運転計画に関する事。</p> <p>(8) 粗大ごみ処理設備及び附帯設備の維持管理に関する事（浮島処理センター及び橘処理センターに限る。）。</p> <p>(9) ごみの焼却に関する事。</p> <p>(10) 焼却設備及び附帯設備の保守管理及び運転操作に関する事。</p> <p>(11) 浮島埋立事業所に関する事（浮島処理センターに限る。）。</p>

## 10. 余熱利用市民施設に係る指定管理業務の管理状況について

### (1) 概 要

#### ① 処理センターにおける余熱利用の状況と施設概要

環境局は、王禅寺処理センター、堤根処理センター及び橘処理センターにおいて、ごみの焼却処理熱を利用した温水プール等の施設の運営を実施し、市民の利用に供している。

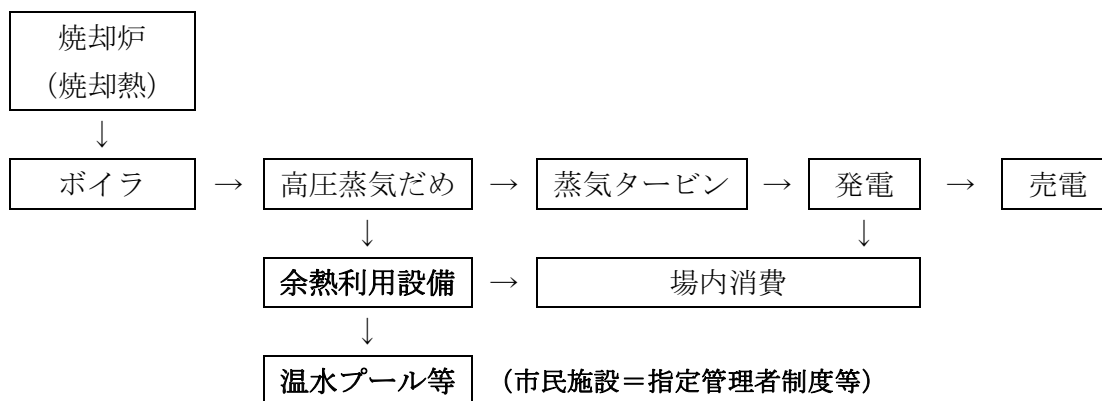
このような市民還元施設は、川崎市に限らず、多くの地方公共団体のごみ焼却処理施設<sup>注1</sup>において、焼却熱を利用または活用（熱回収）する形で、ボイラ設備を設置し、高圧蒸気だめから高熱蒸気を関連設備に供給する余熱利用が推進されている。市町村等が設置するごみ焼却施設（1,269施設）のうち、余熱利用を行っているごみ焼却施設は、発電を行っているか否かに拘らず、全体の67%（849施設）で、約3分の2に上っている。そのうち、発電を行いつつ、余熱利用も行っている施設は、全体の24%（300施設）であり、一方、発電は行わないが余熱利用を行っている施設は、全体の43%（549施設）である<sup>注2</sup>。

注1：『廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル』熱回収施設の現状 環境省

注2：『日本の廃棄物処理』平成20年度版 環境省

次の図は、ごみ焼却熱からの余熱利用の流れを示したものである。

【焼却熱の余熱利用に係るフロー】



環境局においては、堤根処理センター及び王禅寺処理センターにおいて隣接する、それぞれ2つの余熱利用市民施設（以下、「ヨネッティー堤根」及び「ヨネッティー王禅寺」という。）に、また、橘処理センターにおいては川崎市民プラザに蒸気を供給し、温水プール等へ余熱の供給を行っている。

余熱利用市民施設については、「川崎市余熱利用市民施設条例」（以下、「施設条例」という。）により設置され、「川崎市余熱利用市民施設条例施行規則」（以下、

「条例施行規則」という。)等により詳細が規定されて、指定管理者制度が適用されている。次に示す2件の施設は、減量推進課が所管しており、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの指定期間において、(株)明治スポーツプラザ(以下、「ザバス」という。)を指定管理者として指定管理業務が行われている。

- i 「ヨネッティー王禅寺」：王禅寺余熱利用市民施設
- ii 「ヨネッティー堤根」：堤根余熱利用市民施設

これらの施設概要については、「第2 3. 余熱利用市民施設(2か所)の概要について(18~20頁)」を参照されたい。

## ② 指定管理者の概要

指定管理者であるザバスの概要は以下のとおりである。

- i 会社名：株式会社明治スポーツプラザ(1990年7月設立)
- ii 事業内容：フィットネスクラブ・スイミングスクールの経営、運営受託等
- iii 本社所在地：川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館5階
- iv 資本金：9,000万円、売上高：48億7百万円(2012年3月期)
- v 従業員数：104名(正社員、2011年4月現在)
- vi 株主：株式会社明治(100%)

## ③ 指定管理業務の内容及び利用料金制度の導入

これら2つの余熱利用市民施設は、概ね次の事業を行うこととされている(「施設条例」第3条)。

- i 健康づくりについての講演会の開催に関すること。
- ii スポーツ教室及び教養講座の開催に関すること。
- iii 施設及び設備を利用に供すること。
- iv その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。

また、当該指定管理業務については、施設の利用料金収入を自らの収入とすることができる利用料金制度を導入しており、また、「自主事業」を行うことができることとされている(「川崎市余熱利用市民施設の管理運営に関する基本協定書」(以下、「基本協定書」という。)第8条)。

## ④ 余熱利用市民施設に係る指定管理者制度導入の経緯

平成15年9月の地方自治法の一部を改正する法律の施行によって、指定管理者制度が導入された。従来は、出資法人等に限定されていた「公の施設」の管理に

について、市民サービスの向上と経費の節減を図るため、株式会社も含めた幅広い民間事業者に行わせることが可能となった。

ヨネッティー堤根及びヨネッティー王禅寺の管理運営においても、平成 18 年度より、指定管理者制度を導入した。平成 18 年度からの 3 か年間は、次の表に示すとおり、共同事業体が指定管理者として管理運営を行っていた。第 2 期の指定期間からは、現在の指定管理者が当該 2 つの施設の管理運営を実施している。

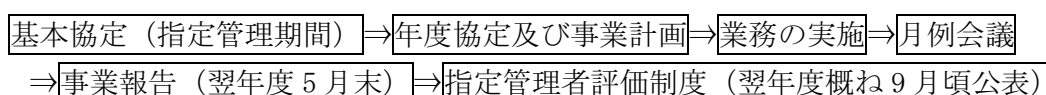
【余熱利用市民施設に係る指定管理者（平成 20 年度以前）】

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
ヨネッティー 堤根	指定管理料	49,041,000 円	47,540,000 円	46,084,000 円
	業者名	堤根余熱利用市民施設共同事業体 <sup>注</sup>		
	指定管理期間	平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日		
ヨネッティー 王禅寺	指定管理料	145,248,000 円	140,713,000 円	136,314,000 円
	業者名	王禅寺余熱利用市民施設共同事業体 <sup>注</sup>		
	指定管理期間	平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日		

注：財団法人川崎市リサイクル環境公社と住友不動産エスフォルタ株式会社との共同事業体

⑤ 指定管理業務契約及び業務の流れ

指定管理業務における契約及び業務の流れは次のフロー図示のとおりである。



(2) 手 続

指定管理業務につき、指定管理施設の視察及び質問並びに基本協定書、指定管理業務仕様書及び年度協定書等業務関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、証憑突合、分析及び担当課（生活環境部減量推進課）への質問等）を実施することにより、指定管理業務全般に係る手続の合規性等を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘事項及び意見を述べる  
こととする。

## ① 指定管理業務に係る実績とその評価手法について

### ア. 「事業報告書」における「収支報告」について（指 摘）

指定管理業務に係る実績については、指定管理者は、市担当課である減量推進課に対して、毎事業年度終了後、5 月末までに、「事業報告書」を提出することとされている（基本協定書第 10 条第 4 項）。平成 23 年度の「事業報告書」における必要的記載項目は、形式的にはすべて網羅されていた。しかし、その中の「事業収支決算報告（vii）」については、その添付資料である「平成 23 年度収支状況報告書」の内容に改善すべき次のような点があった。

- i 総括表には、収入及び支出の項目別月次の推移表が掲載されているが、各数値内容については詳細に分析されていない。
- ii 総括表には、自主事業における収入（例えば、駐車場収入等）に対応する経費が全く記載されていない。
- iii 参考資料である「ヨネッティー王禅寺 平成 22～平成 23 年度収支状況対比表」について、主要な増減（10%以上の変動）についてその「増減理由」を説明することとなっているが、その記載のない項目が散見される。

特に「雑収入」については平成 23 年度決算に初めて約 2,366 万円計上されたが、説明が一切ない。また、ヨネッティー堤根についても同様である。

これらの収支報告の内容に対する増減分析等が十分になされていない原因のひとつは、指定管理業務である貸館事業（プール、トレーニングルーム、会議室等の貸館事業）と自主事業等の区分経理に基づく事業報告がなされていないこととそのことを原因として、事業ごとの収益と原価・費用を対応させて担当課へ報告するルールが確立していなかったことによるものと考ええる。

したがって、今後は、指定管理者からの事業報告書の提出に当たっては、貸館事業や自主事業等について、それぞれの事業収益及びそれらに対応する事業原価・費用の状況を一定の様式<sup>注</sup>に基づき、前期との増減分析の説明を付して、担当課へ提出するルールを確立されたい。このような詳細な報告内容がない限り、指定管理業務の各事業におけるサービス提供のコスト分析と評価は実質的にできるものではない。指定管理者制度の導入趣旨である施設サービスの質の向上とサービス提供コストの低減または適正化の目標を再度認識し、指定管理者及び指定管理業務の効率的で効果的な評価手法としての収支状況の報告ルールを再構築することが強く求められている。

注：事業別の予算決算対比表の一定の様式の一例として、次の表を参考に掲載する。

実際に指定管理者と協議して、事業別評価を円滑に、かつ、効果的に実施するための導入を検討されたい（収益の欄に記載した数値は任意の金額である。）。

【平成XX年度指定管理業務の事業別予算決算差異分析報告書】

区 分	専用利用施設貸館事業			個人利用施設貸館事業			レストラン事業			管理部門共通費			合 計		
	予 算	決 算	増 減	予 算	決 算	増 減	予 算	決 算	増 減	予 算	決 算	増 減	予 算	決 算	増 減
収入の部															
I 指定管理料収入			0			0			0	137,458	137,458	0	137,458	137,458	0
II 利用料金収入	13,896	12,788	△ 1,108	107,751	108,015	264	0	0	0	0	0	0	121,647	120,803	△ 844
1. 専用利用料	13,806	12,699	△ 1,107	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,806	12,699	△ 1,107
(1) 会議室利用料収入	2,341	2,000	△ 341			0			0			0	2,341	2,000	△ 341
(2) レクリエーションルーム	667	699	32			0			0			0	667	699	32
(3) 駐車場使用料収入	10,798	10,000	△ 798			0			0			0	10,798	10,000	△ 798
(4) その他利用料収入	0	0	0			0			0			0	0	0	0
2. 個人利用料収入	0	0	0	107,741	108,000	259	0	0	0	0	0	0	107,741	108,000	259
(1) プール利用料収入			0	99,578	100,000	422			0			0	99,578	100,000	422
(2) トレーニングルーム			0	8,163	8,000	△ 163			0			0	8,163	8,000	△ 163
3. 設備利用料収入	90	89	△ 1	10	15	5			0			0	100	104	4
III スポーツ・教養等事業収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28,563	27,908	△ 655
1. ABC事業収入			0			0			0			0	13,563	12,999	△ 564
2. XYZ事業収入			0			0			0			0	10,000	9,898	△ 102
3. PQR事業収入			0			0			0			0	5,000	5,011	11
IV その他事業収入	0	0	0	0	0	0	21,422	22,000	578	0	0	0	36,255	37,000	745
1. 物品販売収入			0			0			0			0	9,691	10,000	309
2. 自動販売機売上収入			0			0			0			0	5,142	5,000	△ 142
3. レストラン事業収入			0			0	21,422	22,000	578			0	21,422	22,000	578
4. その他事業収入			0			0			0			0	0	0	0
V 自主事業収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,146	3,100	△ 46
1. 臨時駐車場収入			0			0			0			0	2,646	2,500	△ 146
2. レクリエーションルーム			0			0			0			0	500	600	100
収入の部合計	13,896	12,788	△ 1,108	107,751	108,015	264	21,422	22,000	578	137,458	137,458	0	327,069	326,269	800

区 分	専用利用施設貸館事業			個人利用施設貸館事業			レストラン事業			管理部門共通費			合 計		
	予 算	決 算	増 減	予 算	決 算	増 減	予 算	決 算	増 減	予 算	決 算	増 減	予 算	決 算	増 減
費用の部															
I 人件費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1. 正規職員給与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
給料及び諸手当			0			0			0			0	0	0	0
法定福利費			0			0			0			0	0	0	0
2. 臨時社員賃金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賃金等			0			0			0			0	0	0	0
社会保険料			0			0			0			0	0	0	0
II 業務実施経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1. 事業等委託費			0			0			0			0	0	0	0
2. 光熱水費			0			0			0			0	0	0	0
3. 燃料費			0			0			0			0	0	0	0
16. 雑費			0			0			0			0	0	0	0
III 商品仕入等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1. 商品仕入原価			0			0			0			0	0	0	0
IV 建物維持管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1. 建物管理委託費			0			0			0			0	0	0	0
2. 修繕費			0			0			0			0	0	0	0
V 租税公課等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1. 租税公課			0			0			0			0	0	0	0
VI 管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1. 事務費			0			0			0			0	0	0	0
2. 管理費（内訳）			0			0			0			0	0	0	0
3. 本来自担金			0			0			0			0	0	0	0
費用の部合計			0			0			0			0	0	0	0
剰余金（収益費用差額）	13,896	12,788	1,108	107,751	108,015	△ 264	21,422	22,000	△ 578	137,458	137,458	0	327,069	326,269	800
前期繰越剰余金			0			0			0			0	0	0	0
当期繰越剰余金	13,896	12,788	1,108	107,751	108,015	△ 264	21,422	22,000	△ 578	137,458	137,458	0	327,069	326,269	800

イ. 備品等の管理台帳の状況について（指 摘）

指定管理者は、指定管理業務を実施するに当たり、局の備品及び公有財産（以下、「備品等」という。）を使用することが認められている（基本協定書第 19 条）。そして、指定管理者は、備品等を適正に管理するために管理台帳を作成し、常に良好な状態で使用することが求められている（同協定書第 19 条第 4 項）。このような備品等の管理状況について分析した結果、次の表に示すとおり、使用不能な備品が存在した。



管理場所		特記事項	品名	備品番号	使用区分	備品状態	取得年月日	単価(円)
1階	受水槽室	使用不能	回転椅子	12857	共用	使用中	平成2年3月	32,754
1階	受水槽室	使用不能	回転椅子	12858	共用	使用中	平成2年3月	32,754
1階	受水槽室	使用不能	回転椅子	12859	共用	使用中	平成2年3月	32,754
1階	受水槽室	使用不能	テーブル	21162	共用	使用中	平成2年3月	23,587
1階	受水槽室	使用不能	テーブル	21165	共用	使用中	平成2年3月	23,587
1階	プール内倉庫	使用不能	寝いす	21321	共用	使用中	平成2年3月	26,986
1階	プール内倉庫	使用不能	寝いす	21322	共用	使用中	平成2年3月	26,986
1階	プール内倉庫	使用不能	寝いす	21324	共用	使用中	平成2年3月	26,986
1階	プール内倉庫	使用不能	寝いす	21325	共用	使用中	平成2年3月	26,986
1階	プール内倉庫	使用不能	寝いす	21341	共用	使用中	平成2年3月	23,278
1階	プール内倉庫	使用不能	寝いす	21346	共用	使用中	平成2年3月	23,278
1階	プール内倉庫	使用不能	寝いす	21355	共用	使用中	平成2年3月	23,278
1階	プール内倉庫	使用不能	寝いす	21369	共用	使用中	平成2年3月	23,278
1階	プール内倉庫	使用不能	寝いす	21378	共用	使用中	平成2年3月	23,278
地下1階	駐車場控室	使用不能	トランシーバー	1315	共用	使用中	平成4年9月	32,960
地下1階	駐車場控室	使用不能	トランシーバー	1319	共用	使用中	平成7年9月	30,900
地下1階	駐車場控室	使用不能	トランシーバー	1320	共用	使用中	平成7年9月	30,900
2階	東倉庫	使用不能	ホリゾンライト	169	共用	使用中	平成2年3月	81,014
2階	東倉庫	使用不能	ホリゾンライト	170	共用	使用中	平成2年3月	81,014
2階	東倉庫	使用不能	ホリゾンライト	171	共用	使用中	平成2年3月	65,255
2階	東倉庫	使用不能	ホリゾンライト	172	共用	使用中	平成2年3月	65,255
4階	東倉庫	使用不能	ホリゾンライト	173	共用	使用中	平成2年3月	49,028
4階	東倉庫	使用不能	ホリゾンライト	174	共用	使用中	平成2年3月	49,028
1階	受水槽室	使用不能	冷蔵庫	4394	共用	使用中	平成2年3月	63,345
屋外	処理センター バックヤード	使用不能 鍵紛失	傘立て	14345	共用	使用中	平成2年3月	85,490
特記事項使用不能合計								1,003,959

上記のように「使用不能」と備品使用票に記載されたものは、老朽化または破損等の原因により廃棄せざるを得ないものと指定管理者が判断したものである。このような判断が指定管理者から市担当課へ適時適切に伝達されていなかった。また、「使用不能」と備品使用票に記載された備品には、プール利用者の利便に直接資する「寝いす」のようなものが含まれており、これらに代替する使用可能な備品の補充が適切になされたのかが適時に確認されていなかった。したがって、市担当課においては、基本協定書上、指定管理者に管理を委ねている備品等の使用状況について、全件、指定管理者から報告を受け、その報告内容に対する現地調査を行って、利用者の使用に供することができない状況にあるのかどうかの実態調査と把握に基づく判断を早急に実施されたい。それに基づき、利用者の施設・設備利用についてその利便を損なうことがないよう、担当課として指定管理者の備品管理状況に日頃から留意するなど、備品等に係る適正な台帳管理及び実物管理について、指定管理者への指導及び担当課としての廃棄処理・新規取得等の会計処理を実施されたい。

## ウ. 「指定管理者制度活用事業」評価シートとその活用について（意見）

指定管理業務の評価制度としては、事業年度終了後、指定管理者から提出される事業報告書等の実績報告をもとに、担当課が協定書、仕様書及び事業計画書等の内容に照らして、適正に指定管理業務が実施されたかどうかを評価する制度であり、その結果は、「指定管理者制度活用事業」評価シートとして市のホームページ上で公表することとなっている（基本協定書第 22 条）。

この評価制度は、指定管理業務の計画、実施、決算・事業報告及び翌事業年度への改善点の反映という、いわゆる P・D・C・A サイクルの根幹をなすものと考えられる。しかし、担当課が評価制度のツールとしての「指定管理者制度活用事業」評価シートの内容を確定し、公表する時期は、平成 22 年度分については、平成 24 年 11 月下旬に開示されている状況であった。このような状況では、前年度の指定管理業務に対する担当課の評価内容を指定管理者が認識し改善につなげる時期としては、適切ではないと考えられる。また、市民への公表時期としても、決してタイムリーと言えない。

市の決算調製制度や市議会決算認定時期などとの時期の調整があるものと考えられるが、指定管理事業に対する担当課の最終的な評価を十分に活かすためには、次のことを実施するよう要望する。

- i 「指定管理者制度活用事業」評価シートによる評価の内容を、事業年度終了後速やかに提出される事業報告書等に基づき、適時適切に評価することができる工程表（例えば、提出後 1 か月以内での評価の実施）を作成すること。
  - ii このような年度評価を担当課が、実質的に実施することができるように、月次でのミーティングの機会を有効に活用し、当該評価シートに記載されている内容で、事業年度途中でも実施できる評価項目については、前倒しで事業評価を実施する仕組みを構築すること。
  - iii 事業年度途中での事業評価は、月次での評価に適する項目であるか、または、四半期または半期での評価に適する項目であるかについて、評価項目を吟味し、その期中でのモニタリングを効率的、効果的に実施するためのチェックシートを予め検討し、作成して、評価に臨むことが必要であること。
- このような仕組みがなければ、現在の「指定管理者制度活用事業」評価シートの作成及び公表制度は、指定管理業務の P・D・C・A サイクルの中で、十分に活用されないものとする。

## ② 指定管理料等の確定手法について（指 摘）

現在の協定書等においては、指定管理料の積算内訳に対応した特定の費用に関する精算の規定はない。しかし、指定管理業務の中で、たとえば、処理センターの大規模工事等に伴う余熱の供給停止という事態が想定され、その期間の指定管理料の積算項目の一部（光熱水費や変動人件費等）について、当初から積算しないか、または、指定管理料支払いの際に精算する等の対応が求められるものと想定される。

しかし、平成 23 年度に予定されていた余熱の供給停止の計画（4 か月の停止期間）を前提として、市担当課は、指定管理者と事前に協議を行い、平成 21 年度実績に基づいて、余熱の供給停止に伴う光熱水費及び人件費等に対する影響額を算定し、平成 21 年度の剰余金と比較して、平成 23 年度に推定される剰余金の水準が減額されると予想されたことにより、事業年度の開始前に、指定管理料の減額をしない旨、決定したことが確認された。その決定に基づき、平成 23 年度の指定管理料は結果として、全額が指定管理者に支払われていた。

このような問題に対して、次のことを指摘せざるを得ない。

- i 余熱の供給停止を原因とするプールの利用停止については、基本協定の段階で指定管理者に対して、周知する事項であるが、実際には、当該年度の開始前の協定段階で、初めて周知されていたことは、重要な業務水準に係る業務量の減少に関する情報の周知漏れである。
- ii このような重要な情報に関する周知漏れがあったことを原因として、利用料金の減少リスクや業務実施費用の変動リスクを、市担当課がすべて負担することは不合理である。実際、基本協定等に詳細な記載がないものについては、年度協定で双方の話し合いにより、リスク負担を行うことができるものである（基本協定第 12 条第 6 項）。

【参考：基本協定第 12 条第 6 項】

第 6 項 原材料費の高騰や災害等による大規模な損害等赤字の原因が乙（指定管理者）にないと認められる場合は、甲（川崎市）及び乙で協議の上、精算可能とする。また、協定時に見込まれていない特段の事情が生じた場合など、当初の指定管理料を支払うことが合理的でない場合については、精算による返還を求めることができる。

- iii 余熱の供給停止に伴う利用料金収入や業務実施費用（プール利用により費消される光熱水の費用、監視人員等の変動人件費及び維持・保守管理費等）を適正に算定するためには、平成 21 年度の実績に基づく収入、費用及び剰余金の額を基準とすることは、理論的ではない。なぜなら、これらの実績値は、指定管理者が収支計画で提案した計画数値と乖離しており、その収益及び費用並びにその差し引きである剰余金の実績値に対する十分な評価がな

されていない現状において、平成 21 年度の実際の剰余金の額が、今回の判断の基準額となり得るものでは到底ないからである。

- iv 本来、余熱の供給停止に伴う利用料金等の収入減少額と業務の未実施期間に対応する費用の減少額は、少なくとも、指定管理者が提案した指定期間にあたる収支計画の算定基礎を利用して、項目ごとに影響額を算定し、その計画ベースの収益と費用に対する影響額の差額に基づいて算定される指定管理料の予定額を確定し、担当課と指定管理者の間で合意する必要があるものとする。
- v このような合意内容は、基本協定上、新たな協議事項に基づく指定管理料の変動額であるため、正式に決裁を受ける必要があるものと判断するが、実際には、担当課と指定管理者の現場での話し合いの結果に関する書類が残されているのみであった。

今後、このような余熱の供給停止が予定され、指定管理料に大きく影響を与える事象が予測される場合などには、担当課が算定した収支計画か、または、少なくとも指定管理者が提案している収支計画に基づき、その余熱の供給が業務実施の利用料金収入及びその費用に与える影響額を適切に積算し、結果として算定される指定管理料の予定額をベースとして、年間の指定管理料の実際の支払額を確定する仕組みを確立されたい。このような指定管理料の減額確定等の意思決定に当たっては、適切な事案決定基準に基づき、正式な決裁を行う必要がある、決して、担当課と指定管理者の事実上の話し合いだけで、合意することがないように、留意されたい。

以下では、まず、平成 23 年度の具体的な分析事例として、局と指定管理者が指定管理料を減額しないと判断した基礎数値について分析した内容を記載する。次に、指定管理者制度において利用料金制度を採用している場合の指定管理料の決定ルールを前提に、平成 23 年度予算及び決算の内容を検証し、4 か月間のプール休止期間の影響額等について再計算した結果を述べる。さらに、平成 23 年度予算及び決算の計上誤りと原因分析、計上ルールのあり方について、意見を述べる。

## ア. 平成 23 年度指定管理料の合意について

平成 23 年度においては、王禅寺処理センターの基幹整備及び施設の切替に伴う特殊事情（新処理センター試運転による安定的な蒸気供給の停止）から、ヨネッティー王禅寺への余熱供給が停止され、ヨネッティー王禅寺においては、平成

23年11月20日～平成24年3月15日の概ね4か月間、温水プール施設の供用が停止された。

この停止期間については、予め「平成23年度事業計画書」の想定には含まれており、以下の経緯ないし理由により、指定管理料の精算をせず、当初の協定金額（137,458千円）を指定管理者に支払っている。

【平成23年度の収支シミュレーション】

(単位：千円)

平成23年度の収支シミュレーション			
収入		+264,573	
内 訳	①指定管理料収入	(133,068)	
	②その他収入	(131,505)	利用料金、スポーツ、教養事業収入等
支出		△259,033	人件費、水道光熱費、維持保守管理費等
収支差額（A）		+5,540	

平成21年度収支実績			
収入		+288,135	
内 訳	①指定管理料収入	(134,100)	
	②その他収入	(154,035)	利用料金、スポーツ、教養事業収入等
支出		△268,970	人件費、水道光熱費、維持保守管理費等
収支差額（B）		+19,165	

平成21年、23年の収支対比（A－B）	
平成23年度収支差額（A）	5,540
平成21年度収支差額（B）	19,165
差 額（A - B）	△13,625

注：上記の表は、「平成23年度ヨネッティ王禅寺の指定管理料の算定について」（減量推進課作成）より監査人が抜粋したものである。

上記の資料のとおり、「平成23年度には、年間5,540千円の黒字が想定されるが、平成21年度実績と比較して13,625千円の収益の減額が想定される。不確定要素があり、シミュレーションの信用性が十分でないことから、指定管理者と協議を行い、当初の協定額どおり133,068千円を指定管理料とすることで調整した。」と記載されている。

なお、平成23年度における収支の実績金額を次に示すこととする。

参考：平成 23 年度の収支実績

平成 23 年度収支実績			
収 入		+ 287, 144	
内 訳	①指定管理料収入	(137, 457)	
	②その他収入	(149, 687)	利用料金、スポーツ、教養事業収入、その他
支 出		△271, 417	人件費、水道光熱費、維持保守管理費、その他
収支差額 (C)		+ 15, 727	

事業年度開始前に行ったシミュレーションの結果 (554 万円の剰余金) とは異なり、1, 573 万円の剰余金が発生しているが、これに対する合理的な事業評価がなされていない。次項以降で述べるとおり、実際に、平成 23 年度予算及び決算においては、収入項目の計上漏れや支出項目の計上誤りが数百万円から数千万円規模で生じている。その結果、剰余金の実際額は上記の「平成 23 年度収支実績」に表示されている収支差額の 2 倍以上であることが分かった。

基本協定によると、指定管理者が指定管理業務を確実に実施し、かつ、経営努力により剰余金が適正に生み出されたと判断した場合には、精算による返還は求めないとしている (第 12 条第 5 項)。したがって、再度、平成 23 年度に発生した剰余金が、「指定管理業務を確実に実施し、且つ乙の経営努力により生み出された剰余金」と認定できるかどうか、指定管理業務の事業評価を行なわれない。

#### イ. 平成 23 年度プール休止期間の影響額等の精査について

今後、指定管理者との交渉が実施されるであろうことを考えると監査結果報告の中で述べた指摘事項の基礎となった分析手法等を明示する必要があるため、次のとおり記載することとする。

5 年間の指定管理期間に亘る収支計画の内容分析により、4 か月間のプール休止期間における収益及び費用に対する影響額を平成 23 年度が始まる前に精査する必要があったことは先に述べた。現段階では、平成 23 年度決算が出揃っていることから、当該決算データ及び前年度決算との増減分析に基づき、プール休止の影響割合を算定することとした。本来であれば、過去の利用実績に基づいて、同じく収支計画ベースで影響額を把握することにより、指定管理料への影響額を算定すれば良いものとする。さて、このような影響割合を準用して、平成 23 年度の収支計画の各項目から、4 か月間の影響額を試算した結果及びその基礎資料は次のとおりである。

<A表>

区分	収支計画	影響率	影響額
<b>支出計画額合計</b>	<b>320,552</b>		<b>24,161</b>
関連原価 計	182,763		24,161
人件費	82,683	7.35%	6,077
広報費等	5,101	11.42%	583
水道光熱費・燃料費	80,056	20.32%	16,267
商品仕入	14,923	8.27%	1,234
非関連原価 計	137,789		0
区分	収支計画	影響率	影響額
<b>収入計画合計</b>	<b>323,498</b>		<b>19,330</b>
関連収入 計	183,357		19,330
利用料金：プール（有料分）	95,157	11.94%	11,362
駐車場＋無料プール分	23,382	7.76%	1,814
スポーツ・教養等事業収入	28,563	10.35%	2,956
その他事業収入	36,255		3,198
物品販売収入	9,691	8.82%	855
自動販売機収入	5,142	8.82%	454
レストラン収入	21,422	8.82%	1,889
指定管理料収入	133,887		0
非関連収入 計	6,254		0

収入支出差引（影響額） **△ 4,831**

注：影響率は、プール休止に伴う収入・支出の規模の減少額を算定するための比率である。その比率は、本来、指定管理者と合意した収支計画ベース等での影響額を基礎に算定する必要があるが、当該比率の算定に関して、担当課は指定管理者とその影響割合の算定の作業を適正に行っていなかったことから、今回は、事後的に判明しているプール休止に伴う影響額（平成22年度と平成23年度の収支項目別の増減分析結果より）からその影響率を試算している。

<B表>

区分	決算推移			平成22・23年度増減分析		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	増減額	増減率	増減分析
<b>収益の部</b>						
I 指定管理料収入	134,100	133,064	137,458	4,394	3.30%	353万円：条例改正増
II 利用料金収入	98,108	102,721	91,531	△ 11,190	-10.89%	
1. 専用利用料	23,582	25,647	23,657	△ 1,990	-7.76%	
(1) 会議室利用料収入				0	0.00%	II2. (1) に含む。
(2) レクリエーションルーム				0	0.00%	II2. (1) に含む。
(3) 駐車場使用料収入	23,582	25,647	23,657	△ 1,990	-7.76%	プール休止影響分
(4) その他利用料収入				0	0.00%	II2. (1) に含む。
2. 個人利用料収入	74,526	77,074	67,874	△ 9,200	-11.94%	
(1) プール利用料収入	74,526	77,074	67,874	△ 9,200	-11.94%	プール休止影響分
(2) トレーニングルーム				0	0.00%	II2. (1) に含む。
3. 設備利用料収入				0	0.00%	
III スポーツ・教養等事業収入	25,899	31,549	28,284	△ 3,265	-10.35%	プール休止影響分
IV その他事業収入	26,561	28,616	26,093	△ 2,523	-8.82%	
1. 物品販売収入	26,561	28,616	26,093	△ 2,523	-8.82%	プール休止影響分
2. 自動販売機売上収入				0	0.00%	IV1. に含む。
3. レストラン事業収入				0	0.00%	IV1. に含む。
4. その他事業収入				0	0.00%	IV1. に含む。
V 自主事業収入	3,466	5,180	3,780	△ 1,400	-27.03%	
1. 臨時駐車場収入	2,712	4,489	3,027	△ 1,462	-32.57%	
2. レクリエーションルーム	754	691	753	62	8.97%	
収益の部合計	288,134	301,130	287,146	△ 13,984	-4.64%	
<b>費用の部</b>						
I 人件費	83,923	83,358	80,754	△ 2,604	-3.12%	
1. 正規職員給与	73,933	73,497	70,711	△ 2,786	-3.79%	
給料及び諸手当	73,933	73,497	70,711	△ 2,786	-3.79%	プール休止影響分（△ 7.35%）、
法定福利費				0	0.00%	条例改正増加分
2. 臨時社員賃金	9,990	9,861	10,043	182	1.85%	(3,526千円)
賃金等	9,990	9,861	10,043	182	1.85%	
社会保険料				0	0.00%	
II 業務実施経費	79,272	73,572	60,639	△ 12,933	-17.58%	
1. 事業等委託費				0	0.00%	
2. 光熱水費	65,695	62,852	50,080	△ 12,772	-20.32%	プール休止影響分
3. 燃料費	119	145	100	△ 45	-31.03%	プール休止影響分
4. 広告宣伝費	715	1,279	1,133	△ 146	-11.42%	プール休止影響分
5. 販売促進費	2,586	1,316	981	△ 335	-25.46%	
6. 消耗品費	4,955	3,830	2,972	△ 858	-22.40%	
III 商品仕入等	16,838	17,462	16,018	△ 1,444	-8.27%	
1. 商品仕入原価	16,838	17,462	16,018	△ 1,444	-8.27%	プール休止影響分
IV 建物維持管理費	69,855	75,876	83,110	7,234	9.53%	
1. 建物管理委託費	67,523	73,458	79,183	5,725	7.79%	(影響不明)
2. 修繕費	2,332	2,418	3,927	1,509	62.41%	
V 租税公課等	5,739	6,127	13,799	7,672	125.22%	
1. 租税公課	5,739	6,127	13,799	7,672	125.22%	勘定項目の相違
VI 管理費	12,622	12,891	17,098	4,207	32.64%	
1. 事務費	882	549	562	13	2.37%	
2. 管理費（本社経費負担分）	11,740	12,342	16,536	4,194	33.98%	勘定項目の相違
費用の部合計	268,249	269,286	271,418	2,132	0.79%	
剰余金（収益費用差額）	19,885	31,844	15,728	△ 16,116	-50.61%	
前期繰越剰余金	0	19,885	51,729	31,844	160.14%	
当期繰越剰余金	19,885	51,729	67,457	15,728	30.40%	

注：上記の表の中では、分析に関係が薄い項目を非表示扱いとしている。

上記のA表（影響額試算表）の「影響率」は、B表に示している平成22年度と平成23年度の決算増減分析の「増減率」及び「増減分析」に基づいており、収支差額として影響額である4,831千円は、あくまで試算結果である。この試算結果は、4か月間のプール休止に伴う影響額を収支計画ベースで関連する収益と原価の差額として試算した結果であり、当初の指定管理者決定段階で合意していた指定管理料をこの影響額だけ減額すると、129,056千円となり、指定管理者と交渉する際の基礎数値とすべきであった。実際に指定管理者と交渉する際には、再度、内容を精査して試算することが求められる。ただし、上記の影響額試算には含まれなかったが、指定管理者が建物管理業務を再委託している経費にも少なからぬ影響を及ぼしているものとする。市担当課、指定管理者及び建物管理業務実施業者間では、平成23年度において全く業務管理経費に影響を及ぼさないものとして取り扱われているが、平成21年度に今回とほぼ同じ期間（12月1日～3月31日）、ヨネッティー堤根温水プールが休館した際には、契約金額が260万円減額されている。今後の精査対象である。

このような試算結果から判断すると、少なくとも4,831千円だけ指定管理料が過大に支払われている可能性を示唆している。当該施設は施設利用料の上限が条例で決められており、利用料金収入という指定管理者の売上となる収益だけでは施設等の管理運営コストを賄えないため、民間企業の効率的な経営が達成されていることを前提に不足する収入を市からの指定管理料で賄うこととされているはずである。このように決定された指定管理料収入予算を前提に、指定管理者は、管理運営コストを削減し、利用実績を高め、利用者の満足度を向上させる様々な努力を行い、継続的に施設が管理運営できるよう、経営努力を重ねるのである。市側もそのようにモニタリングを通じて誘導する必要がある。

以上のことからわかるとおり、指定管理料は実績としての利用料金収入と管理運営費の差額で精算されるものではなく、計画段階や年度予算の段階で、収支予定額の精査を十分に行い、指定管理者と合意するものである。

したがって、指定管理者は指定管理料の精査のために自らの実績や経営ノウハウ等に基づき、適正な収支計画の積算資料等を市側へ提供する誠実性が求められるものである。一方、市担当課は、指定管理料の算定段階を含めて、期中のモニタリングや事業評価等に対する指定管理者の協力義務を募集要綱や協定書等に規定し、そのように運用すべきである。



## ウ. 平成 23 年度予算・決算の計上漏れ及び計算誤りについて

上記のイ. で述べた内容から、プール休止の影響が一部を除き、極めて不十分な数値により確定していることが分かる。さらに、次の表（平成 23 年度予算・決算差異及び収支計画・予算対比表）からは、平成 23 年度予算・決算に計上漏れや計算誤りがあり、事業の内容を忠実に表現すべき会計の趣旨からほど遠い内容であることが分かる。

【平成23年度指定管理業務の予算決算差異及び収支計画予算対比表】 (単位：千円)

区 分	平成23年度			平成23年度収支計画・予算比較		
	予算	決算	増減額	収支計画	予算	増減額
収益の部						
I 指定管理料収入	137,458	137,458	0	133,887	137,458	3,571
II 利用料金収入	77,705	91,531	13,826	121,647	77,705	△ 43,942
1. 専用利用料（駐車場等）	0	23,657	23,657	13,806	0	△ 13,806
2. 個人利用料収入（プール等）	77,705	67,874	△ 9,831	107,741	77,705	△ 30,036
3. 設備利用料収入		0	0	100	0	△ 100
III スポーツ・教養等事業収入	24,082	28,284	4,202	28,563	24,082	△ 4,481
IV その他事業収入（レストラン等）	27,279	26,093	△ 1,186	36,255	27,279	△ 8,976
V 自主事業収入（臨時駐車場等）	4,041	3,780	△ 261	3,146	4,041	895
収益の部合計	270,565	287,146	16,581	323,498	270,565	△ 52,933
区 分	平成23年度			平成23年度収支計画・予算比較		
	予算	決算	増減額	収支計画	予算	増減額
費用の部						
I 人件費	82,019	80,754	1,265	82,683	82,019	△ 664
II 業務実施経費	69,044	60,639	8,405	140,197	69,044	△ 71,153
2. 光熱水費	58,459	50,080	8,379	80,056	58,459	△ 21,597
3. 燃料費	180	100	80		180	180
III 商品仕入等	14,923	16,018	△ 1,095	0	14,923	14,923
IV 建物維持管理費	76,361	83,110	△ 6,749	84,672	76,361	△ 8,311
1. 建物管理委託費	74,786	79,183	△ 4,397	82,384	74,786	△ 7,598
V 租税公課等	24,775	13,799	10,976	6,000	24,775	18,775
VI 管理費	3,176	17,098	△ 13,922	7,000	3,176	△ 3,824
2. 本社経費負担費	2,668	16,536	△ 13,868	7,000	2,668	△ 4,332
費用の部合計	270,298	271,418	△ 1,120	320,552	270,298	△ 50,254
剰余金（収益費用差額）	267	15,728	15,461	2,946	267	△ 2,679
前期繰越剰余金	0	51,729	51,729	0	0	0
当期繰越剰余金	267	67,457	67,190	2,946	267	△ 2,679

この表からわかることは、次のことである。

- i 収益の部の中には、利用料金収入（II）が計上されているが、プール休止の影響が織り込まれていない（II 2：予算・決算の差額は 9,831 千円）。
- ii 実績としては、駐車場使用料収入等が存在することが容易に把握できるにもかかわらず、全く見込まれていない（II 1：23,657 千円）。
- iii 費用の部についても、水道光熱費及び燃料費への影響額算定が十分に精査されておらず、過大に計上されている（II 2・3：8,459 千円）。また、物品販売収入への影響は考慮されているが、それに対応する商品仕入れへの影響は過少に計上されている（III：△1,095 千円）。
- iv 維持・保守管理費への影響額を契約書上反映していない可能性が高い（IV 1：△4,397 千円）。

- v 市担当課と指定管理者との間で合意した租税公課と管理費の項目の増減理由（「勘定項目の相違」）から判断すると、平成 22 年度の剰余金に対応する法人税等納税額を平成 23 年度予算で租税公課に誤計上し、決算処理で管理費に変更したことが推定される（V：10,976 千円⇔VI：△13,922 千円）。当該法人税納税額を管理費に含めているとすれば、過大な費用計上である。本来、発生年度の剰余金から支払うべきものである。法人税等には費用性がないにもかかわらず、費用扱いの決算処理を行っているとなれば、指定管理料の二重の支出に近い不当な処理である。
- vi 租税公課等の中には未払消費税を費用として計上している（V）。これは、収入及び支出について消費税込みの表示をしていることから、仮受消費税から仮払消費税を差し引いた未払消費税等を計上しているということである。消費税込みの決算報告書を作成している以上、収益及び費用には消費税が含まれることを前提に、租税公課には、全ての課税対象収益及び課税対象費用に係る消費税を加味すべきである（なお、現状の決算額 13,799,080 円は、仮受消費税しか計上していないことは誤りである。）。現状では税抜表示している本社経費を税込表示とし、それに係る仮払消費税を未払消費税算定の際に控除しなければならない。その結果、許容できる計上額は 5,381,748 円であり、計上額との差額 8,417,332 円は過大計上である。指定管理者の応募に際して計上されていた「税金等」の計上額（600 万円）の算定ルールを再度、市担当課は指定管理者とともに再検証すべきである。
- vii 管理費（VI）は、本社経費を各施設が負担すべき費用として、理論計算した金額である。当該施設の指定管理者募集の際に、5 年間の「収支予算書」が現在の指定管理者から提出されている。その金額は、毎年度 700 万円である。この金額を基礎に毎年度管理費予算が組まれるべきであるが、平成 23 年度管理費予算は、上記のように 3,176 千円であった（指定管理者は監査上の質問に対して、「13,176 千円」と入力するはずが「3,176 千円」と誤入力したと主張している。）。これに対して、決算上 16,536 千円が計上されている。現在の本社費負担ルールは、当初提案した際に算定ルールから指定管理者側で変更され、本社の損益計算書上の「販売費及び一般管理費」全てが各施設での売上額に応じて按分されているため、仮に、本社経費が不効率な業務内容を反映した経費であったとして、全ての「販売費及び一般管理費」を回収するために各施設が負担することを前提とする、指定管理者にとって都合の良い算定ルールに変更されているものと考えられる。なお、指定管理者が当該施設の指定管理者を勝ち取る際に提案した金額（700 万円）の算定ルールは、監査実施時点では正式な回答を入手で

きなかった。しかし、指定管理者の会社における損益計算書等（平成 23 年度決算を正常な損益状況と仮定）の分析に基づき推定すると、「売上総利益」に対する「販売費及び一般管理費」の割合が約 7 割であり、提案された収支予算書の「収入・支出」項目の差額約 10,000 千円（9,946 千円：毎年度の収支差額 2,946 千円+7,000 千円）にこの約 7 割を乗じて算定したものではないかと推定した。

指定管理料の算定と同様、本社経費負担額を指定管理者の都合により任意に変更する現状は、見直されなければならない。特に平成 23 年度のように、本来本社経費ではない各施設の臨時社員 3 月分賃金 56,323 千円を上乗せするなど、論外である（この点に関する影響額は、市担当課により今後指定管理者との交渉の中で精査されるべきである。）。本来であれば、700 万円を本社経費負担額の基礎とすべきところ、過大な負担となっているものとする（過大額の概算：9,536 千円）。

viii 最後に、剰余金の額について触れることとする。上記viiで把握されたとおり、当初指定管理者が提案した際の剰余金は、指定管理者の提案事業や企業努力により生み出すことができるものと考えられた剰余金であり、そのうえで、指定管理者を選定したものである。その剰余金は、上記viiで示したとおり、指定期間における毎年度 2,946 千円であって、収入に占める割合は 0.9%、本社経費負担分を合わせた 9,946 千円が収入に占める割合は、3.1%と想定されていた。指定管理者の会社としての平成 23 年度損益計算書上の営業利益率 2.0%や売上総利益率 6.7%に対して、それぞれ約 50%に該当する。しかし、次に示すとおり、これまでに述べてきた予算・決算の計上漏れや計算誤りを修正した平成 23 年度予算・決算の状況から判断すると、指定管理者の提案内容と大きく乖離する予算上及び決算上の剰余金が発生していることが分かる。

【平成23年度指定管理業務の予算決算差異修正表】

区 分	平成23年度予算正誤			平成23年度決算正誤		
	予算(確定分・誤)	予算(再計算・正)	予算差異	決算(確定分・誤)	決算(再計算・正)	決算差異
収益の部						
I 指定管理料収入	137,458	137,458	0	137,458	137,458	0
II 利用料金収入	77,705	101,362	23,657	91,531	91,531	0
1. 専用利用料（駐車場等）	0	23,657	23,657	23,657	23,657	0
2. 個人利用料収入（プール等）	77,705	77,705	0	67,874	67,874	0
(1) プール利用料収入	77,705	77,705	0	67,874	67,874	0
(2) トレーニングルーム			0	0	0	0
3. 設備利用料収入			0	0	0	0
III スポーツ・教養等事業収入	24,082	24,082	0	28,284	28,284	0
IV その他事業収入（レストラン等）	27,279	27,279	0	26,093	26,093	0
1. 物品販売収入	27,279	27,279	0	26,093	26,093	0
2. 自動販売機売上収入			0	0	0	0
3. レストラン事業収入			0	0	0	0
4. その他事業収入			0	0	0	0
V 自主事業収入（臨時駐車場等）	4,041	4,041	0	3,780	3,780	0
1. 臨時駐車場収入	3,463	3,463	0	3,027	3,027	0
2. レクリエーションルーム	578	578	0	753	753	0
収益の部合計	270,565	294,222	23,657	287,146	287,146	0

区 分	平成23年度予算正誤			平成23年度決算正誤		
	予算(確定分・誤)	予算(再計算・正)	予算差異	決算(確定分・誤)	決算(再計算・正)	決算差異
費用の部						
I 人件費	82,019	82,019	0	80,754	80,754	0
II 業務実施経費	69,044	69,044	0	60,639	60,639	0
2. 光熱水費	58,459	58,459	0	50,080	50,080	0
3. 燃料費	180	180	0	100	100	0
11. 減価償却費	1,008	1,008	0	465	465	0
III 商品仕入等	14,923	14,923	0	16,018	16,018	0
IV 建物維持管理費	76,361	76,361	0	83,110	83,110	0
1. 建物管理委託費	74,786	74,786	0	79,183	79,183	0
V 租税公課等	24,775	4,031	△ 20,744	13,799	5,382	△ 8,417
VI 管理費	3,176	7,508	4,332	17,098	7,562	△ 9,536
2. 本社経費負担費	2,668	7,000	4,332	16,536	7,000	△ 9,536
費用の部合計	270,298	253,886	△ 16,412	271,418	253,465	△ 17,953
剰余金(収益費用差額)	267	40,336	40,069	15,728	33,681	17,953
前期繰越剰余金	0	0	0	51,729	51,729	0
当期繰越剰余金	267	40,336	40,069	67,457	85,410	17,953

この表によると、平成23年度予算の剰余金は267千円とされていたが実際には、40,336千円であったこと及び平成23年度決算の剰余金は15,728千円とされているが、実際には、33,681千円であったことが分かる。しかも、指定管理者が指定期間に亘り提案した剰余金の5年間の合計額14,730千円(毎年度2,946千円×5年間)を1年間で大幅に上回っていることも分かる。

以上のように、プール休止の影響を平成23年度予算へ反映させた手法、予算・決算の計上漏れ・計算誤り及び決算分析・説明等は、極めて杜撰な内容と言わざるをえない。上記の指摘事項を項目別に影響額をまとめると、次のとおりである。

ア プール休止の影響額として試算結果に基づく収支計画ベースからの減額分は、4,831千円であり、指定管理料の精算交渉の基礎数値とすべきである。さらに、影響額が算定できなかった建物管理業務委託への影響額についても精査する必要がある。

イ 本社経費として、法人税等の負担分を当該施設の費用扱いとしているとした場合、当該租税分は、返還を求めるべきである。

ウ 租税公課の決算額13,799千円は、仮受消費税を誤って計上しており、許容できる計上額である5,382千円との差額8,417千円が過大計上の可能性があるため、返納交渉の基礎とすべきである。

エ 本社経費負担額の本来の計上額である7,000千円と現在の計上額16,536千円との差額9,536千円が過大計上である可能性があるため、返納交渉の基礎とすべきである。

市担当課においては、本報告書の内容及び外部監査人と指定管理者とのヒヤ

リング内容等をも踏まえて、平成 23 年度及び理論的に遡及すべき年度において、指定管理者の提案した「収支予算書」の内容に示される基本的な算定ルール等と相違するルールに原因を有する剰余金について（平成 23 年度合計：22,784 千円）、十分に精査を行い、指定管理料の精算または剰余金の返還を交渉されたい。

また、剰余金を繰越す処理について収支計算書上でも明らかにし（【指定管理業務の決算推移及び増減分析表】155 頁参照）、その剰余金の発生源泉の分析と適正性の評価を実施すべきである。そのためには、前述したとおり、指定管理業務の予算決算の内容について、事業別に収支報告書を作成し、増減分析等を実施する必要がある。そのような分析によって、たとえば、公益性の高い貸館事業から発生した剰余金については、その一部を市民還元事業に充当することを基本協定または年度協定により合意することが、市民にとっても、指定管理者にとっても有意義であることを共有し、公の施設の設置目的に沿った指定管理業務の効果的な実施に向けて協議を行うことを要望する。さらに、施設の減価償却費及び当該施設の建設利子負担相当分の一定割合を、将来の当該施設整備等に充当することを目的として、剰余金の中から市へ負担金として精算返納することも検討することを要望する。

### ③ 類似施設における経営比較について（意見）

指定管理者であるザバスは、平成 24 年 11 月 20 日現在において、以下の施設を指定管理・関連施設として運営している。

千葉 エリア (2 件)	○アカデミアスポーツクラブアクアかずさ（木更津市かずさ鎌足 2-3-9） ○健康増進センターいきいき館（木更津市かずさ鎌足 2-3-9）
神奈川 エリア (9 件)	○幸スポーツセンター（川崎市幸区戸手本町 1-11-3） ○川崎市石川記念武道館（川崎市幸区下平間 357） ○ヨネッティ―王禅寺…報告対象施設（川崎市麻生区王禅寺 1321 番地） ○ヨネッティ―堤根…報告対象施設（川崎市川崎区堤根 73 番地 1） ○宮前スポーツセンター（川崎市宮前区犬蔵 1-10-3） ○健康増進センター すこやかん（横須賀市西逸見町 1-38-11 ウェルシティ市民プラザ 6 階） ○横須賀サブアリーナ温水プール（横須賀市不入斗町 1-2） ○くりはま花の国プール（横須賀市神明町 1821-12） ○北体育会館温水プール（横須賀市夏島町 2）

静岡 エリア (1件)	○マリンスパあたま(熱海市和田浜南町4-39)
大阪 エリア (5件)	○高槻市民プール(高槻市芝生町4-3-11) ○茨木市立西河原市民プール(茨木市西河原三丁目2番38号) ○茨木市立五十鈴市民プール(茨木市五十鈴町11番13号) ○茨木市立中条市民プール(茨木市小川町2番1号) ○茨木市忍頂寺スポーツ公園(茨木市大字忍頂寺1049番地)

出典：指定管理者ホームページより。

上記のとおり、指定管理者は、複数かつ同様の指定管理・関連施設の運営実績を有している。このため、ヨネッティー王禅寺等の夏場のプール利用率(稼働率)や自主事業としての水泳教室などの実績について、指定管理者は、他の類似の指定管理施設と比較することが可能である。したがって、同様の指定管理施設での業務実施状況とのデータ比較に基づいて、指定管理者の事業提案を促すことも、当該指定管理業務における各種自主事業や施設設備の貸館事業の発展に寄与するものと考えられる。このように多数の指定管理業務を実施している事業者を指定管理者として選定したメリットや質の高い業務実施に対する市側の期待を考えると、指定管理者による自らの指定管理業務の自己評価の中で、同様な事業におけるベストプラクティスの対象となり得る他の施設の紹介とその施設の業務実績に基づく経営指標をマイルストーンとして、ヨネッティー王禅寺等の実績がどのように評価され、位置付けられるかを明確に記載し、担当課へ提出することを促すことも、担当課による業務評価の手法にもなり得ると考える。そのことは、指定管理業務の質の向上につながる目標管理の一環にもなり、施設利用者の利用満足度の向上にも寄与するものと考えられる。

したがって、業務実施の質が高いと考えられる指定管理者の能力を最大限に発揮させる手法として、当該指定管理者が実施している他の施設との比較分析の手法を駆使して、その経営指標等を指定管理者の自己評価の中に組み込み、担当課に報告させることで、担当課による事業評価の効率的で効果的な実施に寄与する手法を確立するよう、要望する。

#### ④ 温水プール収容能力について(意見)

ヨネッティー王禅寺における温水プールの利用者の収容能力(制約条件)について、次のとおり分析を行った。

【ロッカーの設置状況】

区 分	男性用	女性用
通常ロッカー <sup>注</sup>	280 個	250 個
多目的ロッカー	16 個	16 個
合 計	296 個	266 個

注：1 個当たりの寸法は、縦 34 cm×横 43 cm×奥行 52 cmである。

指定管理者は、現在のプール利用者が 650 名程度となった場合には、ロッカー数が不足すると考えており、指定管理者としてはプール利用者に対して、家族で 1 個のロッカー利用に協力していただくようお願いしているのが現実である。

【平成 23 年度におけるプール等の施設の利用状況】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
a プール(大人)	9,636	12,331	13,316	22,443	24,122	15,908	7,216	5,328	0	0	0	4,892	115,192
b プール(小人)	6,943	10,337	11,690	24,996	24,940	11,502	4,306	2,783	0	0	0	4,074	101,571
c プール合計	16,579	22,668	25,006	47,439	49,062	27,410	11,522	8,111	0	0	0	8,966	216,763
d トレーニング(大人)	2,835	3,063	2,875	3,122	3,142	2,901	2,151	2,772	2,768	3,290	3,322	3,680	35,921
e トレーニング(小人)	573	426	457	508	496	344	236	355	377	429	502	560	5,263
f トレーニング合計	3,408	3,489	3,332	3,630	3,638	3,245	2,387	3,127	3,145	3,719	3,824	4,240	41,184
g 老人休養施設	6,249	6,310	6,043	5,986	6,218	5,902	4,331	6,182	5,704	5,636	5,800	6,365	70,726
h 会議室	1,234	1,154	1,231	1,534	1,113	1,155	1,119	1,634	1,042	961	1,029	1,216	14,422
i 施設合計	27,470	33,621	35,612	58,589	60,031	37,712	19,359	19,054	9,891	10,316	10,653	20,787	343,095
j 稼働日数	30	30	29	30	31	29	20	29	28	27	28	31	342
プール合計人日(c/j)	553	756	862	1,581	1,583	945	576	280	0	0	0	289	634
施設合計人日(i/j)	916	1,121	1,228	1,953	1,936	1,300	968	657	353	382	380	671	1,003
大人利用数人日((a+d)/j)	416	513	558	852	879	649	468	279	99	122	119	277	442

出典：「王禅寺余熱利用市民施設 平成23年度事業報告書」及び「駐車場管理データ」  
注) プールは平成23年11月20日～3月15日は利用休止(王禅寺処理センター切替に伴うボイラー余熱供給停止期間)

【駐車場の利用状況】

場 所	駐車可能台数	夏季の利用台数 <sup>注2</sup>
地 下	116 台	181 台
屋 外	34 台	172 台
センター <sup>注1</sup>	48 台	20 台
広 場 <sup>注1</sup>	40 台	54 台
大 学 <sup>注1</sup>	60 台	18 台
合 計	298 台	448 台

注1：臨時の周辺施設の駐車可能場所。なお、「大学」とは、ヨネッティー王禅寺の近隣に

ある、田園調布学園大学及び同短期大学部を意味する。

注2：平成23年6月～9月の4カ月間（稼働日数計119日）の月間駐車数と1日当たり駐車数を下記のとおり算出した。

【月間駐車数】

区分	6月(29日)	7月(30日)	8月(31日)	9月(29日)	合計(119日)
地下	4,498	6,051	6,311	4,703	21,563
屋外	4,647	5,534	5,714	4,625	20,520
センター	513	869	608	492	2,482
広場	982	1,909	2,510	1,128	6,529
大学	254	952	569	469	2,244
合計	10,894	15,315	15,712	11,417	53,338

注：休館日を除く稼働日数を括弧書としている。

【一日当たり駐車数】

区分	6月(29日)	7月(30日)	8月(31日)	9月(29日)	合計(119日)
地下	155	201	203	162	181
屋外	160	184	184	159	172
センター	17	29	19	16	20
広場	33	63	80	38	54
大学	8	31	18	16	18
合計	375	510	506	393	448

注：休館日を除く稼働日数を括弧書としている。

平成23年度におけるヨネッティー王禅寺の管理運営においては、プール利用者数が増大する6月～9月（夏季）において、1日当たりの利用者数が862名～1,583名となっている。この利用者数は、ロッカー数が利用者にとって制約となると説明を受けた650名を大幅に超過している。また、駐車場台数については、地下116台及び屋外34台の合計台数150台が施設としての通常の対応可能台数と考えられる。一方、夏季においては、1日当たりの平均利用台数として353台が駐車しており、さらに、臨時の駐車場を92台程度使用する状況となっている。なお、7月及び8月に限ると臨時駐車場の利用度が更に高いことが分かった。

各利用者が何時間程度施設内に滞在するかにもよるが、駐車に係る混雑の状況が推測することができ、利用上の制約ないし利便上の問題点となっている実態が想起される。また、現地視察において、繁忙期には駐車を巡って周辺道路の渋滞が生じることや臨時の対応である近隣大学の駐車スペースも確実に確保できないことがあることも把握することができた。

以上より、ヨネッティー王禅寺のプールの収容能力ないし利用者数は利用可



能なロッカー数や駐車場台数を制約として特に夏季においては飽和状態にあると考えられる。

したがって、市民利用者の利便性向上を考えるに当たり、ロッカー数の増加や駐車場運営方法（繁忙期対策）への更なる工夫などの対応策を検討するよう要望する。

## 11. 事業用薬剤購入及び使用状況について

### (1) 概 要

各処理センター及び埋立処分場等においては、ごみ焼却時に発生する有害物質の除去・無害化のため、また、埋立処分地の浸出液処理を行うために、様々な種類の薬剤を投入している。その薬剤は、焼却炉等の種類によって必要とされる品目や投入量が異なる。各処理センター等では、このような薬剤の発注管理、使用状況の確認及び在庫管理を行っている。

このような薬剤は、一括して処理計画課で購入手続を行っており、毎年度、単価契約を前提に一般競争入札を行い、納入業者を決定している。平成24年度において各処理センター等でどのような薬剤を使用しているかを取りまとめたものが次の表である。

【各処理施設で使用されている事業用薬剤の状況】

薬品名	平成24年度 購入予定量	単位	対象施設（該当に○）					
			浮島	堤根	橋	王禅寺	埋立Ⅱ期	埋立Ⅰ期
重金属安定剤	264	t	○	○	○			
消石灰	1,080	t	○					
アンモニア水	540	t	○	○		○		
苛性ソーダ48	428	t		○				
硫酸アンモニウム	123	t	○	○	○			
塩酸	54	t	○			○		
苛性ソーダ25	238	t	○			○	○	
液体キレート	149	缶	○	○	○			
清缶剤	160	缶	○					
冷却水薬注剤	200	缶	○					
特殊反応助剤	54	t			○			
食塩	230	袋		○	○			
炭酸ナトリウム	300	t					○	
活性炭NORIT	9	t		○				
高反応消石灰	600	t			○			
液化アンモニアガス	24	t			○			
塩化第2鉄	40	t				○	○	
脱酸剤	140	缶	○					
スケール防止剤	60	缶				○		
キレート剤	63	t				○		
重曹（微粉重曹）	1,056	t				○		

上表記載21品目の薬剤に係る執行予定金額（消費税抜きの総額）は、391,436,100円である。

出典：『平成24年度単価契約薬剤一覧（環境局）』より監査人加工

## (2) 手 続

薬剤購入に係る契約書、仕様書及び設計書等の業務関連書類一式を入手して、閲覧・分析し、必要な質問等を行い、また、各処理センター及び浮島埋立事業所等を視察した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、以下のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 薬剤購入契約における見積徴取方法について（意 見）

橘処理センター及び王禅寺処理センターで使用されている高反応消石灰（排ガス処理用薬品）の購入単価の設計においては、特定の業者1社から参考見積を入手し、次年度の設計単価とする方法によっている。これは、対応が迅速である等の理由から、ここ数年、特定の1業者からしか見積りを入手していない。しかし、一般競争入札の実施を前提とする薬剤購入において、次年度の設計単価を設定する際に、単に見積徴取の迅速性を理由として特定の1業者だけから見積徴取を行うことは、設計単価の信頼性に疑問が生じざるを得ない。

薬剤の購入は一般競争入札により複数の業者が入札する実績があることから、今後は、複数社からの見積徴取を行い、異常な見積り単価は排除して、残りの見積単価を基に、過去の契約単価、薬剤単価に係る市況の実勢等の情報を入手して、より客観的で、信頼性の高い単価を設計単価とするよう要望する。

### ② 液化アンモニアガスの購入契約における仕様内容について（指 摘）

橘処理センターで使用している液化アンモニアガス（脱硝処理用）について、平成23年度の執行額（年間総支払額）は、以下のとおりである。

平成23年度執行額	需要総量	搬入回数	契約先
11,392,500円	35t	25回	(株)渡商会

注：平成23年度の単価契約予定薬剤の購入予定数量は35tであり、実際の需要総量と一致している。

この液化アンモニアガスは、薬剤取扱業者から橘処理センターのボンベ倉庫にボンベに注入された形で直接納入される。A・B群の2系列のボンベ群を交代

で使用しており、一方のボンベ群のボンベ圧力が 0.25Mpa（メガパスカル）になった時に<sup>注</sup>、使用していないもう一方の系列に切替わり、使用したボンベ群の補充のための発注が行われている。

注：ボンベ内の全てのガス（圧力）を使い切る事ができないのは、液化アンモニアガスの性質上、使用後のボンベ内に空気が流入することで爆発する危険性があるため安全な交換を実施する配慮からとされている。

また、各ボンベ群の満充填状態の圧力は 1.07Mpa ということであり、差引数値である圧力の 0.82Mpa 相当のガスを購入（ないし検収）することとなる。

しかし、当該液化アンモニアガスの単価契約書上の仕様書「第2項 納入仕様（4）薬品の納入 エ 1回当たりの発注量」では、1回につき 50kg入りガスボンベ 28本の納入を要求する内容のみが定められており、この納入数量につき、同仕様書「第2項 納入仕様（4）薬品の納入 キ 納入数量の確認」において担当職員立会いのもと、数量の確認を行うことが要求されている。しかし、必ずしも上記圧力水準を満たす充填を要求しておらず、かつ、市の担当者が満充填を確認する内容が織り込まれていない。また、交換を要する圧力水準（0.25Mpa）も説明されていない。このため、以下の問題点が提起される。

- i 0.25Mpa の圧力が残ったままのボンベ群を納入業者に返却することは、0.25Mpa 分の液化アンモニアガス料金を余計に払っている可能性があること。
- ii 一般競争入札での単価契約の検討業者において、満充填状態の圧力に充足することを仕様書上でも伝えていないため、入札単価の想定が何を基準としているのか不明であること。
- iii 仕様書上は、満充填圧力や交換時圧力の内容を知らないことから、ボンベの交換時の取扱い上、安全性に問題があること。
- iv 引き取られたボンベに関する詰め替えの過程を含め、圧力換算にして約4分の1程度がどのように扱われているかについて、市担当課として調査や検討がなされていないこと。

i については、残ガスには空気や不純物等が混入されている可能性があり、これに単純に補充を行うと、製品の品質が保証できないことから、一旦全て抜き取り、改めて充填しているということである。本件につき、施設部処理計画課において納品業者に対し残ガスの扱いを追加調査した結果、以下のとおりであった。

- (i) 製造業者（メーカー）において残ガスを回収している。
- (ii) 残ガスは再びアンモニアガスとしては使用せず、精製等を行って他の製品にしている（ゼロエミッションの観点から廃棄はせず再利用している）。
- (iii) どのような製品としているかは不明である。

本件のように、納入業者が卸業者である場合、ボンベを更にガスの製造業者（メ

一カー)に預けることが想定され、アンモニアそのものは有毒であるものの抜き取られた残ガスについては、卸業者の負担により精製したとしても他の製品に転化されており、当該原価相当額について業者側での何らかの利得の発生を推定できる余地がある。その事実や金額等については、担当課において調査等はなされていなかった。なお、ii及びivについては、今回の外部監査での検討過程で判明した事実であることから、これまで検討または実態解明や調査が実質的に行われていなかった。

結果として、仕様書上の薬剤確認に係る取決めが、実態の購入・取替形態に合致していないことが原因と考えられるため、現在の仕様書の内容をより実態に合致したものにしなければならない。市の担当課においても、購入量の4分の1に相当するガスの扱い（金額換算相当の単価契約ないし購入額への織り込みの観点を含む）が発注者として実質的に未認識のまま、契約事務を実施してはならない。

以上より、仕様書上において、液化アンモニアガスの取替時の圧力換算使用残量及び圧力換算詰替え量を明示することにより、入札参加者に適正な情報を提供して十分な認識のもとで入札に参加されるよう、適切に誘導されたい。また、詰替え時にポンベに残った液化アンモニアガス（圧力換算で4分の1の量）の取扱いと財産的価値を把握して、仕様内容に反映すること（当該アンモニアガスの処理についてはより経済的な処理手法を前提とすることなどの明記）を検討されたい。その結果について、単価契約を前提とした設計金額に適正に反映するよう要望する。



(アンモニアポンベ倉庫と同倉庫内のアンモニアガスポンベ群)

### ③ 液化アンモニアガスの時価変動と契約期間について（意見）

液化アンモニアガスの単価は、ナフサやLNG等原油製品関連価格等の変動に大きく影響されやすい。最近1年間でも20%~30%程度上下しており、現在の1年間を固定した単価契約とすることが、必ずしも川崎市にとって有利な契約となるわけではない。したがって、契約期間を1年間としている現在の契約方法

のもとで、過去数年間における液化アンモニアガスの時価の変動状況と契約単価との比較で、局にとっての有利・不利分析を行い、平均的に不利な結果であるようであれば、より時価を反映することができるよう契約期間を6か月または3か月契約とすることも検討されるよう要望する。

## 12. 化学防護服・耐候性大型土嚢袋の管理について

### (1) 概 要

#### ① 化学防護服調達について

各処理センターの焼却炉及びその周辺設備で、職員が運転、点検等の業務や同施設の解体作業に従事する場合、ダイオキシン類へのばく露防止対策を図る必要がある（「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について（厚生労働省労働基準局長平成13年4月25日付基発第401号）」）。これに基づき、局においては、ダイオキシン類ばく露防止用の各種化学防護服（ダイオキシン類ばく露防止対策保護具）を選定し、業務用消耗品として購入して、各処理センターでの使用に供している。平成23年度における購入内訳は次のとおりである。

区 分	浮島	堤根	橘	王禅寺	総数 (着・個)	税抜金額 (円)
防じんマスク	15	10	20	30	75	356,250
防じん防毒マスク	10	30	0	30	70	682,500
防じん防毒マスク用 フィルター	200	380	410	340	1,330	1,403,150
防じん防毒マスク用 吸収缶	130	20	0	120	270	752,500
エアラインマスク用 吸収缶フィルター	10	0	0	0	10	10,000
化学防護服	410	250	560	0	1,220	829,600
化学防護手袋	4	0	6	0	10	15,000
化学防護長靴	5	0	6	0	11	93,800
防じんマスク専用し めひも	5	5	5	5	20	44,000

出典：契約書（内訳書・納入場所及び数量一覧）

## ② 耐候性大型土嚢袋の調達について

各処理センターでごみを焼却した後に排出される焼却灰は、現在、浮島 2 期埋立処分場に海面埋立の手法で埋め立てている。しかし、平成 23 年度においては、焼却灰のうち焼却飛灰の放射能濃度が埋立基準値以下ではあったが（基準値 8,000 ベクレル/kg に対して 2,700 ベクレル/kg 以下（平成 23 年 10 月 3 日）、海水への放射性物質の溶出の可能性があることから、焼却飛灰については大型土嚢袋に詰めて、浮島処理センターで一時保管を行っている（平成 23 年 7 月以降）。このようなごみ焼却飛灰の一時保管のため、耐候性大型土嚢袋を臨時で購入したものである。

購入量と各センターへの配布数は以下のとおりである。なお、平成 23 年度購入分は、全て使用に供されているということであった。

### 【平成 23 年度の購入及び配布状況】

回	月日	契約額 (円)	数量計	浮島	堤根	橘	王禅寺
1	7/29	338,625	500	200	100	100	100
2	8/25	614,250	1,000	400	200	200	200
3	9/15	777,000	500	250	100	100	50
4	10/11	714,000	500	250	100	100	50
5	10/11	99,960	140	-	-	140	-
6	11/01	628,950	1,000	400	200	300	100
7	11/28	628,950	1,000	400	200	300	100
8	11/28	509,250	1,000	400	200	300	100
9	3/30	7,476,000	4,000	1,600	800	1,200	400
合 計		11,786,985	9,640	3,900	1,900	2,740	1,100

また、平成 24 年度の耐候性大型土嚢袋の購入実績は次の表のとおりである（平成 24 年 11 月 16 日まで）。

### 【平成 24 年度の購入状況】

回	月日	契約額 (円)	数量計	浮島	堤根	橘	王禅寺
1	4/19	1,480,500	750	450	-	-	300
2	6/1	4,609,080	2,360	1,200	150	-	1,010
3	7/23	9,784,530	5,010	2,050	640	640	1,680
4	11/16	5,859,000	3,000	2,050	70	580	300
合 計		21,733,110	11,120	5,750	860	1,220	3,290

なお、物品管理制度の概要については、「Ⅱ-5. 物品管理について 1. 物品管理について」（197～200 頁）を参照のこと。

## （2）手 続

川崎市職員被服貸与規則及び物品会計規則等、貸与被服、消耗品及び備品（以下、「消耗品等」という。）に関連する法令等に基づき、化学防護服等の出納管理が適正になされているかどうかについて、消耗品出納簿等や受払台帳等を閲覧・分析した。また、各処理センター等における在庫管理等の状況を視察して、必要な質問を行った。

## （3）結 果

上記の監査手続を実施した結果、以下のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 消耗品としての出納管理について（指 摘）

化学防護服等については、各処理センターでの在庫量と需要量把握後に、本庁庶務課において一括購入し、各処理センターに直接納付される体制になっている。そして、現物管理は各処理センターの所属担当者に委ねられている。

従来から、業務用手袋等の消耗品の管理において、消耗品出納簿の省略をしており、簿外管理として局及び所属で在庫管理がなされている。一方、各処理センターに配布（その都度払出）された化学防護服等の取扱いについては、上記業務用手袋等の消耗品とは異なり曖昧になっており、現物の保有高や保管状況が、出納保管管理上、台帳管理の面で把握されていない。川崎市物品会計規則によると、消耗品については物品のひとつとして、原則的に、出納手続や出納簿の記帳が求められている（同規則第 31 条～第 45 条、第 58 条等）。

したがって、現在の出納記録が存在しない状況を改善するためにも、環境局独自の化学防護服等の適正な出納処理及び保管管理について、原則として、物品会計規則に規定される出納手続及び消耗品出納簿への記帳を行われたい。ただし、「Ⅱ-5. 1. 物品管理について」（197 頁以降参照）で述べているとおり、局においては消耗品出納簿とは別に一定の帳簿様式により受払管理を行っていることから、経済性及び効率性の観点からは、諸規定の弾力的解釈か、または、記帳の省略の範囲を合理的に追加すること等により、一時点での出納管理とするか、または、出納簿記帳の制度的な省略という運用が検討されることも、現場作業に

おける化学防護服の需要の実態に合った処理とすることができる。

## ② 災害や事故等のための適正購入量について（意見）

化学防護服等の購入及び払出数量等の管理については、過去の使用実績（継続記録による払出や廃棄）データに基づいて管理しているわけではないが、必要量を調査した後、予算の範囲内で各処理センターへの割当を行うなど、随時の調達による対応を行っている。しかし、処理センターにおいて通常業務の中で使用する化学防護服等については、予算措置、発注頻度や発注量の調査、受払管理及び在庫管理を適切に実施しなければ、事故発生等のリスクを回避する責任が十分に果たせないこととなる。

したがって、今後は、災害や事故等の将来の不確実な状況に備える場合であっても、必要需要量を予測し、在庫品の数量との関係で、購入数量を確定するなど、帳簿記録等の客観的な記録に基づき適正必要量を購入し、管理するよう要望する。なお、耐候性大型土嚢袋（フレコンバック）については、環境省の事務連絡に伴い、臨時対応で購入しているものであるが、1年を超えた対応が必要となっている。これに対応して、局では、平成24年度末までの1日当たりの使用量を予測し、全体必要在庫量を踏まえた事前調達が行われたということであった。

## 13. ボイラ等管理業務委託について

### （1）概要

浮島、堤根、橘及び王禅寺の各処理センターでは、焼却熱によるボイラ・タービン施設（平成23年度までは、王禅寺処理センターは、ボイラのみ。）を有しており、設備の点検整備その他について業務委託を行っている。各施設において、設備の様式等は異なるもの、概ねボイラ・タービン設備について、業務委託契約書の仕様書上、設備の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するとともに、定期事業者検査（電気事業法第55条等）を実施し、ボイラ安全管理審査の合格を目的とすることが指示されている。

### （2）手続

ボイラ等管理業務委託に係る仕様書及び設計書等契約書一式を閲覧・分析し、必要な質問等を行った。



### (3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、意見を述べることとする。

#### ① 見積書の内容検討について（意見）

橘処理センターにおける平成 23 年度の業務委託契約（「橘処理センターボイラ・タービン設備点検整備業務委託」）について、蒸気タービンが特別の点検項目とされていた。上記契約は設備の構造や特殊な技術・手法等のノウハウを十分に把握した専門技術者との随意契約によっており、プラント竣工後、初めての点検委託から現在まで同一事業者である。

平成 23 年度の検証業務として、委託設計では「非破壊検査費」について、現在の事業者から「一式に対する見積り額そのもの」の提出を受け、その金額に基づき計上されている。

見積書の入手は、公平性の観点や見積金額の妥当性の観点から、原則として 2 社以上からの提出を心がけるべきであり、その見積金額の検証にあっても、提出者へのヒヤリングや他団体の同種の業務情報を入手するなどにより、様々な検証手段と有用な情報を活用すべきである。

今後は、同種の点検整備上生じる検査費等については、現契約業者からの見積りを入手せざるを得ない場合であっても、「一式」見積りの内訳を詳細に確認する必要があり、局の設計としては、見積書提出業者からのヒヤリング等により得られる、見積金額に係る信頼性の情報や類似業務の工数等の試算データ、他団体データ等に基づき、独自に見積金額の妥当性を検証することで、設計書を適正に作成するよう要望する。

## II-3. 埋立処分業務について

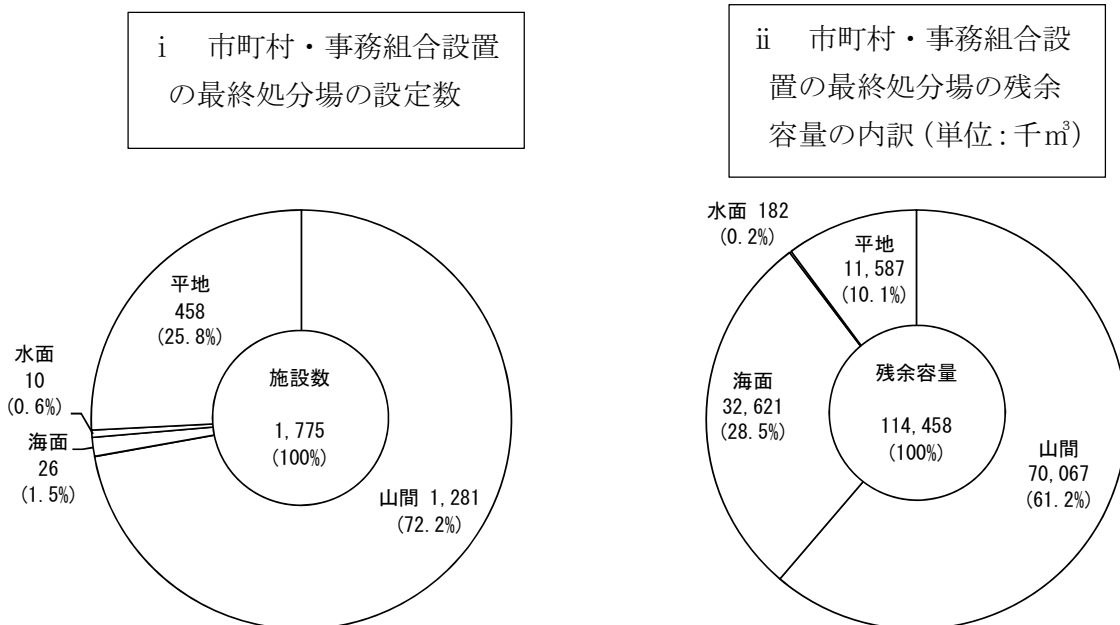
### 1. 海面埋立業務委託について

#### (1) 概要

市内4箇所のごみ焼却処理施設で発生した焼却灰は、現在、浮島2期廃棄物埋立処分場（平成12年4月埋立開始）に海面埋立という方法により埋め立てられている。浮島1期廃棄物埋立処分地（昭和58年5月埋立開始）は、既に、最終処分場としての埋立が終了したことから、その水処理施設として、浮島1期廃棄物埋立処分地浸出液処理施設（浮島埋立事業所）を平成18年3月に竣工させ、排水処理を行っている。

浮島2期廃棄物埋立処分場は、川崎市において一般廃棄物の最終処分場として唯一の施設であり、海面埋立方式による最終処分場は、全国的にも1,775施設中26施設程度（1.5%）である（次の円グラフ（左）を参照）。また、浮島2期廃棄物埋立処分場は、埋立容量が2,673,500<sup>m</sup>³であり、平成60年度までの使用見込である（全国の埋立処分場の残余容量は次の円グラフ（右）を参照。）。

#### 【最終処分場の設置状況（平成22年度実績）】




出典：『日本の廃棄物処理 平成22年度版』 平成24年3月（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）

浮島 2 期廃棄物埋立処分場における埋立手法は海面埋立であり、焼却灰等の廃棄物を海中に薄層散布し均一に埋め立てる方式である（フローティングコンベヤシステム：以下、「FCS」という。）。それによって発生する余水を、無害化処理を行った上で放流するものであり、安全性と環境対策に留意している。

なお、海面埋立に伴う水質の悪化を防止するため、平成 19 年 3 月に、既存の排水処理施設に生物処理設備、第 2 凝集沈殿処理設備等を増設し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づいた排水基準値に適合させ、公共水域の水質保全と安定的な処理を行っている。

当該施設の概要は、以下のとおりである。

【浮島埋立事業所の概要】

所在地	川崎市川崎区浮島町 523 番地 1	
敷地面積	約 6,580 m <sup>2</sup>	
	その 1 工事 (第 1 凝集沈殿処理)	その 2 工事 (生物処理、第 2 凝集沈殿処理、砂ろ過処理)
着工	平成 9 年 10 月	平成 17 年 9 月
竣工	平成 11 年 3 月	平成 19 年 3 月
工事費	2,520,000 千円	1,215,000 千円
工事監理	川崎市環境局施設部建設課	川崎市環境局施設部施設課
工事施工	日本鋼管(株)	株荏原製作所
処理方式	第 1 凝集沈殿処理 Ca 除去	生物処理：硝化（担体法）、脱窒（接触材法） 第 2 凝集沈殿処理：酸性凝集沈殿 砂ろ過処理
処理能力（系統）	2 系統 1,100 m <sup>3</sup> /24h	
管理棟	建築構造：鉄骨造、地上 2 階建 延べ面積：約 1,230 m <sup>2</sup> 建築面積：約 728 m <sup>2</sup>	

【浮島 2 期廃棄物埋立処分場の概要】

埋立地面積	168,600 m <sup>2</sup>	
埋立容量	2,673,500 m <sup>3</sup>	
平均水深	14.2m	
着工	平成 9 年 10 月	
竣工	平成 11 年 3 月	
工事費	942,900 千円	
埋立対象物	一般廃棄物（燃えがら、ばいじん、不燃性廃棄物）等	
埋立工法	フローティングコンベヤシステム（FCS）	
工事監理	川崎市環境局施設部建設課	
工事施工	東亜建設工業㈱	

注：写真は、平成 24 年 7 月 6 日現地視察にて撮影。

【FCSについて】

埋立	<p>○インバーター制御によりベルトフィーダ、走行スクレーパ及び操船ウインチを運転し、焼却灰等を薄層散布する。</p> <p>○埋立深さは、測深管理システムを採用し、在来地盤の不陸を任意の撒き出し高さで管理する。</p> <p>○撒出量の管理は、コンベヤスケールで確認し、受入ホップのゲート及びベルトフィーダのスピード調節で行う。</p>															
制御	全ての制御を遠隔化し、監視カメラによる監視システムを採用している。															
主要設備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主要諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受入ホップ</td> <td>鋼板製：容量約 8 m<sup>3</sup> 2 基</td> </tr> <tr> <td>ベルトフィーダ</td> <td>能力：75～300 m<sup>3</sup>/h 機長：約 6m 2 基</td> </tr> <tr> <td>ベルトコンベヤ</td> <td>能力：常用 200 m<sup>3</sup>/h 機長：約 267m ベルト巾：740mm</td> </tr> <tr> <td>走行スクレーパ</td> <td>4 輪駆動自立走行型 (片側散布方式)</td> </tr> <tr> <td>台船</td> <td>テール部：7 隻、中間部：25 隻、 ヘッド部：3 隻、操作部：1 隻、 作業用：1 隻、操船ウインチ：18 基</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> <td>AC400V 3 相 200kVA</td> </tr> </tbody> </table>		名称	主要諸元	受入ホップ	鋼板製：容量約 8 m <sup>3</sup> 2 基	ベルトフィーダ	能力：75～300 m <sup>3</sup> /h 機長：約 6m 2 基	ベルトコンベヤ	能力：常用 200 m <sup>3</sup> /h 機長：約 267m ベルト巾：740mm	走行スクレーパ	4 輪駆動自立走行型 (片側散布方式)	台船	テール部：7 隻、中間部：25 隻、 ヘッド部：3 隻、操作部：1 隻、 作業用：1 隻、操船ウインチ：18 基	ディーゼル発電機	AC400V 3 相 200kVA
名称	主要諸元															
受入ホップ	鋼板製：容量約 8 m <sup>3</sup> 2 基															
ベルトフィーダ	能力：75～300 m <sup>3</sup> /h 機長：約 6m 2 基															
ベルトコンベヤ	能力：常用 200 m <sup>3</sup> /h 機長：約 267m ベルト巾：740mm															
走行スクレーパ	4 輪駆動自立走行型 (片側散布方式)															
台船	テール部：7 隻、中間部：25 隻、 ヘッド部：3 隻、操作部：1 隻、 作業用：1 隻、操船ウインチ：18 基															
ディーゼル発電機	AC400V 3 相 200kVA															

平成 24 年 7 月 6 日現地視察にて撮影。

出典：『浮島埋立事業所（快適な生活環境の創造を目指して）案内パンフレット（川崎市）』

これら施設のうち、浮島埋立事業所の排水処理の運転管理や管理部門については、5名の職員で直接運営している（平成23年4月1日）。一方では、海面埋立業務については、一般競争入札により決定された事業者に対して、1年間の契約として委託している（「浮島海面埋立事業運営業務委託」）。この業務委託契約により、浮島廃棄物埋立地内の管理並びに浮島2期廃棄物埋立処分場における海面埋立処分等の業務運営及び当該業務で使用するFCSの保守点検等を実施している。現在の事業者（東亜建設工業㈱）が受託者であった期間は、平成14年度～平成16年度、平成18年度及び平成19年度、平成21年度～平成23年度であった。

## （2）手 続

平成23年度（同検証上、参考とすべき箇所につき平成22年度）の委託業務に係る契約書、仕様書及び設計書等、業務関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（現場視察、閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## （3）結 果

上記の監査手続を実施した結果、以下のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 現在の契約方式について（意 見）

これまで、海面埋立業務におけるFCSの業務委託は、単年度契約を採用しているが、現状の単年度契約には次のような問題点を挙げることができる。

#### ア. 安定的で効率的、効果的な業務実施の可能性について

FCSを使用した海面埋立業務は、全国的にも事例が少なく、請負業者には運転上のノウハウの蓄積が求められるものである。当該業務を受託する事業者は、当該業務を受託するために金額競争に毎年度直面することとなり、長期的な視点で、優秀な技術者や業務実施上の設備や重機類等（現地の仮設事務所等）を確保することに経営上のリスクを考えざるを得ない。

一方、発注側である環境局にとっても、単年度の契約であることが、可能性として毎年度違った事業者の業務実施上の不履行リスクに直面することとなり、また、新規参入業者の業務実施に対する必要以上の監視・指導活動を考慮せざるを得ない。

## イ. 長期的な視点での設備延命化提案について

FCSによる現在の海面埋立処分方式は、平成11年4月から開始されており、現在、既に14年目を迎えている。単年度契約においても、現在の請負業者が、事実上、継続して業務を行っていることもあり、設備に関する知識と老朽化度合に関する知識を併せ持っているものと考えられる。このような設備に関する知識やノウハウを積極的に活かして、設備等の延命化の提案を行うことが、単年度契約の中では、仕様書の内容等として位置付けることが難しい。

## ウ. 単年度契約における資本的コストの取扱いについて

単年度契約であることで、様々な業務実施コストが複数年契約に比べて理論的には高くなる。例えば、仕様書上設置を求めている「仮設物等」の建設及び取壊しコストや業務実施上必要な重機類の調達コスト・減価償却費負担コスト等は、単年度を前提とした場合、受託者側に過大な負担を強いることとなる。本来、複数年契約であれば、そのようなコストの発生を複数年の契約期間に亘って、業務収益により平準化することが可能となるが、現在は、そのような負担の平準化ができない状況の中で、事業者が業務実施のコストを負担するよう要求している。

このような問題点を勘案すると、この契約案件は、複数年契約において競争原理を活用した単年度一般競争入札でのメリットが損なわれるという形式的な批判は当たらない。

また、ともすれば、委託業者との慣れ合い的な悪弊が生じる危険性があるが、複数年契約の場合は特に注意を要する。定期的に客観的な業務の実施評価を行うことにより、複数年に亘り、発注者と受託者との間の業務上の適切な緊張関係を保持することに留意すべきである。また、複数年契約においては、複数年の契約期間に亘る業務に必要な費用を適切に設計することが求められるものでもある。

このような課題は複数年契約の方針を採用した場合、乗り越えられる課題である。前述した単年度契約の問題点を複数年契約の採用により解決する効果の方が評価されるべきものとする。

以上より、現在の単年度契約の問題点を分析・検討して、複数年契約への転換を実施されるよう要望する。

## ② 焼却灰に含まれる金属類について（意見）

現地視察において、海面埋立処分場に持ち込まれた焼却灰の中には、次の写真にあるような金属類が混入された状態であり、その金属類の塊は、FCS設備

のベルトコンベヤ等の設備に対する破損原因となることから、投入ホッパ（海面投入用）に入れずに、特別に保管されていた。ちなみに、このような金属類を海面埋立のためのFCSに通すことは設備の保守及び延命化のためには不適切であるため、海面埋立処分場の隅（0番及び1番ゲート）に直接投入の方法で埋め立てられており、埋立処分の業務の効率性の面で課題となっている。



事前除去された金属類（左）と焼却灰投入ホッパの状況（右）  
（平成24年7月6日 浮島埋立事業所のFCS設備の前）

FCSを用いた焼却灰の海面投入に当たっては、薄層散布が可能な状態の焼却灰のみをベルトコンベヤに載せる必要があるため、ベルトを破損する可能性のある金属等を重機や分別機器を用いて、ホッパに投入する前に、分別し除去している。

しかし、委託業者においては、処理施設の各段階処理を経て搬入された最終処分前の焼却灰内に、このような金属類が混入していることはそもそも想定しておらず、特に小さく鋭利な刃物等については完全に分別除去ができない場合もあり、金属混入によりFCSの主要設備であるベルトが裂傷・破損し、埋立処理が停止することが、現状のFCS委託運営上の最大のリスク及び問題点になっている。

例えば、平成23年度の委託業者からの「報告書」によると、平成23年7月6日の日常点検表には、「主コンベヤベルト中央部縦裂傷 120mm」、「スクレーパ台車に走行不良（通信異常）」及び「落鉤シュートに腐食あり」と報告されており、翌7月7日には、受託事業者により、コンベヤベルトの表面補修が行われている。このような主コンベヤベルトの破損の原因は、鋭利な金属によるものと考えられる。

次の写真は、過去に発見された金属類の写真である。



(撮影日：両方とも平成 21 年 10 月 15 日)

最終処分場でのこのような現状は、翻って、ごみ処理の上流段階において、鋭利な刃物等を含めた比較的小さな金属類につき分別徹底ないし処理が行き届いていないことを意味している。また、このような埋立事業所における金属類混入の情報は、処理計画課には適切に報告されているが、搬入業者が持ち帰った不適物の集計は現在行われておらず、体系的に他の部署には報告されていない。

最終処分場での金属類の混入状況やそれが海面埋立業務に与える影響等などの問題点を、全ての市民及びごみ処理に携わる事業者、そして、ごみの収集、運搬、処理の各部門の職員に適時、適切に情報提供を行い、更なる分別徹底とごみの発生抑制等に対する市民意識の向上に寄与するよう、周知徹底を図ることが重要である。そのためには、海面埋立処分場での金属類の混入の状況を伝える情報提供の機会や媒体を増やし、出前ごみスクールや出張ふれあい講座等の実施など、環境教育の際にも積極的に写真や文章により、これらの実態を適切に提供するよう要望する。また、焼却灰に含まれる金属類の発生源はどのようなルートであるかを特定するための調査（排出者別ごみの組成分析等）を実施されて、その発生源に対する分別の徹底の根拠資料として活用されるよう要望する。

### ③ 設備更新の時期と計画性について

#### ア. 設備の状況について（説明）

FCSの設備については、上記②で述べた金属類混入によるベルト裂傷による修繕以外にも、当初想定した耐用年数7年を超えて12年程度継続使用しているため、毎年、設備内の様々な故障等が発生している。

しかし、後に詳述するが、設備の全体的な更新入替のための予算確保と更新入替については、現段階では計画されておらず、耐用年数を超過したFCS設備の延命化のため、故障箇所の修繕や部分交換等を随時、委託業者からの報告



に基づき行っている状況であり、当年度での問題点を次年度の委託契約（仕様書内での取決め）内に対応する処置が行われている。

#### 【平成 22 年度の仕様書における特別の取決めの事例】

##### 第 2 章 業務内容 8 業務内容 (7) F C S 各種モータ類の細密点検整備作業

F C S に設置されている以下の駆動モータについて、F C S から取外し、工場に運搬の上、細密点検を行うものとする。また、使用しているチェーンについて（予備品使用）を交換するものとする。

さらに、操船ウインチに使用しているアンカーワイヤ 18 本（受託者負担）を交換するものとする。

ア 主コンベヤ駆動モータ（詳細～省略）1 台

イ ベルトフィーダ駆動モータ（詳細～省略）2 台

#### 【平成 23 年度の仕様書における特別の取決めの事例】

##### 第 2 章 業務内容 8 業務内容 (8) F C S 発電機の交換

F C S に設置されている駆動用発電機（詳細～省略）を同等品（新品）と交換するものとする。 発電機仕様（参考）※詳細～省略

#### イ. F C S 駆動用発電機の交換について（指 摘）

ア. で述べた【平成 23 年度の仕様書における特別の取決めの事例】の中で、F C S 駆動用発電機の交換に係る対応と公有財産管理上及び会計上の処理について、以下の問題点が生じていた。

なお、同「F C S 駆動用発電機」は委託業者から平成 21 年度の業務実施上で、当該設備の更新が必要な旨の報告が提出されており、当時、補修工事部署の施設課（現、施設整備課）に更新の依頼をしていたが、発電機本体の更新については、工事に当たらないとの判断から、平成 23 年度において委託業務の中での当該設備の交換を、仕様書に明記したということであった。

F C S 駆動用発電機の交換については、平成 23 年度の委託契約及び同仕様書に定められているため、委託業者が実施した。交換前の設備は「公有財産台帳（工作物明細）」に全体として含まれている。交換対象である F C S 駆動用発電機は F C S 設備駆動の根幹であり、当該設備の交換によって、F C S の機能を維持することとともに、F C S の延命化にも資するものであるため、F C S の耐用年数が伸長しているものと考えられる。このため、業務委託で取り替えた設備についても、公有財産（工作物）の新たな取得および旧設備の廃棄という手続きを実施すべきところ、このような手続きがなされていなかった（川崎市財産規則第 47 条第 1 項第 1 号参照）。

施設番号 12100100008 施設名称 浮島埋立事業所 共済目的コード 304105

番号	工作物 種目	工作物名称	工作物 構造	工作物 形式	数量	価額 注 2	異動	取得
0012	作業 設備	薄層散布設備	鋼性	注 1	1 式	189	H23/ 03/31	H11/ 03/26

注 1：台船（37 台）コンベヤ（3 基）走行スクレーパ（1 基）ホッパ（2 基）  
発電機（1 基）盤類ほか

注 2：単位は百万円。なお、評価替後の台帳価額であり、取得価額は 530 百万円。

また、上記のような公有財産台帳の記載には、一式管理の合理性や評価額による評価減の正確性の面で問題がある。すなわち、台船 37 台とコンベヤ 3 基～発電機 1 基までの一式管理を行うに当たっても、現在のように耐用年数を大幅に超過して使用している設備の価値を更新した時に、評価額を減少させるための全体に対する割合が明記されていなければ、公有財産台帳上での廃棄処理が合理的になされない。したがって、過去の契約書一式の中から、設計書の積算内容を精査して、設備を構成する財産ごとの直接取得費等の割合を把握し、現在の評価額である 1 億 8,900 万円をその発電機に該当する割合で按分することにより、旧設備の廃棄すべき額を算定することができる。新たに取り付けた発電機は、旧設備が廃棄された後の評価額に対して、有償取得に係る取得価額で追加登載することが合理的である。本来一式管理の設備等については、登載時点で、その主要な設備について、台帳登載価額の内構成割合を備考欄等に記載しておく実務が効果的な財務管理に資するものとする。

したがって、今回のように業務委託費の中で設備の主要な一部を取り替えた場合に、工事請負費での財産の廃棄や取得ではないが、実質的には財産の新たな取得と見做される場合は、公有財産台帳上の必要な廃棄及び取得手続を行われたい。

#### ウ. 計画的な更新の必要性について（意見）

FCS 設備の稼働可能な年数の考え方としては、平成 8 年に実施した設計委託において 7 年として扱われ、設計されている。そして、耐用年数経過後の 8 年目以降は、補修等を実施しながら、当初の計画埋立期間である平成 11 年 4 月から、平成 25 年 3 月までの 15 年間について、稼働を継続していく予定であったが、その後、焼却灰の搬入が計画を大きく下回ることとなり、最終処分場の残余年数の延命化（約 40 年間）が図られている。

平成 23 年度においては、埋立処分場の残余埋立可能期間と FCS 設備の耐

用期間の想定に大幅な乖離が生じてきており、今後 40 年間、埋立を継続していくと想定した場合、F C S 設備の更新を複数回（仮に耐用年数 7 年の想定であれば、今後 5 回程度）行わなければならない。

【埋立処分場と F C S 設備の利用可能年数の関係】

区 分	設計当初（平成 8 年）	現在（平成 23 年度）
埋立処分場の利用可能期間	10 年	以降 40 年
F C S 設備の耐用期間	7 年	耐用年数超過（現施設は委託費内での修繕による延命化）。今後の計画不明 <sup>注</sup>

注：平成 60 年度に埋立処分場が終了するとした場合に、現施設と同等能力設備の更新を想定すると、平成 26 年度において第 1 回目の取替更新を開始した場合、平成 33 年度、40 年度、47 年度及び 54 年度の合計 5 回の取替更新を想定することができ、当初の取得価額ベースで所要経費を算定すると、26 億 5,000 万円の資金が必要となる。

上記ア及びイで述べたように、老朽化した F C S 設備の一部設備の取替を実施することで、設備の老朽化に対応しており、設備全体の更新を先延ばしにしている。設備の更新入替等の担当課である施設整備課においても、いずれ設備更新の時期が到来することやそれに対する財源の確保の問題を認識しているが、具体的な取替スケジュールの作成にまでは至っていない。

海面埋立の宿命として、自然災害による破壊の脅威にもさらされているが、現在の設備の経済的な使用可能年数を早急に調査し、それに対する延命化工事の効果を評価して、結局、現在の F C S 設備がどの程度長く利用可能であるかについて、局内の合意を図り、設備取替の実効ある計画を策定されるよう要望する。

④ 業務委託積算上の問題点について（意見）

平成 23 年度の業務委託費の設計において、F C S の発電機交換に係る費用（積算額 8,000 千円：上記③のイ参照）が直接人件費として計算されていた。本費用は、概ね設備購入額であり、直接人件費として算入すべきではない。積算上の影響額としては、2,400 千円である（8,000 千円×（直接物品費率：2%＋直接業務費率：8%＋一般管理費等率 20%）＝2,400 千円）。

今後このような過大な積算をすることのないよう、設計基準の実質的な精査を行われるよう要望する。

## 2. 浸出液処理施設業務委託について

### (1) 概要

平成 18 年 3 月に浮島 1 期廃棄物埋立処分地の埋立が終了し、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づき、埋立処分地の廃止基準に適合させることを目的に、浸出液処理施設を建設し、浸出液の無害化処理を行っている。同施設の概要は以下のとおりである。

#### 【浮島 1 期廃棄物埋立処分地の概要】

施設名	浮島 1 期廃棄物埋立処分地	
所在地	川崎市川崎区浮島町 507-1	
面積	124,000 m <sup>2</sup>	
埋立容量	1,493,700 m <sup>3</sup>	
埋立開始年月	昭和 58 年 5 月	
水施設処理 (浸出液処理施設)	浮島 1 期廃棄物埋立処分地浸出液処理施設	竣工年月： 平成 18 年 3 月
工事費	1,944,600 千円	
排水処理	240 m <sup>3</sup> /日 (凝集沈殿処理+生物処理+高度処理+汚泥処理)	
集排水方法	縦型保有水等集排水井戸方式	
建物延床面積	610.41 m <sup>2</sup>	

現在、浮島 1 期廃棄物埋立処分地ではその上部利用として太陽光発電用パネル等が設置されている。そして、その地下では、埋立処分地内の保有水を雨水の浸透により浄化させ、また、16 箇所の取水井戸を設けて、浸出液を集水後、ポンプで汲み上げるとともに、浸出液処理施設へ移送し、第 1 凝集沈殿処理、生物処理、第 2 凝集沈殿処理、汚泥処理及び高度処理を行っている。

この浸出液処理施設の運転管理業務は、一般競争入札で、業務委託により実施されている。その業務は、施設の運転操作及び監視、保守管理、水質試験、沈下測定、ガス分析、し渣及び脱水汚泥の搬出、運搬、処分業務、事務業務及び施設の維持管理等を対象としている。平成 22 年度においては J F E 環境サービス㈱、平成 23 年度においては㈱関東実技への委託契約により業務が実施されていた。

### (2) 手続

委託業務に係る契約書、仕様書及び設計書等、業務関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（現場視察、閲覧、突合、分析及び質問等）を実施する

ことにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### (3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

#### ① 薬剤発注業務と施設運転管理委託との分離について（説明）

本施設の運営においては、薬剤発注業務と施設運転管理委託が分離されている。当該薬剤の発注と搬入については、従来から環境局が実施しており、運転管理業務委託仕様書における取決めに沿って、薬品管理記録（搬入量や使用状況の把握と残数確認等）に基づき、必要な薬剤を市が適時、受託事業者に支給している。

この薬剤発注業務と施設運転管理委託の業務分離がなされている主な趣旨は、水質管理に致命的な影響が及ぶ薬剤不足を回避し、環境局の責任において適正管理する必要性が高いことにあるとされている。

当該業務委託の目的は、計画水質の規制基準値以下の処理を達成すること、即ち浸出水における有機物の除去と最終的な水質の安定化後に東京湾放流を果たすことにあり、規制基準値を達成するために、凝集沈殿処理過程等において苛性ソーダ、硫酸やリン酸等複数の薬剤投入量の判断が最も重要である。また、薬剤投入量の判断は結果として薬剤購入管理の経済性や効率性も左右する主な要因である。そして、天候的・季節的要因（雨水の状況）による外部環境の影響があるものの、特に手動で行う薬剤投入量の判断は、経験的な要素があり、技術担当者レベルの運営経験に大きく依存する。このため、局が薬剤管理全般を実施することにより、薬剤不足という致命的なリスクを回避する必要性の観点だけではなく、最適発注時点、最適発注量及び薬剤購入コストを含めて管理することができるということであった。

#### ② 包括委託化への転換について（意見）

薬剤発注業務を局が行い、施設運転管理は業務委託で実施する契約方式、いわゆる包括的業務委託による契約方式及び複数年契約による包括的業務委託契約方式によるメリット及びデメリットについては、次の表のとおりである。

区 分	現在の契約方式 (単年度・分離)	包括委託化 の契約方式	複数年包括委託 の契約方式
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役割の明確化</li> <li>・事務処理の継続性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局としての薬剤購入に係る諸手続及び使用量管理の不要化</li> <li>・薬剤購入コストの最適化の追求</li> <li>・責任の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤投入管理を含めた総合的な管理が可能。</li> <li>・施設運用上の長期的視点からの改善提案が得られる可能性あり。</li> <li>・契約事務の効率化</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局として薬剤購入に係る諸手続及び使用量管理に手間がかかる。</li> <li>・委託者の信頼性に依存する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単年度契約の不安定性</li> <li>・委託者の信頼性に依存する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局による定期的評価の必要性</li> </ul>

現在の契約方式においては、局として薬剤購入に係る諸手続及び使用量管理に手間がかかり、現地に常駐しているわけでもないため十分な管理がなされないことにある。また、当該業務委託の目的として、計画水質の規制基準値以下の処理を達成し、浸出水における有機物の除去と最終的な水質の安定化後に東京湾放流を果たすという目的を最少の経費で包括的に、かつ、一定期間安定的に実施するというメリットを逃している。また、包括的な業務委託を採用したとしても、業務委託の発注者である局の責任は、事業者評価等で果たしていくこととなる。

以上のことから、薬剤管理の更なる効率化と業務の一体管理を目指す方法を検討していくべきであり、現在の契約手法を見直し、薬剤購入量を含めた包括委託化及び複数年契約へと転換するよう要望する。

### ③ 薬剤数量管理の方法について（意見）

薬剤の管理については、毎月、受託業者に使用量、搬入量、在庫状況を報告させることによって確認が行われ、受託業者変更の際には、業者間で1週間程度の時間を設け、薬剤の在庫状況を含めた、運営管理業務全体の引継ぎを行うとともに、その後、担当課職員の立会いのもと、最終的な引渡し確認が行われているということである。

しかし、薬品管理記録は受託業者側の責務であるが、平成22年度から平成23年度においては、リン酸について、在庫や使用状況の記載が脱落していたことから、実際の有高管理や受託業者間の業務引継に疑念が生じる。

また、これらの状況を看過し適時に薬剤管理記録の訂正ないし業務執行の是正を促せなかったことは業務委託の管理監督の面で問題があり、改善を促すものである。

【リン酸（缶）に係る薬品管理記録の記帳の状況】

業務委託先：JFE 環境サービス(株)

日付		搬入量（缶）	
平成 23 年 2 月 1 日		10	

注 1：2 月 2 日以降～3 月 31 日迄、缶の増減や搬入量（缶）の記録がない。

注 2：本記録簿には、使用量（缶）、在庫量（缶）の記載欄自体がない。

業務委託先：(株)関東実技 川崎事業所

日付	使用量（缶）	搬入量（缶）	在庫量(缶)
平成 23 年 4 月 1 日			6
平成 23 年 5 月 2 日			6
平成 23 年 5 月 10 日	3		3
平成 23 年 5 月 20 日		10	13

今後はリン酸については缶の本数による有高管理を行うべきであり、他の薬剤を含め厳密かつ継続的な記帳を要求するとともに、月次・引継時の有高が常に帳簿と整合することが客観的にも明らかのように業務を遂行されるよう要望する。

### 3. 浮島埋立事業所における排水処理施設直営実施について

#### (1) 概要

浮島 2 期廃棄物埋立処分場は、平成 12 年度より浮島 1 期廃棄物埋立処分地との併用を開始している。海面埋立処分場内では、薄層散布方式の埋立進行状況や雨水の状況に応じて、管理型護岸内の水面が上昇し得ることから、護岸保護のため、一定水面高を維持する必要があり、排水処理はその余水処理のために設置した設備である。

当初は、埋立途上の処分地のため、生物処理、砂ろ過及び活性炭吸着塔を備えた施設等は必要とされなかったが、埋立の進捗に伴い、水質に変化が見られれば施設を増設していく整備計画となっており、現在は、生物処理施設等が備わった「その 2 工事」までが終了している。

現在、浮島埋立事業所においては、生物処理、第 2 凝集沈殿処理及び砂ろ過等、排水処理施設の運営（各種薬剤の注入管理やポンプや施設制御のための電圧計測、

汚泥脱水機器、中央監視室等における余水水質管理等) 業務を直接実施するため、5名の職員が当該業務に従事している。

## (2) 手 続

当該業務の実施状況を把握するために、現地の視察及び担当者からの事業説明を受け必要な質問を行った。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり意見を述べることとする。

### ① 浮島埋立事業所の業務について (説 明)

浮島埋立事業所の主な業務は以下のとおりである。

- i 排水処理施設運転の実施全般
- ii i に付随する薬剤使用量等の把握及び発注依頼等
- iii FCSへ投入する埋立搬入物のチェック及び料金収入に係る計量業務

なお、「川崎市新たな行財政改革プラン～第4次改革プラン～(平成23年3月)」(以下、「改革プラン」という。)では、平成23年度～平成25年度の3か年において非常勤職員の活用等が示されている。

取 組 事 項	取組の概要・方向性
廃棄物海面埋立業務の非常勤化	浮島埋立事業所の廃棄物海面埋立業務について、引き続き退職動向等にあわせて非常勤化を進めます。

### ② 排水処理の運転管理業務等について (意 見)

上記①に示した主な業務のうち、i 排水処理施設の運転については、過去の運営データ等の統計から薬剤注入機器の自動設定により、溶解液の濃度を一定に保つ仕組みがある。すなわち、本施設の運営に当たっては、職員の経験と能力のみに依存した機器操作ではなく、設備投資により、自動化が進んでいる。

そして、当該事業所の職員は、日常業務として定時に凝集沈殿槽や薬品貯留槽等に係る計測等を行い、排水処理施設運転日誌を作成している。また、上記① ii 薬剤使用量等の把握及び発注依頼等の業務は、局が薬剤を直接購入している関



係上、各種薬剤の使用量及び在庫水準の把握により、薬品の消費のリードタイム（7日～10日）を踏まえ、発注依頼及び受入確認を行う業務である。

これらの業務について、改革プランでは退職動向等にあわせて非常勤化による対応を目指しているが、現在の海面埋立処分場の延命化により、今後約40年間の使用が見込まれる中、当該事業所の業務について非常勤化の方向だけで検討を進めていくよりも、効率的で効果的な行政の選択肢のひとつとして、業務の委託化についても検討の余地が残されているものとする。

なぜなら、海面埋立が進んでいく中で、現在の排水処理の業務内容が質的に高度化するタイミングが徐々に近づいてくるものと考えられ、最終的には浮島1期廃棄物埋立処分地における浸出液処理施設の業務委託と同様の業務が求められるものと考えられる。現在の浮島埋立事業所の業務をどのように実施していくかを考えた場合、次のような選択肢が存在する。

区 分	業務割合	現在の業務実施体制の方向性	一部委託化 & 再雇用化	完全委託化
排水処理施設運転管理業務	%	再雇用職員による 直営実施 (改革プラン)	業務委託	業務委託 (1期埋立処分地 浸出液処理業務委託との包括委託も 検討)
薬剤等の発注依頼等業務	%			
搬入物規制及び料金徴収等業務	%		再雇用化	

改革プランで示されている再雇用職員の活用等のスケジュールとともに、業務委託化のスケジュールが、料金収入に係わる計量業務について課題とされているが、中長期的な期間の中で検討されることを要望するものである。その際に、現在の排水処理業務が質的に高度化する一定の段階にきたと判断される際には、浮島1期廃棄物埋立処分地における浸出液処理施設の包括的な業務委託と一体的に、現在の浮島埋立事業所の業務を委託化する方向性が検討されることを求められるものとする。

## Ⅱ-4. 廃棄物指導業務について

### 1. 廃棄物指導業務について

#### (1) 概 要

##### ① 産業廃棄物指導業務

産業廃棄物指導業務は、政令指定都市となった昭和47年4月から廃棄物処理法に基づき、排出者責任を原則として、産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対し、許認可に伴う審査や監視・指導の業務を行っている。

平成3年度には、産業廃棄物の適正処理を計画的に推進するため、「川崎市産業廃棄物処理指導計画」（以下、「処理指導計画」という。）を5年ごとに策定することとし、現在は、平成23年3月に策定した第5次処理指導計画（計画期間：平成23～27年度）に基づき、産業廃棄物の排出抑制、リサイクル等に関する指導を行っている。

一方、建設業から排出される産業廃棄物は、全国から排出される産業廃棄物（年間約4億トン）の約2割をも占め、また、不法投棄等の不適正な処理がされやすいため、建築物等の解体工事等に伴って排出される特定建設資材（がれき類、木くず等）の分別やリサイクルを促進することを目的に、平成12年5月に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という。）が制定され、平成14年5月から本格施行されている。本市では、建設リサイクル法に基づき、発注者や建設業者に対し、制度の周知徹底を指導している。

また、わが国で年間約350万台が排出されている使用済自動車は、総重量の約80%はリサイクルされ、廃プラスチック等約20%はシュレッダーダストとして埋立処分が行われていたが、最終処分場の不足や、それによる処分費用の高騰に伴う使用済自動車の不法投棄や不適正処理の増加が社会的な問題となっていた。このため、自動車製造業者や関連事業者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理と資源の有効利用の確保等を図るため、平成14年7月に自動車リサイクル法が制定され、平成17年から本格施行がされている。本市では、自動車リサイクル法に基づき、平成16年7月から解体業及び破砕業の許可制度による指導・審査業務を、平成17年1月からは引取業者及びフロン類回収業者の登録制度による指導業務を行っている。

一方、ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、絶縁性、不燃性等の特性からトランスやコンデンサ等をはじめ幅広い用途に使われてきたが、昭和43年に発生したカネミ油症事件等によりその毒性が社会問題化し、わが国では昭和47年以降製造・

輸入が中止となっている。一方、PCBの処理が行われず、保管が長期間にわたっているため、紛失や行方不明になったトランス等があることが判明し、PCBによる環境汚染が懸念されている。このため、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下、「PCB廃棄物特別措置法」という。）が制定され、平成13年7月から施行されている。本市では、PCB廃棄物特別措置法に基づき、PCB廃棄物の保管事業者に対し、保管状況等の届出書の提出・縦覧、立入検査の実施等により、PCB廃棄物の処理が完了するまで、適正な保管について指導を行っている。

## ② 事業系一般廃棄物指導業務

事業系一般廃棄物指導業務は、条例に基づき、1日平均100kg以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者を多量排出事業者と認定し、「減量等計画書」の提出を義務付けた。また、平成6年度からは、1日平均50kg以上100kg未満の事業系一般廃棄物を排出する事業者にも指導対象を拡大し、平成12年度の条例改正により、1日平均30kg以上100kg未満の事業系一般廃棄物を排出する事業者を準多量排出事業者と位置づけ、多量排出事業者と同様に「減量等計画書」の提出を義務付けた。これらの制度により、排出事業者に対し、事業系一般廃棄物の排出抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に関する指導を行っている。

さらに、平成12年10月から一般廃棄物処理業の許可制度を導入し、多量・準多量排出事業者の事業系一般廃棄物の収集については、原則許可業者による収集とするとともに、多量排出事業者に対しては、廃棄物管理票の使用並びに市が収集する事業系一般廃棄物の排出方法について、「事業系ごみ指定袋」の使用及び事業者名の記入を義務付けた。

また、平成15年度に、事業者処理責任の徹底と受益者負担の公平性の確保を図る観点から条例を改正し、平成16年4月から「事業系ごみ指定袋」の使用を廃止するとともに、事業系一般廃棄物の市収集を原則廃止とし、排出量にかかわらず、すべての事業系一般廃棄物は、許可業者による収集又は処理センターへの自己搬入とした。

## (2) 手 続

契約書、仕様書及び設計書等、業務関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（現場視察、閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### (3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることにする。

#### ① 各処理センター搬入の事業系廃棄物の適正搬入指導について

##### ア. 搬入チェックの仕組みについて（説明）

各処理センターにおいて、ごみピット（貯留槽）前のステージに入ることが許される車両は、市直営の普通ごみ収集車両、事業者が自ら排出する生ごみ及び木くずの事業系一般廃棄物を積んだ車両、一般廃棄物処理業許可を有する収集運搬業者（以下、「許可業者」という。）で事業系一般廃棄物を積載した車両である（川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（以下、「条例」という。）第26条参照）。各処理センターでは、ごみの搬入に際し、市直営をはじめ、事業系一般廃棄物の搬入車両について、適正な搬入ごみであるかどうかを判断するために、内容物審査をピット前にて実施している。そこでは、事前に登録等を行い、「臨時搬入事業者」、「自己搬入事業者（小口）」、「自己搬入事業者（大口）」及び「収集運搬業者」等と区分された搬入事業者等と彼らが搬入するごみの種類をピット前で実際に内容物の審査を行うものである。すなわち、実際の搬入の際に搬入ゲートにて、事前登録の車両であるかどうかのチェックを行ったり、搬入ごみについての質問を行ったりしており、たとえば浮島処理センターでは、1日当たり平均20台程度の内容物審査を実施しているということであった。その審査の結果は、内容物審査報告書に搬入ごみの適正性に応じて、「A」、「B」、「C」及び「D」の4段階評価を付して記載される。ちなみに、「C」及び「D」は、それぞれ「適正搬入が行われていない」及び「適正搬入にほど遠い」という趣旨の評価であり、その場合には、個別評価シートにその不適正内容を記載することとなっている。

##### イ. 搬入チェックの問題点について（指摘）

各処理センターに搬入されるごみのチェック体制について、各処理センター、処理計画課、廃棄物指導課及び減量推進課の業務の連携に関する、次のような問題点が存在するものと考えられ、早急に改善を行う必要性が高いものである。すなわち、処理センターにおいては、実際に搬入されるごみの内容物審査に

において、ごみの種類のチェックを中心に審査しており、たとえば、「紙くず」や「木くず」等であれば、普通ごみとして焼却処理ができるため、「A」または「B」評価とする（以下、「ごみの種類のチェック」という。）。しかし、その搬入者が廃棄物処理業許可を持たずに、他の事業者が排出する事業系ごみを、業として事実上収集し、処理センターに搬入した場合でも、搬入ごみが「紙くず」や「木くず」等であれば、「A」または「B」評価とする確率が高いのである。このように、搬入業者の属性の適正性については現場において十分にチェックがなされていない（以下、「搬入業者の属性のチェック」という。）。

実際に、次の事例は、搬入業者の属性のチェックを実施せずにごみの種類のチェックだけで、内容物審査の評価をしてしまった事例であり、長年、関係する所管課がそれぞれの問題のある事例を見過ごしてしまった事例でもある。

#### **(ア) 搬入業者の属性について**

Xは、長年、業として他の排出事業者から事業系一般廃棄物等の処理を許可なく請け負っていた蓋然性が高く、大口搬入事業者として、処理センターへ継続的に搬入している個人事業者であった。

#### **(イ) 大口搬入事業者等への規制について**

大口搬入事業者であることから、搬入計画上、年度ごとに事前に搬入計画書の提出が必要であり（処理計画課所管業務）、また、排出抑制の面からも多量排出事業者と認定され、計画書の提出が求められ、その計画について調査・指導することができる（減量推進課：条例第19条、条例施行規則第7条）。しかし、許可業者ではなかったため、廃棄物指導課の立入検査の対象にはならなかった。

#### **(ウ) 内容物審査の結果について**

Xは、主として浮島処理センターに請負ごみとみられる事業系一般廃棄物を搬入していたが、任意で抽出される搬入業者に対する内容物審査を受けることもあった。直近の審査結果は、「A」評価であった（平成24年11月8日実施分）。これについて処理センターに質問したところ、ごみの種類チェックにより、適正と判断されたものであり、搬入業者の属性のチェックの面からも審査を行った結果ではないということであった。次項で述べるが、Xは審査直前の11月1日付で、事業系一般廃棄物処理業許可を取得しており、実際に、搬入業者の属性チェックを行った場合、許可業者であることが処理センターへ通知されていれば、内容物審査の結果は「A」評価でも問題がない。しかし、許可業者となった情報がなければ、「A」評価ではなく、「D」評価となった可能性もある。「D」評価であれば、個別評価シートを作成し、処理計画課へ送付する必要がある。さらに、直近の内容物審査は許

可業者になった後ではあったが、10月以前は無許可である蓋然性が高い状態で処理センターに搬入していたものであった。その無許可であった蓋然性が高い期間の搬入について、ごみの種類が、紙くず等で受け入れには支障がなかったものでも、搬入業者の属性の面では当該事業者に対して、適正な指導等がなされるべきであった。

実際には、「D」評価を受けることなく、個別評価シートも作成されていなかったため、Xに対する減量推進課や廃棄物指導課の立入検査や指導等が適正になされていなかった。

#### (エ) 一般廃棄物処理業許可の取得について

Xは、自ら申請して、一般廃棄物処理業許可を取得した(11月1日付)。許可申請書類を閲覧した結果、許可取得前後でXの事業主体、事業内容(取り扱うごみの種類等)及び取引業者等に変更がないものと合理的に推定される。許可以前の事実上の事業系ごみの収集運搬業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃掃法」という。)に反する恐れがある(廃掃法第7条)。

以上のことから、処理計画課、減量推進課、廃棄物指導課及び処理センターは、次のことを検討し、多量排出事業者等及び許可業者に対する適正な調査及び指導を実施されたい。

まず、各処理センターでの内容物審査においては、「量的規制＝減量化対策」と「質的規制＝適正搬入対策」の2つの面の規制を徹底し、後者の質的規制でごみの種類チェックを行うとともに、搬入事業者の属性チェックにも重点を置くことが必要である。Xのように長年無許可で処理センターへ搬入していた蓋然性が高い事業者に対して、減量推進課による調査・指導等を適正に行うためのデータを共有するためにも必要である。

次に、処理計画課においては、上記の処理センターでの内容物審査等における搬入事業者等のチェックについて、その実施の現状を調査し、その趣旨が徹底されていないようであれば、文書及び直接の説明により、処理センターに再度指示を行う必要がある。また、内容物審査報告書及び個別評価シート等の情報は、事業系一般廃棄物の減量化・資源化及び適正処理の指導を行う減量推進課や許可業者の立ち入り指導等を行う廃棄物指導課へ、適時適切に情報提供を行い、それぞれの所管課の事業目的の達成に寄与するよう、情報共有を徹底されたい。

また、減量推進課は、上記のような情報を活用して事業者が排出する事業系一般廃棄物の減量化と適正排出及び処理センターへの適正搬入に対する調査・指導等に一層推進されたい。今回のような事例についても、処理センターの搬入情報を月次等で入手し、条例及び施行規則に反する不適正事例を把握し、

必要な調査・指導を行う必要がある。

更に、廃棄物指導課においては、許可業者の許可に際しては、特に今回の事例のような個人事業主の許可申請に当たり、許可制度の健全な運営のため、規則等に基づき、厳正に審査されたい（廃掃法第7条第5項第2号及び第3号）。当該事業者における、従来からの事業内容からすれば、許可処分そのものに疑問がある。また、個人事業主の場合、許可業者として業を継続するに足る経理的、財務的基礎について十分な情報を取得することが必要である。単に収支実績だけではなく、損益の状況及び資産負債の状況が分かる財務諸表等を提出するよう義務付け、実質的な審査ができるよう運用ルールの再構築を図られたい。

## ② 廃棄物管理票による分析と指導行政への活用について（意見）

産業廃棄物の産業廃棄物管理票（マニフェスト）については、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を産業廃棄物排出事業者から徴するものと規定されている（法第12条の3第7項）。これは、行政が産業廃棄物の処理の流れを把握することを趣旨としている。マニフェストについての虚偽の記載を禁止する規定（廃掃法第12条の3第1項、同法第12条の4第1項）や罰則や罰金の規定があり、虚偽記載への牽制規定を置いている（6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金：同法第29条第3号及び第8号）。しかし、マニフェスト及び管理票報告書の虚偽記載の有無をチェックする仕組みとしては、立入検査時に詳細な検査を実施し、虚偽記載を発見することは可能であるが、虚偽記載等の不正が発覚したケースは過去にないということであった。今後も一層、虚偽記載等の不正を発見し適正に指導等を行うことを期待するものである。

一方、事業系一般廃棄物については廃棄物管理票が存在する。しかし、『適正排出や適正処理』という目的の類似性はあるが、廃棄物の性質やその処理方法に相違があることもあり、規制手段に差異が設けられている。すなわち、事業系一般廃棄物の多量排出事業者に対して義務付けている廃棄物管理票には、産業廃棄物の廃棄物管理票に関するような報告制度や虚偽記載の禁止規定・罰則等が規定されていない。また、市の処理施設へ搬入した場合のみに使用されるものであり、市の処理施設への搬入以外の処理による場合（例えば、飲食店が残飯類の収集運搬を事業系一般廃棄物処理業者に委託して、その事業者が養豚業者等に飼料として搬入して再資源化する場合）には、廃棄物管理票が使用されない。したがって、指定処理施設以外での処理処分の実態について概括的に把握することはなされていない。

市では、多量、準多量排出事業者に対して減量等計画書の提出を義務付けており、前年の排出量の実績、当年の排出量の計画、資源化の状況、廃棄物の搬入

先を記載させている。また、年間約 150 件程度、川崎市内の全ての事業者を対象とし、主に多量排出事業者や準多量排出事業者に対して立入調査を行い、その際に契約書等にて収集・運搬及び処分の方法を確認しているということである。しかし、立入調査時においては契約書や廃棄物管理票等の閲覧及びヒヤリングだけでなく、契約書や減量等計画書等に記載のあった搬入先で適正に処分されているかどうかをサンプルで追跡調査を行い、排出業者に対する牽制を強化することが必要であると考え。また、市の処理施設への搬入以外の処理による場合であっても、実効性のある手段で、その処理実態を確認することも必要であると考え。

したがって、事業系一般廃棄物の排出者に対する廃棄物管理票の虚偽記載等に対する規制を強化することも必要性が高いと考えられるため、立入調査時には書類調査だけではなく、追跡調査を実施することがあることを対象事業者へ通知し、実際にサンプル的に調査を実施することを要望する。また、市の処理施設への搬入以外の処理による場合も、実態を把握し適正な処理がなされていることに関する情報収集と評価を行われるよう要望する。

### ③ 一般廃棄物処理計画の処理実態に基づいた条例の規定について（意見）

処理センター等の市の処理施設に搬入することができる産業廃棄物について、条例では次のように規定しており（第 29 条）、可燃性固形物を処理センターへ搬入することができる規定になっている。

「市は、産業廃棄物のうち、有害性物質を含まず、危険性がないもので、かつ、廃棄物の処理施設を著しく損傷するおそれがなく、市が行う廃棄物の処理に支障がないと市長が認める範囲内の可燃性固形物及び不燃性固形物を処理することができる。」

一方、「平成 23 年度川崎市一般廃棄物処理計画」においては、川崎市が処理する産業廃棄物は「ガラス及び陶磁器くず、がれき類」のみとなっている。この基本計画での記載は、産業廃棄物の処理ルートが確立されている現状を踏まえ、一般廃棄物処理計画では、事業者の適正処理を原則とし、焼却施設の受入は行わないとしているということである。現状では事実上、産業廃棄物である可燃性固形物については処理センターでは処理しないものであるため、条例の規定は現状の実態と乖離している。産業廃棄物の排出事業者や処理業者に誤解を与えないためにも、今後、条例改正の際には、条例第 29 条第 1 項の「可燃性固形物」の文言の必要性について検討し、削除するよう要望する。



## Ⅱ-5. 物品管理について

### 1. 物品管理について

#### (1) 概 要

川崎市の物品管理は、地方自治法及び川崎市物品会計規則等（川崎市職員被服貸与規則を含む。）に基づいて行われている。環境局を対象とした監査を実施する過程で、物品の概念に含まれる消耗品（ミックスペーパー手提げ袋及び公衆トイレ維持管理業務に係るトイレトペーパー等）や備品（特に重要備品であるごみ収集運搬車両等の不用品決定及び売却事務等、一部の生活環境事業所に設置された空気調整機等）の管理について、指摘事項等が検出されたことから、物品管理に対する職員の意識の向上のために、改めて物品管理に係る規則等の内容を整理することとする。

#### ① 物品の意義について

「物品」とは、地方自治法（第 239 条第 1 項）に定める物品（地方公共団体が所有し、使用のために保管する動産）であり、次の区分に分かれる（川崎市物品会計規則第 2 条及び第 6 条）。

- ア. 備品（比較的長期間にわたってその品質または形状を変えることなく、使用、保存に堪えるもの）
- イ. 消耗品（1 回または短期間の使用によって消耗するもの）
- ウ. 材料（工事または作業のため、建造物、製作品または加工品等の実体となるもの）
- エ. 動物（獣類、魚類及び鳥類で飼育管理しているもの）

ただし、「地方公共団体が所有し、使用するために保管する動産」であっても、「現金」、「公有財産」及び「基金」は、消耗品の定義からは除外される（地方自治法第 239 条第 1 項の列挙）。

このような物品の区分ごとに、管理の方法が異なっている。その中でも、物品の管理の基本は、物品出納員等が記帳すべき台帳による管理であり、その台帳に基づき、物品の使用等に対応する現物管理である。

#### ② 物品出納員及び物品管理者について

ここで、「物品出納員」とは、会計管理者の物品に関する事務（出納及び保管）を補助させるために設置した出納員であり（法第 171 条第 1 項、第 3 項及び第 170

条第2項第4号)、環境局にあつては、庶務担当係長または担当係長である(川崎市物品会計規則別表第3中欄)。当該物品出納員は、その所管する物品の出納・保管に関する事務を取り扱うものである(同規則別表第3右欄)。

また、「物品管理者」とは、物品の管理を適正かつ円滑に行うため設置された管理者であり(川崎市物品会計規則第14条第1項)、環境局にあつては課(室)長、所長等である(同規則別表第2中欄)。当該物品管理者は、所管する物品の出納通知及び使用中の物品の管理に関する事務を取り扱うものである(同規則別表第2右欄)。

### ③ 台帳管理及び現物管理等について

物品出納員は、次に示す帳簿を備えて整理しなければならないとされている(同規則第58条第1項)。すなわち、備品出納簿、消耗品出納簿、材料品出納簿及び動物出納簿である。

備品については、物品管理者は、備品整理簿を備えて整理しなければならない(同規則第59条)とし、備品の使用状況を把握するため、備品整理簿を備えて品名別に整理し、備品使用票を作成し整理することとしている(同規則第44条第1項)。備品を使用する際は、物品管理者は物品出納員に払出し通知をし、物品出納員は、備品票を付して交付する(同規則第37条の2)。使用されている備品については、備品票により現物と台帳(帳簿)管理を行うこととしている。

また、消耗品のうち、日常使用する消耗品については、1か月以内の所要数量を請求することとし、また、工事や作業等特殊な用途に使用する物品については、その必要数量を限り、物品管理者に請求しなければならない(同規則第37条第1項)。

なお、物品の出納保管その他の会計事務について、総合財務会計システムを利用することができる場合は、原則として、総合財務会計システムにより行うこととなっており(同規則第68条第1項)、事務の効率化が進んでいる。

### ④ 出納手続が省略できる物品について

物品のうち、出納手続が省略できるものは次のように規定されている。

すなわち、i 賄品及び賄材料、ii 式典及び会合等の催物の現場で消費する物品、iii 出張先において購入し、直ちに消費するもの、iv 官報、公報、新聞、追録または年度契約により購入する雑誌、v 記念品、報償品または配布を目的として購入した印刷物、vi これらに類する物品で会計管理者の認めるものとしている(同規則第54条第1項)。

また、備品出納簿及び消耗品出納簿等の登載を省略できるものとして、次のとおり規定している（同規則第 54 条第 2 項）。

ア. 上記出納手続が省略できる物品

イ. 図書館及び学校等において閲覧用図書として受け入れたもので、図書原簿に登載するもの

ウ. 上記ア及びイ以外のもので、会計管理者の認めるもの

ここで、上記ウ. の「会計管理者の認めるもの」とは、川崎市物品会計規則施行細則の 10. に明記されている。すなわち、「10. 受入後直ちに消費するもので、帳簿上の管理が必要ないと物品管理者が認めるもの（ただし、印紙、切手及びその他の証紙類並びに図書カード等のプリペイドカード及び商品券類並びに薬品、劇薬及び毒物劇物類並びにガソリン、灯油及びその他の石油類並びにその他法令で定める危険物類等を除く。）」としている。実際に環境局が購入した消耗品のうち、「(3) 結果」に掲載するミックスペーパー手提げ袋や公衆トイレ維持管理用のトイレトーパー等の出納管理について、この規定の認識に問題があった。

#### ⑤ 不用品の決定及びその売却または廃棄等について

物品が使用に堪えなくなったときなどは、物品返納書の作成により、物品管理者が承認をして、物品出納員等に物品の受入通知をしなければならない。この場合、物品出納員等は、返納物品受領書と引換えに使用者又は使用責任者から当該物品を受け入れることとなる（同規則第 41 条）。このようにして物品出納員が保管している物品を原則として不用物品という（同規則第 46 条第 1 項）。この不用物品のうち、物品管理者は、「能力の低下等を来し、修繕又は改造しても使用の見込みが立たないと認められるもの」等に該当する場合は、不用品として不用の決定及び処分の決定をすることができる。そのうち、車両等のように重要物品に該当するものは、局長承認により当該決定を行わなければならない（同規則第 47 条第 1 項）。

また、物品管理者は、売却又は廃棄の決定を行った不用品は、適宜取りまとめ、売却に必要な手続の請求または廃棄をしなければならない（同規則第 49 条第 1 項）。ただし、物品管理者が自ら売却に必要な手続の請求または廃棄ができる見込みがない不用品の処分については、会計室物品管理者と協議するものとされている。この場合において、会計室物品管理者が処分を行うこととなった不用品については、別に定める手続により（「不用品処理要領」）、処分を行うこととしている（同規則第 49 条第 2 項）。

このような規定は、環境局が所有し使用している清掃車両等について、それらの車両の不用品決定と売却の手続等に関連している（222～223 頁参照）。

## ⑥ 被服管理について

環境局は、生活環境事業所及び処理センター等に所属する技能職員、業務職員及び技術職員等を多く抱えており、業務等の内容に応じて、被服を貸与している。当該被服は、総務局人事部労務課（以下、「労務課」という。）所管の貸与被服と環境局独自に管理する被服があり、それぞれに管理の手法が異なっている。

すなわち、労務課所管の貸与被服の管理については、川崎市職員被服貸与規則（以下、「被服貸与規則」という。）に基づき、事務処理がなされており、一方、環境局所管の独自の被服については、当該被服貸与規則に準拠した事務処理ではないため、消耗品の出納事務と同様の事務処理（川崎市物品会計規則に準拠した事務処理）が要求されるものと考えられる。

これらふたつの被服の取り扱いの相違の中で、特徴的な相違点のひとつは、労務課所管の被服は、労務課が被服貸与台帳（被服貸与規則第4条第7項）により管理し、職務上必要な被服を貸与品の損耗の程度により必要に応じて貸与すること（希望貸与制）としていること、したがって、この貸与被服には労務課以外に在庫管理が生じないことである。一方、環境局所管の被服については、基本的には、労務課所管の標準的な貸与被服に該当しない被服を随時購入し、貸与するが、場合によっては、環境局内部に在庫が生じる場合があることである。

したがって、労務課所管の貸与被服には環境局として在庫管理は生じないこととされ、一方で、環境局所管の被服には在庫管理が生じる場合があることとなる。

### （2）手 続

被服貸与規則及び物品会計規則等、貸与被服、消耗品及び備品（以下、「消耗品等」という。）に関連する法令等について、適正な規定解釈を行い、関連する規則等が想定する被服管理、消耗品管理及び備品管理のあり方を検討した。また、環境局における消耗品等の管理状況を把握するために、消耗品出納簿等や受払台帳等を閲覧・分析し、各生活環境事業所及び各処理センター等における在庫管理等の状況を視察して把握し、必要な分析を行った。

### （3）結 果

上記の手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 生活環境事業所等における貸与被服の在庫管理について（指 摘）

労務課所管の貸与被服については、職員の異動等（異動、退職及び長期療養の病気退職等）によって、貸与の対象ではなくなったときには遅滞なく労務課に所属長を通して返納することとなっているため、環境局の所属に在庫は存在しないこととなっている（被服貸与規則第6条第1項）。また、既に着用済みで、他の職員への貸与が困難である場合には、その被服の返納を求めず、職員が管理及び処分することができることとしている。したがって、職員へ貸与される被服について、中古被服及び未使用品の在庫が所属に存在することは予定していないということである（労務課回答）。

しかし、外部監査の対象部門でもある生活環境事業所及び処理センター等に対する監査の結果、各所属において次のとおり、中古被服及び未使用品（新品）の在庫が存在していることが分かった（平成24年10月現在）。

【各事業所及び各処理センター等における貸与被服の種類別在庫枚数及び取得価格合計】

《中古被服集計枚数及び金額》

（単位：枚、円）

所 属	在庫枚数	金 額
南部生活環境事業所	337	1,097,240
川崎生活環境事業所	0	0
中原生活環境事業所	195	634,380
宮前生活環境事業所	194	620,355
多摩生活環境事業所	182	545,395
浮島処理センター	0	0
堤根処理センター	0	0
橘処理センター	22	72,510
王禅寺処理センター	13	36,100
加瀬クリーンセンター	0	0
入江崎クリーンセンター	0	0
浮島埋立事業所	0	0
合 計	943	3,005,980

《新品被服集計枚数及び金額》

（単位：枚、円）

所 属	在庫枚数	金 額
南部生活環境事業所	199	631,140
川崎生活環境事業所	441	1,462,590
中原生活環境事業所	243	833,600
宮前生活環境事業所	656	1,997,005
多摩生活環境事業所	452	1,519,140
浮島処理センター	122	391,410
堤根処理センター	68	253,295
橘処理センター	57	224,485
王禅寺処理センター	46	144,370
加瀬クリーンセンター	19	47,830
入江崎クリーンセンター	0	0
浮島埋立事業所	0	0
合 計	2,303	7,504,865

上記の集計表によると、中古被服の在庫は、943枚で現在の単価で換算すると

301 万円の金額規模である。一方、新品被服の在庫は、2,303 枚で同じく約 750 万円であった。

労務課所管の貸与被服のうち、中古被服については、労務課としては職員個人で処分することとしており、また、新品被服については、被服貸与規則第 6 条第 1 項本文により、返納を求めているため、環境局の各部門における現在の在庫被服の管理は、規則等に反する事務管理ということとなる。

したがって、環境局は、労務課所管の貸与被服の取り扱いについて、労務課と協議し、事実上在庫管理している新品の被服を被服貸与規則等に基づいて返納するのか、また、中古の被服は処分すべきであるのか、それとも、労務課から環境局関連所属長への、いわゆる「保管換え」（物品会計規則第 39 条参照）の準用により対応するのか、または、環境局のごみ収集・運搬等業務の特殊性を考慮し、現在の被服保管の原因等に対応して、一定のルールのもとで受払管理をすることを前提に所属での保管を認めるのかなど、明確なルールの創設に努力されたい。

## ② 生活環境事業所等における在庫管理の必要性について（意見）

それでは、何故、上記の所属では多数の中古及び新品被服を保管しているのだろうか。その疑問に対する明確な回答を環境局から入手することは難しかったが、貸与被服のこれまでの経緯や多数の技能業務職員等が所属する職場での被服の需要のあり方等を勘案すると、事実上、適正な在庫量の被服を常時準備することが必要であると考え、ことに合理性がないとは言えない。この件について、以下のとおり検討することとする。

まず、現在の在庫被服の存在については、環境局の担当とのヒヤリングによると、様々な原因が考えられるということであった。例えば、被服を貸与されていた職員が退職するに当たり、それらの被服について、中古でも新品でも所属事業所等にそれらの処分を任せていくケースや希望貸与制に移行する前の制度のもと、多数の着替えを持つよりも所属に事実上保管してもらっていたケースなど、様々なケースが考えられるということであった。それぞれのケースを考えた時に、現場の職員は、各生活環境事業所等の業務実態（不適正排出ごみによる被服の破損及び汚れ等）により、急遽予備の被服を必要とする作業現場の実態や繁忙期における臨時の技能業務員に対する被服の貸与の実態等を熟知しており、退職時等の処分を事実上、所属に依頼・申し出などしていったのではないかと考えられる。

次に、被服貸与規則が予定していない各所属での在庫の必要性について考えてみたい。すなわち、上記のように様々な原因による被服在庫の事実上の存在に対しては、被服貸与規則では、職員が新たに被貸与者に該当した時、労務課長に

対して所属長を通じて、貸与認定の届出を提出し、労務課長が認定して被服を貸与することとなっている（被服貸与規則第4条）。また、労務課長は業務の状況や貸与品の損耗の程度により、必要があると認めるときは、貸与表に掲げる貸与期間を延長し、または短縮することができる（被服貸与規則第7条）。このような手順がごみ収集作業の現場における被服の損耗等という緊急時に速やかになされるものかどうかについて、環境局は検討する必要がある。現在の希望貸与制のもとであっても、職員は、一般的には予備として被服を複数保管しているものと考えられるが、すべての被服損耗等のケースについて、上記のような被服貸与規則が予定する手順により迅速に対応できるかどうか疑問が残る。

ごみ収集作業等という環境局の作業実態による被服の損耗等の状況や夏季等の臨時職員受け入れ時点での被服の需要の状況等を実績に基づいて検証し、各所属における必要在庫量の必要性を十分に検証されるよう要望する。また、被服貸与規則の規定の解釈により、退職者等による中古の被服の個人処分に伴う旧所属への事実上の寄託等に対する対応が可能であれば、職務上、正式に受払管理をすることで、中古の被服の在庫管理を合理的に行うルールを検討する必要がある、環境局全体として、受払簿の様式設定など、統一ルールを決定するよう要望する。また、新品の被服在庫についても、その発生原因の的確な把握を行い、被服貸与規則上での原則的な対応を踏むべきものであるのかどうか、貸与被服の所管課である労務課と十分に協議し、合理的で現実的な対応を図るよう要望する。例えば、現在の希望貸与制に移行する前の制度のもとでの、当時の新品在庫であるとすれば、新品であっても中古の被服とみなして、中古被服の取り扱いに準じて取り扱い、今後の貸与希望者に優先的に当該新品在庫を充当するなどして、今後は、適正在庫量だけを管理するなどの対策をとるよう要望する。

ちなみに、各事業所等における適正在庫量がどの程度の水準であるかについて、これまで、事実上、被服の在庫管理として受払簿を作成してきた宮前生活環境事業所の事例等を参考に、適正在庫量をそれぞれ設定することが求められるものとする。

なお、各所属別における被服の種類別在庫数量等を合計して作成した集計表が次に掲げるものである。各所属においては、この集計表の基礎データとなった各所属別、種類別被服集計表に基づき、労務課及び環境局総務部庶務課の方針のもとで、所属における被服管理を適正に実施されることを要望する。

【全所属種類別中古被服】

(単位：枚、円)

被服種類	残数	金額
作業服上衣ボタン	130	506,350
作業服ズボン	409	1,224,955
作業服シャツ	281	796,635
防寒衣ジャンパー	6	46,140
防寒衣コート	6	49,110
夏作業帽	45	59,400
冬作業帽	17	23,630
長編靴	7	47,040
短靴	6	28,440
中編靴	36	224,280
合 計	943	3,005,980

【全所属種類別新品被服】

(単位：枚、円)

被服種類	残数	金額
作業服上衣ボタン	272	1,059,440
作業服ズボン	1044	3,126,780
作業服シャツ	554	1,570,590
防寒衣ジャンパー	49	376,810
防寒衣コート	5	40,925
夏作業帽	78	102,960
冬作業帽	124	172,360
長編靴	79	530,880
短靴	58	274,920
中編靴	40	249,200
合 計	2303	7,504,865

### ③ 生活環境事業所等における局独自被服の管理について（指 摘）

労務課所管の被服だけでは環境局の現場作業の際に着用する被服としては十分ではないため、環境局が独自に調達している。今回の外部監査において、生活環境事業所の会議室に在庫として保管している被服を調査し、集計した結果、次の表に示すとおり、耐火用防寒衣及び中編靴等の被服が 297 アイテムで、金額換算すると約 176 万円であった。

【環境局独自被服の種類別在庫枚数及び取得価格合計】

(単位：枚、円)

被服種類	在庫枚数	金額
短靴	34	161,160
中編靴	25	155,750
長編靴	19	127,680
中編靴（マジックテープ式）	32	199,360
耐火用防寒衣	120	922,800
作業服上衣	8	31,160
作業服シャツ	25	70,875
作業服シャツ（女性用）	14	39,690
作業服ズボン	16	46,720
夏作業帽	1	1,320
冬作業帽	3	4,170
合 計	297	1,760,685

このような環境局独自の被服は、消耗品費で購入され、該当する職員にすべて払い出されていれば、在庫管理の事務を行う必要はない。しかし、ごみ収集・運搬、処理処分の現場において、それぞれの季節の中でのごみ収集運搬作業等を行う職員に対して、適時適切に当該被服を貸与するためには、一定の適正量の被服を保管することは合理的である。このような被服の保管の合理性を前提とすると、被服という消耗品の出納管理が要求される。

川崎市物品会計規則によると、消耗品については物品のひとつとして、原則的に、出納手続や出納簿の記帳が求められている（同規則第 31 条～第 45 条、第



58条等)。しかし、このような出納手続や記帳義務の例外として、出納手続を省略することができるものや消耗品出納簿等の登載を省略できるものを限定的に列挙している（本項目の概要を参照。物品会計規則第54条第1項及び第2項並びに川崎市物品会計規則施行細則の10.）。

このような出納手続の省略及び消耗品出納簿登載の省略に列挙された事由に、上記の表に掲載した環境局独自の被服の実際の取扱いは、該当しないものと解釈しなければならない。したがって、被服貸与規則の規定に準拠して出納処理がなされる労務課所管の貸与被服に対して、その被服の範疇から外れている環境局独自の貸与被服については、原則として、物品会計規則に規定される出納手続及び消耗品出納簿への記帳を行わなければならない。現在の出納記録が存在しない状況では、上記の在庫の存在が簿外という位置づけになり、在庫品の杜撰な管理という非りを免れない。環境局独自の被服の適正な出納処理及び保管管理について認識を再確認し、規則に従った事務処理を行われたい。

なお、上記のような合规性監査の指摘事項を踏まえながらも、局独自の被服管理の効率性と現実には局独自の被服に係る受払簿管理の実態を考慮すると、物品会計規則等の解釈により、購入した被服の出納は受け入れて即払い出す処理をするか、または、規定の改正により、出納簿管理を省略する事例のひとつとするか、いずれかの判断を行うことが現実的な解決策であると考え。なぜなら、環境局における作業の実態と局独自の被服の需要状況をヒヤリングした結果、そもそも労務課所管の貸与被服に該当しない被服について、清掃事業という特殊な作業の実態から必要ということで、局独自に必要な被服を購入するようになった経緯があった。そのことから考えると、消耗品の交付請求と払出手続について、作業等の特殊性から必要枚数を購入したものは、全て出納簿上で受入れと同時に払い出される処理を行い、交付請求等は1度で済むという解釈を行うことも可能である（物品会計規則第37条第1項後段）。その場合、局独自被服の現在の在庫については、既に受払管理を行っている現状を考慮すると、改めて形式的な出納簿への受入れ即払出しの記帳を行う実益があるか疑問である。今後の事務処理に当たっては、物品出納の所管部門と協議して、該当する規定の解釈による解決策として上記のような処理を行うことも検討する必要がある。

または、出納簿登載を省略できる場合については、規則上は限定的に列挙されているが（同規則第54条第1項、第2項等）、実際には、その省略可能な物品に該当しないものでも出納簿記帳の省略が事実上行われている実態がある。そうであれば、当該規定の見直し、または、「会計管理者の認めるもの」として細則上記載している規定の見直しを行うかなど、より現実的な対応が求められているものと考え。その場合でも、必ず現場での物品管理の基本である受払簿管理を実施することが前提にならなければならない。

④ 公衆トイレ維持管理に必要なトイレットペーパーの在庫管理について

ア. 消耗品出納簿の管理状況について（指 摘）

各生活環境事業所では、市内に点在する公衆トイレの維持管理業務を行っている。現在市内には環境局が維持管理を行っている公衆トイレは15か所あり、そのうち、溝口駅前広場公衆トイレは他局からの管理換えという経緯があり、業務委託により維持管理を行っているため、残りの14か所の公衆トイレを5つの生活環境事業所が維持管理している。それぞれの生活環境事業所の管理する公衆トイレの数は次のとおりである。

- i 南部生活環境事業所：小島新田駅前公衆トイレ含む3か所
- ii 川崎生活環境事業所：川崎駅前東口公衆トイレ含む2か所
- iii 中原生活環境事業所：武蔵小杉駅前公衆トイレ含む4か所
- iv 宮前生活環境事業所：宮前平駅前公衆トイレ含む2か所
- v 多摩生活環境事業所：登戸公衆トイレ含む3か所

公衆トイレの維持管理に必要な消耗品のうち、主たるものはトイレットペーパーである。トイレットペーパーは各生活環境事業所でその必要量を年間で数回に分けて購入している。各生活環境事業所におけるトイレットペーパーの購入状況は次の表に示すとおりである。

【各生活環境事業所のトイレットペーパー管理状況：その1】

所 名	契約形態	公衆トイレ 維持管理数	購入回数	購入個数	記帳の有無	
			回	個	消耗品出納簿	受払簿
南部生活環境事業所	総価契約	3	2	2,400	記帳なし	記帳なし
川崎生活環境事業所	総価契約	2	5	11,520	記帳なし	記帳なし
中原生活環境事業所	総価契約	4	4	16,320	記帳なし	記帳なし
宮前生活環境事業所	総価契約	2	3	3,420	記帳なし	記帳有
多摩生活環境事業所	総価契約	3	4	4,800	記帳なし	記帳なし
合 計	—	14	18	38,460	—	—

注：実績は平成23年度における管理状況である。

このような各生活環境事業所のトイレットペーパーの購入状況等から判断すると、出納手続や消耗品出納簿の記帳を省略することはできないため、消耗品出納簿の登載を行い、受払を記録する必要がある。しかし、5つの生活環境事業所はすべて、消耗品出納簿への記帳を行っていない（表中、「消耗品出納簿」の「記帳の有無」の欄にすべて「記帳なし」と記載されている。）。

各生活環境事業所は、公衆トイレの維持管理用として大量のトイレットペーパーを複数回に分けて購入し、払出しを行って、事実上の在庫管理も行っている。

るため、物品会計規則に従って消耗品出納簿に記帳し、出納管理を適正に実施されたい。なお、消耗品出納簿の記帳はすべての生活環境事業所で行われていないが、宮前生活環境事業所だけは、現場における受払記録をノート上で実施し、トイレトペーパーの受払管理を事実上行っている。今後は、消耗品出納簿による管理を徹底し、現在、宮前生活環境事業所で行われている受払ノートによる管理は、消耗品出納簿による管理へと移行することが合理的である。

## イ. 購入管理の状況について（意見）

次の表は、各生活環境事業所の平成 23 年度におけるトイレトペーパーの購入個数と維持管理を行っている公衆トイレの数の関係を示したものである。この表で分かることは、次のことである。

- i 中原生活環境事業所は維持管理する公衆トイレが 4 か所と一番多く、しかも、公衆トイレ 1 か所当たりトイレトペーパーの購入数が 4,080 個と第 2 番目であること。
- ii 南部生活環境事業所は維持管理する公衆トイレが 3 か所と宮前生活環境事業所より 1 か所少ないが、公衆トイレ 1 か所当たりトイレトペーパーの購入数が 800 個と最小であること。
- iii 川崎生活環境事業所は維持管理する公衆トイレが 2 か所と一番少ないが、公衆トイレ 1 か所当たりトイレトペーパーの購入数が 5,760 個と最大である。

【各生活環境事業所のトイレトペーパー管理状況：その2】

所 名	公衆トイレ 維持管理数	購入個数	1公衆トイレ当 たり購入個数
		個	
南部生活環境事業所	3	2,400	800
川崎生活環境事業所	2	11,520	5,760
中原生活環境事業所	4	16,320	4,080
宮前生活環境事業所	2	3,420	1,710
多摩生活環境事業所	3	4,800	1,600
合 計	14	38,460	2,747

注1：実績は平成23年度における管理状況である。

上記の特徴からは、トイレトペーパーが通常の目的で使用されているとしたら、1 公衆トイレ当たりトイレトペーパー購入数が多い川崎や中原両生活環境事業所の公衆トイレ維持管理業務には、比較的重い負荷がかかっていることが予想される。公衆トイレ 1 か所当たり購入トイレトペーパーの数が最大の川崎生活環境事業所（5,760 個）と南部生活環境事業所（800 個）との差は 7 倍以上の開きがある。確かに、川崎や中原両生活環境事業所においては、他の

事業所と異なり、1 ロール当たりの長さが2分の1(65m)であるということであった。その分、通常の使用を前提に考えれば、より多くの消費数が予想される。

しかし、特に購入個数の多い川崎や中原両生活環境事業所については、使用実態に合った購入であるかどうかについて、再度、公衆トイレの現場における維持管理業務の中で検証することを要望する。なお、視察時に中原生活環境事業所の保管状況を確認したが、96個入りの箱が10箱、2か所に分けて管理されており、現物管理のためのスペースが手狭になっていることが分かった。また、平成23年度における同事業所の払出し個数は、17,280個であったと報告を受けている。

#### ウ. 適正な購入管理について（意見）

公衆トイレの維持管理業務の中で、業務に不可欠なトイレットペーパーの購入は、生活環境事業所ごとに契約されている。契約単価を算定すると1ロール当たり34円と同額であった。

このように契約事務は各生活環境事業所が別々に行っているにもかかわらず、契約単価は34円と同額である必然性は高くないはずである。また、1ロール単価が適正な単価水準であるかどうか、経済性・効率性の面から疑問が残る。なぜなら、市販のトイレットペーパーの1個当たり単価とほぼ同額であるからである（11月現在、特定の店舗の店頭価格調査：Aメーカーの単価は31.5円/個、Bメーカーの単価は33.17円/個）。

現在の契約手法とその契約単価について、競争性を誘引し、より安い調達を達成するために、今後は、契約方式を各生活環境事業所で行う方式から、持ち回り制などで、特定の事業所が幹事となり全事業所の必要数を調査して年間単価契約を実施し、適切な納入回数を指定することで、在庫管理についても効率化する可能性がある。収集計画課は、各生活環境事業所の購入実態と在庫管理の実態を再度把握し、全事業所と協議して、より経済的・効率的な調達手法を導入するよう要望する。なお、現在の購入手法に基づいた契約単価等の情報については、次の表のとおりである。

【各生活環境事業所のトイレトーパー購入実績】

所 名	購入回数	購入金額	購入箱数	1回当たり	購入個数	1箱当たり	1個当たり
	回	円	箱	購入箱数	個	購入個数	購入単価
南部生活環境事業所	2	162,750	40	20	2,400	60	68
川崎生活環境事業所	5	393,120	120	24	11,520	96	34
中原生活環境事業所	4	551,880	170	43	16,320	96	34
宮前生活環境事業所	3	232,533	57	19	3,420	60	68
多摩生活環境事業所	4	334,320	80	20	4,800	60	70
合 計	18	1,674,603	467	26	38,460	82	44

注1：実績は平成23年度における実績である。

## エ. 公衆トイレ維持管理業務のあり方について（意 見）

各生活環境事業所は前述したとおり、現在、14 か所の公衆トイレの維持管理を直営で実施している。また、溝口駅前広場公衆トイレの維持管理業務については、他局からの業務の管理換えの経緯があり、業務委託の手法で維持管理を実施している（平成 23 年度清掃及び軽易修繕等業務委託の実績 1,701,000 円：請負業者・K協同組合）。

前述のア. からウ. までの経済的に最適なトイレトーパー購入回数とその結果としての購入金額の削減の試算にあるとおり、現在の購入手法を変更した場合、1 回当たりの購入箱数が 43 箱となることから、在庫管理に手数がかかることとなる。また、当該維持管理業務には、職員（再雇用職員中心の業務実施を環境局は目指している。）が従事しており、民間と公務員の人件費の違いが、業務実施コストの差異として大きく反映される。また、公衆トイレの一部設備が故障した場合、迅速に工事の手配等に対応しなければならない。

確かに、公衆トイレの維持管理業務の実施状況によっては、市民が衛生的にも気持ちよく、安心して公衆トイレを使用することができ、施設の不備や老朽化等による使用不能などへの速やかな対応をする必要があり、公的な部門の関与が欠かせないと考えられる。完全に民間化した公衆トイレは、一部有料化の必要が生じ、または、様々な有料施設の中のひとつの利便施設として位置付けられなければならないことも確かである。

しかし、公衆トイレの維持管理業務が必ず直営職員の実施による業務の遂行形態でなければならない積極的な理由はなかなか見いだせないものとする。前項まで消耗品の最適な在庫管理や発注管理等という視点での、ミクロの意見を述べてきたが、当該業務に係る川崎市行財政改革プランでの再雇用職員化方向での検討の中で、再度、民間委託の可能性について、業務の公的側面（衛生面、安全面及び防犯面等）と経済性の面（コスト面等）、また、民間活力の促進の面などの比較衡量を十分に実施し、合理的で説明可能な論拠に基づく結論を見出されるよう要望する。

## ⑤ ミックスペーパー手提げ袋の管理について（指 摘）

### ア. 事業の経緯及び概要について

ミックスペーパー手提げ袋は、平成 21 年度に消耗品費の執行により、購入されたものである。その購入枚数は、40,000 枚であり、814,800 円の予算が執行されている。その目的は、ミックスペーパー分別排出の普及広報のためであるとしている。ミックスペーパーの分別収集は、次のような経緯によりモデル実施され、平成 23 年度からは全市で実施されるに至ったものである。

平成 18 年 11 月：ミックスペーパーモデル収集開始

（川崎区、幸区の約 4,200 世帯で実施）

平成 19 年 4 月：ミックスペーパーモデル収集拡大

（川崎区、幸区の約 15,200 世帯で実施）

平成 20 年 4 月：ミックスペーパーモデル収集拡大

（全市域の 100,000 世帯で実施）

平成 23 年 3 月：ミックスペーパー分別収集全市実施

（全市域で実施）

このようにミックスペーパーの分別収集は現在全市で実施されているが、従来から普通ごみの中に紙ごみが多く混入され排出されていたことから、紙ごみの排出抑制と分別収集によるリサイクルを目的にしている施策である。そして、ミックスペーパー手提げ袋が作成され購入された時期は、平成 20 年 4 月にミックスペーパーモデル収集が全市へと拡大した翌年度に該当する。環境局としての大きな施策について、市民向けに普及啓発を目的としてミックスペーパー手提げ袋が作成されたものである。

### イ. 管理の状況について

南部生活環境事業所を監査手続の実施の中で視察した際に、実質的に倉庫として使用されている会議室に管理責任が十分に認識されない状態で 5,000 枚（200 枚入り箱で 25 箱分）が保管されていた。この在庫は、南部生活環境事業所の管理分ではなく、減量推進課の管理分であった。

その後、所管課である減量推進課に対するヒヤリングで分かったことは次のとおりである。

ミックスペーパー分別排出の普及広報目的で、平成 21 年度に 40,000 枚購入されたミックスペーパー手提げ袋は、現在までの間に 2,575 枚が配布されて、現在 37,425 枚が各生活環境事業所等に分散して保管されている。

平成 21 年度に購入された後、減量推進課分と各生活環境事業所分として配布され、当初の目的のもとで、随時配布されることとなっていたが、時間の経過とともにその存在さえも忘れ去られていたというのが事実であった。

【ミックスペーパー手提げ袋保管状況調査結果】

区 分	未開封箱数	バラ枚数	合計枚数	摘 要
減量推進課	25	0	5,000	南部生活環境事業所で保管。
南部生活環境事業所	37	0	7,400	中原生活環境事業所分を12箱程度保管。
川崎生活環境事業所	25	0	5,000	
中原生活環境事業所	5	0	1,000	
宮前生活環境事業所	48	150	9,750	
多摩生活環境事業所	46	75	9,275	
合 計	186	225	37,425	

#### ウ. 出納管理と事務執行に当たっての経済性・効率性について

ミックスペーパーのモデル事業が全市に拡大し、その分別収集の完全実施に向けて、局を挙げて努力している際の杜撰な管理は、たとえ少額の消耗品であっても、市民にとってはごみ排出の意識向上や排出の利便のために、有効な手段として購入されたものであることから問題である。購入した消耗品の出納簿管理がなされていないという財務的な指摘事項も重要である。出納簿への登載と現物の管理を併せて実施されたい。さらに重要なことは、政策遂行の手段として予算執行されたものが、有効に活用されずに倉庫にこれまで眠っていたということは、公務員の事務の執行に当たっての指針のひとつである経済性・効率性の原則及び効果的な事務の実施の精神<sup>註</sup>が現場レベルで形骸化しているのではないかと疑いを抱かせる事象のひとつであり、公務員として基本的な認識を新たにしていきたい。

注：地方自治法第2条第14項

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」

今後の配布予定を明確にするよう担当課に対して回答を求めたところ、今後のミックスペーパー用手提げ袋の適正管理及び配布方法については次のとおり改善するということであった。

- i 減量推進課及び生活環境事業所ごとに、保管するミックスペーパー手提げ袋の台帳を作成し、適正な在庫管理を徹底する。
- ii 平成25年2月以降に開催する、収集体制見直しに伴う住民説明会(1,000回程度の開催予定)等において、説明用資料や啓発品と併せて活用するなど、今後は、様々な場面で計画的かつ効果的に使用する。

## ⑥ 備品管理の状況について

### ア. 工事で設定した備品の管理について（指 摘）

工事請負費の執行により整備した財産が、品目的にも性質的にも備品の概念に含まれる場合には、公有財産として台帳管理するのではなく、備品出納簿（物品出納員の管理）や備品整理簿及び備品使用票（物品管理者）、重要物品（100万円以上の取得価格の物品）である場合には重要物品整理票兼管理簿に登載することが求められている（物品会計規則第44条第1項、第45条第1項、第58条第1項）。

このような財産管理や物品管理の原則的考え方に沿わない事務処理がなされているか、または、本来の物品管理がなされていないか、いずれかの実態が生活環境事業所等の現場視察の際に把握された。

例えば、中原生活環境事業所では、事業所の庁舎の老朽化に伴い、建設時に建物附属設備として設置されていた空気調整設備（建物台帳登載すべき建物附属設備）が機能しなくなり、現在では、庁舎の各室の天井付近の壁に空気調整器（パッケージ型エアコン）が工事により取り付けられていた。この空気調整器は、現在も稼働しているが、物品台帳での管理がなされていない。その原因は、当該空気調整器が、建設時に整備されている空気調整設備の除却工事により、取り替えられた設備ではないにもかかわらず、公有財産（建物の一部）という認識を無意識のうちに有していることによる。品名的にも機能面でも備品である物品については、備品購入費という予算科目で執行されていなくても、工事の設計書等の積算から取得価格を算定して、物品出納簿等に登載する必要があるものである。物品管理及び公有財産管理の基本に忠実に財務管理を実施されたい。なお、パッケージ型エアコンであってもダクトを通じて相当広範囲に冷暖房を機能させるものは、建物附属設備として建物台帳に登載する必要があるが、当該空気調整器はこれに当たらない。また、公有財産種別表（川崎市公有財産事務取扱要領第5条別表第1）には、「工作物」のひとつとして「28 冷暖房：冷暖房装置、恒温恒湿装置等各一式・・・」という記載があるが、ここでいう「冷暖房装置、恒温恒湿装置等」は、建物附属設備でも物品（備品）でもなく、たとえば理化学用等の機械類を対象とした記載であるため、ここで問題にしている空気調整器は、工作物にも該当しない。

また、同様の事例であるが、工事により老朽化した給湯器を取り外し、新しい給湯器を設置していたが、物品としての管理を行っていた。この事例は、工作物である給湯装置として公有財産管理を行うべきものである（同別表第1「29



給湯」)。そして、老朽化して取り外した給湯器については、取り払った給湯器の価額を控除する必要がある（工作物取扱要領第4条第1項第5号）。

#### イ. 備品の売却について（意見）

車両の廃車に伴い、不用品として会計室へ移管され、財政局資産管理部契約課において売却されるごみ収集車両、し尿収集車両及び浄化槽清掃車両等に係る契約価格が不用品としての売却であるため、低価格であり、車両の使用価値及び機能等を適正に反映した価格とはなっていないものと考えられる。この点に関する監査意見は、車両関連監査意見（Ⅱ-6：222～223頁）で述べることとする。

## Ⅱ-6. リース物件等の事務処理について

### 1. 監視カメラ及び車両等事業用備品のリース事務について

#### (1) 概 要

##### ① 監視カメラ及び警報装置のリース事務について

環境局は、不法投棄への対策の一環として、特に不法投棄が多い箇所にて平成 19 年 6 月 1 日から順次、監視カメラ及び警報装置（以下、「監視カメラ等」という。）を設置している。平成 24 年 3 月末日時点で市内 8 箇所において設置を完了している。

監視カメラ等はリース契約により導入している。平成 24 年 3 月末日時点では、A 社との間で 3 箇所の監視カメラ等について 2 つの賃貸借契約を締結し、B 社との間で 4 箇所の装置について 3 つの賃貸借契約を締結している。いずれの賃貸借契約においても、契約期間は 5 年間である。

##### ② 廃棄物車両のリース事務について

環境局では、廃棄物事業等に供する車両（以下、「廃棄物車両」という。）の導入方法について、購入による導入とリースによる導入の 2 つの形式を採用している。局が使用する廃棄物車両の台数（以下、「使用台数」という。）は、平成 23 年度において合計 276 台であり、うち、局が購入により保有している台数（以下、「所有台数」という。）は 142 台であり、リースにより保有している台数（以下、「リース台数」という。）は 134 台である。

全てのリース契約において、リース期間については 7 年間とされ、その後、原則として、3 年間の再リース契約が締結されて、合計 10 年間、それらの車両が使用されるルールとなっている。現在では、再リース契約の締結を除き、新たなリース契約を締結しておらず、購入による車両導入のみを行っている。

廃棄物車両の一覧は次のとおりである。

【廃棄物車両一覧表】

(単位：台)

区 分		H23年度 所有台数	H23年度 リース 台数	H24年度 所有台数	H24年度 リース 台数	
ご み 収 集 部 門	超 小 型 ご み 車	0	2	1	1	
	C N G 小 型 ご み 車	1	1	0	0	
	小 型 ご み 車	4	20	4	17	
	ハイブリッド小型ごみ車	32	6	56	6	
	C N G 中 型 ご み 車	0	0	0	0	
	中 型 ご み 車 8 m <sup>3</sup>	24	17	23	10	
	中 型 ご み 車 8 m <sup>3</sup> (コンテナ傾倒装置付)	19	23	19	17	
	中 型 ご み 車 (強制圧縮)	10	1	9	1	
	中 型 ご み 車 (圧縮板・コンテナ傾倒装置付)	0	3	0	3	
	大 型 コ ン テ ナ 車	0	3	0	3	
	小 型 空 き 瓶 収 集 車	0	10	0	0	
小 計	90	86	112	58		
道 路 清 掃 部 門	道 路 ご み 収 集 車 (3m <sup>3</sup> )	0	2	0	2	
	道 路 ご み 収 集 車 (4m <sup>3</sup> )	0	3	0	2	
	ハイブリッド道路ごみ車	1	0	2	0	
	小 計	1	5	2	4	
ご み 中 間 処 理 部 門	大 型 ご み 中 継 運 搬 車 (アームロール車)	15	0	15	0	
	大 型 ご み 中 継 運 搬 車 (鉄道輸送用)	0	5	0	5	
	C N G 中 型 粗 大 ご み 車 (鉄道輸送用)	0	0	0	0	
	焼 却 灰 運 搬 車	0	5	0	5	
	焼 却 灰 運 搬 車 (鉄道輸送用)	0	7	0	7	
	中 型 沈 澱 池 清 掃 車	0	1	0	1	
	大 型 沈 澱 池 清 掃 車	0	1	0	1	
	動 物 死 体 運 搬 車	0	1	0	1	
	破 碎 ご み 運 搬 車	0	2	0	2	
	破 碎 ご み 運 搬 車 (鉄道輸送用)	0	1	0	1	
	フ ォ ー ク リ フ ト	5	0	5	0	
小 計	20	23	20	23		
し 尿 ・ 浄 化 槽 関 係	し尿収集 ・浄化槽 清掃部門	小 型 し 尿 車	0	8	1	7
		大 型 し 尿 運 搬 車	0	1	0	1
		小 型 浄 化 槽 車	0	3	2	1
		中 型 浄 化 槽 車	2	4	4	2
		大 型 浄 化 槽 車	0	2	0	2
	小 計	2	18	6	14	
し 尿 処 理 部 門	脱 水 汚 泥 運 搬 車	0	1	0	1	
	貯 留 槽 清 掃 車	1	0	1	0	
	小 計	1	1	1	1	
埋 立 部 門 及 び そ の 他	資 材 運 搬 車	1	0	1	0	
	再 利 用 品 運 搬 車	2	0	2	0	
	軽 四 輪 貨 物 自 動 車	21	0	21	0	
	埋 立 維 持 作 業 車	0	1	0	1	
	ホ イ ー ル ロ ー ダ	1	0	1	0	
	ワ ゴ ン 車	0	0	0	0	
	ラ イ ト バ ン	3	0	3	0	
小 計	28	1	28	1		
合 計		276		270		

注：この表の台数には、車検等対策車は含まれていない。

環境局の廃棄物車両について、リースによる導入が始まったのは、平成 14 年度頃からである。平成 13 年 6 月に『自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法』が改正され、同法が定める窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準に適合した車両を導入することが必要となった。しかし、車両を一度に買い替えることは、当時の財政状況や予算措置上、課題があったため、リースによる車両導入が進められたようである。リース契約期間については 7 年間であり、その後、原則として 3 年間の再リース契約が締結される。

現在では、平成 14 年度頃からのリース契約により導入した廃棄物車両について、当初のリース期間が終了し、その後、再リース契約による 3 年の期間が満了となる時期である。財政危機宣言を行った平成 14 年度前後の財政状況と比較すれば、市の財政状況も改善の方向で進んでいるが、近年の世界的な金融危機や欧州の財政危機などの影響もあり、日本における中央政府及び地方公共団体の財政状況は、決して予断を許す状況にはない。そのような状況の中で、環境局では、リースよりも購入により、車両を導入する方が費用も低廉であるとして、順次購入による導入に切り替えている。また、今後も車両に係るリース契約の満了に伴い、リースから購入への切り替えを予定しており、今後新たにリースによる車両導入は検討していない。

また、環境局は購入した車両の使用期間を 10 年間と定め、10 年経過した車両については、不用品として、一般競争入札により売却している。平成 23 年度は、合計 22 台の車両が売却の対象となり、全て売却されている。その際の車両購入費に対する売却金額の割合は平均 6.74 パーセントであり、売却金額合計は約 1,930 万円であった。このような車両の売却に伴う財産売却収入は、環境局の特定財源としての財産売却収入にはならない（会計室の不用品売却収入として計上）。なお、仮に故障等により車両としての価値がなくなった場合には、鉄屑等として一般競争入札により売却が行われている。

## (2) 手 続

当該事項に係る監査の実施に当たっては、監視カメラ等の導入手続及び廃棄物車両の導入手続に関する監査手続を、次のとおり実施した。

- i 平成 23 年度における廃棄物車両の内訳及び廃棄物車両の導入手続並びに監視装置の内訳及び監視カメラ等の導入手続について、担当課である生活環境部収集計画課及び廃棄物指導課から説明を受け、それに対して必要な質問等を行った。

- ii 上記の概要で示した監視カメラ等に係るリース契約の内容、廃棄物車両に係るリース契約の内容及び不法投棄の実績等を閲覧し、リース契約の合規性及び合理性に関する検証を行った。
- iii 廃棄物車両の購入価格とリースで導入した場合の支払リース料総額との比較、廃棄物車両の売却価格及び売却手続について、担当課である生活環境部収集計画課から説明を受け、必要な質問を行った。
- iv 上記の廃棄物車両の購入を検討する際に使用したリース契約との比較資料、購入車両の売却実績一覧等の資料等を閲覧し、廃棄物車両の購入方針及び売却手続の合規性及び合理性に関する検証を行った。

### (3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項は検出されなかった。なお、次のとおり、意見を述べることとする。

#### ① 監視カメラ等の導入における契約方式について（意見）

監視カメラ等導入に係るリース契約の内容については、以下のとおりである。

区分	リース会社	リース対象物 (台数)	契約期間	総額	契約方法
1	A社	監視カメラ(2)	H19.12.1~H24.11.30	3,729,915	指名競争
2	A社	警報装置(6)	H19.6.1~H24.5.31	4,192,416	指名競争
3	B社	警報装置(2)	H20.3.1~H25.2.28	1,480,500	指名競争
4	B社	警報装置(2)	H21.12.1~H26.11.30	510,300	随意契約
5	B社	警報装置(2)	H22.3.1~H27.2.28	611,100	随意契約

注：「契約期間」は略号で記載している。

例えば、「H19.12.1」は「平成19年12月1日」を略したものである。

上記のとおり、各リース契約は、リース対象物が重複しているにも関わらず、数度に分けて締結されている。担当課の説明によれば、市内の不法投棄の状況に

応じて、監視カメラ等の導入を順次行ったため、契約数が複数になったということである。なお、監視カメラ等の設置場所の選定過程については、A社の監視カメラの設置場所についてしか、文書の上では残っておらず、他の警報装置のリース契約については、当該契約の締結に至るまでの選考過程は不明である。

上記の表に示すとおり、警報装置の契約数が複数になったことから、ひとつの契約当たりの契約金額が低下し、B社との直近2つ（4番目と5番目）の契約については、随意契約によっている（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、川崎市契約規則第24条の2第3号：80万円以下の賃貸借契約の場合）。

当該2つの契約については、次のような特徴を有している。

- i いずれも警報装置2台の契約について、平成21年12月1日付の契約日と平成22年3月1日付の契約日に示されるとおり、同一年度内で、わずか3か月しかその期間が離れていないこと。
- ii 契約金額が約51万円と約61万円であり、随意契約であることから、設計金額や予定価格が、随意契約を可能とする80万円以下であったこと。
- iii B社と随意契約した警報装置のうち、上記の表の4番目と5番目については、警報装置1台当たりの単価が25万円から30万円ではほぼ水準であること。
- iv しかし、平成20年3月1日付で、同じB社が契約した3番目の警報装置の契約では、金額面での競争性がより高いと考えられる指名競争入札によっているが、警報装置1台当たりの契約単価は逆に約74万円と直近の契約単価よりも高くなっている。平成19年6月1日に指名競争入札によりA社と契約した際の契約単価（2番目）も、警報装置1台当たり約70万円であり、この2番目と3番目の警報装置の単価は、随意契約の1台当たり単価と比較して、同じく高くなっていること。

以上のような特徴から、次のような意見を述べることにする。

ア. 上記iとiiの特徴からは、本来同一年度内で、しかもわずか3か月しかその間隔が離れていない2つの契約について、別々に契約する必要性が高かったのかどうか疑念が残る。これら2つの契約を1つにまとめた場合、他の契約と同様、競争入札の入札形式を採らざるを得なかったのではないかと考えられる。このような疑念を抱かせることがないように、同一内容の契約を同一年度内に行う可能性がある場合には、契約の時期及びその単位を、競争入札を原則とする契約事務の立場からは慎重に判断する必要がある。また、不法投棄の場所が、約3か月の期間を経て新たに発生し、警報装置を設置する必要性が、別々の契約を強いるほど緊急に発生したという事態は考え難いため、日常業務の中で、不法投棄の場所を常時監視し、または生活環境事業所と連携して、常に情報を把握して、このような直近の2つの契約で、かつ、同様の警報装置の賃貸借契

約を結ぶことがないよう、要望する。

イ. 上記の iii と iv の特徴にもあるとおり、契約の 2・3 番目の警報装置の契約単価と 4・5 番目の契約単価では、大きな乖離が生じている。これらの契約単価の乖離の原因について、原因分析を行う必要がある。今後、競争入札を行うに当たって、より実態に近いより安価な契約単価を設定するためにも、これらの単価の違いを生じさせた基礎となる設計金額の見直しを要望する。

ウ. 上記 5 つの契約はそれぞれのリース期間が終了すると、その必要性に応じて、再リースの契約がなされるものと考えられる。更に、その際、リース期間終了後の契約を行うのかどうかについては、不法投棄の状況により判断せざるを得ないと考えられるが、可能な限り、警報装置を設置している場所での不法投棄を減少させ、リース期間または再リース期間終了後の経過期間を調整して、現在の 5 つのリース契約を、会社ごとにひとつの契約にまとめることができるよう努力することを要望する。

## ② 不法投棄の網羅的な実績集計の実施について（意見）

環境局が監視カメラ等の設置を開始する機会となった原因は、平成 13 年 4 月 1 日施行の特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）及び平成 16 年 4 月以降の粗大ごみの有料化等の影響により、市内での不法投棄の量が増加したためである。それ以来、局は、粗大ごみの不法投棄を抑制し、家電製品等のリサイクルを促進する目的から、不法投棄常習場所に監視カメラ等を設置している。このような行政目的により、監視カメラ等が設置されているが、その効果について検証するためには、不法投棄常習場所での不法投棄量等（不法投棄の発生件数、処理件数及び不法投棄に関する苦情等）の推移をデータ集計することが求められる。しかし、公園等、設置場所によっては、環境局の所管ではない、他局所管の公共施設である場合もあり、監視カメラ等の設置の効果に関する情報が、環境局によって網羅的に把握できない状況が存在する。

したがって、今後は、環境局が粗大ごみの不法投棄を抑制し、家電製品等のリサイクルを促進する目的で予算を執行して設置した監視カメラ等の効果を測定する必要から、他局所管の公共施設（公園等）における不法投棄の状況に関する統計を含めて、網羅的な統計データを集計するよう要望する。これらのデータがない限り、当該不法投棄の抑制等のために執行されている予算の効果である社会に対するインパクト評価（不法投棄の減少とその結果としての家電製品等のリサイクルの推進等の効果測定・評価）が局として実施できない状況であり、行政の説明責任の観点からも問題である。

### ③ 監視カメラ等設置箇所の不法投棄データの集計について（意見）

局では、現在、監視カメラ等の設置場所（8箇所）を含めて、市内に約70箇所存在する常習的な不法投棄場所へ定期的にパトロールを行っている。このようなパトロールを通じて、不法投棄の状況を確認することにより、監視カメラ等の設置効果についても検証を行っているということである。現状では、設置場所によっては、長期間、不法投棄が存在しない箇所もあれば、引き続き不法投棄が行われている場所も存在するということであった。

担当課の説明によれば、監視カメラ等の設置による不法投棄の減少の効果があるということである。次の表は、不法投棄量の年度推移を示したものである。

【不法投棄量の年度推移】（平成11～23年度）

区分	件数	重量
平成11年度	312	101.94t
平成12年度	308	78.46t
平成13年度	336	32.74t
平成14年度	462	24.39t
平成15年度	591	49.99t
平成16年度	315	23.83t
平成17年度	331	32.42t
平成18年度	458	30.73t
平成19年度	1,707	90.94t
平成20年度	3,917	124.53t
平成21年度	4,989	135.9t
平成22年度	4,155	99.52t
平成23年度	4,198	115.25t

上記の表に取りまとめられた不法投棄件数と重量については、各生活環境事業所等において、市内の各事業所管内で発生した不法投棄に対する対応の日々のデータから集計したものである。平成18年度までのデータと平成19年度及び平成21年度からのデータに、大きな乖離があるのは、集計範囲や手法の整備に関する違いに基づくものと考えられる。直近の平成20年度からの推移をみると、平成21年度が4,989件の発生件数で135.9トンの重量を処理しているが、平成22年度及び平成23年度では、約4,200件で推移しており、不法投棄の対応が高止まりの状況で続いていることを窺わせるデータである。

ここで、このようなデータの中で、監視カメラ等の設置場所のデータが特定さ



れて集計されているわけではないため、それらの設置効果についての評価ができない状況である。また、監視カメラ等が設置される前の、当該設置箇所における不法投棄のデータについては、特に集計した資料が残っているわけではなく、監視カメラ等の設置により設置場所の不法投棄がどの程度改善されたかについて比較することができない。

担当課は、監視カメラ等の設置により不法投棄の減少効果があると説明するが、上記のとおり、市全体では不法投棄の件数等が減少しているわけではない。一方で、今後は監視カメラ等の増設を考へてはいないという担当課の考へもある。不法投棄の防止のための手段として、日々の監視パトロール活動とともに、監視カメラ等の設置という手段が、それぞれにどのように効果的であるかについて、最少のコストで最大の効果を上げるための検証が十分になされない状況で、政策判断（今後の監視カメラの設置方針の判断）を行うことはできないものである。

今後は、上記の表のような不法投棄の諸データを集計する際には、不法投棄常習箇所を設置された監視カメラ等の設置効果を把握し評価するためにも、当該設置箇所の不法投棄の件数及び処理重量等のデータを、明確に把握できるよう生活環境事業所と連携を強化して、収集するよう要望する。

#### ④ リース料総額に基づく現金購入価額と購入実績との比較について（意見）

環境局は、平成 20 年度に新車両を導入する際に、購入価格とリース価格を比較し、購入価格の方が低廉であるとの判断を行っている。その際に使用された価格は、5 社からの見積り（一式金額）の平均価格を基準にしたものである。

一方で、担当課では平成 21 年度以降に購入した車両については、リース価格との比較を行っておらず、最新の購入車両についての購入価格とリース価格の差額を把握していない。

担当課で行った平成 20 年度の比較において、車両の種類ごとに購入価格とリース価格とを比較すると、その差額には開きがあり、1 台あたり 600 万円以上の差が生じる車両（中型ごみ車（CNG））もあれば、年間のリース価格では購入価格とほぼ同じ額の車両（資材運搬車）も存在する。

したがって、毎年度車両の購入を検討する際には、リースによる車両導入の結果としての支払リース料総額の割引現在価値と車両取得価額（購入時・使用時の付随費用や起債による財源充当がある場合は市債の支払利子を含め、廃車後の売却収入を差し引いた価額）との比較により、両方の手法の有利・不利を精査することが求められているものとする。今後は導入予定車両について、毎年度、上記の支払リース料総額の割引現在価値と車両取得価額との比較を行うよう要望する。

更に、業者が算定するリース価格の算定基準については不明であるとしているが、リース価格の算定内訳を入手する努力を継続する必要がある。少なくとも、業者がリース価格を算出する段階で、市に対する貸倒れリスクを考慮した上で金利分を設定している場合は、当該考慮に基づく金利水準が合理性を欠くと判断される場合、業者に対して貸倒れリスクを除いた金利負担分の算定方法で、リース価格の提示を求めることも必要である。なお、リース料総額に基づく割引現在価値額と現金購入価額とを比較する際に、リース料総額を比較年度の現在価値に割引くための金利水準を一定率で想定しなければならないが、当該金利水準については、たとえば、10年償還の国債の金利を参考にすることが、貸倒れリスクを国と同様の水準に設定するという意味で合理性があるものと考えられる。

例として、リース期間7年と再リース期間3年の10年間の支払リース料が2,840,000円の車両をリースで調達する場合と現時点で現金2,730,000円により購入する場合の比較をすると次の表のとおりである。

注：割引現在価値（2,724,956円）と現金購入価額（2,730,000円）との比較判断

年度	支払リース料	期首元本	返済合計	元本分	利息分	期末元本
	(現金預金)	BS			0.695%	BS
24	142,000	2,724,956	142,000	123,062	18,938	2,601,894
25	284,000	2,601,894	284,000	265,917	18,083	2,335,977
26	284,000	2,335,977	284,000	267,765	16,235	2,068,212
27	284,000	2,068,212	284,000	269,626	14,374	1,798,586
28	284,000	1,798,586	284,000	271,500	12,500	1,527,087
29	284,000	1,527,087	284,000	273,387	10,613	1,253,700
30	284,000	1,253,700	284,000	275,287	8,713	978,413
31	284,000	978,413	284,000	277,200	6,800	701,213
32	284,000	701,213	284,000	279,127	4,873	422,086
33	284,000	422,086	284,000	281,066	2,934	141,020
34	142,000	141,020	142,000	141,020	980	-0
単純合計	2,840,000		2,840,000			
割引現在価値	2,724,956			2,724,956		
利息相当額	115,044				115,044	-

例示：平成24年9月16日～平成34年9月15日：10年間

現金購入価額
2,730,000

10年間のリース期間で、10年国債の現在の金利を0.695%とした場合、車両の支払いリース料総額に対する割引現在価値は、約272万円である。これに対して、現金購入価額の273万円と比較して、現時点での調達手法の有利または不利を判断することになる。なお、リース期間で想定している支払利息の利率は、貸倒れリスクが少ない国債の金利よりも、通常は高くなる。

⑤ リース期間7年と再リース期間3年に対する購入車両の使用年数比較と廃棄物車両の取り扱い状況の比較について（意見）

環境局では、廃棄物車両を10年間使用した後、不用品に組み替え、一律に入札にかけられ売却している。このように車両の使用期間が10年間という設定については、車両の諸機能や生活環境事業所における車両整備の充実状況等から考慮すると、十分な合理性があるとは言えないものとする。廃棄物車両としての機能に問題のない車両については、引き続き使用を検討することを要望する。

また、環境局では、自らの予算によって購入した廃棄物車両を10年間使用した後は不用品に組み替えて、会計室へ管理換えを行い、財政局契約課において、不用品として、一律に入札にかけられて売却している。その際の売却収入は、環境局の歳入ではなく、会計室の歳入となる。このような予算・決算処理の問題については、次のとおり、環境局にとっても、また、市の収入管理の上でも、メリットよりも、デメリットが多いと言わざるを得ない。

まず、契約課での入札に際して、予定価格の設定基礎（売却価格の設計額）を作成する際に、中古車両の市場価格を考慮しないで、不用品価格で設計金額とそれに基づく予定価格が設定されている。そのような設計金額及び予定価格の設定方法では、車両の使用価値等を適正に反映した金額で予定価格が設定されず、実際にも、中古車の流通価格と比べて、低い価格での不用品売却価格となっている。

このような売却価格の低さは、中古車両の流通価格との比較だけではなく、そもそも取得価格の相違を反映したものとは言えないほどの低価格である。ディーゼル車についてもそのことは言えるが、特に天然ガス車両については、取得価格の5%未満での落札となっている。

また、会計的な側面からは、当該廃棄物車両を環境局予算により調達し、ごみ収集運搬作業に使用してきた経緯から考えると、売却収入の会計区分を現在のように入札室の歳入とすることは、事業評価的視点からの合理性に欠ける面が強い。環境局の負担で購入し、事業の用に供してきた廃棄物車両の売却収入は環境局の特定財源として、その売却収入を環境局の歳入予算に計上することが、責任会計や事業評価、原価計算の側面からも合理性が高いものとする。

以上、要するに、環境局の車両担当は、廃棄物車両の使用期間の見直し（10年超の使用可能性の調査分析と適正な経済的・実績耐用年数の確定）を行うため、関係部局との協議を実施するよう要望する。

また、環境局の負担で購入し、事業の用に供してきた廃棄物車両の売却収入は環境局の特定財源として、その売却収入を環境局の歳入予算に計上することを関係各局担当課と協議し、実現するよう要望する。なお、廃棄物車両の売却の事務については、環境局で売却事務を執行するか、または、売却の入札は財政局資産管理部契約課に依頼するか、様々な手法が考えられるが、後者の場合は、売却のための入札時に、予定価格決定のための必要な車両の使用価値情報等を提供するなど、環境局の車両担当としての業務の見直しを行う必要がある。

## 2. 車両の購入から納品までの事務処理について

### (1) 概 要

環境局では、廃棄物車両について、現在では、リースによる導入ではなく、購入による取得を行っている。平成 23 年度においては、ハイブリッド小型ごみ車を 25 台及びハイブリッド道路ごみ車を 1 台購入している。

このような廃棄物車両の購入の際に、一般的・汎用的な廃棄物車両の仕様に加えて、局独自の安全基準による特別な仕様（以下、「特別装備」という。）を定めている。具体的には、次のような特別装備が仕様書上で指示されている。

- i 右折警報機の設置
- ii スピードセンサーの設置
- iii 昼間点灯装置の設置
- iv 荷箱とテールゲートの緊締・解除を自動ロック式とし、車両後部左側にて操作可能な機構とすること。
- v ホッパードアの降下防止用として、ストッパーを左右に設けること。

廃棄物車両の納品の際には、中間検査、完成検査及び完納検査の 3 つの検査を実施し、仕様書記載の仕様の検査を行っている。それらの検査は、市の総務局総務部庁舎管理課の職員が担当し、環境局の職員も検査に立ち会っている。

### (2) 手 続

当該事項に係る監査の実施に当たっては、廃棄物車両の購入から納品までの手続に関する資料の閲覧・分析、質問等の監査手続を行った。当該事項について実施した監査手続は次のとおりである。

- i 平成 23 年度に購入した廃棄物車両の仕様、購入から納品までの手続について、担当課である生活環境部収集計画課から説明を受け、必要な質問を行った。
- ii 上記の廃棄物車両に係る仕様書、検査報告書、予算要求時点の見積書等の資料等を閲覧し、廃棄物車両購入手続の合規性及び合理性に関する検証を行った。

### (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり意見を述べることとする。

## ① 仕様内容における特別装備等の必要性について（意見）

上記の概要で指摘した特別装備のうち、昼間点灯装置については、平成 17 年度に交通事故防止等を図るために市で導入を審議した結果、特別装備として採用が決定されている。一方で、他の特別装備の導入経緯については不明であり、ホッパードアの降下防止ロック及びテールゲートの緊締解除装置については 15 年以上前に設定された仕様を引き続き使用している。

また、特別装備の導入により、一般的な装備の車両と比較して車両の価格が高騰することになるが、担当課は、特別装備に係るそれぞれの追加費用について算定をしておらず、業者から見積りも取っていない。そのため、特別装備の追加費用については把握されていない。

他の地方公共団体における廃棄物車両の仕様に関する調査を依頼した結果、特別な装備を設置していない地方公共団体も存在する。また、川崎市環境局と異なる特別な装備を廃棄物車両に設置している地方公共団体について、その設置の具体的理由まで把握できなかった。

独自の安全基準を設け、特別装備を設置することは、ごみ収集等をより安全に実施するという観点からは重要である。しかし、特別装備の根拠が不明な安全基準を従来どおりに踏襲している現状において、当該安全基準に基づく追加費用が担当課において把握されず、また、その特別装備の設置の理由についても明確に認識されていないことは、金額的にも高価で、作業的にも重要な車両の購入取得の事務の執行としては、効率的で効果的な事務執行とは決して言えない。

したがって、現在の安全基準に対応する特別装備の必要性について、再度、見直しを行い、その結果に基づき、特定の特別装備が必要である場合には、当該特別装備の設置による増加費用をそれぞれ算定・把握した上で、安全基準との費用対効果を検証し、改めて特別装備の導入を行うよう要望する。

## ② 納品検査の実施手続について（意見）

廃棄物車両の発注から納品までの間に、中間検査、完成検査及び完納検査の 3 つの検査を実施している。それらの検査の際に、総務局総務部庁舎管理課（以下、「庁舎管理課」という。）の職員が修正箇所を納品業者に指摘する他に、検査に立ち会っている環境局の職員も必要に応じて修正箇所を納品業者に指摘している。

上記の各指摘は口頭で行われ、納品業者は指摘事項を書き留めた上で、次の検査までに修正を行う。また、総務局の職員は自身が指摘した修正箇所のみを書面にまとめ後日環境局に提出している。一方で、環境局の職員が口頭で指摘した修正箇所については環境局では特段書面を作成していない。

その結果、総務局が提出する文書に記載されている修正箇所と納品業者が後日対応したとして報告される修正箇所との間には、環境局の職員が指摘した修正箇所に相当する部分についてだけ、齟齬が生じている。すなわち、環境局職員が指摘した事項は環境局側では文書化されないため、検査立会者である環境局が作成する公文書としては、何ら指摘事項が記録されていないこととなる。したがって、環境局の職員が指摘した修正箇所については、後日、担当課で、その網羅性や正確性について文書により検証することができない状況である。納品業者が環境局の職員が指摘した修正箇所について全て、正確に修正したか否かを双方の文書により確認することはできない。

上記のとおり、検査実施及び立会いの過程で指摘される事項について、文書化されない環境局の指摘事項の網羅的で、正確な検証に課題があるものとする。発注した車両の検査を実施する庁舎管理課が検査書類に、その指摘事項を含めて記載している一方で、環境局の職員が検査立会の立場で指摘した修正を要する箇所を文書にしないことに合理性を見出すことはできない。

したがって、今後は、庁舎管理課がその検査結果等を環境局に通知している文書において、環境局の職員が指摘した修正箇所も併せて記載するなどの工夫を行い、後日、廃棄物車両の納品の際に、指摘箇所と修正箇所との検証を効率的、効果的に実施することを可能にする方式に改めるよう要望する。

### 3. 災害時対策車両の確保方針について

#### (1) 概要

環境局では、地域防災計画の対応の中で、災害時対策車両の確保を進めている。

現在の地域防災計画の見直しは、危機管理室からの指示に従い実施されているが、見直しの前提となる被害想定は、基本的に従来どおりであることから、災害に対する対策車両についても、従来どおり、災害発生時にはすべての車両での対応を想定している。

また、空き瓶収集業務の委託化に伴い、小型空き瓶収集車両として環境局が当該車両を保有する必要はないが、引き続き、5つの生活環境事業所において、3事業所に1台ずつ及び2事業所に2台ずつ、合計7台の空き瓶収集車両を再リースという方法で確保することとしている。そのため、現在、市が10台リースしている小型空き瓶収集車両のうち、必要台数については再リース契約を行うこととしている。

## (2) 手 続

当該事項に係る監査の実施に当たっては、次のとおり、災害時対策車両の確保に関する監査手続を実施した。

- i 災害時対策車両の確保方針について、担当課である生活環境部収集計画課から説明を受け、必要な質問を行った。
- ii 上記の災害時対策車両の確保方針について、地域防災計画の一覧等の資料等を閲覧し、確保方針の合理性に関する検証を行った。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、意見を述べることとする。

### ① 災害時対策車両の確保方針について（意 見）

環境局では、現在、リースにより 10 台確保している小型空き瓶収集車両のうち、概要で述べたとおり、必要台数については再リース契約を行うこととしている。しかし、再リース期間後、災害時対策車両として何台をどのような根拠に基づき確保するのかという具体的な計画が存在しない。災害が発生した時の車両としてどのような車種・規格等の車両が必要となるのか、現在保有している車両で十分に対応することが想定できるのかなど、検討を進めるべきである。付け焼刃的に車両の再リースを実施しているという誹りを受けないためにも、より具体的な被害想定とそれに対するごみの収集車両等の整備方針を策定する必要がある。

したがって、環境局担当課は、災害時対策車両の必要性について、現在保有している車両での対応状況を加味して、早急に検討するよう要望する。また、空き瓶収集車両のリースまたは再リース期間終了に伴う対応または車両確保方針についても併せて検討するよう要望する。

## Ⅱ-7. 収入未済（債権）管理について

### 1. 廃棄物等処理手数料の徴収・管理について

#### (1) 概 要

市長は、市が一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分または浄化槽等の清掃を行う場合は、条例の定めるところにより、手数料（以下、「廃棄物等処理手数料」という。）を徴収することとなっている（川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（以下、「条例」という。）第42条第1項）。この廃棄物等処理手数料は、条例の別表第1において、i) ごみの処理、ii) 粗大ごみの処理、iii) し尿の処理、iv) 犬、猫等の死体の処理、v) 汚泥の処理、vi) 浄化槽等の清掃について定められている。これらの手数料の徴収方法として、粗大ごみの処理に関するものは前納、その他の手数料は月ごとにまたはその都度徴収することとされており（条例第42条第2項、第3項）、具体的な収納方法については、廃棄物等処理手数料徴収事務要領（以下、「事務要領」という。）に記載されている。また、納期限までに納付がなかった場合の処理についても、事務要領に記載されている。

たとえば、i) ごみ処理手数料（事業系一般廃棄物処理手数料）については、各処理センターが期日までに手数料台帳を庶務課経理係に提出し、一方、庶務課経理係は、各処理センターから提出された手数料台帳をもとにシステム管理課を通じて納入通知書を作成するとともに、未納があった場合には滞納整理簿及び督促状を作成しており（事務要領I3(2)カ、同(3)キ）、債務者に対する納入通知書の発送や未納者に対する督促状の発送など、その後の債権管理については、各処理センターが行っている（事務要領I3(2)カ、同(3)キ）。

納期限は、原則として搬入月の翌月末日前後であり、口座振替日は、原則として搬入月の翌月18日前後とされている。口座振替が不能なものについては、システム管理課を通してエラー通知が発行されるので、そのデータをもとに納入通知書を発行する。その場合も納期限は上記のとおりである（事務要領I3(1)～(3)）。

環境局では、廃棄物等処理手数料については、非強制徴収公債権として、時効5年で管理し、納期限までに納付しない者については、川崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例に基づいて、督促及び延滞金の賦課徴収を行っている。また、時効期間を満了した債権については、不納欠損処理を行っている。

平成23年度の廃棄物等処理手数料及び延滞金について、不納欠損及び収入未済の状況は以下のとおりである。



## 【平成 23 年度廃棄物等処理手数料及び延滞金の決算状況】

(単位：円)

科 目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
南部 ごみ処理手数料(犬猫・粗大ごみ)	997,000	959,000	8,000	30,000
川崎 ごみ処理手数料(犬猫・粗大ごみ)	967,700	921,700	6,000	40,000
中原 ごみ処理手数料(犬猫・粗大ごみ)	1,223,700	1,213,700	0	10,000
宮前 ごみ処理手数料(犬猫・粗大ごみ)	1,827,300	1,813,300	2,000	12,000
多摩 ごみ処理手数料(犬猫・粗大ごみ)	1,888,100	1,878,100	4,000	6,000
浮島処理センター ごみ処理手数料	808,104,508	807,071,440	36,480	996,588
堤根処理センター ごみ処理手数料	173,164,448	171,597,160	31,968	1,535,320
橘処理センター ごみ処理手数料	346,589,144	324,969,000	159,072	21,461,072
王禅寺処理センター ごみ処理手数料	135,307,880	129,843,800	0	5,464,080
宮前 浄化槽等清掃手数料	18,467,900	18,363,100	0	104,800
南部 汚泥処理手数料	12,848,800	12,843,700	0	5,100
宮前 汚泥処理手数料	6,133,900	6,095,900	0	38,000
南部 仮設トイレし尿処理手数料	13,618,000	13,484,000	18,000	116,000
宮前 仮設トイレし尿処理手数料	14,765,224	14,667,650	15,924	81,650
浮島 税外収入延滞金	6,000	0	2,900	3,100
橘 税外収入延滞金	4,210,500	2,800	0	4,207,700
王禅寺 税外収入延滞金	4,009,900	98,000	0	3,911,900
宮前 税外収入延滞金	3,200	0	0	3,200
多摩 税外収入延滞金	1,294,300	0	0	1,294,300

## (2) 手 続

当該事項に係る監査の実施に当たっては、次のとおり、監査手続を実施した。

- i 平成 23 年度における未収債権の内訳、管理方法及び回収手続等について、環境局庶務課経理係、各生活環境事業所及び各処理センターから説明を受け、必要な質問を行った。
- ii 上記の未収債権に係る滞納整理簿、欠損処分伺書及び収入未済繰越調書等入手・閲覧し、収納業務の合規性に関する検証を行った。

### (3) 結 果

上記監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

#### ① 廃棄物等処理手数料の法的性質について

##### ア. 非強制徴収公債権該当性について（説 明）

廃棄物等処理手数料の法的性質について、私債権と解すべきか、公債権と解すべきかについて、見解が分かれている。

公債権説は、廃棄物の処理は、市町村の義務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）第6条の2第1項）である反面、市の住民に対する役務の提供であり、特定の個人のためになされる報償的性質を有する手数料であって、地方自治法第227条の手数料に該当するとしている（金沢地判昭和41年1月28日参照）。

これに対し、私債権説は、一般廃棄物の収集・運搬・処分について、市町村の義務とされている反面、事業者は、管轄区域の市町村長の許可を受けて、一般廃棄物処理業を行うことができ（廃掃法第7条第1項、第6項）、事業者と依頼者の関係は、市町村と住民の関係と何ら異ならないため、私債権であるとする。

廃棄物処理手数料の法的性質について言及した最高裁判例はなく、裁判所において私債権であるとの判断が下される可能性もある。しかし、局は、廃棄物等処理手数料について公債権で管理しており、現状では私債権としての管理に変更することは難しいということであるから、以下、廃棄物等処理手数料は公債権に該当するものとして、指摘事項及び意見を述べることとする。なお、廃棄物等処理手数料を公債権と解した場合、強制徴収公債権か、非強制徴収公債権かについて、検討する必要がある。この点、廃掃法には、廃棄物等処理手数料を滞納処分の例により処分できるとする旨の規定はない。そのため、廃棄物等処理手数料は、非強制徴収公債権として管理することとなる。

##### イ. 川崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の規定について（意 見）

廃棄物等処理手数料は、地方自治法第227条に規定する手数料にあたりと解される。そのため、川崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例（以下、

「督促条例」という。)により、納期限内に納めない者に対しては、納期限後 20 日以内に督促状を発して督促することとなる(督促条例第 1 条第 1 項)。局は、同条例に則り、納期限内に廃棄物等処理手数料を納めない者に対し、督促を行っている。

督促条例によれば、このような督促を受けた者が、督促状の指定期限までに収入金(及び延滞金)を完納しないときは、60 日以内に滞納処分に着手するとされている(督促条例第 5 条)。もっとも、前述したとおり、廃棄物等処理手数料について、滞納処分の例による旨の規定はない。また、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項は、滞納処分の対象から手数料を除外しており、法律に定めがない限り、滞納処分の例により処分することはできない。地方自治法第 231 条の 3 第 3 項は、法律による定めと明記しているため、条例による強制徴収権の付与はできないと解される。

確かに、局は、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項により、廃棄物等処理手数料について滞納処分の例により処分することは実務的にもとっていない。法令等の秩序から言えば、督促条例第 5 条は、滞納処分の例により処分することのできない手数料について、滞納処分に着手することを求めるものであり、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項との整合性を図る必要がある。

したがって、督促条例第 5 条について、「当該収入金が地方自治法第 231 条の 3 第 3 項の規定により地方税の滞納処分の例により処分できるものであるときは、」などの留保をつける必要があり、今後、同条例の改正がある場合には併せて当該留保の付与等を考慮されるよう要望する。なお、改正にあたっては、延滞金は収入金を完済して初めて確定するものであることに留意して、「収入金及び延滞金を完納しないときは」との文言が適切かどうかについても検討されるよう要望する。

## ② 滞納整理簿の管理について

### ア. 滞納整理簿における処理てん末欄の不記載について(意見)

歳入徴収者は、納期限内に納入すべき金額を完納しない者(以下、「滞納者」という。)があるときは、滞納整理簿に必要な事項を記録しなければならない(川崎市金銭会計規則(以下、「会計規則」という。)第 56 条)。

歳入徴収者は、会計規則第 2 条第 1 項第 3 号に定義されており、会計規則第 3 条第 1 項第 1 号、別表第 1 で定めるとされている。これによると、生活環境事業所及び処理センターにおいては所長(宮前生活環境事業所及び多摩生活環境事業所においては副所長)が歳入徴収者とされている。また、滞納整理簿の

必要な事項とは、会計規則第 166 条により会計管理者が定めた様式に記載された事項である。

廃棄物等処理手数料の滞納整理簿については、システム管理課のシステムにより管理している事業系一般廃棄物処理手数料、汚泥処理手数料及び浄化槽等清掃手数料と、財務会計システムにより管理している犬猫等死体処理手数料及びし尿処理手数料について、異なる様式のものが用いられている。システム管理課における滞納整理簿には、徴収コード・納人情報（氏名・電話番号・滞納金額等）・督促状番号・納入年月日・延滞日数・延滞金・合計・処理てん末の欄が設けられている。これに対し、財務会計システムにおける滞納整理簿には、調定番号・督促状番号・住所・氏名・督促発付日・督促状期限・納期限・納入年月日・調定額・収納額・不納欠損額・滞納額・延滞日数・延滞金・合計・備考の欄が設けられている。そして、事務要領において、システム管理課のシステムにより管理している事業系一般廃棄物処理手数料、汚泥処理手数料及び浄化槽等清掃手数料については処理てん末欄に、財務会計システムにより管理している犬猫等死体処理手数料及びし尿処理手数料については備考欄に、催告の経過を記入する旨、記載されている（事務要領 I 3 (2) カ・(3) キ、I 5 (3) オ、II 2 (2) エ、II 4 (2) カ）。

このような規定に対して、浮島処理センターにおいては、滞納整理簿の処理てん末欄に何も記載されておらず、別途折衝経過等の記録も作成されていなかった。そもそも、滞納整理簿において、催告の経過を記載するのは、適正な債権管理を行っていることを明らかにするとともに、裁判手続等における重要な証拠資料となるためである。

したがって、歳入徴収者である各生活環境事業所及び処理センターの所長（宮前生活環境事業所及び多摩生活環境事業所においては副所長）は、上記催告経過記載の意義を念頭に置いて、滞納整理簿の処理てん末欄ないし備考欄に催告経過について記載するよう要望する。

## イ. 処理てん末欄の充実化について（意見）

前述したように、滞納整理簿における催告の経過の記載は、適正な債権管理を行っているか否かの基本的な判断資料となるとともに、裁判手続等における重要な証拠資料となるものである。これに対して、処理てん末欄や備考欄の記載については、メモ程度のもので簡略に記述されているのみで、上記目的に寄与しないものが散見された。

たとえば、督促の過程において、債務者が「〇月〇日までに支払う」などと回答した場合は、債務承認として時効中断効が認められる（民法第 147 条第 3

号)。そのため、債務承認があった時点から新たに時効期間が進行することとなり、このような情報は、債権を管理するにあたって重要なものとなる。また、裁判手続で消滅時効期間の経過が争点となった場合においても、債務承認による時効中断がなされた証拠として重要な資料となる。そのため、滞納整理簿の処理てん末欄ないし備考欄においては、催告状送付日のほか、電話による催告を行った場合には、架電日時・架電した担当者名・電話聴取内容を、また、訪問による催告を行った場合には、訪問日時・訪問した担当者名・訪問結果（面談した場合はその内容等）を記載する必要がある。現在の処理てん末欄ないし備考欄において記載しきれない場合は、別途債務者ごとに折衝経過等を作成する必要がある。

以上から、滞納整理簿において催告の経過を記載する意義を再確認し、目的に適った記載をするよう要望する。

### ③ 長期滞納債権の回収について

#### ア. 催告方法の見直し（意見）

事務要領によると、未納者に対しては、月に1回以上、電話、訪問等による催告を行うこととされている（事務要領Ⅰ3（2）カ・（3）キ、Ⅰ5（3）オ、Ⅱ2（2）エ、Ⅱ4（2）カ）。これに関連して、不納欠損に至った債権の督促状況を確認したところ、月に1回以上、電話、訪問等による催告を行っていないものが多くみられた。もっとも、いかなる場合においても、月に1回以上、電話、訪問等による催告を行えばよいというわけでもない。そこで、以下、督促方法が不適切であると考えられる3類型について、どのような催告を行うべきかについて述べることとする。

#### （ア）電話催告のみを繰り返している場合

債務者に架電を繰り返しているものの、つながらないことを理由に不納欠損をしているものがあつた。電話催告のみで効果があがらない場合には、催告状の送付や訪問等、別の方法により催告を行う必要がある。これらの催告を行うことなく、電話がつながらないことのみをもって不納欠損することは、適切な債権管理とは言い難い。

#### (イ) 催告状が「宛所たずね当たらず」として返送された場合

催告状が「宛所たずね当たらず」として返送された場合、その時点で催告を断念し、時効期間満了まで待っていると考えられるケースがあった。しかし、催告状が「宛所たずね当たらず」として返送されるということは、債務者が住所を変更した可能性がある。そのため、債務者が個人の場合は住民票を、債務者が法人の場合は会社の登記簿謄本を確認するなどして、現住所を把握する必要がある。市においては、公用請求により住民票や登記簿謄本の確認をすることができるのであるから、このような調査もせず、催告を断念することは、不適切といわざるを得ない。

#### (ウ) 債務者が死亡した場合

債務者が死亡した場合、それ以上の催告を行っていないケースがあった。しかし、債務者が死亡した場合、その債務は消滅するのではなく、債務者の相続人が相続することとなる（民法第 882 条、第 896 条）。債務者が死亡した場合に、廃棄物等処理手数料について免除することも考えられるが（条例第 43 条参照）、条例第 43 条及び川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則（以下、「規則」という。）第 21 条等に死亡を理由とする免除が明記されていない現状においては、免除することはできない。

以上より、債務者死亡の場合については、免除規定を設けるか、もしくは、相続人に対する請求を行う必要がある。

#### イ. 法的手続の必要性について（指 摘）

長期滞納者については、催告を繰り返せばそれで足りるというものでもない。市は、債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、訴訟手続により履行を請求しなければならない（地方自治法第 240 条、同施行令第 171 条の 2 第 3 号）。そして、地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法第 240 条、地方自治法施行令第 171 条から第 171 条の 7 までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長には債権の行使または不行使についての裁量はないというべきである（最判平成 16 年 4 月 23 日）。なお、地方自治法施行令第 171 条の 2 にいう相当の期間とは、1 年程度が目安になると考える。

以上から、漫然と催告を繰り返すのみで、訴訟手続により履行を請求しない

ことは、地方自治法第 240 条及び同施行令第 171 条の 2 第 3 号に反する。局は、催告等を繰り返しても履行が見込まれない債権について、速やかに訴訟手続により履行を請求するべきか検討し、その結果として適切な措置を講じられたい。

#### ウ. 搬入停止措置の是非について（指 摘）

条例第 27 条は、搬入の承認を受けた事業者が条例第 26 条第 2 項の受入基準に従わない場合には、事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる」と規定している。条例第 26 条第 2 項の受入基準については、規則第 12 条に列挙されているものの、手数料の滞納による搬入停止措置は明記されていない。手数料の滞納による搬入停止措置は、規則第 12 条(6)「前各号に掲げるもののほか、市長の指示する事項」として、事業系一般廃棄物（焼却対象物）の施設搬入に関する取扱要綱第 10 条第 3 項第 1 号に規定されている。

これらの規定をうけて、事務要領において、事業系一般廃棄物処理手数料を 2 ヶ月以上滞納した事業者については、督促状に「納期限の 2 ヶ月後までに手数料を納付しない場合は、廃棄物の受入れを拒否する」旨を示した文書を同封し、それでも事業者が同手数料を 2 ヶ月以上滞納した場合には、条例第 27 条、同施行規則第 13 条及び事業系一般廃棄物（焼却対象物）の施設搬入に関する取扱要綱に基づいて、廃棄物の受入れ拒否に関する手続を行うこととされている（事務要領 I 3 (2) カ、I 3 (5) ア）。

このような搬入停止措置は、未収手数料を増大させないという点において実効性の高い措置ではある。しかし、事業者に対して一旦許可した搬入を禁止し、搬入の機会を奪うという点において、事業者への影響は極めて大きい。そのため、市の内部規定にすぎない要綱で規定すべき事項ではなく、条例において明記すべきである。しかし、現状では、条例及び規則に当該規定はなく、要綱の規定に基づいて搬入停止措置を講じるとしていることは、事業者に対する権利制約の観点から問題がある。そもそも、条例第 26 条第 2 項及び規則第 12 条に定める受入基準は、廃棄物の性質という観点から定められた基準であって、事業者の手数料滞納を同列に扱いうるかについても疑問である。

また、未収手数料を増大させないという目的達成のためには、即納扱い（手数料の都度払い）への切り替えで足りるものと考えられる。即納扱いについては、条例第 42 条第 3 項において、手数料は、月ごとにまたはその都度徴収すると規定されているため、現在の条例のもと、具体的基準を事務要領に定める等により実施することは可能であると考えられる。

局では、事務要領に規定があるにも関わらず、搬入停止措置は行ったことがないとのことである。そのような市の運用実態に鑑みても、現在の事務要領には

問題がある。

したがって、搬入停止措置を条例において明記するとともに、長期滞納事業者に対しては、即納扱いへの切替えを検討したうえで滞納が解消されない場合のみ搬入停止措置を講ずる等、実効的な滞納解消策を検討し、事務要領の見直しをされたい。

#### ④ 延滞金債権の調定・回収について

##### ア. 延滞金債権の調定について（指 摘）

環境局は、廃棄物等処理手数料について、地方自治法第 227 条の手数料として管理している。そのため、納期限後に納付がなされた場合、市税の例により延滞金の徴収をすることとなる（督促条例第 3 条）。すなわち、川崎市市税条例第 13 条及び同条例附則第 7 項により、滞納額が 2,000 円以上の場合には、納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については年 4.3%（ただし、平成 23 年度の場合）、納期限の 1 ヶ月を経過した後は年 14.6%の延滞金（延滞金が 1,000 円未満の場合は全額について、延滞金が 1,000 円以上の場合は 100 円未満について切捨て）を徴収しなければならない。これに対して、浮島処理センター及び堤根処理センターにおいて、平成 23 年度の事業系一般廃棄物等処理手数料について、延滞金が発生しているにも関わらず、調定していないケースが把握された。

延滞金の調定がなされていない事案について、免除事由（督促条例第 4 条）も存在しないということである。そうであるならば、浮島処理センター及び堤根処理センターにおいて既に発生している延滞金については、すみやかに調定されたい。なお、平成 22 年度以前についても、延滞金が発生しているにも関わらず、調定していないケースがあると合理的に推測することができる。延滞金の調定を行うに当たっては、平成 22 年度以前のものについても対象とする必要がある。

##### イ. 延滞金債権の管理について（意 見）

延滞金を調定している処理センター及び生活環境事業所においても、延滞金の徴収率は極めて低い。徴収率の最も高い王禅寺処理センターにおいても、徴収率は 2.5%にとどまっている。このような延滞金については、調定後の督促及び催告を行っていないケースが多くみられた。しかし、延滞金についても、廃棄物等処理手数料と同様、債権管理を行う必要がある。そうであるにも関わらず、延滞金の債権管理が適切になされていない一因として、事務要領において、延滞金の収納事務にかかる記載がないことが考えられる。



したがって、事務要領に延滞金の収納事務について明記し、各処理センター及び生活環境事業所において、事務要領に従って適切に延滞金の収納をするよう要望する。

また、事務要領に延滞金の収納事務を明記するのみならず、マニュアルの作成や定期的な研修の実施により、各処理センター及び生活環境事業所において適切に債権管理を行うことのできるような体制を整えるよう要望する。

さらに、現在、延滞金の調定については、各処理センター及び生活環境事業所において行うこととなっており、納期限後に納入された手数料については、表計算ソフト等を用いて独自に計算し、調定している。この計算及び調定について、滞納整理簿の消し込み作業と同時にシステムで行うことができないか、管理コストを考慮して検討するよう要望する。

なお、多摩生活環境事業所における延滞金債権については、不納欠損処理の観点から別途後述する。

## ⑤ 不納欠損処理について

### ア. 不納欠損処分の詳細な理由の明示について（指 摘）

廃棄物等処理手数料は、公債権として管理されており、5年の消滅時効期間の経過により、債務者の援用なく消滅する（地方自治法第236条第2項）。債権が消滅した場合、管理の対象から外すため、不納欠損処理を行う必要がある。

不納欠損処理について、会計規則第58条第1項は、「その都度詳細な理由を明示した不納欠損処分伺書を作成し、所管局長を経て、財政局長に合議の上、市長の決裁を受けなければならない」としている。これに対して、督促経過について何ら記載がないものや「電話連絡とれず。所在不明。」とのみ記載されたものがみられた。このような記載のみでは、どのような債権管理がなされて不納欠損に至ったのか、時効中断効が認められる事由はないのか等、不納欠損すべきか否か適切に判断することができない。

以上から、不納欠損処分伺書の作成にあたっては、会計規則第58条第1項に従い、適切な債権管理を行ったが不納欠損に至った詳細な理由を明示されたい。

### イ. 不納欠損処分の時期について（指 摘）

不納欠損処分について、地方自治法上には規定がなく、不納欠損処分をするべき時期についても規定はない。また、会計規則においても、不納欠損処分をするべき時期についての定めはない。しかし、消滅した債権であるにも関わらず、

漫然と催告を続けるなどして債権管理を継続することは、債権管理の効率化を阻害する。また、消滅した債権について適時に不納欠損処理をしなければ、現存する債権を正確に把握することができない。したがって、消滅した債権については、適時かつ適切に、不納欠損処分を行う必要がある。これに対して、多摩生活環境事業所において、平成13年度から平成19年度調定の延滞金(合計1,294,300円)に係る不納欠損の処理が適切になされずに、翌年度へ繰越調定されていた。これらの延滞金のうち、一部については債務承認による時効中断が認められる余地があるものの、大半は時効が完成していた。また、他の生活環境事業所における平成23年度不納欠損処分伺書にも、平成22年度以前に不納欠損すべき債権が存在した。

確かに、時効中断事由があるにも関わらず、安易に不納欠損処分をすることは許されないが、反面、時効により消滅した債権については、すみやかに不納欠損処分をしなければならない。これに関しては、不納欠損処分についても、延滞金の調定と同様、事務要領に記載がなされていないため、事務要領に記載することにより、各処理センター及び生活環境事業所の認識を改めるよう要望する。また、事務要領に記載するのみならず、マニュアルの作成や定期的な研修が必要であることは、延滞金の収納事務と同様である。

なお、不納欠損処分が必要か否かについては、収入未済繰越調書における原調定年度を見ることにより、容易に推測できる。すなわち、原調定年度が5年以上前の債権については、時効中断事由がなければ消滅しているのであるから、時効中断の有無を確認し、不納欠損処分をすべきか否かを判断すれば足りる。

したがって、各処理センター及び生活環境事業所においては、このような視点を認識し、適時適切に不納欠損処分をするよう要望する。

## 2. 火災ごみの撤去・運搬費用等請求に伴う収入未済(債権)管理について

### (1) 概要

平成19年9月26日、川崎市内の事業所内で火災が発生し、火災ごみが生じた。この火災ごみについて、消防局を通じて事業者(以下、「本件事業者」という。)から環境局に処理依頼があったため、市が火災ごみの収集運搬及び処分を行った。その後、局は、本件事業者に対し、上記収集運搬処分費用として、一般廃棄物処分手数料1,363,200円及び一般廃棄物収集運搬費用1,590,400円を、本件事業者に対して請求し、再三督促をしているものの、いまだ支払いがなされていない。

## (2) 手 続

当該事項に係る監査の実施に当たっては、次のとおり、監査手続を実施した。

- i 平成 19 年から現在に至るまでの督促経過について、環境局施設部処理計画課及び環境局生活環境部廃棄物指導課から説明を受け、必要な質問を行った。
- ii 監査人側の暫定意見を文書により提出し、環境局内部において早急に検討するよう依頼した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 本件火災ごみの撤去・運搬費用の法的性質について（解 説）

本件火災ごみの撤去・運搬費用の法的性質については、条例に基づく手数料（非強制徴収公債権）、事業者との準委任契約に基づく費用（商事債権）、事務管理に基づく費用、不当利得等、様々な見解がありうるが、環境局のリスク管理上、準委任契約に基づく費用であると解する立場で以下解説することとする。

平成 19 年 11 月 12 日付消防局長からの回答書によると、同年 9 月 27 日、川崎市及び麻生区で協議のうえ、環境局が本件廃棄物を処理することとし、翌 28 日、本件事業者に対し、環境局が処理するかわりに、後日費用を請求する旨伝え、本件事業者の了解を得て、環境局が処理したものと考えられる。そうであれば、本件事業者は、環境局に対し、本件事業者の廃棄物を処理する旨の事務を委託したといえ、環境局と本件事業者との間で準委任契約が成立したものと解される。準委任契約にかかる費用については、民法第 656 条、第 650 条第 1 項により、本件事業者に対し、請求することができる。このような費用返還請求権は、私債権として消滅時効期間 10 年と解される（民法第 167 条）。

もともと、本件債権は、事業者の事業所において発生した火災により生じた事業系一般廃棄物に関するものであるから、商行為に関する債権に該当すると解される。そのため、商法第 522 条により消滅時効期間は 5 年となる。

以上より、本件債権は、商事債権であるから、消滅時効期間は 5 年間であり、時効期間満了後、事業者の時効の援用を待ってはじめて確定的に消滅するものと解される。なお、上記見解は、市と本件事業者の間に準委任契約が成立していることを前提としている。かかる準委任契約について、何ら決裁文書等が存在しないものの、環境局生活環境部長の決裁があるため、有効に成立していると解する

(川崎市事務決裁規程第 5 条・別表 3 (3) において、委託及び受託の決定(歳入の徴収又は収納事務の委託及び支出事務の委託の決定を除く。)に関する事で、1 件 20,000,000 円以下のものは部長専決事項とされている。本件債権について、処理計画課及び廃棄物指導課が管理しているものの、本件債権は条例に基づいて徴収する手数料ではなく、廃棄物の違法処分の防止指導に伴う契約であるから、生活環境部の取扱事務であると解する)。もっとも、契約書が作成されていないことは川崎市契約規則第 30 条に照らして問題である。

## ② 本件火災ごみの撤去・運搬費用の管理について

### ア 時効期間について(意見)

本件債権は、前記のとおり、商事債権であり消滅時効期間 5 年の私債権として管理する必要があると解する。仮に、本件債権について、事務管理ないし不当利得として消滅時効期間が 10 年と考えるとしても、かかる見解は確定的なものではなく、裁判において争われた場合に、裁判所で異なる判断がなされる可能性も否定できない。時効期間を 10 年として管理していたにも関わらず、時効期間 5 年と判断され、時効の援用がなされた場合には、債権は消滅し、回収不能となる。

以上から、債権管理上は消滅時効期間を 5 年として管理することを要望する。

### イ 時効中断効の有無について(意見)

本件債権を消滅時効期間 5 年で管理するとした場合、本件債権は平成 19 年 9 月 28 日に発生しているものであるため、すでに消滅時効期間が満了しているおそれがある。そのため、本件の交渉経過において、時効中断効が認められな  
いか、以下、個別に時効中断効の有無を検討する。

#### (ア) 納入通知書の送付について

処分手数料については、平成 19 年 11 月 5 日、運搬費用については、平成 19 年 12 月 5 日に本件事業者に送付しており、それぞれ同年 11 月 10 日と同年 12 月 6 日に相手方に到達しているとのことである。そのため、地方自治法第 236 条第 4 項により相手方到達時に時効中断効が認められる。この時効中断効については、配達証明記録により、立証可能である。

## (イ) 督促状の送付について

処分手数料については、平成 19 年 12 月 18 日に、運搬費用については、平成 20 年 2 月 21 日に、事業者に対して配達証明郵便にて督促状を送付している。そのため、納入通知書の送付と同様、相手方到達時に地方自治法第 236 条第 4 項により時効中断効が生じる。しかし、いずれも返戻されており、その後普通郵便で再送付しているため、送付したことの立証は困難である。したがって、訴訟において相手方から争われた場合、時効中断効が認められない可能性もある。

## (ウ) 支払いの約束

本件事業者との交渉過程において、平成 20 年 3 月 17 日から翌 21 年 7 月 31 日にかけて、支払いを約束したとの記載があり、一部については議事録や報告書等が残っている。これらの支払い約束について、支払い約束を行った当時の代表取締役であれば、会社代表者の行為を会社の行為とみなして、会社の債務承認があったといえる。また、火災発生時の代表取締役であっても、代表権があると認められれば、支払い約束を行った当時の代表取締役と同様、会社の債務承認と認めうる。

もともと、議事録は市が独自で作成したものであり、相手方から債務承認の事実を争われる可能性もある。また、報告書において「未払いについては 8 月末までお待ちくださるよう・・・」との記載がみられるが、何の未払いかは書かれていないため、これをもって債務承認とみることも困難である。よって、債務承認について相手方から争われた場合、その事実が認められない可能性もある。

以上から、消滅時効期間の起算日について、一般廃棄物処分手数料は平成 19 年 11 月 11 日から、一般廃棄物収集運搬費用は平成 19 年 12 月 7 日から、消滅時効期間が進行するものとして、債権管理をするよう要望する。

なお、消滅時効期間を上記のように解したとしても、市は、平成 24 年 9 月に本件事業者に対して催告状を送付しており、当該催告状は本件事業者に到達している。そのため、催告状到達の日から 6 ヶ月以内に訴訟提起、支払い督促の申立て等法的手続をとれば、時効中断の効力が認められる（民法第 153 条）。

## ウ 法的手続について（指 摘）

市は、債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、訴訟手続により履行を請求しなければならない（地方自治法第 240 条、同施行令第 171 条の 2 第 3 号）。そして、地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法第 240 条及び同施行令第 171 条から第 171 条の 7 までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長には債権の行使または不行使についての裁量はない（最判平成 16 年 4 月 23 日）。かかる債権の不行使については、地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号の「怠る事実」に該当することがある（最判平成 21 年 4 月 28 日）。なお、地方自治法施行令第 171 条の 2 にいう相当の期間とは、1 年程度が目安になると考える。

したがって、督促をした後相当期間経過してもなお履行されないにも関わらず、訴訟手続により履行を請求しないことは、地方自治法第 240 条及び同施行令第 171 条の 2 第 3 号の規定により問題となる。そこで、本件債権について、交渉記録等によると、再三催告を繰り返していることは事実であるが、いまだ回収されない状況であり、これまでのような催告を繰り返していることが訴訟手続により履行を請求しないことの理由とはならない。市は、すみやかに訴訟手続による履行の請求を検討すべきである。

このことについて、環境局としては、平成 21 年 6 月 24 日における本件事業者の前代表取締役及び現代表取締役との話し合い時に、債務承認があったものとして、平成 26 年 6 月 24 日に本件債権の時効期間が満了すると判断している。そのうえで、今後も、架電や催告状の送付、臨戸訪問により交渉により任意の履行を促すとしている。しかし、再三催告を繰り返しているにも関わらず、返済を受けていない本件事業者について、今後同様の催告を繰り返したとしても、任意の履行がなされる可能性は極めて低い。仮にそのような判断が合理的であると市民に対して説明することができるためには、従来からの催告の方法と比較して格段に強力な効果を有する催告等の手段・手法を準備していることや合理的な理由により本件事業者が任意の返済に応じる可能性が極めて高い、合理的で、具体的、明白な理由等があることを証明することが必要であると考えられる。そうでなければ、法的な手段を早急にとらずに、従来からの催告を繰り返すことは到底許されるものではない。そもそも、地方自治法施行令第 171 条の 2 にいう相当の期間はすでに経過しているものと考えられ、現在、訴訟手続により履行を求めなければならない段階に来ている。

以上から、本件債権について、速やかに訴訟手続による履行を請求すべきか検討し、検討の結果として適切な措置を講じられたい。

### Ⅲ リサイクル推進に係る監査結果について

#### Ⅲ-1. 資源物のリサイクル推進について

##### 1. 資源物及び粗大ごみの収集・運搬及び処理業務委託等について

###### (1) 概 要

資源物は、家庭から集積所に出されたものにつき、収集、運搬、選別、資源化処理及び売渡等を行い、再商品化等の処理が行われる。その処理方法は、その資源化対象物や地域によって扱いが異なっている。以下、各資源化対象物の収集・処理等業務に係る委託契約の内容毎に概要とその監査結果を述べることとする。

###### ① 空き瓶収集運搬業務委託契約（生活環境事業所執行分）について

市全域で発生する空き瓶は、以下の流れで再商品化される。

###### 【空き瓶の処理の流れ】

- i 週1回集積所から収集し、多摩生活環境事業所及び宮前生活環境事業所は、王禅寺処理センター内の資源物積替え施設を経由して南部リサイクルセンター及び堤根処理センター資源化処理施設へ運搬し、一方、中原生活環境事業所、川崎生活環境事業所及び南部生活環境事業所は、南部リサイクルセンター及び堤根処理センター資源化処理施設へ運搬する。
- ii 資源化処理施設（南部リサイクルセンター及び堤根処理センター資源化処理施設）で選別が行われる。
- iii 選別後の有価物（生き瓶及びカレット）は民間処理業者へ売却される。
- iv 民間処理業者はカレットを原料に加工し、新たなびん容器に再生処理する。

市は、i、ii、iiiについて、それぞれ民間事業者と業務委託契約を締結し、ivについて民間事業者と売買契約を締結している。

空き瓶収集運搬業務委託契約は、5か所の生活環境事業所毎の複数年度の総価契約で、それぞれ指名競争入札により契約している。

- i 宮前生活環境事業所管内（契約期間：平成23年4月1日～平成26年3月31日、契約額：349,272,000円（税込）、契約相手方：京浜化工(株)）

- ii 多摩生活環境事業所管内（契約期間：平成23年4月1日～平成26年3月31日、契約額：251,370,000円（税込）、契約相手方：㈱川運）
- iii 南部生活環境事業所管内（契約期間：平成24年4月1日～平成27年3月31日、契約額：123,585,000円（税込）、契約相手方：三友環境サービス㈱）
- iv 川崎生活環境事業所管内（契約期間：平成24年4月1日～平成27年3月31日、契約額：129,276,000円（税込）、契約相手方：㈱エコプロ）
- v 中原生活環境事業所管内（契約期間：平成24年4月1日～平成27年3月31日、契約額：158,760,000円（税込）、契約相手方：東旺ビルサービス㈱）

## ② 空き瓶運搬業務委託（王禅寺執行分）について

市全域で発生する空き瓶の運搬業務の流れは、上記①に記載のとおりである。空き瓶運搬業務委託契約は、王禅寺処理センターに搬入された空き瓶を資源化処理施設（基本的な搬入先は堤根処理センター空き瓶処理施設であるが、当該施設での未処理分が増加した場合には、南部リサイクルセンター）へ運搬する業務であり、単年度の総価契約で、一般競争入札により契約している。契約内容は、以下のとおりである。

- i 王禅寺空き瓶運搬業務委託（契約期間：平成23年4月1日～平成24年3月31日、契約額：23,814,000円（税込）、契約相手方：三栄ガラス㈱）

## ③ 空き瓶選別業務委託（南部・堤根執行分）について

市全域で発生する空き瓶の選別処理の流れは、上記①に記載のとおりである。空き瓶選別業務委託契約は、市で建設した南部リサイクルセンター及び堤根処理センター空き瓶処理施設において、受入れ、選別、成果品の保管及び積込み業務等を行うものであり、複数年度の総価契約で、一般競争入札により契約している。契約内容は、以下のとおりである。

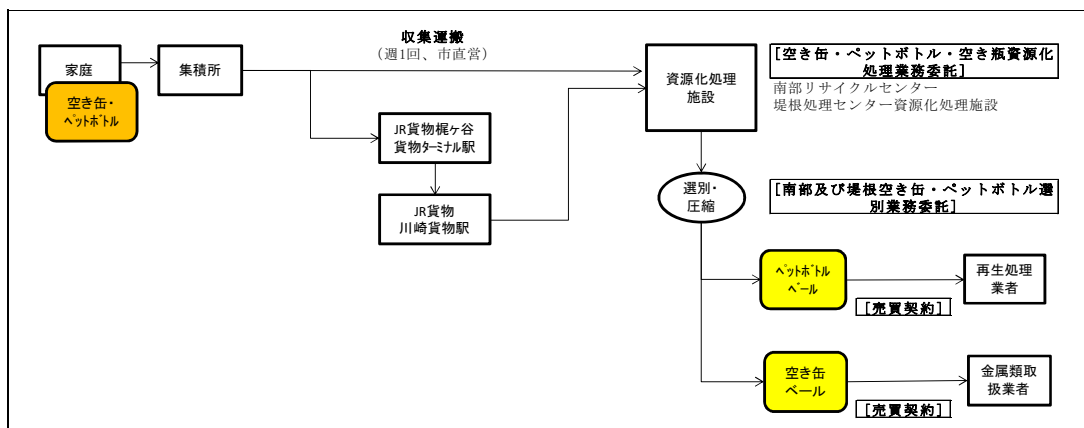
- i 南部・堤根空き瓶選別業務委託（契約期間：平成23年4月1日～平成27年3月31日、契約額：288,533,280円（税込）、契約相手方：三栄ガラス㈱）



#### ④ 空き缶・ペットボトル選別業務委託（南部・堤根執行分）について

空き缶・ペットボトルは、北部地域と南部地域で分けて、そのうち、南部地域及び北部地域の一部については、以下の流れで再商品化される。なお、北部地域の他の部分については、⑦で述べる。

【南部地域及び北部地域の一部における空き缶・ペットボトルの処理の流れ】



- i 週1回、集積所から収集し、処理施設（南部リサイクルセンター、堤根処理センター、資源物積替え施設）まで運搬する。
- ii 資源化処理施設（南部リサイクルセンター、堤根処理センター）で空き缶・ペットボトルを受入れる。
- iii 資源化処理施設（南部リサイクルセンター、堤根処理センター資源化処理施設）で選別、圧縮が行われる。
- iv 選別後の有価物（スチール缶べール、アルミ缶べール及びペットボトルべール）が民間処理業者へ売却される。
- v 民間処理業者が原料に加工し、繊維製品や事務用品などに再生処理される。

市は、iを直営で5つの生活環境事業所において実施し、ii、iiiについては、民間事業者と業務委託契約を締結し、ivについて民間事業者と売買契約を締結している。

南部及び堤根空き缶・ペットボトル選別業務委託契約は、単年度の総価契約で、随意契約により契約している。契約内容は、以下のとおりである。

- i 南部及び堤根空き缶・ペットボトル選別業務委託（契約期間：平成23年4月1日～平成24年3月31日、契約額：126,000,000円（税込）、契約相手方：川崎市資源リサイクル協同組合）

⑤ 空き缶・ペットボトル・空き瓶資源化処理業務委託（南部・堤根執行分）について

市全域で発生する空き瓶の資源化処理の流れは、上記①に記載のとおりである。また、南部地域で発生する空き缶・ペットボトルの資源化処理の流れは、上記④に記載のとおりである。北部地域については、⑦で述べる。

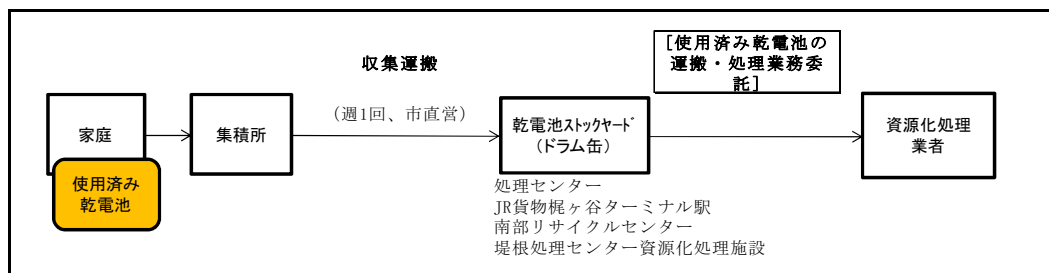
南部・堤根資源化処理事業運営業務委託は、南部リサイクルセンター及び堤根処理センター空き缶等並びに空き瓶処理施設で行われる空き缶・ペットボトル(以下、「空き缶等」という。)及び空き瓶の資源化処理に係る「資源化処理施設の管理運営」を実施するもので、受入れ、成果品の管理、搬出業務の立会い及び機器の整備・修繕並びに消耗品の購入依頼・在庫管理を適正かつ円滑に行うものであり、複数年度の総価契約で、一般競争入札により契約している。契約内容は、以下のとおりである。

- i 南部・堤根資源化処理事業運営業務委託（契約期間：平成 23 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日、契約額：36,002,400 円（税込）、契約相手方：川崎市資源リサイクル協同組合）

⑥ 使用済み乾電池の運搬・処理業務委託について

市全域で発生する使用済み乾電池は、以下の流れで再商品化される。

【使用済み乾電池の処理の流れ】



- i 週 1 回、集積所から収集し、乾電池ストックヤード（処理センター、JR 貨物梶ヶ谷ターミナル駅、南部リサイクルセンター、堤根処理センター資源化処理施設）まで運搬し、ドラム缶で保管する。
- ii 資源化処理業者へ処理委託し、鉄・亜鉛などに再生処理される。

市は、i について、直営で運搬し、ii については、民間事業者と業務委託契約を締結している。

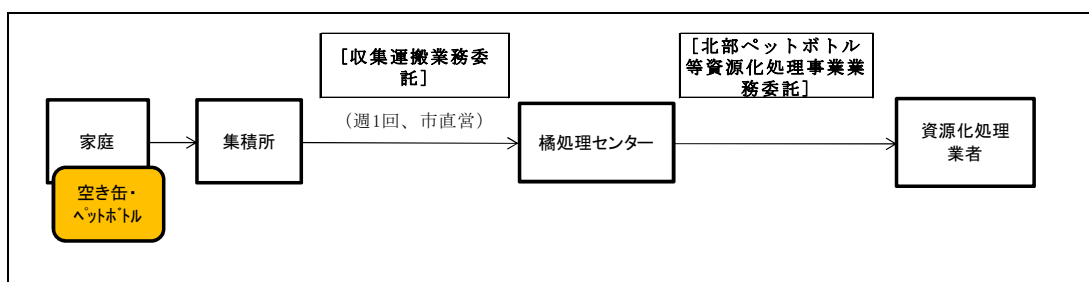
使用済み乾電池の運搬・処理業務委託契約は、市が分別収集により回収した使用済み乾電池を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、適正に搬出・運搬・無害化処理を行い、資源化を図ること等を目的とした業務委託である。単年度の単価契約で、指名競争入札により契約している。その契約内容は以下のとおりである。

- i 使用済み乾電池の運搬・処理業務委託（契約期間：平成 23 年 7 月 4 日～平成 24 年 3 月 30 日、契約額：15,487,500 円（税込）、契約相手方：ダイワスチール(株)水島事業所）

### ⑦ 北部ペットボトル等資源化処理事業業務委託について

空き缶・ペットボトルについて、北部地域は以下の流れで再商品化される。

【一部の北部地域における空き缶・ペットボトルの処理の流れ】



市は、北部地域における空き缶・ペットボトルの資源化処理について、資源化処理施設の運営及び当該施設の保守点検整備等の管理に関する事業運営並びに処理前後の資源物運搬業務を、包括的に民間事業者へ委託している。

北部ペットボトル等資源化処理事業業務委託契約は、複数年度の単価契約で、一般競争入札により契約している。契約内容は、以下のとおりである。

- i 北部ペットボトル等資源化処理事業業務委託（契約期間：平成 14 年 5 月 24 日～平成 25 年 3 月 31 日、契約額：3,727,032,750 円（税込）（@70,875 円/t）、契約相手方：エヌケー環境(株)（現、JFE 環境(株)）

### ⑧ ミックスペーパー等収集運搬業務の委託について

上記以外の資源物の収集運搬業務の委託については、空き缶・ペットボトル及び使用済み乾電池を除き、現在民間事業者へ段階的に業務委託を行っている。

すなわち、小物金属に関しては平成22年4月1日から、ミックスペーパーは平成23年3月から市内全域において、また、プラスチック製容器包装については平成23年3月から川崎区、幸区及び中原区において、空き瓶については平成23年4月から高津区、宮前区、多摩区及び麻生区の収集運搬業務を民間事業者へ委託している。なお、平成24年4月からは空き瓶の収集運搬業務委託について、川崎区、幸区及び中原区でも実施されている。現在の契約状況は次のとおりである。

【資源物収集運搬業務委託契約の状況】

1 小物金属

(単位：円)

	契約期間	生活環境事業所	落札率	契約額		契約(入札)形態	契約相手方
				総額	年額		
1	H22.4.1~H25.3.31	南部	80%前半	87,360,000	29,120,000	指名競争入札	三友環境サービス㈱
2	H22.4.1~H25.3.31	川崎	約90%	95,760,000	31,920,000	指名競争入札	㈱宇佐美
3	H22.4.1~H25.3.31	中原	約90%	94,500,000	31,500,000	指名競争入札	㈱カワセイ
4	H22.4.1~H25.3.31	宮前	60%弱	118,752,480	39,584,160	指名競争入札	㈱大興資源
5	H22.4.1~H25.3.31	多摩	50%半ば	112,833,000	37,611,000	指名競争入札	㈱サキュレ

2 ミックスペーパー

	契約期間	生活環境事業所	落札率	契約額		契約(入札)形態	契約相手方
				総額	年額		
1	H23.3.1~H25.3.31	南部	70%前半	59,325,000	28,476,000	指名競争入札	㈱エコプロ
2	H23.3.1~H25.3.31	川崎	80%半ば	100,800,000	48,384,000	指名競争入札	小澤商事㈱
3	H23.3.1~H25.3.31	中原	80%後半	134,400,000	64,512,000	指名競争入札	㈱カワセイ
4	H23.3.1~H25.3.31	宮前	約90%	203,175,000	97,524,000	指名競争入札	京浜化工㈱
5	H23.3.1~H25.3.31	多摩	60%後半	155,878,380	74,821,620	指名競争入札	㈱サキュレ

3 プラスチック製容器包装

	契約期間	生活環境事業所	落札率	契約額		契約(入札)形態	契約相手方
				総額	年額		
1	H23.3.1~H25.3.31	南部	80%後半	104,706,000	50,258,880	指名競争入札	三友環境サービス㈱
2	H23.3.1~H25.3.31	川崎	80%後半	139,650,000	67,032,000	指名競争入札	㈱エコプロ
3	H23.3.1~H25.3.31	中原	約90%	212,940,000	102,211,200	指名競争入札	㈱宇佐美

4 粗ごみ

	契約期間	生活環境事業所	落札率	契約額		契約(入札)形態	契約相手方
				総額	年額		
1	H23.4.1~H26.3.31	南部	90%超	87,948,000	29,316,000	指名競争入札	JFE東日本ジーエス㈱
2	H23.4.1~H26.3.31	川崎	90%後半	136,395,000	45,465,000	指名競争入札	小澤商事㈱
3	H23.4.1~H26.3.31	中原	90%半ば	185,976,000	61,992,000	指名競争入札	㈱カワセイ
4	H23.4.1~H26.3.31	宮前	80%前半	184,800,000	61,600,000	指名競争入札	横浜環境保全㈱
5	H23.4.1~H26.3.31	多摩	80%前半	255,339,000	85,113,000	指名競争入札	㈱サキュレ

5 空き瓶

	契約期間	生活環境事業所	落札率	契約額		契約(入札)形態	契約相手方
				総額	年額		
1	H24.4.1~H27.3.31	南部	70%後半	123,585,000	41,195,000	指名競争入札	三友環境サービス㈱
2	H24.4.1~H27.3.31	川崎	80%超	129,276,000	43,092,000	指名競争入札	㈱エコプロ
3	H24.4.1~H27.3.31	中原	70%半ば	158,760,000	52,920,000	指名競争入札	東旺ビルサービス㈱
4	H23.4.1~H26.3.31	宮前	90%後半	349,272,000	116,424,000	指名競争入札	京浜化工㈱
5	H23.4.1~H26.3.31	多摩	90%後半	251,370,000	83,790,000	指名競争入札	㈱川運

(2) 手続

各資源物等の収集・運搬及び資源化処理業務委託について、現地での視察及び必要な質問等を実施した。また、資源物の収集運搬業務委託に関する契約書一式(仕様書、設計書、入札経過に係る調書等)を入手し、当該資料を閲覧・分析して、所管課への質問等を行った。

### (3) 結果

各資源化物の収集・運搬及び資源化処理業務委託について、上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

#### ① 空き瓶収集運搬業務委託契約（生活環境事業所執行分）について

##### ア. 業務委託実績の集計・分析・評価体制の確立について

###### (ア) 収集保留状況報告書の未作成について（指 摘）

当該業務委託に当たって、生活環境事業所が契約相手方に示した「空き瓶収集運搬業務マニュアル」の中で、収集保留すべき異物の取扱いについて次のような指示をしている。すなわち、「対象物以外のもの、異物の混入がひどい場合は置き置きすること」としており、「排出指導票（様式5）」を貼り付け、また、「置き置した集積所の住所を「収集保留状況報告書（様式6-3）」へ記入し、生活環境事業所へ当日中にFAXにより送信する」こととしている。

そこで、宮前生活環境事業所管内の業務委託に係る報告書等を閲覧したところ、作業日報の備考欄に「置き置き件数」を記載しているが、「収集保留状況報告書」の記載はなされていないということであった。これは、置き置き件数が多いため、未作成となっているということである。

マニュアルにおいて作成を義務付けている趣旨が空き瓶排出の実態を把握し、適正排出の指導に資するデータとして活用するということであれば、実際に、その作成の省略を黙認することには、特段の合理的な理由がなければならない。マニュアルに記載した内容が現実的でないか、また、データ集計・分析に必要な情報であるならば、マニュアルの見直しが必要である。しかし、一方、当該報告書の記載目的を再考し、データ集計に必要な情報であると判断するならば、報告書の記載、送信を徹底するよう、業者へ指導すべきである。

また、多摩生活環境事業所管内の空き瓶収集運搬業務委託の作業月報には、収集保留件数の記載も省略されており、空き瓶排出の実態が把握できない状況であった。

したがって、「空き瓶収集運搬業務マニュアル」の中で作成が指示されている「収集保留状況報告書」の作成の趣旨及び目的を再度確認し、空き瓶の

収集運搬業務の実態を把握・確認するひとつの統計資料として、活用すべき資料であるのかどうか、また、当該業務委託の中で請負事業者が、その作成を遂行することで過大な時間的・人的負担を強いられているのかどうかなどを調査把握し、空き瓶の排出実態や業務委託の遂行状況等を把握するための重要なデータと考えられる当該データ作成を徹底されたい。

#### (イ) 事業者が行うモニタリングの評価について（意見）

局は、仕様書において、受託者によるモニタリングを求めている。その方法は、毎月1回以上、本業務が本仕様書に基づき適正に実施されているか自らモニタリングし、結果を指定する様式により速やかに本市に報告することとしている。また、それに伴う業務の改善などについては任意の様式により報告することとしている。このような制度は、当該業務委託の実施状況を把握し、担当課として評価するための優れた手法のひとつである。

受託者が行うモニタリングの内容は、毎月提出される「委託業務実施結果報告書」において記載されている。宮前生活環境事業所管内の契約に関する平成23年度の各月における委託業務実施結果報告書を閲覧したところ、以下のような状況であった。

##### 【否となっていた項目】

- i 平成24年1月分：必須事務（⑥随時変更届出書の提出）
- ii 平成23年6月分、平成23年7月分：必須事務  
（⑧迅速かつ適正な事故等発生報告書の提出）
- iii 全月：セルフモニタリング  
（②収集ルートに基づきすべての集積所を確認し未収集を防止）

受託者が行うモニタリングの内容を確認の上、適時の提出・報告を徹底する指導を要望する。

#### イ. 空き瓶収集及び空き缶・ペットボトル収集の実施日について（意見）

空き缶・ペットボトルの収集と空き瓶の収集は、同じ日の収集としているが、空き缶・ペットボトルと空き瓶が混在して排出されている状況が多く見受けられ、受託者による空き瓶収集業務の実施においては、各生活環境事業所で実施している空き缶・ペットボトルの収集業務との協力は不可欠であると考えられている。そのため、「空き瓶収集運搬業務マニュアル」において、「協力体制と

しては、先に収集を行う方が後からの収集作業がスムーズに行えるように分別作業をしっかりと行う」こととしている。

空き瓶の収集対象物以外のものが一定量排出されていた場合や異物の混入がひどい場合に「排出指導票」を貼付し、取置きすることにより排出者への周知を行っている。

例えば、宮前生活環境事業所管内における平成 23 年度の収集保留の件数は年間 1,946 件(日平均約 6 件)、集積箇所は週 6 日で 9,284 か所(日平均約 1,547 か所)であり、収集保留の件数が 0.3%であった。前述のとおり、収集保留件数が多いために「収集保留状況報告書」が未作成となっていることも踏まえれば、排出方法のさらなる周知・指導の徹底が喫緊の課題であると考えている。

また、業務を効率的に行うため、生活環境推進係等の職員を収集の効率化や円滑化のための当日作業に従事させることは、当面の作業対策として必要ではあるが、一方では、より抜本的な対策を検討する必要があるものと考えている。

資源物を排出する市民の立場に立って考えた場合、空き瓶収集と空き缶・ペットボトル収集とを同日に実施することが、これらの資源物の適正な分別排出に混乱を生じさせており、異物混入の危険性も増している面も否定できないのではないかと考えられる。また、資源物の処理過程の面から考えた場合も、これらの資源物の処理過程が異なるものについては、その収集日を変更することも検討する価値があるものと考えている。

以上より、資源物の適正排出が市民により効果的に実施されるよう、また、空き瓶の収集運搬業務委託が効率的に実施されるよう、さらには、生活環境事業所の職員の業務が本来求められる適正排出指導等の目的に貴重な人的資源を集中することができるように、ここでは、空き瓶収集日と空き缶・ペットボトル収集日とを同日ではない日に割り振る作業計画を策定するよう要望する。

## ② 空き瓶運搬業務委託（王禅寺執行分）について

### ア. 設計金額の積算構造について

当該業務の設計金額は、業務費（業務別の労務費、機械損料、燃料費）と諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）で構成されている。

業務費のうち、労務費、機械損料、燃料費は、それぞれ作業日数や消費見込数量に単価を乗じて積算している。単価は、平成 22 年度公共工事設計労務単価表及び平成 21 年度建設機械等損料表等に基づいて設定している。

諸経費の共通仮設費、現場管理費、一般管理費は業務費に対する掛率で算定されている。これは、担当課（環境局施設部処理計画課）作成の委託業務執行

マニュアルに基づく積算である。

#### (ア) 業務費の積算について（意見）

業務費は、作業日数・消費見込み数量に単価を乗じて積算している。

業務費の構成項目のひとつである労務費の積算は、作業日数に労務単価を乗じて算定している。作業日数は担当課が仕様書に明示した日数であり、一方、労務単価については、「平成 22 年度公共工事設計労務単価表（川崎市）」の「運転手（一般）」の労務単価を用いている。なお、休日作業分は労務単価を 1.35 倍して計算している。作業割増率については、委託業務執行マニュアルに基づく数値である（委託業務執行マニュアルは、作業割増率につき、平成 18 年度版の「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領」一般社団法人全国都市清掃会議（以下、「全都清」という。）から引用している。）。

機械損料の積算は、作業日数に供用損料単価を乗じて算定している。作業日数は市が仕様書に明示した日数であり、供用損料単価については、平成 21 年度版建設機械等損料表の単価を用いている。

燃料費の積算は、年間消費量に燃料単価を乗じて算定している。年間消費量は市が見積もったものであり、燃料単価は平成 22 年 1 月の価格を参考としている。

ここで検証すべき事項としては、次のとおりである。すなわち、見込み数量（作業日数や燃料消費量）が仕様書記載のとおりであれば、単価が異常でない限り、積算数値は妥当であると考えられる。一方、見込み数量が実績と乖離する場合、積算金額は実態からかけ離れたものとなり、その乖離の程度に応じて、委託料支払額の合理性が乏しいものとなる。

当該契約においては、総価契約であり、積算方法として数量と単価で設計金額を算定しているため、見積りと実績とが大きく乖離しないよう、十分なモニタリングが必要である。しかし、業務委託の実施状況に関する作業日数や燃料消費量等の実績数量について、設計時点での数値を検証する仕組みが構築されていない。

したがって、総価契約であればなお更、仕様書等において当初設定した見込み数量（作業日数や燃料消費量等）の検証作業を効率よく実施することができる仕組みを構築するよう要望する。

#### (イ) 諸経費の積算について（意見）

諸経費は、委託業務執行マニュアルに基づき、共通仮設費、現場管理費、



一般管理費から構成されている。当該マニュアルでは、「共通仮設費率は、国土交通省工事積算基準に定める改修機械設備工事及び改修電気設備工事の共通仮設費率を使用する」こととしており、改修工事を前提にしたものであることを明示している。

委託価格の積算にあたっては、「確定した業務範囲、内容に基づき労務費、部品費、諸経費が明確となる内容とし、一式計上を避け適正な価格査定を行えるものとする（委託業務執行マニュアル（第4章 2. 委託価格の積算））としており、本来、個別に積算すべきであるが、それが困難な場合に代替的に比率で計算することとしたものであると考えられる。

委託業務でも、その業務内容によっては、国土交通省工事積算基準、建築保全業務積算及び廃棄物処理施設維持管理業務積算要領（全都清）を参考に積算を行っているということである。しかし、それらの中には、諸経費率をそのまま利用した場合、適正な積算にならないものもある。たとえば、「空き瓶運搬業務委託契約」は運搬業務であり、その日のうちに受け入れた空き瓶をその日のうちに積み替え、運搬するもので、仮設物の必要性は低いものと考えられる。

したがって、当該マニュアルを積算の根拠とすることは合規性の観点から重要ではあるが、委託業務によっては、効率的で効果的な積算の視点から、改善を要するものと考えられ、積算の趣旨を再度確認し、実態に則した積算を実施するよう、要望する。

#### （ウ）委託業務執行マニュアルの内容の再検討について（意見）

委託業務執行マニュアルにおいて、「本設計要領書は、環境局施設部処理計画課が所管する廃棄物処理施設及び資源化処理施設等の機械・電気設備の点検、清掃及び整備等の仕様書の作成及び設計積算業務に適用するものとし、一般建築設備等における内容とは異なる特殊性に対応して必要な基準を定めることにより当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする（第1章 1. 目的及び適用範囲）」としている。

一方、その内容は、改修工事における契約の設計方法を参考としている点が多く見受けられる。一方、当該「空き瓶運搬業務委託」は、「空き瓶の運搬」業務を委託するものであり、マニュアルに記載している積算方法が、必ずしも実態に則した方法であるとは言い難い。委託する業務内容によってはマニュアルによる積算が、設計金額を歪める要因になりかねない状態である。マニュアルの運用について、実態を反映した対応が可能となるよう、文言の修正及び単価・比率等の適用の際の留意点等を反映するよう要望する。

## イ. 仕様内容（積算単価・数量）の合理的根拠の設定について（意見）

平成 23 年度における当該業務委託に係る仕様書において、受入業務 310 日、運搬業務 311 日、空き瓶運搬予定量 3,100 トンと設定している。一方、平成 23 年度の実績を集計し確認すると、作業日（運搬日）250 日、正味重量（王禅寺搬出量）3,145 t であった。仕様書設定数値に対して、運搬日は 80.3%、運搬量は 101.4% となっている。運搬量が概ね予定数量に近似する数値となっている一方で、運搬日は大きく乖離している。仮に効率的な運搬がなされたという評価があるとしても、このような作業日の大きな乖離は、受託者の業務の実施コストに大きな影響を与える項目であることは明らかである。したがって、委託料の支払いの面から問題がある。

すなわち、設計金額の積算においては、前述のとおり、予定数量に単価を乗じて算定している。予定数量は作業日数に基づいており、また、単価は休日単価（35%割増単価）も織り込んで積算している。一方、実績は、ほとんどの休日において、運搬作業を行っておらず、運搬量の集約化等により、経済的、効率的な運搬となっている。

運搬業務については、仕様書上では概ね週 6 日、実績は週 5 日となっている。その理由は、運搬量が少なく翌日に集約して運搬する場合があることや時間外の搬入となりそうなものを翌日運搬することがあるためである。翌日回しにする際、受入済みの空き瓶は、運搬日まで敷地内の一部に仮置きされるということである。

仕様書どおりに運搬が行われていない点及び運搬日まで敷地内の一部に空き瓶を仮置きする点につき、担当課は、業者に仕様書に則った業務の実施を指導・徹底すべきである。収集量及び搬入の時間的制約がある点につき合理性があるとしても、仕様書上の運搬日数が実際に運搬されることを見込んで見積もったものであるならば、仕様書どおりの業務が遂行されていない点につき、改善を求める措置が取られるべきである。

しかし、一方、仕様書の週 6 日の運搬でなく、実績の週 5 日の運搬であることの合理性を担当課として認めるのであれば、仕様書上の運搬日の見積りを実績に添うような日数に訂正すべきである。

なお、平成 23 年度の実績だけではなく、平成 22 年度の業務委託契約の実績においても、運搬日が 261 日、正味重量 3,187 t となっており、この点からも仕様書の日数の見積りの妥当性につき、再検証が必要であったものと考えられる。

仮に、設計金額を実績日数で積算すると、労務費が 1,386,900 円（税抜き）、

機械損料が 1,025,100 円（税抜き）、燃料費が 347,823 円（税抜き）、諸経費が概ね 711,206 円（税抜き）と試算することができ、それらの合計で、3,644,580 円（税込み）が設計金額上、実績と比較した場合、過大な積算額であると推定することができる。

この点につき、担当者からは、平成 24 年度においては、可能な限り毎日運搬するよう指導を行うという回答を得たが、監査意見としては、作業の実態に支障がない限り、より経済的な業務委託の仕様内容や設計内訳となるよう、見直しを行うことを要望する。

### ③ 空き瓶選別業務委託（南部・堤根執行分）について

#### ア. 業務委託実績の集計・分析・評価体制の確立について（意見）

実績収集資料としては、作業日報及び月報がある。報告内容は、作業日報において、日々の作業時間、搬入量、色別カレット処理量、生き瓶選別量、ごみ（夾雑物）処理量及び未処理パレット数などが記載され、月報において、「生きびんの種類別引渡し数量及び重量」、「色別のカレット処理量」が報告される。一方、稼働日数の実績は集計されていない。

前述のとおり、機械の停止時間が長くなることは委託料の支払額との関係で実質的に非効率な作業に対する支払いとなるため、稼働日数、稼働時間も合わせて実績として集計される必要がある。

また、搬入量に対する処理量の目標数値を設定することは、精度の高い選別、市民への分別周知の徹底への動機づけとなるため、数値目標を設定することを要望する。

#### イ. 資源化処理施設（南部・堤根）の能力と実績の乖離について（意見）

南部リサイクルセンターは、受入供給設備、選別設備を備えており、機械による選別を行っている。一方、堤根空き瓶処理施設は人の手による選別を行っている。両者の稼働状況は、次の表のとおりである。

##### 【南部リサイクルセンター】

処理能力	45t/日（9t/h）
実際稼働状況（平成 23 年度）	21t/日（3.9t/h）

##### 【堤根空き瓶処理施設】

処理能力	20t/日（4t/h）
実際稼働状況（平成 23 年度）	18.75t/日（4t/h）

南部リサイクルセンターでは、処理能力の約半分の稼働状況である。その理由は、選別設備の規格及び性能等の問題や老朽化等に伴い、空き瓶の色選別の精度が低下しており、人の手による選別であれば判断が可能な色選別も、当該設備では判断ができず、残渣として処理されてしまう確率が高いためである。

このように選別の性能面で本質的な問題を抱える選別設備については、可能な限り、早急に選別手法の仕組みを転換しなければ、選別された瓶の商品価値に大きな影響を与えており、また、選別設備の維持管理や部品交換などに過大なコストをかけている現状を改善することはできない。なお、付随的な意見として、材料品の管理について次のとおり述べる。すなわち、空き瓶選別ラインの取替部品が現場の倉庫に長期に保管されていた。これらの材料部品は発注後すぐに入荷するような汎用品ではなく、メーカーへの発注で特注品ということであり、事前に購入し合理的な一定期間保管されて、ラインの部品取替えの際に、タイムリーに取り替えるべきものである。したがって、在庫品の管理は、材料品出納簿に登載して、物品出納員が保管することとなる（川崎市物品会計規則第58条）。

さて、早期に空き瓶選別ラインを手選別方式のラインに取り替えるとした場合には、建設時点の建設補助期間の補償問題など財務的な課題を洗い出す必要がある。

王禅寺等の今後のリサイクル施設の建設計画や完成時期との整合性を図りつつ、コストがかかり過ぎる現在の設備の稼働に対して、抜本的な改善計画を策定し、意思決定を行うよう要望する。

#### ④ 空き缶・ペットボトル選別業務委託（南部・堤根執行分）について

##### ア. 資源化処理施設（南部・堤根）の能力と計画・実績の乖離について（意見）

南部リサイクルセンターは、受入供給設備、選別設備、圧縮設備及び集塵設備を備えている。一方、堤根処理センター資源化処理施設は受入供給設備、選別設備及び圧縮設備を備えている。両者の稼働状況は、次の表のとおりである。

【南部リサイクルセンター】

区 分	缶 <sup>注1</sup>	ペットボトル	合 計
処理能力	20t/日 (4t/h)	7.5t/日 (1.5t/h)	27.5t/日 (5.5t/h)
実際稼働状況 <sup>注2</sup>	-		14.7t/日

注1：缶は、スチール缶とアルミ缶の合計である。注2：実際稼働状況は、平成23年度実績の受入量3,828tを選別処理日数260日で除したものである。なお、両資源物の搬入・処理工程には共通ラインが多く、処理能力との関係で実績を割出し比較することは難しい。

【堤根処理センター資源化処理施設】

区 分	缶 <sup>注1</sup>	ペットボトル	合 計
処理能力	15t/日 (3t/h)	1.5t/日 (0.3t/h)	16.5t/日 (3.3t/h)
実際稼働状況 <sup>注2</sup>	-		6.4t/日

注1：缶は、スチール缶とアルミ缶の合計である。注2：実際稼働状況は、平成23年度実績の受入量1,682tを選別処理日数260日で除したものである。なお、両資源物の搬入・処理工程には共通ラインが多く、処理能力との関係で実績を割出し比較することは難しい。

南部リサイクルセンターでは、処理能力の約半分の稼働状況である。仕様書によれば、年間搬入予定量は4,490tであり、搬入量が仕様書どおりであった場合でも、1日当たり17tの処理が行われるに過ぎず、処理能力に対して62%の稼働にとどまる。また、年間搬入予定量の4,490tに対して、実際の搬入量がそれを下回る3,828tであったことも影響している。また、視察の際、空き缶圧縮機が故障しており、一時作業が中断していた。程無く復旧したが、設備の老朽化による実際処理能力が低下している可能性も考えられる。現在の作業状況は、設備の老朽化等により、生産性が低下している状況が続いている。

一方、堤根処理センター資源化処理施設では、処理能力の4割程度の稼働状況である。仕様書の年間搬入予定量は1,600tであり、実際の搬入量が1,683tとなっていた。いずれにしても設計当初から、低い稼働率が想定されている。

年間搬入量が現在の水準で推移するのであれば、設備としては過大である。また、使用による設備の老朽化により実際の処理能力が低下していることも考えられる。なお、南部リサイクルセンターの設備は平成10年3月に竣工したものであり、堤根処理センター資源化処理施設の空き缶処理設備は平成4年3月、ペットボトル処理設備は平成11年2月に竣工したものである。

現在の設備の処理能力、実際の処理能力、処理見込量及び老朽化の状況等

に対して、市内から排出される空き缶・ペットボトル等の計画排出量及び実績排出量の割合を十分に分析して、適正な処理能力についての評価をし、施設の整備については過大な処理能力等とならないよう、設備投資の適正規模及び整備時期の決定を行われるよう要望する。

⑤ 空き缶・ペットボトル・空き瓶資源化処理業務委託（南部・堤根執行分）について

ア. 落札率の乖離状況について（意見）

一般競争入札により、川崎市資源リサイクル協同組合が落札している。その落札率は41.44%であった。他の業者を含めた入札状況は、次の表に示すとおりである。

【開札状況表】

業 者 名	入札金額 (第1回入札)	対予定価格比率
T 株	100,000 千円	120.8%
株 K	96,260 千円	116.3%
K 協同組合	34,288 千円	41.4%
J 株	62,880 千円	75.9%
株 I 川崎支店	88,000 千円	106.3%
(予定価格)	82,740 千円	100.0%

落札業者だけが、格別に低い価格での入札を行っている。当該落札金額は最低調査価格を下回るものであり、低価格入札として内容の調査を行っている。調査項目は以下のとおりである。

- i 当該入札価格で適正に業務を実施することが可能となる理由
- ii その積算の内訳等
- iii 人員配置の実施計画
- iv 従事者の調達見込み
- v 手持ち業務の状況
- vi 過去に受託した業務の実施状況

市の積算金額と、受託業者の積算内訳の乖離状況は次のとおりである。

**【積算内訳の乖離状況】**（単位：円）

項 目	積算金額	業者積算明細
直接委託費		
1. 平成 23 年度業務実施費		
労務費 4 人	16,103,800	7,703,811
水質分析料	84,200	80,000
2. 平成 24 年度業務実施費		
労務費 4 人	16,000,800	7,703,811
水質分析料	84,200	80,000
3. 平成 25 年度業務実施費		
労務費 4 人	16,018,700	7,703,811
水質分析料	84,200	80,000
4. 平成 26 年度業務実施費		
労務費 4 人	16,018,700	7,703,811
水質分析料	84,200	80,000
計	64,478,800	31,135,244
諸経費		
1. 直接物品費	641,400	
2. 業務管理費	3,887,000	2,640,000
3. 一般管理費	13,732,800	512,756
計	18,261,200	3,152,756
合計（委託価格）	82,740,000	34,288,000
消費税等相当額	4,137,000	1,714,400
総 計	86,877,000	36,002,400

低入札価格調査を行った結果、当該事業者との契約に至っている。市の積算金額、他の事業者の入札価格を踏まえれば、当該事業者の積算金額が異常に低いことが明らかである。これらの内容を分析すると、人件費の積算や一般管理費の積算に大きな乖離が生じていることが分かる。契約を締結する段階で、低入札価格調査を実施しているが、契約締結後においても、人件費の実際支給状況や福利厚生面での問題点がないかどうか、作業の質に関する業務上の適正な研修内容・時間数や人材育成をどのように実施しているかなど、業務実施面における不履行リスクに繋がる要素を把握し、評価する活動を担当課は怠ってはならない。契約相手方は法人化された組織ではないため、

また、協同組合の設立の経緯を踏まえて、組織の業務履行責任のあり方や内部統制面での問題点があれば、必要な契約上の指導を発注側の責任として実施するよう要望する。

## イ. 業務委託実績の集計・分析・評価体制の確立について

### (ア) 有資格者の確認状況について（指 摘）

仕様書では、業務遂行に当たって必要な資格を明示しているが、その明示された資格の一部について、提出が遅れていた。その資格は、「廃棄物処理施設技術管理者」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 21 条第 1 項）であった。当該業務委託の契約相手方は協同組合であるため、なおさら、組合内部の業務実施体制について、相当な注意義務をもって担当課はモニタリングを実施されたい。

## ウ. 実績集計と設計基礎数値との乖離状況等について

### (ア) 成果品の作成目標とその達成の手段について（意 見）

当該業務実施に当たって、担当課は数値目標の設定を行っていない。

その理由は、当該業務において 100%の資源化率を目指しているためということであった。一方では、搬出時のルールが徹底されておらず、処理不適物が混在することにより、100%の資源化率を達成できないこともその理由であるということであった。

しかし、処理不適物が混在する場合、委託業者がその選別を行うことになっている。不適物が混入すること自体、市民による資源物の排出時点で、分別ルールが徹底されていない現状があることであり、この資源物排出時点の適正排出の不徹底そのものが、このような処理施設での業務委託の非効率を招く原因でもある。

成果品の作成目標が 100%とすることは意識付けとして有効であるが、現実的に達成不可能であることを考慮すれば、達成可能な具体的数値を設定し、それに向けて徐々に改善するよう努力することが必要である。

また、成果品の作成目標を達成するための下位の活動指標としては、日々の委託業務の中で実際に確認できる操作性の高い指標を設定することが効果的である。委託業者にとっても自らの業務遂行過程における改善努力が適正に評価される業務指標を合意の上で設定する必要がある。例えば、委託業務



の中で作成されるペットボトルの完成べール品を一定のルールのもとで調査し、その中の異物（キャップ、包装物及び空き缶等）の混入個数または混入率を測定し削減目標との乖離状況・達成状況をベンチマークすることにより、改善状況を確認することが可能である。最終的な委託業務の実施結果である成果べール品の質を直接向上させる業務指標を設定することが業務委託内容の評価の透明性にもつながるものと考ええる。

このような日々の業務実施指標を設定し測定・評価することで、実際の作業成果品の質の向上を目指す一方で、資源物の適正排出における現実的な問題点の所在が明確になり、市民への排出ルールの徹底、普及啓発活動の活性化につながるものと期待される。今後は、成果品の品質向上の目標を明確に設定し、その成果向上の手段としての業務指標を受託事業者と合意のうえ、測定・評価することができる仕組みを構築されるよう要望する。

#### （イ） 容器リサイクル協会の判定基準と目標管理について（意見）

平成 23 年度において、容器リサイクル協会（以下、「容リ協」という。）による完成べール品の評価について、南部リサイクルセンターはDランクであり、堤根処理センター資源化処理施設はBランクであった。一方、平成 24 年度の契約における仕様書では、平成 23 年度における評価の実績を踏まえ、Bランク以上を目指していたが、両施設ともにA評価という高い評価を受けることができたということで、容リ協の評価に関しては目標を達成している。しかし、視察時点での完成べール品等の内容を目視した限り、いまだキャップ等の異物が完成品に含まれている。したがって、容リ協の評価基準の是非に拘らず、局としては、前述のとおり、完成べール品等の質の向上に更に取り組むことを要望する。容リ協に対しては、A評価達成団体の更なる純正品の作成努力を評価することができる仕組みを要望するものであり、局としても容リ協に対してさらにレベルの高い評価制度を創設するよう働き掛けることが重要である。

#### ⑥ 使用済み乾電池の運搬・処理業務委託について

##### ア. 設計金額の積算構造について（説明）

当該使用済み乾電池の運搬・処理業務の設計金額は、前年度入札参加事業者から入手した見積書及び全都清の運搬処分単価を比較した中で最も安価な単価を採用したということである。しかし、環境局施設部処理計画課において作

成された「委託業務執行マニュアル」によれば、競争入札における委託費の積算は、「当該業務委託の前年度契約業者及び実施可能業者の中から、原則として2社以上に業務使用（案）を提示して参考見積を徴収し、内容を精査した上で委託費積算の参考とする。」としている。

#### （ア）見積書の精査について（意見）

局は当該契約の設計に際し、前年度落札業者から見積書を入手するとともに、全都清の運搬処分単価を比較し、最も安価な単価を採用したということである。局が入手した見積書は、1 kg当たりの処理処分単価として記載され、その内訳は収集運搬・ドラム缶調達・フォークリフト調達単価が含まれたものとなっているということである。

一方、全都清が示している運搬処分単価については、設計に当たって強制されるものではなく、あくまで設計基準としての参考数値である。そのことを前提に、次のような意見を述べることにする。

まず、見積書について、マニュアルによれば、原則として2社以上から見積書を入手することとなっているが、市では1社の見積徴取で、しかも、前年度契約業者から見積書を入手したということである。見積書を精査する際の比較情報としては不十分である。

また、当該業者の見積書と全都清の運搬処分単価を比較して最も安い方に決めたということであるが、マニュアル上、見積書を精査することが原則とされていることから、本来、見積り作成業者へのヒヤリングやその結果を踏まえた分析等により見積書の精査を行うべきであったと考える。

したがって、当該使用済み乾電池の運搬・処理業務委託の仕様内容の作成及び設計に当たっては、運搬見込重量、1回当たりの運送コスト等の実態を調査して、経済的に最適な発注量を算定すべきであり、それを踏まえて、参考見積書の内容を精査して設計単価の積算を行うことを要望する。

#### イ. 業務委託実績の集計・分析・評価体制の確立について（意見）

実績集計資料として、「使用済み乾電池運搬・処理完了報告書」が受託者から提出されている。この報告書には、施設別の搬出容器個数（ドラム缶の本数）、総重量、容器重量（ドラム缶重量を20kg/1本に設定）、内容量、搬出日、処理本数、処理日が明記されている。

次年度以降の積算に役立つ情報を集計するためには、効率的な運搬の実施を評価するための情報を収集する必要がある。例えば、1回の運搬に係る実際

のコストや運搬重量と燃費の関係等を算定するための実際の基礎データを、収集すべきである。したがって、実績集計資料として報告を受けるデータの活用目的を再度把握し、その目的のひとつとして、契約に当たっての実績を踏まえた適正な設計業務に必要なデータ（実際運送距離、1回当たり平均燃料費、人件費や減価償却費等のデータ）を精査するよう要望する。

## ⑦ 北部ペットボトル等資源化処理事業業務委託について

### ア. 設計金額の積算構造について

当該業務委託の設計金額は、年度別に処理委託費、施設建設費、運搬費の積算により行われている。処理委託費は、人件費、機械損料、諸経費から構成され、人件費は作業人員ごとに積算し、機械損料は使用車両ごとに見積もり、諸経費は、現場管理費及び一般管理費に掛率を乗じることで算定している。各項目はそれぞれ代価表において計算している。また、減価償却費、固定資産税、金利等については、取得価額、償却期間等を見積もって積算している。

#### (ア) 減価償却費、固定資産税の積算方法について（意見）

減価償却費は、建設費とプラント費の取得価額相当額を115か月で償却した場合の1年当たりの減価償却費として算定している。115か月は、9年7か月であり、概ね契約期間で償却が終わる計算である。

プラント等の耐用年数については、「業務用機械器具」、「製造業用設備」の法定耐用年数である7年間を採用することで、契約期間内の償却であることが前提であるとされている。一方で、法定耐用年数が17年であるという判断もあり得る（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第二「機械及び装置の耐用年数表」中、「55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」のうち、「主として金属製のもの」）。その場合は、契約期間で回収してしまうような積算の方法は合理的ではない。また、建屋については軽量鉄骨で、法定耐用年数は17年から24年と考えられる。そのように判断する場合、契約期間で回収してしまうような積算の方法は合理的ではない。

仮に、プラント及び建屋ともに耐用年数を合理的な耐用年数であると考えられる17年とした場合、積算金額試算結果は、以下のとおりである。

【経済的耐用年数 17 年とした場合の減価償却費の比較】

区 分	取得原価 (税込)	当初積算額 合 計	再計算(契約期 間満了までの 積算額)	差 額
プラント	386,400 千円	386,400 千円	214,774 千円	171,626 千円
建築	336,000 千円	335,992 千円	186,760 千円	149,232 千円

注：残存価額は 0 として計算している。

【経済的耐用年数 17 年とした場合の固定資産税の比較】

区 分	取得原価 (税抜)	当初積算額 合 計	再計算(契約期 間満了までの 積算額)	差 額
プラント	368,000 千円	25,532 千円	37,079 千円	△11,547 千円
建築	320,000 千円	45,480 千円	45,183 千円	297 千円

注：残存価額は 0 として計算している。

上記のような耐用年数を前提とした試算により積算した設計金額合計は、3,538,195 千円であり、1 トン当たりの予定価格は 64,079 円（税抜）となって、落札金額を下回っている。これによれば、第 1 回目の入札は不調となり、第 2 回目の入札となった可能性がある。また、309,608 千円（上記 2 つの表の「差額」欄の合計金額）は当該契約期間においては積算が過大となっていたと判断することもできる。

このような分析は一定の過程（耐用年数の相違）を前提としているが、契約終了後も北部地区に建設を予定していた資源化処理施設の竣工時期が当初の計画より延伸しているため、受託業者が、当該建屋及びプラントを活用して、川崎市の空き缶・ペットボトルの資源化処理を行う必要性があることに鑑みれば、新たな契約期間における契約金額の設計基礎に償却済みの設備の減価償却計算等を反映することを要望する。

イ. 業務委託実績の集計・分析・評価体制の確立について

(ア) 契約単価の見直し方法の確立について（意 見）

当該契約は平成 14 年 5 月 24 日から平成 25 年 3 月 31 日までの複数年度契約であり、かつ単価契約である。契約書において、「平成 16 年 4 月以降の単価については、収集計画量と収集実績量の格差及び物価の変動等を考慮し、年度毎に更改するものとする」としている（第 14 条）。しかし、実

際は、見直しの必要がないという判断により、契約初年度の単価のまま現在に至っている。

設計金額の単価は、当時の「積算資料」及び「請負工事機械経費算出要領（建設省）」を基準としているということである。その時の単価は、近年の設計単価と比較して割高である。したがって、複数年度契約であり、かつ、単価契約であるため、来年度以降、本契約を延長するかまたは再契約を締結することとなるため、年度ごとに設計単価の見直しを行い、契約金額の見直しに反映するよう要望する。

#### (イ) モニタリングの十分性について（意見）

局は、委託契約に関するモニタリングとして、ペットボトルについての年 1 回程度の製品検査を行うとともに、提出された報告書を確認しているということである。

当該契約は包括委託であり、一方で、下請負人選定届出書の提出により当該業務を、受託業者が下請業者に再委託している。人員表に基づけば、作業員の多くは下請業者でもある。そのため、業務がいわゆる「丸投げ」の実態となっていないか、下請業者への統制がしっかりなされているか、仕様書どおりに業務が行われているかなど、製品検査や報告書の確認だけでなく、実地調査によるモニタリングを行うよう要望する。

#### ウ. 資源化処理施設（北部）の能力と実績の状況について（説明）

北部地域のペットボトル等資源化処理は受託業者の設備において資源化処理が行われている。仕様書によれば、収集物貯留施設から手選別ラインで夾雑物除去等が行われ、資源物について機械選別ラインでアルミ缶・スチール缶・ペットボトルに分けられ、圧縮・梱包設備で梱包され、計量の上、梱包物保管施設に搬入され、缶については市が売却し、ペットボトルについては再商品化事業者へ引き渡している。施設の稼働状況は以下のとおりである。

##### 【北部地域のペットボトル等資源化処理能力及び実績】

処理能力	25.6t/日 (3.2t/h)
実際稼働状況（平成 23 年度）	22.9t/日

#### エ. 包括契約と個別契約の比較について（意見）

当該契約は 10 年間の包括委託契約である。これは、北部地域の空き缶・ペ

ットボトルの分別収集が遅れている一方で、市の受入施設が十分でなく、平成25年の新設備建設までの間の対応を図るべく、施設の建設を含めた資源化処理業務委託として締結したものである。

一方、南部地域では、収集運搬業務委託、運搬業務委託、選別業務委託、資源化処理施設運營業務委託と業務ごとに個別に委託契約を締結している。

空き缶・ペットボトルの処理計画に対して、実際の搬入量の比較を行うと、北部地域のペットボトル処理業務包括委託契約に基づき、搬入調整を行っている関係で、上記ウで示したとおり、処理能力と実際稼働状況は、ほぼ90%の稼働となっている。その結果、南部リサイクルセンター等の処理計画に対する実績が低下しており、稼働率が低い原因のひとつでもある。南部リサイクルセンターの稼働率が悪い状況の中でも、その処理業務委託が総価契約であることから、業務委託契約の支払額には影響しないのが現実であり、現在の環境局の処理施設における経済性や効率性の悪化の一因でもあると考えられる。

今後は、当該資源物の処理業務委託の契約形態として、包括契約と業務ごとの個別契約の両者を比較し、さらに、総価契約か単価契約か、どちらの契約手法を採用するのかを、施設の再整備に合わせて真剣に検討することを要望する。

#### オ. 資料の整備について（意見）

予定価格書がファイルに保管されておらず、現在所在不明となっている。書類の整備について徹底するよう要望する。

#### ⑧ 当初設計金額の算定根拠について（意見）

資源物の収集運搬業務委託に関しての市の積算根拠は、人件費、社会保険料、健康診断経費、被服・保護具購入費、車両費、需用費、燃料費、研修費、間接費及び一般管理費で構成されている。

当該業務委託の設計に際しては、直営で実施していた際のコストをベースに算定しているため、人件費の積算根拠には行政職の給料体系が使用されており、また、車両費の積算根拠にも環境局仕様の車両に基づき設計されており、業者の調達価額とは異なっているものと考えられる。

当該業務を直営による実施から委託契約による実施に移行する際に、単に直営時のコストで積算するのではなく、業務委託先と考えられる複数の業者の人件費や車両の状況等、積算に必要な直接費等について、入念な市場調査を実施すべきであったと考える。後述するように、次回の複数年契約の際には、当初または現在の設計額の詳細と実績との差異を十分調査し分析したうえで、新たな現実的

な設計金額を算定することを要望する。

#### ⑨ 小物金属収集運搬業務委託に関する低落札率について（意見）

概要の「資源物収集運搬業務委託契約の状況」にあるように、小物金属収集運搬業務委託契約のうち、宮前生活環境事業所管内と多摩生活環境事業所管内の契約についてはいずれも極端な低落札率となっている（宮前 60%弱、多摩 50%半ば）。これらはいずれも低入札価格調査が行われており、契約に際しては委託業務を遂行するのに支障のないことが確認されている。しかし、低入札価格調査は、契約時の状態で判断されるものであるが、契約後、契約期間である 3 年間の業務実施に当たり、請負業者の倒産リスク等の管理について、業務実施の現場における実態（実施状況）に対して、明示的な評価の仕組みが構築されていない。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第 4 条第 5 号によれば、市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」という規定があり、公契約の性質を有する業務委託として、特段の注意を促しているものと考えられる。したがって、担当課が業務委託料を積算するに当たっては、業者のコストに関して実態を十分に調査し、「受託業務を遂行するに足りる額」を合理的に見積もらなければならない。そうして見積もった市の設計金額に対し、落札率が極端に低い場合、市が見積った設計金額が実態と乖離しているのか、或いは業者が無理なコスト削減を行っているのかなど、様々な要因が考えられる。これらの要因は、業務実施上の時間的な制約や人的な制約、または行政サービスの質にも関連する重要なリスク要因が潜んでいる可能性もあると考えられる。

このような低入札価格での落札結果を受けて、事業担当課は、当該業者と契約するにあたり、業者が当該落札金額で業務を十分に遂行できるのかについて、入札後、契約前に調査する仕組みを持っており、運用もなされている。しかし、当該業務のように複数年契約の場合には、契約時点での調査だけで十分であるとは考えられない。少なくとも複数年契約のうち、次年度以降の毎年度、業者の決算書及び税務申告書等入手し、損益の状況、資産・負債の変動及び資金収支の状況について、異常な数値の変動はないか、その変動は合理的な経済要因であり、受託業務の実施に当たり、経営上の重大なリスクは存在しないかなどについて、委託業者の責任者にヒヤリングを行うなどして、業績内容を把握し、適時適切な評価を行うよう要望する。

## ⑩ 業務委託実績の集計・分析・評価体制の確立について（意見）

収集運搬業務委託費積算根拠の各設計項目について、現在のところ実績調査を行っていないということであった。このような実態調査の必要性について、担当課へ問い合わせたところ、人件費については最低賃金額を確認する必要があるという見解であった。しかし、人件費のみでなく、車両費、需用費（消耗品費）、燃料費及び研修費等、概ね全ての項目について、会社の業務実施の実績を調査し、比較・分析することが、現在の状況では求められているものと考ええる。

例えば、人件費については業者に対してヒヤリングを実施したり、賃金構造基本統計調査等の調査データを参照したりすること、車両費（減価償却費や修繕費等）については委託業者等の実態を市場調査すること、燃料費については走行距離を日報等に基づき集計し、今後の見込みを合理的に算定することなど、毎年の実態調査の実施の中で、積算項目の合理的な水準を把握することが重要である。また、当該業務委託は複数年契約であることから、決算書等を入手して業者の倒産等のリスク（業務不履行リスク）等を評価する必要がある。

このように、複数年契約に当たっては、質の高い業務実施をより低コスト（「受託業務を遂行するに足りる額」）で可能にする業者の業務実施体制、その運用状況について、十分に評価ができるように、業務委託の実績データを集計し、分析・評価する仕組みを確立するよう要望する。

## ⑪ 業務委託契約事務について（意見）

この項で取り扱った資源物処理業務委託に係る契約事務等については、主として本庁部門で集中的に執行されている。それに対して、それぞれの業務の履行場所が各リサイクルセンター等であることを考慮すると、仕様書・設計書の作成事務、事業者との契約事務及び業務のモニタリング等を本庁部門で集中的に実施することが効率的かつ効果的であるかどうか、再度見直しを行う必要があるものと考ええる。業務委託の履行場所を所管する部門が仕様内容、設計業務及びモニタリング等を実施することで、常に受託業者の業務執行を監視することができ、その業務実施過程の評価結果をより適時適切に仕様内容等の見直しに反映することが期待されるものである。本庁部門の処理計画課等は、業務委託の実施過程に対する確認行為など牽制機能を発揮することが求められるべきである。このような視点から、各業務委託の運用の効果を全体として組織的に高める仕組みを再構築することを要望する。



## 2. 減量化施策について

### (1) 概 要

昭和 60 年以降のごみ量の急増、その後の市民・企業のリサイクル意識の高まりを背景に、市は平成 2 年 6 月に「ごみ非常事態」を宣言し、市民、事業者へごみの減量化・資源化の推進への協力を積極的に働きかけてきた。以降、条例・制度の見直しを経て、平成 17 年 4 月には、これまでのリサイクルを中心とした流れから 3R（リデュース（発生・排出抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））を基本とした取組へと転換を図るという方針のもとで、「川崎市一般廃棄物処理基本計画（かわさきチャレンジ・3R）」の改定を行った。また、平成 21 年 4 月には、地球温暖化や関係諸制度の見直しに対応するため、3R を基調とした循環型社会の構築と低炭素社会の実現に向けて、「川崎市一般廃棄物処理基本計画（かわさきチャレンジ・3R）」の行動計画の改定を行っている。さらに、平成 23 年 3 月には、「第 5 次川崎市産業廃棄物処理指導計画」を策定し、産業廃棄物についても、3R 及び適正処理の推進に向けた取組を進めている。

このような中で、環境局は普及啓発のために、以下の事業を行っている（「平成 23 年度環境局事業概要―廃棄物編―」P21～P25 より一部抜粋）。

- i ごみの適正排出・分別の徹底に向けた各種広報
- ii 環境教育・学習事業
- iii 市民によるごみの減量・リサイクル活動の推進
- iv まちの美化推進
- v 市民・事業者・行政との協働による取組
- vi 生活環境事業所による普及啓発・指導
- vii 環境功労者表彰制度

#### ① 生ごみ等リサイクル推進事業について

家庭などから出されるごみの約 3 割を占める生ごみを、資源として再利用するのが「生ごみリサイクル」である。市は、市民によるごみの減量・リサイクル活動の推進事業の一環として、家庭でできる生ごみリサイクルの推進のための生ごみ処理機等購入費助成金の交付、生ごみリサイクル活動助成金の交付を行うとともに、市の取組として生ごみリサイクルのモデル事業を行っている。

また、生ごみリサイクルリーダー制度を設けており、市が認定した生ごみリサイクルリーダー（現在、10 名）が依頼者に対して生ごみリサイクルに関する相談・指導活動を行っている。

#### ア. 生ごみ処理機等購入費助成金制度について

一般家庭から排出される生ごみの減量化・リサイクルを推進するため、家庭用生ごみ処理機等の購入者に対し、購入金額の2分の1（限度額20,000円）の助成を行っている。

平成22年度の助成基数は197基（生ごみ処理機等161基、生ごみコンポスト化容器36基）、平成23年度の助成基数は129基（生ごみ処理機等105基、生ごみコンポスト化容器24基）（助成金額1,499,900円）であった。

#### イ. 生ごみリサイクルの活動費助成について

生ごみリサイクルの活動費助成は、生ごみの減量と資源の地域循環を推進するため、平成22年度より家庭から発生する生ごみを堆肥化し、有効活用する市民団体の活動に対し、生ごみリサイクル活動費用の一部（限度額100,000円）の助成を行っているものである。

平成22年度の助成団体は5団体、平成23年度助成団体は6団体（活動助成金418,087円）であった。

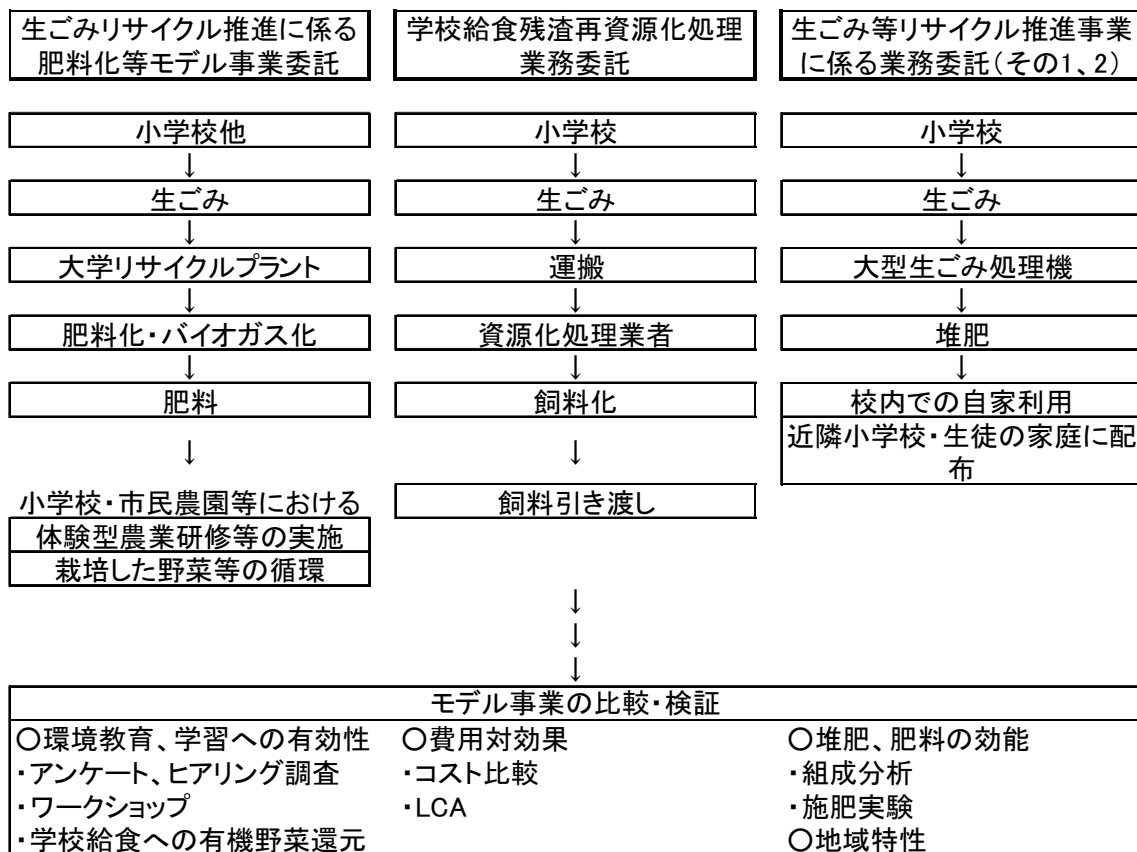
#### ウ. 生ごみ等リサイクル推進事業について

市は、生ごみ等リサイクル推進事業として、以下のモデル事業を行っている。

- i 生ごみリサイクル推進に係る肥料化等モデル事業委託
- ii 学校給食残渣再資源化処理業務委託
- iii 生ごみ等リサイクル推進事業に係る業務委託（その1、2）

各業務委託の取引の流れは下記のとおりである。

【生ごみ等リサイクル推進事業の業務委託の取引の流れ】



(市ホームページ：平成 18 年 10 月 20 現在のものを一部加工)

エ. 生ごみリサイクルリーダーの派遣・相談について

家庭での継続的な生ごみリサイクルを推進するため、生ごみリサイクルの活動を長く経験し知識を有している方を川崎市生ごみリサイクルリーダーとして認定する制度を平成 19 年度に創設している。相談者の家庭などにリーダーを派遣し実地指導をするほか、電話相談を行っている。

平成 22 年度派遣等件数は 29 件、平成 23 年度派遣等件数も 29 件（謝礼金 108,000 円）である。

② 廃棄物減量指導員活動事業について

局は、市民・事業者・行政との協働による取組の 1 つとして、廃棄物減量指導員活動事業を行っている。この事業は、ごみの減量・リサイクル及び 3R を推

進するため、地域におけるボランティア・リーダーとして、市民と市とのパイプ役として活動している廃棄物減量指導員との一層の連携を図ると共に、川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会及び区廃棄物減量指導員連絡協議会の活動の充実に努め、一般廃棄物処理基本計画に定めた具体的施策の円滑な推進に向け、活動の活性化を図る事業である。

廃棄物減量指導員は、住民組織団体からの推薦に基づき市長が委嘱し、住民組織団体を単位に1名が定数である（ただし、271世帯以上の住民組織については、270世帯までごとに1名の割合で追加することができることとなっている。）。任期は2年間で再任も可能である。指導員相互の連絡調整及び情報交換を図るため、区ごとに区廃棄物減量指導員連絡協議会（以下、「区連絡協議会」という。）を設置している。また、各区連絡協議会の連絡調整と指導員の活動の活性化を図るため、川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会（以下、「市連絡協議会」という。）を設置している。

市は、各区連絡協議会及び住民組織等の活動の充実に努めるため、市連絡協議会に対し助成金を支給している。平成23年度の助成金交付金額は2,848,065円であった。また、市は、廃棄物減量指導員の活動を支援している住民組織団体等に対して報償金を支給している。平成23年度の報償金交付金額は9,042,000円であった。

地区別の減量指導員がいる団体数及び指導員定数は、以下のとおりである。

【地区別の指導員の状況】

区分	指導員がいる団体数 <sup>注1</sup>	指導員定数 <sup>注2</sup>
川崎区	92	301
幸区	64	213
中原区	75	345
高津区	95	298
宮前区	60	261
多摩区	88	294
麻生区	94	251
合計	568	1,963

（市作成データ及び廃棄物減量指導員活動ハンドブックより）

注1：指導員がいる団体数は、平成23年度の状況である。

注2：指導員定数は、平成24年4月現在の定数である。

### ③ リサイクル推進都市かわさき事業について

市は、市民・事業者・行政のパートナーシップに基づいたごみの減量活動を推進するため、三者による連携の取組や市民一人ひとりが地域や家庭で自主的・日常のごみ減量に取り組むための仕組みづくりを検討する市民会議で、廃棄物減量指導員、ごみ・リサイクル等に関する市民活動団体、事業者団体、学識経験者、公募市民及び行政で構成される「川崎市ごみ減量推進市民会議」を設けている。現在は、第3期の活動が行われている。なお、過去の会議は以下のような内容であった。

#### 【第1期（平成19年1月から平成20年3月）のテーマ】

1	生ごみ減量ハンドブック作製
2	地域のごみ減量活動の発表大会
3	レジ袋削減の推進

#### 【第2期（平成20年9月から平成22年7月）のテーマ】

1	生ごみダイエット
2	普及広告チラシの研究
3	レジ袋削減に向けた取組
4	若者へ伝える3R

## (2) 手 続

減量化施策に関する事業及び活動について関連する資料を入手し、閲覧・分析、照合及び質問等を行った。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、意見を述べることとする。

### ① 生ごみ等リサイクル推進事業について

#### ア. 生ごみ処理機等購入費助成金等について（意 見）

平成23年度、生ごみ処理機等購入費の助成件数の見積もりは370基であったが、実際は、129基（生ごみ処理機等105基、生ごみコンポスト化容器24

基) (助成金額 1,499,900 円) であった。見積もりと実績が大きく乖離している。過年度の助成実績は以下のとおりである。

【助成件数の推移 (合計)】

平成24年3月31日現在

合計 年度別設置状況 (単位: 基)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
平成 3年度	126	103	167	192	234	472	508	1,802
平成 4年度	41	69	89	140	132	233	310	1,014
平成 5年度	24	27	36	59	49	113	167	475
平成 6年度	13	14	41	25	54	66	112	325
平成 7年度	17	8	25	24	19	46	57	196
平成 8年度	8	14	17	21	43	64	74	241
平成 9年度	6	1	15	8	9	45	92	176
平成10年度	7	5	14	21	19	26	58	150
平成11年度	13	12	19	27	35	63	61	230
平成12年度	3	4	14	15	15	32	47	130
平成13年度	18	18	26	21	36	45	64	228
平成14年度	17	15	14	26	32	31	51	186
平成15年度	8	6	13	14	25	57	40	163
平成16年度	13	14	33	24	41	79	60	264
平成17年度	23	25	50	48	57	79	124	406
平成18年度	15	6	28	39	59	88	70	305
平成19年度	53	35	106	71	119	92	104	580
平成20年度	27	29	59	48	121	77	106	467
平成21年度	24	14	36	51	51	48	50	274
平成22年度	16	15	28	16	53	26	43	197
平成23年度	10	9	24	24	19	18	25	129
合計	482	443	854	914	1,222	1,800	2,223	7,938

(市減量推進課作成データ)

【助成件数の推移（種類別内訳）】

生ごみ処理機等 年度別設置状況（単位：基）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
平成13年度	11	12	20	12	24	22	31	132
平成14年度	13	12	8	15	15	10	20	93
平成15年度	7	4	9	9	16	16	19	80
平成16年度	8	10	27	18	32	42	38	175
平成17年度	16	20	39	32	43	56	91	297
平成18年度	12	6	23	30	52	59	48	230
平成19年度	48	34	104	68	109	75	96	534
平成20年度	26	29	57	48	111	65	82	418
平成21年度	23	12	31	44	39	38	38	225
平成22年度	14	15	25	16	44	22	25	161
平成23年度	10	9	20	16	19	13	18	105
合 計	188	163	363	308	504	418	506	2,450

1 制度開始時期：平成13年9月

2 助成金額：平成13年9月～平成16年5月まで 1基につき10,000円（1世帯1基まで）  
 平成16年6月～購入金額の2分の1（限度額10,000円）（1世帯1基まで）  
 平成19年4月～購入金額の2分の1（限度額20,000円）（1世帯1基まで）  
 （市減量推進課作成データ）

生ごみコンポスト化容器 年度別設置状況（単位：基）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
平成 3年度	126	103	167	192	234	472	508	1,802
平成 4年度	41	69	89	140	132	233	310	1,014
平成 5年度	24	27	36	59	49	113	167	475
平成 6年度	13	14	41	25	54	66	112	325
平成 7年度	17	8	25	24	19	46	57	196
平成 8年度	8	14	17	21	43	64	74	241
平成 9年度	6	1	15	8	9	45	92	176
平成10年度	7	5	14	21	19	26	58	150
平成11年度	13	12	19	27	35	63	61	230
平成12年度	3	4	14	15	15	32	47	130
平成13年度	7	6	6	9	12	23	33	96
平成14年度	4	3	6	11	17	21	31	93
平成15年度	1	2	4	5	9	41	21	83
平成16年度	5	4	6	6	9	37	22	89
平成17年度	7	5	11	16	14	23	33	109
平成18年度	3	0	5	9	7	29	22	75
平成19年度	5	1	2	3	10	17	8	46
平成20年度	1	0	2	0	10	12	24	49
平成21年度	1	2	5	7	12	10	12	49
平成22年度	2	0	3	0	9	4	18	36
平成23年度	0	0	4	8	0	5	7	24
合 計	294	280	491	606	718	1,382	1,717	5,488

1 制度開始時期：平成3年9月

2 助成金額：1基につき2,800円（1世帯2基まで）

3 平成19年4月～コンポストの要綱は廃止し、生ごみ処理機等の要綱に一本化  
 （市減量推進課作成データ）

## (ア) 生ごみ処理機等助成件数の低下への対応の必要性について（意見）

平成3年の助成開始から助成件数は減少傾向にある。合計数の推移を見ると、平成8年度、平成11年度、平成13年度、平成16年度及び平成19年度に増加に転じているが、概ね減少している。平成13年度は、コンポスト化容器以外の生ごみ処理機も助成の対象とされたこと、平成19年度は、他都市の状況を勘案し、助成金額の上限額を2万円に引き上げたことが増加した要因であると考えられる。

家庭で行う生ごみ減量化は、市全体の減量化のためにも重要である。生ごみ処理機等の助成を今後も進めるのであれば、助成件数の低下への対応を検討することが不可欠である。

過年度の生ごみ処理機購入時の助成対象者へのアンケートの実施による利用実態の調査や生ごみ処理機利用者の利用時のメリット・デメリットの把握等、実態調査を行うことにより、助成制度の十分性、金額の妥当性、助成範囲の合理性等、検討に必要な情報を収集し、適時見直しができる準備を図る必要がある、その実態調査等の中から、当該制度をより良い“川崎ブランド”として再構築することも期待する（当該制度に限らず他の減量化推進制度についても同様である。）。

助成事業の周知のための更なる努力も必要である。生ごみリサイクルリーダー、廃棄物減量指導員による普及啓発活動の活性化を要望する。

また、市は、生ごみリサイクルに関する各種モデル事業を実施している。これらの成果についても、業務委託の結果の情報収集にとどめることなく、事業の成果を広く活用できるよう、例えば小学生自身にも解説することにより家庭での生ごみ減量化に対する意識の向上に役立つような取り組みも有用である。市民が共有できる場を設けることにより相乗効果を図るべく措置が必要である。

当該制度に限らないが、各生活環境事業所で小学校や町会等へ出向き、適正排出や減量化等の説明を行っている出前ごみスクールやふれあい出張講座でも、減量化の説明時間に、より多くの時間を割くような工夫も小学生及びその家庭並びに町会へのインパクトが強いのではないかと考える。減量推進課や生活環境推進係等の職員を、発想の転換により、生ごみ処理機助成制度という局の行政サービス（減量化のための手段）をいわば売り歩く営業パーソンと位置付け、また、生ごみリサイクルリーダー、廃棄物減量指導員を有能なアシスタントと位置付けて、協働して各種イベント、出前ごみスクール及びふれあい出張講座等で実績を積み重ねていくような、具体的で目に見える活動を要望する。



## イ. 生ごみリサイクル活動助成金について（意見）

生ごみリサイクル活動助成金は、平成 23 年度において、15 団体（上限 10 万円、助成期間 3 年間）を想定していたが、実際の助成額は、6 団体、418 千円にとどまっている。

当該助成金は平成 22 年度から開始しているが、平成 22 年度は 5 団体への助成となっており、導入後間もないこともあり、生ごみリサイクル活動助成が十分浸透していないことが窺える。

過年度の活動助成対象団体へのアンケートの実施による利用実態の調査や助成金額の十分性・助成期間の妥当性等の把握等、周知のための更なる努力が必要である。

## ウ. 生ごみリサイクル推進事業について（意見）

生ごみリサイクル推進に関する局の取組として、各種モデル事業を実施しており、実施報告書等の提出があり、実績等が局に報告されている。

### （ア）モデル事業からの情報収集及びその活用について（意見）

各モデル事業についての情報の取扱いに係る内容は、次のとおりであった。

#### 【成果等の取扱い】

委託内容	成果等	取扱い
肥料化等モデル事業 (東京農業大学)	・情報 ・肥料	・本事業に係る成果については、本市並びに東京農業大学で共有し、広くそれら成果の提供・活用に努めること。 ・また、生成された肥料について、生ごみリサイクル推進に必要な場合は提供すること。
学校給食残渣再資源化処理業務委託事業 (㈱アルフォ)	・飼料サンプル	・給食残渣から生産された飼料のサンプルについて、対象校等が教育上必要な場合は、提供することとする。なお、提供する際には、その主な用途及び成分等について説明書を添付すること。 ・対象校等が教育上必要な場合、処理施設を見学させ、説明を行うこととする。

業務委託その1 (㈱ソーケン)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生成物の分析結果</li> <li>・処理機操作ノウハウ、生成物の使用方法等の伝授</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度ごとに調査・研究の結果について年度報告書を提出（処理実績、点検内容、故障等、使用者に対する指導、助言内容等、その他）</li> </ul>
業務委託その2 (桜井㈱)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生成物の分析結果</li> <li>・処理機操作ノウハウ、生成物の使用方法等の伝授</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度ごとに調査・研究の結果について年度報告書を提出（処理実績、点検内容、故障等、使用者に対する指導、助言内容等、その他）</li> </ul>

これらの成果等は、事業として行った業務委託の結果としての情報収集にとどめることなく、更なるリサイクル推進につながるよう、活用されることを期待する。しかし、上記のような内容での公表は、単にモデル事業の仕様説明でしかなく、だれをターゲットとした公表であるのか曖昧である。したがって、この公表内容による社会への影響やインパクトが測定しづらい。各種モデル事業の成果（アウトプット及びアウトカム）の内容を要領よく紹介する抄録を作成し、公表するものでなければ事業実施の努力が報われない。情報の内容によっては制約がかかることも考えられるが、市がどのような事業を行い、どのような成果を得て、これによりどれだけの効果があるのか、またどれだけ有益かを明示することは、生ごみリサイクル事業に関する市民の関心や意識の向上に繋がると考えられる。したがって、局が行う事業の成果が、家庭での生ごみリサイクルにも反映する様々な公表技術も含めた工夫を要望する。

#### (イ) 生ごみリサイクルリーダーの活動の活性化について（意見）

生ごみリサイクルリーダーの活動は、平成23年度派遣等件数は29件である。現在、局が認定した生ごみリサイクルリーダーは10名であり、平均して、1人年間2回から3回、相談対応・指導活動を行っている。

生ごみリサイクルは家庭で行うものであり、それを体験することにより意識の向上に役立つものとする。生ごみリサイクルの講習会の開催頻度

を高め、参加者を増やし、実際に体験する機会を増やすことが重要である。小中学校の教育課程に含まれる環境教育の一環に講師として生ごみリサイクルリーダーを派遣する事業など、家庭への適切なインパクトを考慮した施策として、教育委員会への働きかけを期待する。

生ごみリサイクルリーダーと後述の廃棄物減量指導員の協力のもと、ごみ減量化への関心を高めるような活動を活性化することを要望する。

## ② 廃棄物減量指導員活動事業について

### ア. 廃棄物減量指導員支援団体報償金について（意見）

平成 23 年度における廃棄物減量指導員支援団体報償金の交付実績は、以下のとおりである。

#### 【廃棄物減量指導員支援団体報償金の交付実績】

区分	市民・こども局 登録団体数	廃棄物減量指導 員がいる団体数	報償金交付 団体数	報償金交付額 (千円)
川崎区	95	92	89	1,327
幸区	66	64	63	993
中原区	77	75	72	1,612
高津区	106	95	90	1,271
宮前区	72	60	60	1,217
多摩区	106	88	86	1,312
麻生区	124	94	92	960
その他	-	-	7	350
計	646	568	559	9,042

注：その他は、各区の町内会連合会である。

報償金は、市民・こども局に登録されている市民団体（646 団体）のうち、廃棄物減量指導員が所属する団体及び各区町内会連合会が交付対象とされており、交付対象団体が実施した活動（廃棄物の減量・リサイクルに関する活動、廃棄物の分別排出に関する活動、美化活動、その他市長が有効と認める活動）に対して交付するものとしている。交付対象団体（575 団体）のうちの 559 団体（97%）に報償金を交付している。すなわち、報償金を交付していない団体は 16 団体（3%弱）であった。

一方、第 9 期廃棄物減量指導員に対するアンケート結果によれば、720 人か

ら回答があったが、地域のリサイクル活動に参加や協力していないと回答したものが 95 件 (13%) であった (無回答 21 件 (3%)。なお、アンケートでは複数回答を可としている。)

報償金の交付状況とアンケートの結果を直接対比させることは無記名でのアンケートのために難しい面がある。しかし、報償費の性格上、廃棄物減量推進への報償的な支出である以上、担当課として地域のリサイクル活動に参加や協力していない 95 件及び無回答であった 21 件の廃棄物減量指導員の活動状況を調査・把握し、原因分析をもって、廃棄物減量指導員支援団体の更なる活動の活性化に向けた改善活動を徹底されるよう要望する。また、報償金申請のための活動状況報告書の記載内容の十分性を踏まえ、報償金交付の妥当性を検証されたい。なお、アンケート結果については、下記のウで記載しているので参照されたい。

#### イ. 廃棄物減量指導員連絡協議会助成金について (意見)

市は、「廃棄物減量指導員等に関する要綱 (平成 24 年 7 月 20 日改訂、施行)」(以下、「要綱」という。) 第 10 条において、市連絡協議会に対する助成金について規定している。すなわち、「市は、各区連絡協議会及び住民組織等の活動の充実を図るため、市連絡協議会に対し助成金を支給することができる。」としている。実際の市の交付手続については、「廃棄物減量指導員連絡協議会助成金交付要領 (平成 17 年 4 月 1 日改訂、施行)」(以下、「要領」という。) で定めるとともに、協議会では「川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会規約 (平成 24 年 7 月 20 日改訂、施行)」に基づいて管理等が行われている。

平成 23 年度の廃棄物減量指導員連絡協議会助成金の交付状況は以下のとおりであった。

【平成23年度廃棄物減量指導員連絡協議会助成金の交付状況】

連絡協議会	決算額 (単位：円)
川崎市	288,000
川崎区	394,220
幸 区	278,966
中原区	449,926
高津区	390,279
宮前区	341,695
多摩区	379,601
麻生区	325,378
合 計	2,848,065

上記のうち、川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会の事務運営費決算報告資料を閲覧したところ、下記の状態であった。

【平成 23 年度川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会 事務運営費決算】

1 歳入の部

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差引額	説明
助成金	288,000	288,000	0	川崎市からの助成金
雑収入	0	29	29	預金利子 (8月・2月)
合計	288,000	288,029	29	

2 歳出の部

(単位：円)

事業名	予算額	決算額	差引額	説明
1 市連絡協議会会議開催事業	52,800	47,204	5,596	交通費 43,500 0 飲物代 3,704
2 施設見学会開催事業 (11月14日実施)	120,000	105,100	14,900	バス借上費 70,000 0 有料道路代 9,150 0 傷害保険料 4,400 0 乗務員経費 1,050 0 交通費 13,500 0 飲物代等 7,000
3 機関紙発行业	60,000	0	60,000	
4 講演会協賛事業	10,500	10,500	0	生花代
5 その他	44,700	125,225	△ 80,525	横断幕 42,000 0 カメラ 77,060 0 各種手数料 6,165
合計	288,000	288,029	△ 29	

3 残金

(平成23年度歳入決算 288,029円) - (平成23年度歳出決算 288,029円) = 0

※平成23年度残金はありません。

内容を確認すると、機関紙発行业について、予算額 60,000 円のところ、決算額が 0 円、その他の予算額 44,700 円に対して、決算額 125,225 円となっており、その差額の主な内容は、カメラの購入 77,060 円であったと推定される。機関紙発行は当該連絡協議会の運営にとってどの程度の重要性があるのかについて、担当課は把握し評価すべきである。

当該連絡協議会の事務運営において、助成金が予算額の全額とされており、その内訳について、上記のような未執行及び流用が報告されている。このような執行報告の内容に対して、担当課としてその可否も含めて、助成金額執行の妥当性に対する適正な検証を要望する。また、上記のような執行方法について問題がある場合、助成金の交付趣旨を徹底し適切な指導を行われたい。

なお、当該助成金の予算編成、執行管理、決算及び事業報告等の事務を担当課で実施している仕組みになっており、現状の事務処理について内部統制の面で次の事項を改善されたい。

- i 川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会の事務運営費に係る予算編成に際しては、事業別の予算だけではなく、事業に係る執行科目ごとの特定を予算上で実施すること。
- ii 上記 i で示した事業別執行科目別予算に対して、執行管理を適正に実施すること。当該協議会の監事監査や庶務課における執行状況の検査に際して

は、予算統制が十分に行われているかどうか十分に意を用いなければならない。

- iii 事業予算の中で備品に該当する支出を流用により実施する際には、監事及び庶務課の承認等を必要とする仕組みを構築すること。購入された備品の適正な管理を行うために、備品管理簿を備え、財産の保全・管理を帳簿上も実施すること。
- iv 備品を指導員等の使用に供する場合には、備品貸与簿または備品使用簿により、使用状況を明らかにすること。

## ウ. 廃棄物減量指導員の活動状況について（意見）

廃棄物減量指導員の4つの役割は、以下のとおりである。

### 【廃棄物減量指導員の4つの役割】

i	ごみ減量の普及啓発（生ごみリサイクルの取組など）
ii	リサイクル活動実践の指導（資源集団回収の取組など）
iii	排出方法の順守指導（分別ルールと排出マナーの取組など）
iv	廃棄物行政に関する意見及び情報の提供（地域巡回と資料の配布の取組など）

担当課は、第9期（H22.4～H24.3）廃棄物減量指導員に対してアンケートを実施し、その結果の概要を活動ハンドブック内に記載している。アンケート方法は、廃棄物減量指導員に配布（1,831人）し、郵送で回収（720人）した。アンケートに記載されている廃棄物減量指導員の活動状況は以下のとおりであった。

### 【廃棄物減量指導員の活動状況】

質問内容	項目	件数
参加・協力活動 （複数回答）	資源集団回収	479
	フリーマーケット	165
	その他の活動	77
	参加・協力なし	95
	無回答	21
集積所巡回頻度	ほぼ毎日	165
	週3～4回	133
	週1～2回	273
	その他	93
	無回答	25

住民からの相談の有無	ある	81%
	ない	17%
	無回答	2%
住民への指導の有無	ある	78%
	ない	19%
	無回答	3%

(「活動ハンドブック」P.42より抜粋)

アンケートの結果によれば、廃棄物減量指導員の活動は、集積所の巡回によるごみの出し方等の相談・指導や資源集団回収やフリーマーケット参加によるリサイクル活動実践の指導が中心に行われている。一方、ごみ減量の普及啓発、すなわち、生ごみリサイクルに関する指導状況についてはアンケート項目には入ってはならず、廃棄物減量指導員の活動が明らかになっていない面があった。

家庭から出るごみの約3割は生ごみであることから、廃棄物減量指導員による市民への指導が重要な役割を果たすと考えられる。生ごみリサイクルリーダーとの連携や生活環境推進係との相互の連絡調整をさらに活発化し、廃棄物減量指導員による更なる普及啓発活動の充実を要望する。

### ③ リサイクル推進都市かわさき事業について

リサイクル推進都市かわさき事業の一環としての川崎市ごみ減量推進市民会議（以下、「市民会議」という。）について、意見を述べる。

#### ア. 過年度の報告書に対する取組状況について（意見）

第1期、及び第2期の市民会議の研究テーマ、及びその成果は、以下のとおりであった。

##### 【第1期市民会議（平成19年1月～平成20年3月）】

分科会	研究テーマ	活動内容	成果
1	生ごみ減量とリサイクル	市と協働して生ごみ減量ハンドブックを作成する。	H20.3月「チャレンジ生ごみダイエット」作成
2	地域におけるごみ減量活動	地域の先進的な活動のノウハウを集めて発表会を開催する。	H19.11.11「ごみニティの底力・発表会」を開催
3	事業者との連携によるごみ	スーパー等と連携してレジ袋削減とともにマイバ	H19.10.2「環境配慮型ライフスタイルの確立に向けたレ

	減量活動	ツグ運動を推進する。	ジ袋削減に関する協定」を締結（事業者、市民団体、市）
--	------	------------	----------------------------

（「第1期川崎市ごみ減量推進市民会議活動報告書」P6より）

【第2期市民会議（平成20年9月～平成22年7月）】

分科会	研究テーマ	活動内容	提案
1	生ごみダイエット	他都市事例の調査、家庭でできる方法の研究	生ごみリサイクル活動の活性化と市民との連携
			生ごみリサイクル手法の研究とモデル事業の実施
2	普及広報チラシの研究	分別処理の現状・問題点の研究、町内会等でのチラシの調査	市民への普及広報の強化
			廃棄物減量指導員連絡協議会の活性化
			各世代等の特性に応じた普及広報手段の検討
3	ビニ袋削減に向けた取組	アンケートの実施、市民団体・事業者・行政の三者による意見交換会の開催	市民・事業者・川崎市の三者で意見交換ができる場を検討
4	若者へ伝える3R	アンケートの実施、若い世代へ伝える方法の検討	(2に集約)
その他			廃棄物減量指導員連絡協議会との連携による活動の実践
			市民会議の成果の広報と普及

（「第2期川崎市ごみ減量推進市民会議活動報告書」P7～P35より）

第2期の市民会議活動報告書で提案された内容は、現在、局が対応を図るべく取組を行っている。市の取組状況は、次のとおりである。

【第2期市民会議の提案に対する市の取組状況】

分科会	研究テーマ	提案	市の取組状況
1	生ごみダイエット	生ごみリサイクル活動の活性化と市民との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>川崎市生ごみリサイクル活動助成金交付</li> <li>生ごみリサイクル講習会等の開催</li> <li>生ごみリサイクルリーダーの派遣・相談</li> </ul>
		生ごみリサイクル手法の研究とモデル事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>給食残渣再資源化モデル事業</li> <li>給食残渣飼料化モデル事業</li> </ul> ⇒今後費用対効果を検討



2	普及広報チラシの研究	市民への普及広報の強化	・各種普及広報の実施（イラスト等の活用、外国人向けパンフレット）
		廃棄物減量指導員連絡協議会の活性化	・生活環境事業所と廃棄物減量指導員が協働で行う集積所での排出指導の実施 ・減量指導員による体験発表会の開催 ・環境功労者表彰への減量指導員の推薦
		各世代等の特性に応じた普及広報手段の検討	・各種情報発信の検討（HP、モバイル他） ・転入者に対する情報提供 ・集合住宅オーナー・事業者・不動産管理会社等への協力要請
3	レジ袋削減に向けた取組	市民・事業者・川崎市の三者で意見交換ができる場を検討	・事業者の取組の支援（リサイクルエコショップ認定）
4	若者へ伝える3R	(2に集約)	(2に集約)
その他		廃棄物減量指導員連絡協議会との連携による活動の実践	・減量指導員連絡協議会への適宜報告体制
		市民会議の成果の広報と普及	・市民会議活動報告書の市HP掲載

(市提示資料より)

特に、第2分科会での提案は、注目されるべきである。すなわち、生活環境事業所と廃棄物減量指導員が協働で行う集積所での排出指導をより具体的な活動目標のもとで改善状況を定期的に把握・評価しながら着実に実施することや減量指導員による体験発表会等を開催することは極めて重要である。直接の指導・解説により、パンフレットでは伝えきれないことを説明することができ、ごみ減量化への意識の向上につながる可能性も考えられる。

また、転入者やこれから社会に出ていく若者へ、市としての取組や市民としての役割、地域のルールを伝えることは重要なことである。転入手続時のごみ処理方法の情報提供、集合住宅オーナー・事業者・不動産管理会社等への協力要請は、非常に有益であると考えられる。

さらに、減量指導員連絡協議会への適宜報告体制や市民会議活動報告書の公

表も重要である。相互の情報共有により、机上の議論で終わることのない有意義な市民会議の活動が行えると考える。

一方、レジ袋削減に向けた取組については、事業者の取組の支援として、リサイクルエコショップ認定をするにとどまっている。提案では、市民・事業者・川崎市の三者で意見交換できる場の検討が必要としており、取組としては不十分である。普通ごみ収集が平成25年9月を目途に週3回から週2回へと変更される方針であり、現在市民への説明等を実施している局としては、レジ袋での普通ごみの排出を原則として控えるよう市民に対しても強く訴える努力が求められていると考える。

今後の市民会議の活動にさらに期待するものであるが、この内容を具体化するための局内部における職員（生活環境推進係等）の人材育成など体系的な取組を要望する。

### 3. 集団回収業務（報償金と奨励金のあり方等）について

#### (1) 概要

川崎市における資源集団回収は、平成2年6月の「ごみ非常事態」宣言を受けて開始した。資源集団回収とは、町内会、自治会、PTA及びマンション管理組合等地域の市民で組織される実施団体が、各家庭の協力により、新聞紙、雑誌、ダンボール、布及びびん類等の資源化物を回収して資源回収業者に引き渡す等の方法で、再資源化に寄与することをいう。

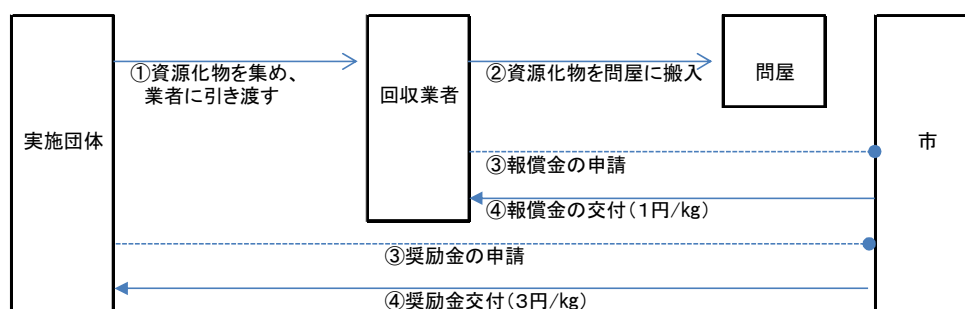
資源集団回収の年間回収量と、市のごみ総排出量の推移は以下のとおりである。

ごみ総排出量と資源集団回収量

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H13-23比
ごみ総排出量	514,470	526,123	531,627	497,522	488,211	490,278	478,088	456,621	448,789	442,177	442,177	85.9%
資源集団回収量	56,679	51,150	51,237	52,221	51,928	51,519	54,431	50,804	47,474	46,684	48,260	85.1%
資源集団回収量割合	11.0%	9.7%	9.6%	10.5%	10.6%	10.5%	11.4%	11.1%	10.6%	10.6%	10.9%	99.1%

資源集団回収による事業の流れは以下のとおりである。

資源集団回収事業の流れ



## (2) 手続

資源集団回収業務に関する監査資料を入手し、当該資料を閲覧・分析して、所管課への質問等を行った。

## (3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、意見を述べることとする。

### ① 資源集団回収の経緯及び現状とその方向性について（意見）

資源集団回収の処理経費は、普通ごみの処理費用の約10分の1と経費面では圧倒的にすぐれている。しかしながら、単身者や賃貸マンションが多い地域などにおいては、資源集団回収団体の組織化の問題など様々な理由により、集団回収が実施できない状況にある。

生活環境事業所ごとに集団回収量を比較すると以下のようになる。

資源集団回収実績(生活環境事業所別)

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H13-23比
南部生活環境事業所	5,090	4,725	4,573	4,527	4,631	4,314	4,306	4,108	3,998	3,776	4,047	79.5%
川崎生活環境事業所	6,693	6,437	6,516	6,845	6,890	6,828	7,214	6,726	6,616	6,434	6,949	103.8%
中原生活環境事業所	8,914	7,955	7,657	7,889	7,499	7,617	8,594	7,688	6,707	6,574	7,337	82.3%
宮前生活環境事業所	17,752	15,148	15,739	15,301	15,134	14,940	16,300	14,623	13,257	12,938	12,883	72.6%
多摩生活環境事業所	18,231	16,886	16,752	17,659	17,775	17,821	18,016	17,658	16,897	16,962	17,044	93.5%
合計	56,679	51,150	51,237	52,221	51,928	51,519	54,431	50,804	47,474	46,684	48,260	85.1%

(注1) 平成14年度の南部生環は大師生環と田島生環の合計である。

上記の表に示すとおり、平成13年度から平成23年度までの10年間の比較で見ると、全生活環境事業所合計では85.1%であり、資源集団回収実績が14.9%全体として減少していることが分かる。

しかし、次の人口推移の表で分かるとおり、各生活環境事業所が所管する地域の人口は、南部生活環境事業所の場合を除き、この10年間で10%以上の伸びを示しており、合計でも13.8%と増加している。

人口(生活環境事業所別)

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H13-23比
南部生活環境事業所	152,728	157,400	159,043	160,022	156,475	156,920	159,034	160,994	163,221	164,522	165,133	108.1%
川崎生活環境事業所	180,892	184,967	187,422	190,122	191,218	194,153	196,980	202,034	205,841	207,427	209,011	115.5%
中原生活環境事業所	196,554	198,466	199,649	201,242	205,015	209,685	215,135	219,750	225,065	228,911	232,049	118.1%
宮前生活環境事業所	384,394	390,258	395,223	400,270	403,625	410,487	418,256	424,905	428,786	433,478	436,951	113.7%
多摩生活環境事業所	339,698	338,888	342,619	345,239	351,980	360,790	365,508	371,951	376,488	379,812	383,633	112.9%
合計	1,254,266	1,269,979	1,283,956	1,296,895	1,308,313	1,332,035	1,354,913	1,379,634	1,399,401	1,414,150	1,426,777	113.8%

(注1) 人口は各年度の4月1日現在である。

また、一方で次の世帯推移の表でみると、各生活環境事業所の世帯数はこの10年間で10%台から20%台の伸びを示しており、全体でも21.4%と増加している。世帯数の増加が人口の増加を上回っているのは、1人世帯の増加も一因と考えられる。

世帯(生活環境事業所別)

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H13-23比
南部生活環境事業所	65,093	72,031	73,559	74,870	70,079	69,941	71,681	73,563	75,389	76,408	76,754	117.9%
川崎生活環境事業所	80,241	85,763	87,551	89,742	88,305	89,321	91,836	95,329	98,142	99,883	100,965	125.8%
中原生活環境事業所	94,915	97,445	98,705	100,120	101,597	103,636	106,796	110,153	113,117	114,524	116,925	123.2%
宮前生活環境事業所	160,632	168,193	171,565	174,610	173,982	177,278	181,879	186,484	188,951	191,744	194,594	121.1%
多摩生活環境事業所	146,328	147,899	150,678	152,991	156,549	160,631	164,266	168,395	171,626	173,551	175,300	119.8%
合計	547,209	571,331	582,058	592,333	590,512	600,807	616,458	633,924	647,225	656,110	664,538	121.4%

(注1) 世帯数は各年度の4月1日現在である。

このように単身者世帯や賃貸マンションが多く、資源集団回収が困難な地域では、本来、集団回収で取り扱われるべき資源物が、集積所に排出されることも多く、集積所に排出された古紙については、普通ごみ収集の際に以下のようなパッカー車の犬猫用バケツや助手席に積んで収集している。



環境局では地区ごとに集積所排出量と集団回収量の比較分析等は実施していないが、全体の回収量ベースでは、集積所排出古紙回収量を資源集団回収量と比較すると、次のとおりである。

資源集団回収量と集積所回収量

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H13-23比
資源集団回収量	56,679	51,150	51,237	52,221	51,928	51,519	54,431	50,804	47,474	46,684	48,260	85.1%
集積所排出古紙回収	624	528	420	402	480	469	92	118	116	106	98	15.7%
ミックスペーパー	—	—	—	—	—	25	269	1,157	1,172	1,865	10,618	—

まず、この表のミックスペーパー(古紙以外の紙ごみ)分別回収について、平成18年11月より一部地域で開始され、平成23年3月からは市内全域に広げられた。また、集積所排出の古紙の回収については、平成19年度に激減したものの(平成18年度:469トンから平成19年度:92トンへと激減)、その後は大きく減少する傾向はない(平成20年度以降:100トン前後での推移)。

古紙は本来、資源集団回収で収集すべきものであるが、上記のように、資源集団回収が難しい地域にあっては、正式に集積所での古紙収集日を決めて収集する

ということも考えられる。しかし、担当課においては、前述のとおり、資源集団回収がコスト面で優れているということ、また、資源集団回収は市民・事業者とのパートナーシップ事業であり、古紙の市収集を始めた場合、この枠組みが機能しなくなることが懸念されることから、集積所での古紙回収を正式なものとするのは難しいということである。

一方で、環境局では、資源集団回収を補完する取組として、平成22年2月より、宮前生活環境事業所管内をモデルとして、資源集団回収を実施していない地域を対象に、生活環境事業所が古紙の集積場所を選定し、川崎市資源集団回収事業連絡協議会の回収業者によるモデル回収を実施している。宮前生活環境事業所管内のモデル実施に係る平成22年度と平成23年度の実績は次のとおりであった。

【宮前生活環境事業所 モデル回収実績】 (単位：t)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	全 体	モデル回収	全 体	モデル回収
高 津	6,844	44	6,786	36
宮 前	6,095	26	6,097	32
合 計	12,938	70	12,883	69

これについては報償金も奨励金も市の回収コストの負担も一切なく回収できるが、一方で以下のような課題がある。

- ア. 選定条件（以前から古紙がごみとして排出されている集積所で、屋根がついており、古紙の保管場所が確保されている。）に適合する集積所が少ないため、回収場所の増加が難しい。
- イ. 既存の回収場所のごみの排出マナーが徹底されていない場所が多く、チラシの投函、ポスターの掲出を行っても排出量の増加に繋がっていない。
- ウ. 一定の回収量を確保できなければ、回収業者としては、回収効率が上がらない。

このモデル実施が3年目となる平成24年度においては、減量推進課の職員や生活環境事業所の生活環境推進係の職員等が、地域の特性を十分に調査し、このような課題を解決することにより、他の生活環境事業所へも拡大することができるような仕組みの構築に、当該地域の市民、回収業者及び減量指導員とともに、推進していくことを期待する。本来は、集団回収による資源物の回収方法が、市民の環境保護意識の向上の面でも、また、直営職員による収集業務の効率性の面からも、効率的で効果的である。したがって、地域住民の生活スタイルに合わせた資源物収集の可能性について、単身世帯やマンション世帯の住民との新たなネットワークの構築や大学生及び高校生等の若年世代のグループ活動・研究会活動

とのネットワークの拡大などの可能性を模索し、伝統的な集団回収の枠を踏み越えた施策を構築されるよう要望する。そのためにも、減量推進課の担当職員や生活環境事業所における生活環境推進係等の職員に一層の現状分析力や市民、回収業者に対する指導力・調整能力等を涵養することが重要であり、様々な機会に3Rの実働部隊としての人材育成のための研修を実施することが求められているものとする。

## ② 現在の報償金制度等の運用について（意見）

資源集団回収事業における実施団体への奨励金の流れや登録業者への報償金の流れは、本項（1）概要の「資源集団回収事業の流れ」で記載しているとおりである（286頁）。その「資源集団回収事業の流れ」にあるように、ごみの減量とリサイクルを推進するため、資源集団回収事業を行う実施団体及び回収業者に対し、回収量に応じて、次のとおり単位当たり奨励金・報償金を交付している。

- i 実施団体（町内会、自治会、PTA等）への奨励金：3円/kg
- ii 回収業者への報償金：1円/kg

この報償金と奨励金に対して、各資源物の時価の推移は次のとおりである（単位：円/kg）。

古紙相場の推移

	新聞	雑誌	ダンボール	平均
平成13年	3.50	0.50	2.50	2.17
平成14年	2.25	-0.45	0.25	0.68
平成15年	6.25	2.75	3.25	4.08
平成16年	5.25	3.00	3.75	4.00
平成17年	5.00	3.00	3.75	3.92
平成18年	5.75	3.50	4.75	4.67
平成19年	9.00	5.25	8.00	7.42
平成20年	12.88	9.63	11.38	11.30
平成21年	6.75	3.88	6.25	5.63
平成22年	8.50	6.25	7.45	7.40
平成23年	8.50	7.50	8.50	8.17

（注1）各年度の4月の数字である。

出典：日経ウィークリー

登録団体奨励金については、平成10年4月以降、また、登録業者報償金については、平成16年4月以降、単価の変更は行っていない。環境局の「報償金の考え方」については、資源集団回収における紙類の持去り対策などを目的に、平成20年10月に「川崎市資源集団回収事業登録業者報償金交付要綱」、「川崎市資源集団回収事業登録団体奨励金交付要綱」の改正を行った際に作成された資料「資源集団回収事業要綱等の改正について」の中で、以下のとおり記載されている。

- i 新聞、雑誌などの紙類の市況価格高騰に伴い、市況連動制を取り入れ報償金単価を減額することが妥当と考えるが、ここ数カ月の原油高騰などにより、社会経済情勢の先行きは不透明であり、政府などにおいては、中小事業者の救済

措置を講じている現状がある。このような時期に、回収業者に対する報償金の減額を実施した場合、事業者の反発が懸念されるなど、資源集団回収事業に支障をきたすことが想定される。

- ii 報償金単価の見直しについては、iのような現状にあることから社会情勢や紙類の市況価格などを注視しながら、実施することが妥当と考える。
- iii 布類の報償金単価については、紙類の見直し時期に併せて実施することとし、それまでの間は、衣替えの時期に合わせた生活環境事業所での拠点回収の取組を補強するなど、回収量の増加に向けた取組を実施することとする。

このような「報償金の考え方」によれば、平成20年10月時点で見直しはしていないものの、下線部分から、単価は市況に連動するものと考えていることは明らかである。その後、一旦時価は下がったものの、比較的高値が続いている。しかし、平成20年10月以降、報償金についても奨励金についても減額等の検討は行っていない。

市がこれらの単価を市況連動するものと考えている以上は、ルールを決めて時価に連動させるべきである。その際に6ヶ月、1年、2年ごと等見直しの期間を決めておくとともに、一定の率の変動の場合は単価について検討するなどの取り決めを設定することを要望する。また、たとえ、平成20年10月時点のように社会情勢を考慮して単価を据え置きとした場合であっても、少なくともルールに従って検討した結果であることが必要である。

また、現在、報償金や奨励金の単価は品目に関係なく、全て重量単位で決定している。しかし、市況に連動させるのであれば、品目ごとに単価を決めるよう要望する。

さらに、登録団体へは、市からの奨励金とは別に、登録業者が回収する際に登録業者からその資源物の対価が支払われている場合と支払われていない場合があり、担当課では関知するようなことではないという認識である。資源物の市況と密接に関連する問題であり、また、資源物の適正な対価を市場経済の中で公正に支払うことが求められる問題でもあるため、担当課としても登録団体への回収業者からの支払い状況については、十分に注視すべきである。

本来、回収業者が市場経済の中で十分に一定金額の対価を登録団体へ支払えない分について、その差額を奨励金として支払うべきものであると考える。市況を反映した報償金を回収業者へ支払うことは、資源物の問屋等による買取価格と回収業者の回収コスト（人件費や燃料費等のコスト）との関係で、判断されるべきである。したがって、資源物の買取価格を一定のルールに基づき定期的に調査を行い、回収業者の回収コストに与える人件費や燃料費の動向を勘案して、資源物回収業者への報償金や回収登録団体への奨励金の適正水準を常に意識した実務を

実施することができるよう、一定のルールを構築することを要望する。

### ③ 他都市の奨励金等の状況について（意見）

他都市における登録団体奨励金及び登録業者報償金の内容は、次のとおりである。

登録団体奨励金、登録業者報償金の単価の他都市比較

(1kg当たり)

区分	奨励金（団体）	報償金（業者）
川崎市	3円	1円
横浜市	3円	布4.8円、びん2.7円（市況に応じて変動する。）
相模原市	7円	なし
千葉市	2円	新聞4円、雑誌・雑がみ5.5円。段ボール4.4円、紙パック5.5円。布12.3円
さいたま市	5円	なし

この表からわかるとおり、集団回収を行う登録団体への奨励金は、資源物の種類に関係なく、一定金額である。また、川崎市の場合は1kg当たり3円であり、横浜市と同額であるが、千葉市の2円よりは高く、さいたま市や相模原市よりは低い水準である。一方、資源物を登録団体から回収する登録業者への報償金は、川崎市の場合、一律、1kg当たり1円であるが、横浜市や千葉市のように資源物の種類に対応して、単価を設定する方式ではない。また、横浜市のように市況に連動して、単価を見直すルールを川崎市は設定していないことが分かる。

これらの他都市比較に基づき、次のようなことを政策的含意として述べることにする。

すなわち、川崎市環境局としては、これまでの意見でも述べてきたとおり、登録業者への報償金について、市況を反映した単価の設定にすることを社会実験として実施することも考えられる。そのようなルールを設定した場合、集団回収への影響として、資源物の回収実績がどのように変動するかを注意深く観察することが必要である。他都市の報償金等の支払いルールをつぶさに調査し、その仕組みの特徴と問題点を洗い出し、川崎市におけるルールの適用の可能性を分析評価すべきである。このような試みを実施するよう要望する。



### Ⅲ - 2. リサイクル推進に係る指定管理業務について

#### 1. 橘リサイクルコミュニティセンターの管理状況について

##### (1) 概 要

平成 21 年度より、T 株式会社は指定管理者として、橘リサイクルコミュニティセンターの管理運営を行っている。平成 23 年度の指定管理料は 17,939,877 円（消費税及び地方消費税を含む。）であり、主な事業内容は次のとおりである。

3 R 推進事業 : 3 R の推進に向けて、市民意識の向上及び資源物のリサイクルなどに関する普及啓発を図るための各種体験学習等

リサイクル家具等 : 市民からリサイクルの申し出があった家具類等の中で、生活環境事業所が再利用可能と判断した家具類を運搬、清掃、保管、修理し、一定期間提示の後、希望する市民に提供する。

廃食用油、古布の持込回収に関する業務 :

市民から持ち込まれる廃食用油、古布をリサイクルするため受付・回収する。

自主事業 : 事前に市の承認を得て、条例上の基本開館時間以外の時間を活用するなど、施設の設置目的に沿った自主事業を行うことができる。

平成 21～23 年度の施設の利用状況は以下の表のとおりとなっている。

【平成21～23年度利用実績推移】

(単位:件、人)

施設見学等	内 容	H23年度		H22年度	H21年度
		利用件数	利用人数	利用人数	利用人数
【1階】					
実践コーナー	石鹸作り等の体験	47	259	245	267
展示品修理コーナー	職員が展示する家具類等の修理を行う				
【2階】					
学習室	紙すき教室	100	239	65	103
第1会議室	環境学習、講演会、発表会	0	0	985	787
第2会議室	環境学習、講演会、発表会	87	773		
【3階】					
リサイクル家具展示コーナー	再利用可能な家具類等を展示し、抽選により提供	5,169	14,300	15,119	14,234
常設フリーマーケットコーナー	市民の方の不用品をフリーマーケットスタイルで販売				
【その他】					
家具類応募者総数			3,973	6,843	5,659
施設見学等		5,419	16,184	17,852	16,280
			H23年度	H22年度	H21年度
古布類持込量(kg)			10,876	10,136	9,058
廃食用油持込量(L)			315	396	174

また、橘リサイクルコミュニティセンターに関する過去 3 年間の収支状況報告書は次のとおりである。

橘リサイクルコミュニティセンター 平成21～24年度収支状況報告書推移

(単位：円)

	H21年度	H22年度	H23年度
<b>【収入】</b>			
指定管理料収入	17,708,000	17,858,000	17,943,754
利用料金収入	7,350	19,300	31,900
リサイクル・啓発等事業収入	205,700	185,600	182,000
自動販売機・売店経営等収入	250,466	178,268	158,349
小計	18,171,516	18,241,168	18,316,003
<b>【自主事業による収入】</b>			
常設フリーマーケット売上金他	1,017,564	1,196,630	1,095,030
イベント売上他	17,000	0	63,000
小計	1,034,564	1,196,630	1,158,030
合計	19,206,080	19,437,798	19,474,033
<b>【支出】</b>			
人件費	15,266,921	14,486,426	14,929,636
修繕費	262,500	87,150	18,900
設備管理費	1,310,282	1,158,675	1,089,485
保安警備費	323,400	352,800	352,800
備品購入費	0	0	0
消耗品費	398,597	404,282	144,598
廃棄物処理費	9,495	19,380	15,440
広報費	360,000	240,000	240,000
印刷製本費	71,830	246,898	239,148
光熱水費	71,257	78,310	54,280
燃料費	54,494	69,256	84,848
保険料	232,572	205,927	119,036
使用料・賃借料	127,260	127,260	127,260
税金等	37,300	36,500	36,500
謝金	0	0	0
交通費	626,560	489,790	523,920
通信費	337,304	346,000	373,214
車両費	121,233	131,226	202,293
その他雑費	128,519	124,498	133,278
小計	19,739,524	18,604,378	18,684,636
<b>【自主事業による経費】</b>			
常設フリーマーケット等	308,000	224,000	224,000
川崎市充当額	436,651	598,315	547,515
小計	744,651	822,315	771,515
合計	20,484,175	19,426,693	19,456,151
収支差額	-1,278,095	11,105	17,882

(注1)川崎市充当額は、常設フリーマーケットの売上の50%を橘リサイクルセンターの管理運営費に充当した金額です。

(2) 手 続

橘リサイクルコミュニティセンターの指定管理業務について、現場での視察、資料閲覧及び質問等を行った。また、必要に応じて詳細な実績資料の入手、分析及び担当課等への質問を行った。

### (3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、意見を述べることとする。

#### ① 指定管理業務実績の評価と改善努力等について（意見）

「(1) 概要」に記載した「平成 23 年度利用実績推移」の中で、「リサイクル家具展示コーナー」、「家具類応募者総数」及び「施設見学等」の項目について、前期の実績との比較を行った結果、それぞれについて大幅な減少が発生していたことが分かる。これについては、平成 23 年 5 月～7 月にかけてリサイクル家具類を東日本大震災被災者向けに提供する事業（申込数延べ 128 人）を行ったことで市民向けの提供を一時中止した影響であると考えられる。

リサイクル講座・教室（紙すき教室）を増やしたことによる学習室の利用は大幅に増加しているが、会議室の利用（環境学習、講演会及び発表会）は前期よりも大幅に減少し、平成 21 年度の実績とほぼ同水準まで減少している。平成 23 年度の実績報告からは、第 1 会議室の利用人数等を把握することとなっているが、平成 23 年度の利用件数及び利用人数は実績としてなかったという報告である。

このような施設利用の状況に関連して、指定管理者が、施設の利用実態に対応した原因分析とその説明を市担当課に対して十分に行い、市担当課においては今後の指定管理業務の改善につなげるよう要望する。また、この公の施設における個別の事業が施設の設置目的に合致しており、市民にとってもリサイクル意識の涵養などの面で、いかに魅力のあるものであるかについて、的確に広報を行うよう要望する。例えば、現在の施設の広報としては、橘リサイクルコミュニティセンターのホームページ上で実施されている。内容としては、「施設概要」、「再生品」、「イベント」、「常設フリマ」、「問い合わせ」、「メルマガ登録」の 6 つに分けて情報発信を行っている。

「再生品」に関する情報については、再生品の写真やその材質等の情報が常時紹介されているわけではないため、利用者の関心や利用欲求等に常時対応しているとは言えない。また、視察の際にも実際に展示されている再生品（ソファや食器棚など）の材質や特徴について、十分な情報を得ることができなかった。また、毎月 1 日から第 3 日曜日までの家具類展示において出展家具に関する説明情報は添付されているが、「高さ」、「横幅」、「奥行き」に関する情報のみで、「重さ」や「備考欄」には何らの情報も記載されていない。利用者のニーズに的確に対応するための情報（例えば、材質、形の特徴、傷の具合などに関する情報）は何かについて、指定管理者はその把握・検討等の準備を怠ってはならない。

また、「イベント」の情報には、複数のリサイクル講座の情報が記載されている。その情報としては、事務的な内容が主で、リサイクル講座名と内容がほぼ重複して記載されているものが多い。より多くの方の参加を目指すためには、講座の魅力や参加することで得られる効用などを記載し、過去に実施した写真などの掲載で参加を促す内容とするなど、指定管理者のノウハウを十分に発揮することが求められる。

「常設フリマ」の情報内容としては、「衣類」と「子供服・本」の写真があるだけで、具体的な情報の提供や情報の新鮮さに欠けるものである。情報発信としては、公の施設で実施するフリーマーケットの意義を前面に説明し、展示内容の例示などを写真等で説明するなど、さらなる工夫を期待するものである。

更に、指定管理者は、公の施設の設置目的に従い、当該施設の存在を周知するために、施設のホームページ上での情報発信以外、自社のホームページで、当該施設のリンクを開始している。現在のネット社会では、多様な広報手段が存在するため、施設の設置目的を達成するために最少のコストで最大の効果を発揮できるような手法を採用するよう要望する。例えば、再生品の販売やイベントおよび自主事業の実施等に関する広報や参加者の募集には、単にホームページを閲覧する市民だけが情報にアクセスできるような消極的な広報ではなく、指定管理者のアイデアでツイッターやフェイスブック等のいわゆる社会的ネットワーキング・サービス（いわゆるSNS）の手段を活用するなど、情報発信を効果的に行うことができるようにすることも考えられる。

## ② 業務日誌の記載の正確性について（意見）

平成23年度事業報告書に「平成23年度指定管理業務に伴う事故・要望等対応報告書」が添付されている。その中で、実際に事故が発生した日や要望があった日の業務日誌を閲覧すると「施設における事故」の欄には、「無事故 無災害 連続0日」という定型の文言が記載されているが、本来、事故の情報を適切な箇所に記載すべきである。ちなみに、当該事故情報は、記載すべき場所とは違った日誌の欄外に、「中原生環（注：「生活環境事業所」のこと）へ再生品収集（担当者名）※車両事故発生（詳細報告書）」と記載されており、報告書としての的確性を欠く。

施設において事故が発生した場合は、その重要性から考えても、業務日誌には適正に記載しておくべきである。「近隣地域・利用者からの要望への対応」も指定管理業務の質の確保の面からも、重要な情報のひとつである。このような場合に「特記事項なし」と記載せず、要望の実態を正確に記載すべきである。

また、当該業務日誌は、全体として記載内容が定型的で、「利用の案内及び受付業務」、「備品等の貸出業務」、「3Rの推進に関する業務」及び「近隣地域・利

用者からの要望への対応」等について、「特記事項なし」の記載が目立つ。例えば、平成 23 年 10 月 31 日（月）の業務日誌によると、「館総数」＝「内来館者」が 34 名と記載されているが、上記のとおり「利用の案内及び受付業務」等について、「特記事項なし」と記載され、来館者の状況等に関する記載がなく、指定管理の主要な業務の把握が難しい日誌の内容となっている。

したがって、担当課においても、指定管理者が記載する業務日誌の記載情報の正確性及び業務把握の的確性等を確保する仕組みを構築し、指定管理者にも正確で豊富な情報量の業務日誌の記載を義務付けるなどの統制活動を行うよう要望する。

### ③ 指定管理業務の会計的データ報告内容とその分析・評価手法の充分性（意見）

指定管理者である T 株式会社は、「平成 23 年度事業報告書」の中の「9. 利用者満足度調査報告に関する事項」の「(3) 利用者満足度向上取組の反映について」の中で、次の 6 つの指標を用いて、指定管理業務について、施設の管理運営の利用者満足度、効率性及び安定性の確認を行っていた。

指標 1：事業収支（収入－支出）

指標 2：収入比率（指定管理料収入／収入）

指標 3：人件費比率（人件費／支出）

指標 4：外部委託費比率（外部委託費合計／支出）

指標 5：利用者当たりの管理コスト

指標 6：利用者当たりの自治体コスト（指定管理料／延べ利用者数）

上記はいずれも収支決算書の財務数値の結果であって、利用者満足度の指標とすべきものではない。特に、指標 3、5、6 については高いほど、指定管理業務に十分な費用をかけているというアウトプット情報であって、標題に示されている「利用者満足度の向上」を評価するための指標ではない。これらの指標の値が高いからと言って、具体的に利用者の満足度に結びつくようなものとなっているのかどうか、それだけでは何ら判断根拠にはならない。

また、指標 1、2、4 は、単に指定管理者の安定性等収支構造上の判断指標であり、利用者満足度と直接結び付くものではない。

平成 23 年 10 月 1 日（土）～平成 23 年 10 月 31 日（月）において、利用者アンケートを実施し、意見や満足度を調査しているが、上記のような財務数値を作りこんでいくよりも、アンケートの内容について、施設利用者の満足度を的確に測定できるような質問や指標とする必要がある。そのうえで、回答内容を正確に把握

し、十分に分析を行うことを要望する。

#### ④ 指定管理者に関する評価等の実施について（意見）

平成 23 年度指定管理業務評価は、監査期間中の 10 月に完了するということがあった。実際には監査資料として提出されたのは 10 月末であった。監査の有用な情報の入手時期の遅さもあるが、指定管理者の評価として、10 月末に評価が完了するのでは、業務の改善提案などの指示の面で極めて不十分である。実際には、月次等で業務の報告会などが実施されたり、随時、担当課の職員が施設へ立入り実施状況を視察したりしているが、体系的に業務の実施状況をチェックするモニタリングの手法が確立されているとは言えない。当該施設の指定管理者制度に係る担当課職員がタイムリーに指定管理者の業務実施状況に関して把握・評価指導等を行い、早期に業務改善につなげる仕組みを構築するよう要望する。また、担当課としては、当該公の施設と設置目的が類似する、他の施設の指定管理業務実施状況の資料等入手し、比較・分析の手法により、指定管理者評価のひとつの有用な情報とするよう要望する。

## 2. リサイクルビレッジ堤根の管理状況について

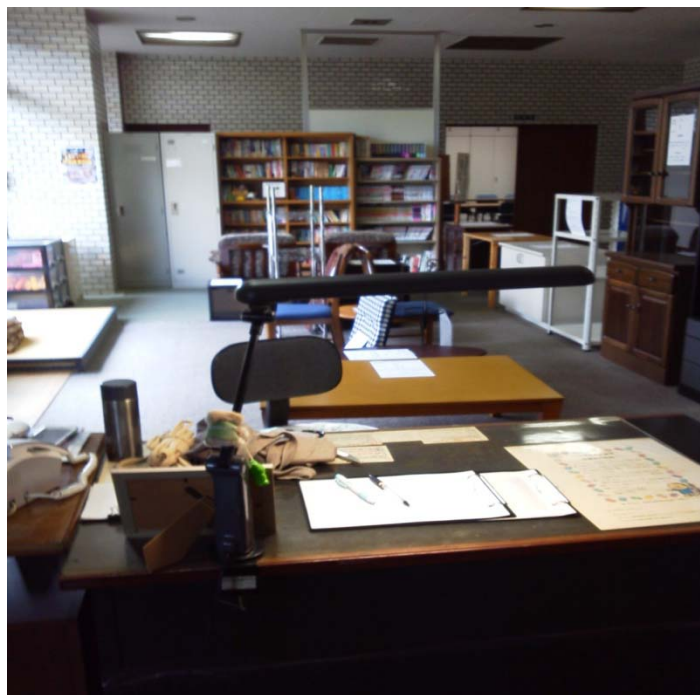
### (1) 概要

リサイクルビレッジ堤根は、堤根処理センター管理棟 1 階の入口左側スペース（49 m<sup>2</sup>）を使用し、リサイクル家具・リサイクル文庫を展示、エコぞうり制作体験教室などを実施している。当該事業の受託者は、橘リサイクルコミュニティセンターと同様、T 株式会社である。従来から、指定管理者制度の対象とはされてこなかった施設である。当該事業の委託料は、平成 23 年度では 2,215,000 円であった。営業時間は、9 時 30 分から 16 時 30 分までであり、毎週水曜日と木曜日は休館とされている。受託会社の社員 1 名が常勤で事業に当たっている。



【入口】

右側が堤根処理センターの入口で、左側がリサイクルビレッジ堤根の入口である。



【全体像】

右側を仕切りのように使用しているのが展示家具である。また、奥の2つの本棚がリサイクル文庫である。

【リサイクル家具の展示の流れ】

川崎生活環境事業所より引き取り可能なものの連絡があれば現地で引き取る。

↓

橘リサイクルコミュニティセンターへの持ち込み。

↓

橘リサイクルコミュニティセンターで修理等を施し、20点ほどを堤根で展示。

↓

毎月1～20日まで展示し、窓口あるいはHPで受付、21日に抽選、1週間以内に当選者自らが引き取り。任意での寄付を募っている（川崎市資源再生化基金への積立）。

### 【リサイクル文庫】

寄付してもらった書籍を展示（本棚2つ分程度）

↓

希望者に提供。任意での寄付を募っている（川崎市資源再生化基金への積立）。

### 【エコぞうりの制作体験教室】

随時受け付けている。無料での参加（橘リサイクルコミュニティセンターでは材料費は徴収している。）、月1回、申込があれば開催する程度の教室である。

## （2）手 続

当該委託事業について、現場の視察及び必要な質問を行った。また、必要に応じて資料の閲覧、分析、担当課への質問を行った。

## （3）結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、意見を述べることとする。

### ① 利用状況について（意 見）

平成23年度のリサイクルビレッジ堤根の利用状況は以下のようなものであった。東日本大震災の影響が大きいものと考えられるが、平成23年度は前年度や前々年度の来館者の68%程度と特に落ち込みが大きい。しかし、震災の影響が落ち着いたと考えられる冬から春にかけても、月次ベースでみて減少傾向にある。

リサイクルビレッジ堤根利用実績（平成21年度～平成23年度）

年度	分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H21年度	来館者数（人）	93	116	99	55	50	96	102	91	93	63	111	122	1,091
	家具申込件数（件）	56	73	84	17	17	45	56	54	46	32	53	55	588
H22年度	来館者数（人）	129	138	122	93	70	85	74	88	71	74	73	76	1,093
	家具申込件数（件）	92	67	58	51	38	65	29	46	47	62	63	45	663
H23年度	来館者数（人）	91	50	30	38	52	74	73	73	60	46	91	73	751
	家具申込件数（件）	60	41	46	61	43	65	69	55	45	42	85	57	669

（注1） 網掛け部分は橘リサイクルコミュニティセンターの申込件数と合わせたものになっている。  
（東日本大震災者向けに橘リサイクルコミュニティセンターと併せて申込を受け付けており、数字を分けて計上していないため）



現場での視察の際にも、来館者もほとんどない状況であり、その原因としては、事業の立地場所の利便性や展示品の魅力、そして広報の手法にあるものと考えられる。

まず、展示場所としては、同じ敷地内にある老人休養施設やプールのある一角の方が、人通りがあり、施設の認識頻度としては効果的である。現在の場所からの移設は、家具の展示、搬入・搬出スペースの確保の面から難しいということであった。しかし、資源の再利用及び 3R 推進・普及啓発を目的とした各種リサイクル事業を行うために、コストをかけて実施する際の適切な場所であるかどうかについて、疑問である。事業の実施場所として適切であるかどうかに関する検討を、より積極的に行うよう要望する。

また、事業そのものの広報の仕方等については、前項の「1. 橘リサイクルコミュニティセンターの管理状況について」の「(3) 結果」の①の記載と同様の意見である。

## ② 契約手法について（意見）

当該事業は、橘リサイクルコミュニティセンターの事業とその目的や実施手法等においてきわめて類似するものである。実際にも、両施設のホームページ上では、情報アクセスのリンクが行われている。双方の位置づけは、担当課にとって、公の施設であるかどうかについて、その認識に相違があり、契約手法が異なっているが、両事業は、お互いがそれぞれ密接に連携した事業であることから、事業実施の際にも明確にその事業連携を目指すべきであると考えられる。そのために手法のひとつとして、指定管理者の選定手法に準じて、リサイクルビレッジ堤根も、提案手法などを統一し、可能な限り同時に実施者を募集するよう要望する。

### Ⅲ - 3. 粗大ごみの収集業務について

#### 1. 粗大ごみ処理券の管理状況について

##### (1) 概 要

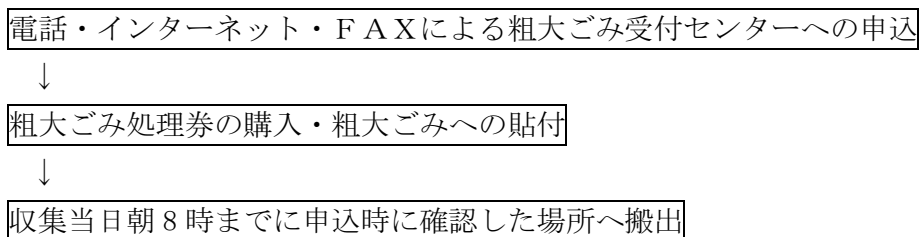
川崎市は、昭和 43 年 12 月に一般家庭から排出される各種電化製品、家具調度品、古材及び畳等の粗大ごみ、いわゆる耐久消費財の収集を開始した。当初は「定日定点収集」であったが、昭和 50 年頃から「申込みによる定日各戸収集」に逐次切替え、昭和 53 年にはほぼ全市に拡大した。

平成 13 年 4 月からは家電リサイクル法の施行、平成 15 年 11 月からは資源有効利用促進法が施行され、消費者の経費負担に対する社会的認識が深まってきた。

平成 16 年 4 月からの粗大ごみ収集の有料化を契機に、粗大ごみ収集の受付は、各生活環境事業所での申し込み受付から粗大ごみ受付センターへの一括申込方法に変更し、また、平成 20 年 4 月からは収集運搬業務を民間事業者への業務委託に切り替えた。

##### ① 粗大ごみ収集の業務フローについて

粗大ごみの収集については、以下の手順となる。



##### ② 粗大ごみ手数料について

川崎市の粗大ごみ手数料は、「200 円」、「500 円」及び「1,000 円」の 3 種類である。このような粗大ごみ手数料の単価の設定等について、近隣の政令指定都市と比較すると次の表のとおりである。

粗大ごみ手数料他都市比較（平成24年1月現在）

川崎市		横浜市		千葉市		さいたま市	
200円	長さが30cm以上50cm未満で全部または一部が金属	200円	10kg未満	370円	15kg以下	520円	1品
500円	長さが50cm以上180cm未満 長さが180cm以上で幅が10cm未満のもの	500円	20kg未満	750円	25kg未満	1,050円	適正処理困難物 (スプリングソファ―一人掛け) (物干し台、バッテリー、タイヤ)
1,000円	長さが180cm以上	1,000円	40kg未満	1,120円	40kg未満	2,100円	適正処理困難物 (スプリングマットレス) (スプリングソファ―二人掛け)
		1,500円	40kg以上	1,500円	40kg以上		
		2,200円	適正処理困難物 (スプリングマットレス)	2,200円	適正処理困難物 (スプリングマットレス)		

### ③ 粗大ごみ処理券の取り扱いについて

粗大ごみ処理券については、その取り扱いのステッカーを掲示している市内のコンビニエンスストア、郵便局（ゆうちょ銀行）、各生活環境事業所で購入することができる。コンビニエンスストア及び郵便局での粗大ごみ処理券の管理については以下のとおりである。

#### ア. 郵便局での取り扱い等について

- (ア) 平成16年4月1日より川崎市内の郵便局において公金収納の取扱い（納付書による収納）が開始されている（市からの依頼による協力として）。
- (イ) 郵便局用の粗大ごみ処理券には収納済通知書が添付されており、年度や調定番号が記載されているため、毎年印刷される粗大ごみ処理券は、その年度でしか使用できないという取り扱いになっている。
- (ウ) 収集計画課は毎年3月に翌年度分の粗大ごみ処理券の取り扱いを依頼し、各郵便局に発送する。
- (エ) 各郵便局では前年度未使用分の粗大ごみ処理券を翌4月に収集計画課へ返送してくる。
- (オ) 各郵便局での粗大ごみ処理券の取り扱いについて、受払簿の定めはない。収集計画課は各郵便局での粗大ごみ処理券の現物を確認していない。

#### イ. コンビニエンスストアでの取り扱い等について

- (ア) 郵便局用の粗大ごみ処理券と異なり、年度ごとの使用有効期間ではないため、過年度に印刷した粗大ごみ処理券でも当年度以降も使用することができる。
- (イ) 川崎市粗大ごみ処理手数料収納事務委託の仕様書によれば、コンビニエンスストア取扱店は、「粗大ごみ処理券出納簿」（様式3）を常備しなければ

ならないとしている。しかし、収集計画課はその出納簿の整備状況を確認していない。

(ウ) 各コンビニエンスストアは、毎月の取扱実績をまとめた「粗大ごみ処理手数料収納実績報告書兼収納事務委託料請求書」と「粗大ごみ処理券在庫状況表」を収集計画課へ送付する。これらの報告書には、券種ごとの交付枚数と収納額が記載され、この収納額の 11%が当該業務委託料として、各コンビニエンスストアへ支払われる。

## (2) 手 続

粗大ごみ収集業務及び粗大ごみ処理券取り扱いに関する資料を閲覧・分析し、また、当該業務に関する近隣の政令指定都市の状況を調査分析して、所管課への質問等を行った。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 粗大ごみ処理券の手数料額について (意 見)

「(1) 概要」において掲載した「粗大ごみ手数料他都市比較」の表にもあるとおり、近隣の政令指定都市においては、重量に基づく手数料額の設定方法を採用している都市があり、また手数料額について 5 段階の設定としている都市がある(横浜市と千葉市)。さいたま市については、手数料額が 3 段階と川崎市と同様であるが、手数料額の設定方法が異なる。これらの 3 市に共通していることのひとつは、「適正処理困難物」の料金体系を通常処理できる粗大ごみの手数料より、高く設定していることである(2,200円券等)。

これに対して、川崎市の手数料額の設定は、上記の表にあるとおり、一定の長さや幅などの大きさに対応して、200円・500円・1,000円という簡素な料金体系としている(平成16年4月1日施行)。川崎市の粗大ごみ処理手数料の設定方法が、このように他の近隣政令指定都市と比較して相違があること自体、問題があるわけではない。それぞれの市の特性に合わせて、手数料額は設定されるべきである。

しかし、手数料額の種類については、再度検討する余地があるものと考えられる。たとえば、適正処理困難物(スプリングソファ・マットレス等)については、

他の近隣政令指定都市と比較して、明確にその取扱いが相違している。すなわち、横浜市、千葉市及びさいたま市は、スプリングマットレスを適正処理困難物とし、大きさに拘らず 2,200 円、2,100 円としており、さいたま市はスプリングソファについて 1 人掛けを 1,050 円、2 人掛けを 2,100 円としている。

一方、川崎市は、環境局が配布するパンフレットの「ごみと資源物の分け方・出し方」に次のように記載している（8～10 頁、12 頁）。

「粗大ごみとして出せないもの

①処理困難物：重量が極めて重いもの（100kg 以上）、長さがきわめて長いもの（2m 以上）、処理作業に危害を及ぼす恐れのあるもの」（9 頁）

「粗大ごみ 一束・一組の取扱い

束（5 枚・本）「寝具類」～マットレス（スプリング入りを除く）～

組（セット）「寝具類」ベッド枠とマットレス（スプリング含む）」（10 頁）

「市では収集しないもの

[処理困難物] ①重量が極めて重いもの（100kg 以上）、②長さがきわめて長いもの（2m 以上）、③処理作業に危害（爆発・火災などのもの）を及ぼす恐れのあるもの、④有害物質などは、処理困難物として取り扱われるため市では収集しません。適正処理のため購入先、または販売店、メーカー等に依頼してください。

例示：金庫、ガスボンベ、消火器、タイヤ、ピアノ、バッテリー

[ボタン型電池・充電式電池]、[在宅医療廃棄物(注射針・薬)]、[携帯電話]、[パソコン]、[自動二輪車（原動機付き自転車を含む）]、[家電リサイクル対象品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）]

（12 頁）

このような記載からもわかるとおり、スプリングソファ・マットレス等は明確に普通の粗大ごみとして取り扱っているものと考えられる。しかし、処理の困難性やコストのかけ方などの作業場の安全性及び経済性効率性の面から、このような取扱いに合理性があるのか、疑問が残る。

したがって、川崎市の場合、粗大ごみ処理手数料額のあり方について、特に 1,000 円の手数料額の範疇に含まれるスプリングソファ・マットレス等を別の料金体系として位置付けるかどうか、検討するよう要望する。

## ② 粗大ごみ処理券の手数料額の設定根拠について（意見）

当初粗大ごみ 1 個あたり 500 円の処理手数料を設定した根拠は以下のとおりである。

【当時の1個当り処理手数料設定根拠】

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{過去3年間の} \\ \text{平均処理原価} \\ 128.4\text{円 (注1)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{粗大ごみ1個} \\ \text{当りの平均重量} \\ 11.5\text{kg} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{市民負担割合} \\ 1/3 \text{ (注2)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} 492.2\text{円} \\ \downarrow \\ 500\text{円} \end{array}}$$

(注1) 粗大ごみ処理原価

平成11年度	131.1円/kg
平成12年度	111.2円/kg
平成13年度	142.9円/kg
平均	128.4円/kg

(注2) 市民負担割合を1/3とする考え方

事業系ごみの負担割合が3分の2であること、実質的に市民が負担する初めての廃棄物処理手数料になることを考慮した。

これに対して、平成22年度時点で粗大ごみ1個当たりの処理手数料を計算すると次のとおりである。

【平成22年度の1個当り処理手数料設定根拠】

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{平成22年度の} \\ \text{処理原価} \\ 74.61\text{円 (注1)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{粗大ごみ1個} \\ \text{当りの平均重量} \\ 11.1\text{kg (注2)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{市民負担割合} \\ 1/3 \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} 276.1\text{円} \\ \downarrow \\ 500\text{円?} \end{array}}$$

(注1) 粗大ごみ処理原価

	原価	重量	1kg当たり
平成22年度	642,220,607円	8,608 t	74.61

(注2) 粗大ごみ1個当たりの平均重量

	重量	個数	1個当たり
平成22年度	8,608 t	773,877 個	11.12

平成22年度の粗大ごみ1個当たり処理原価は、828.171円(74.61円×11.1kg/個=828.171円/個)である。これに対して、1個当たり平均に近い手数料額が500円であると想定した場合、市民による負担割合は、約60.4%である。

一方、平成16年度の粗大ごみ収集の有料化当時では、粗大ごみ1個当たり処理原価は、1,476.6円(128.4円×11.5kg/個=1,476.6円/個)であり、これに対して、同じく、市民による負担割合は、約33.9%であった。

これら、平成16年度と平成22年度とを比較すると、直営での実施に比べて業務委託の場合の人件費等のコストの差異が大きく処理原価に反映しているものと考えられる。粗大ごみ収集業務のコストが、より経済的に絞り込まれたことを考慮すると、粗大ごみの排出抑制等を目指す立場からも、今後の状況等を踏まえ、手数料額の見直しの必要性について、検討されることを要望する。

### ③ 粗大ごみ処理券の管理状況について

#### ア. 郵便局における粗大ごみ処理券の管理について（指 摘）

「(1) 概要」にも記載のとおり、郵便局における粗大ごみ処理券の取扱いについては、受払簿の記帳の定めがない。粗大ごみ処理券の受払の管理については、事実上、各郵便局の管理手法に任せているのが現状である。すなわち、収集計画課では、「消耗品・材料品出納簿」において、自ら保管されている郵便局用粗大ごみ処理券の在庫枚数等を把握しているが、各郵便局で保管されている粗大ごみ処理券の枚数の把握については、収集計画課の管理責任のひとつとして位置付けていない。

たとえば、収集計画課は、各郵便局が前年度の未使用分を翌4月に収集計画課へ返送してきた時点で、初めて、年度末の粗大ごみ処理券の枚数を把握することになる。

次に示す表は、平成23年度における郵便局用粗大ごみ処理券の印刷枚数、郵便局売り捌き枚数、年度末時点の在庫枚数及び収集計画課における在庫枚数の状況を示す表である。

券種	印刷枚数	収納（使用）枚数	郵便局在庫（返送）	市在庫	不明
200円券	40,000	14,167	14,583	7,300	3,950
500円券	80,000	36,704	20,108	17,900	5,288
合計	120,000	50,871	34,691	25,200	9,238

まず、上記の表によると、郵便局で使用した粗大ごみ処理券の枚数 50,871 枚と郵便局の在庫の枚数 34,691 枚の合計枚数が 85,562 枚であることが分かるが、実際に当該年度に郵便局に配布した枚数に対して、どのように差異が生じているのかという、金券類に対する枚数管理が全くできていない状態である。収集計画課所管の在庫枚数 25,200 枚と前記の枚数 85,562 枚を合計すると、110,762 枚となり、印刷枚数である 120,000 枚との差異が、9,238 枚発生している。ただし、この差異の中には、「川崎市粗大ごみ処理券返送枚数表」を提出していない郵便局が 7 局あり、その報告なしの郵便局の取扱い枚数を加味しなければならないが、これらの郵便局から報告の提出を受けていないことから、実績の把握ができない。仮に、郵便局 1 局当たりの売り捌き枚数（約 450 枚）と残枚数（約 300 枚）の合計を考慮して、推計すると、報告なしの 7 郵便局の取扱い枚数は約 5,200 枚程度となる。上記の表の差異枚数である 9,238 枚と比較しても、なお、約 4,000 枚の差異が残っていることとなる。

このような推計計算による粗大ごみ処理券の枚数管理の不備に基づく影響評

価については、その数値的な根拠に正確性に欠ける面があるのは確かである。しかし、約4,000枚の不明分に対応する粗大ごみ処理券の額面換算額の合計は、200円券と500円券の下限及び上限を考慮すると、80万円から200万円までの手数料収入に影響を及ぼす恐れがあるものと考えられる。収集計画課では、郵便局での売り捌き枚数に対応した収納金額について、日々確認作業が行われているが、上記のような券種ごとの在庫の差異（最大差異9,238枚、推定最少差異約4,000枚）については、原因分析がなされていない。

したがって、収集計画課は、郵便局による粗大ごみ処理券取り扱いの協力の経緯を尊重しなければならないが、粗大ごみ処理券という金券類の取扱いに慎重な手続きを要求されるべきであることの認識を双方で共有し、今後は、郵便局における粗大ごみ処理券の出納管理の再構築（出納簿記録の備付と循環的な調査・指導等）に努められたい。また、7郵便局が返送枚数表を提出していないことなど、現在の報告制度上でも、運用面に重大な問題がある点を徹底して改善するよう努められたい。

また、上記「平成23年度 郵便局処理券状況」によると、年間の印刷枚数120,000枚に対して、50,871枚しか売り捌きの実績が報告されていない。不明分9,238枚を除いた59,891枚については破棄の対象となっているものである。

平成23年度の郵便局用粗大ごみ処理券の印刷状況は以下のとおりとなり、この印刷単価から、破棄の対象となっている59,891枚について印刷費原価を算定すると、約492千円（200円券（14,583枚＋7,300枚）×9.4円＝205,700.2円と500円券（20,108枚＋17,900枚）×7.53円＝286,200.24円の合計額491,900.44円）が、平成23年度における無駄な印刷費であったといえる。

**【平成23年度 郵便局用処理券の印刷の状況】**

券種	印刷枚数	単価	小計	合計
200円券	40,000枚	9.4円	376,000円	978,400円
500円券	80,000枚	7.53円	602,400円	

また、郵便局の粗大ごみ処理券については、年度ごとに印刷し、売り捌きできなかったものについては年度末で返送してもらい、廃棄することを毎年度繰り返している。その原因は、粗大ごみ処理券等の印刷物に「年度」及び「調定番号」等の印刷がなされているためであると推察される。

したがって、極力無駄を省く発注内容の管理を行うために、毎年度の売り捌き実績を考慮した印刷発注等に心がけるよう要望する。

更に、平成23年度における郵便局分とコンビニエンスストア分と生活環境事業所への直接持込分に係る粗大ごみ処理券については、ほとんどが共通する内



容であるにもかかわらず、別々に契約手続を行っている。各別の発注契約が必要である合理的な理由が乏しいものとする。したがって、効率のよい印刷の発注についての検討を要望する。

#### イ. コンビニエンスストアにおける粗大ごみ処理券の管理について（意見）

概要にも記載したとおり、各コンビニエンスストアは、毎月、取扱店分を取りまとめて、「粗大ごみ処理手数料収納実績報告書兼収納事務委託料請求書」と「粗大ごみ処理券在庫状況表」を収集計画課へ送付することとなっている。

各コンビニエンスストアから送付される「粗大ごみ処理券在庫状況表」では、以下のものの記載があり、収集計画課では当月受領枚数（当月に市から送付した枚数）を確認し、当月交付に応じて支払をする。

- (ア) 前月繰越枚数
- (イ) 当月受領枚数（＝当月市から送付した枚数）
- (ウ) 当月交付枚数
- (エ) 当月破損枚数
- (オ) 翌月繰越枚数

コンビニエンスストアの在庫については、「粗大ごみ処理券在庫状況表」により確認できる。平成 23 年度の在庫の状況は次の表のとおりである。

**【平成23年度コンビニエンスストア粗大ごみ処理券在庫状況**（単位：枚）

券種	H23年度印刷	コンビニ残高	市の残高
200円券	230,000	37,903	114,000
500円券	620,000	51,941	221,500
合計	850,000	89,844	335,500

この表では、平成 23 年度の印刷枚数（850,000 枚）、コンビニエンスストア側の残枚数（89,844 枚）及び収集計画課側での残枚数（335,500 枚）を集計したものである。売り捌き枚数と収納金額の合理的な検証が現在の報告書の検収方法で可能であるが、コンビニエンスストアからの実績の中の前期繰越枚数が、実際に現物の枚数と一致しているかどうかについて、検証がなされない限り、コンビニエンスストアの粗大ごみ処理券の管理枚数が正確であるかどうか、保証することはできない。実施には、郵便局用の粗大ごみ処理券と異なり、使用期限がないため、過年度印刷分でも使用が可能であり、相当過年度のものも残っていることが予想される。

したがって、収集計画課は、各コンビニエンスストアが管理する粗大ごみ処理券の正確な売り捌き枚数と残高を適正に管理し、検証するための手法を再度

構築するよう要望する。具体的には、各コンビニエンスストアの在庫管理、市からの受け入れ枚数管理、売払い管理及びその結果としての残枚数等の管理のそれぞれについて、各コンビニエンスストアのPOSシステム<sup>注</sup>の特性に合わせてそれぞれ対応する証票（在庫情報、発注情報及び販売情報に係るシステム証憑）をヒヤリング等により確認して特定する必要がある。これらのシステム証憑について、市が要求する情報として十分であるかどうかを評価して、月次提出資料として位置付けることも可能である。それにより、収集計画課における当該業務委託の管理を効率的、効果的に実施することが可能になるものと考えられる。

注：POSシステムは、「販売時点管理」と言い、コンビニエンスストアなど流通業界等の商品等の在庫管理及び受注・発注管理等をより厳密に行うことができるシステムである。

#### **第4 利害関係について**

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。